# 明清時代の牙人・牙行研究

東北大学大学院文学研究科 歴史科学専攻

銭 晟

# 論文目録

目次

緒言

本研究の対象・課題

本研究の構成・史料

第一章 中国牙人 · 牙行概説

はじめに

第一節 物品交換の発生と仲介業の起源

第二節 国家の仲介業に対する支配

第三節 国家の支配に応じる仲介業経営の展開

おわりに

第二章 牙人・牙行研究動向

第一節 日本における動向

- 1 第二次世界大戦前の研究
- 2 戦後から 1950 年代までの研究
- 3 1960 年代から 1980 年代までの研究
- 4 1990 年代以降の研究

小結

# 第二節 中国における動向

- 1 第二次世界大戦前における研究
- 2 1950年代から文革(1966年)までの研究
- 3 文革以後から 1980 年代までの研究
- 4 1990 年代からの研究

小結

おわりに

第三章 明末「牙税」考

はじめに

第一節 徴税請負と牙税との性質上の差異

第二節 牙行換帖銀の性格の変遷――地方行政費から中央軍事費へ――

第三節 明末における牙税の全国的な広がりと地方間の収入比較

おわりに

第四章 崇禎買弁改革と北京牙行の実相

はじめに

第一節 崇禎買弁改革

- 1 買弁方式の変遷と牙行の出現
- 2 崇禎改革前の買弁構造と崇禎改革の提案
- 3 崇禎改革の決行と施行の実態

第二節 崇禎改革から見る「官牙」の成立

# 明清時代の牙人・牙行研究

- 1 崇禎2年の改革提案と牙行の組み込み
- 2 崇禎5年の改革決行と官牙の成立
- 3 崇禎改革から見る北京牙行の実相

第三節 近世「官牙」の様式について

おわりに

第五章 明末における北京牙行の経営実態と利潤の蓄積

はじめに

- 第一節 北京牙行の数量についての考察
  - 1 「牙行換帖銀」の成立背景
- 2 北京牙行数量の考察——換帖銀徴収見積額と徴収定額の分析を手がかりに——
- 第二節 買弁商役に関わる牙行の活動範囲
  - 1 買弁商役の変遷と牙行
  - 2 買弁に関わる衙門・倉庫の所在地と牙行の活動範囲
- 第三節 官店・皇店の商税徴収から見る北京牙行の蓄積
  - 1 官店・皇店の商税徴収と牙行
  - 2 官店・皇店の課税対象としての牙行
  - 3 官店・皇店の徴税請負人としての牙行

おわりに

第六章 碑刻から見る江南の商品流通構造と牙人・牙行

はじめに

- 第一節 碑刻史料の概観
- 第二節 江南の運送構造と牙行の役割・機能――米運送業の構造の解明を焦点として―
- 第三節 牙人・牙行の類別と形態

おわりに

付表 碑刻史料リスト

第七章 明清江南地域の埠頭と水運流通

はじめに

- 第一節 牙行と埠頭との類似点・相違点
  - 1 ミクロ的考察――「印信文簿」から見る――
  - 2 マクロ的考察——国家支配政策から見る——
- 第二節 江南の水運ルート・船戸の種類と埠頭の設立条件
  - 1 埠頭を兼業する米商人(客商)
  - 2 埠頭を専業とする船戸
  - 3 埠頭管理の限界――海埠頭創設の禁止から見る――
- 第三節 埠頭経営の様相と国家の水運管理政策
  - 1 国家からの額外徴収
  - 2 埠頭の経営の実相
  - 3 埠頭機能の形骸化

# 明清時代の牙人・牙行研究

4 船行の設立——新たな管理形式として—— おわりに

終章

結論

展望

## 緒言

## 本研究の対象・課題

本研究は、中国の明清時代にかけて展開した仲介業、とりわけ牙人・牙行を研究の対象とする。

牙人とは売り手と買い手との商行為を仲介する仲介業者(broker)のことであり、牙行とは牙人により開設され、仲買業を営む組織である。牙人・牙行の起源は戦国時代にまで遡ることができるが、その活動が拡大するのは唐宋時代からである。唐宋時代から、仲介業者の牙人は、地方での需給中心である「市」が全国各地へ拡散してゆくのに伴って勃興し始め、つづく元代では牙人の団体組織である牙行が現れた。さらに明代においては、南京から北京への遷都や積極的な対外政策のもとで、経済活動を支える商品の流通が全国的規模に拡大したため、「座商」(地元商人)と「客商」(遠隔地間商人)との取引に介在する彼らは、中国の経済構造において不可欠の存在となっていた。清代に入ると、牙行は「海関」(税関)での徴税事務や「洋行」(海外の商品を販売する商店)での貨物の集散を担い、さらに国家財政に対して重要な機能を果たしていた。牙人・牙行が歴史上こうした役割を果たしてきた以上、それが近世中国社会における商業取引、ひいては経済構造を理解する鍵であると言っても過言ではないだろう。

さらに視野を東アジア全域に広げると、例えば日本の「荷受問屋」(日本国内に遠隔地商業を仲介する商人)、「仕入問屋」(仲買を営む商人)、「コンプラドール」(江戸時代の長崎貿易を支える商人)、琉球の「球商」(中・琉貿易を支える商人)など、中国の牙人・牙行と類似する組織を東アジアの各地に見出すことが出来る。こうした組織との比較検討を通じて、東アジアの全域を包括するような広い視野のもとで商業圏の生成やその発展などのテーマについて論じることが可能となるであろう。

近年話題となっているグローバル・ヒストリーと呼ばれる分野において、その代表的研究者であるフランクとポメランツとは近世ヨーロッパの先進地帯(イギリスやオランダ)と東アジアの先進地帯(中国の長江下流域および日本の畿内)とを比較して社会経済の発達状況を分析した。歴史の研究を進めるにあたってヨーロッパ史的な枠組みから脱して、世界史の範囲で歴史を構築しようと試みたのである¹。こうした潮流を受け、ヨーロッパやアメリカでも東アジアの仲介業者に注目して、独自の視座から中国の牙人とヨーロッパのbroker との性格を比較すると言った研究が進められている²。これらの研究が必ずしも東ア

.

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> アンドレ・グンダー・フランク著、山下範久訳『リオリエント――アジア時代のグローバル・エコノミー』藤原書店、2000年。K. ポメランツ著、川北稔監訳『大分岐――中国、ヨーロッパ、そして近代世界経済の形成』名古屋大学出版会、2015年などを参照。
<sup>2</sup> 例えば Angela Schottenhammer (2010), "Brokers and 'Guild' (huiguan 會館)

Organizations in China's Maritime Trade with her Eastern Neighbors during the Ming and Qing Dynasties", *Crossroads - Studies on the History of Exchange Relations in the East Asian World* 1/2, 99-150 令 Richard lufrano (2013), "Minding the Minders:

ジアの歴史を十分に解明しているとは言えないが、各研究は、近世東アジア各地域の類似する組織を相互に比較検討するという視角を提示し、さらに仲介業研究が国別の枠組みの中で行われているという現状を打破する可能性をも示唆している。

本研究ではこうした視角に立ち、中国の牙人・牙行を近世東アジア地域における商業構造上の関連性・類似性を分析する大きな手掛かりとして活用することを目指しているが、その第一歩として、牙人・牙行を切り口として明清時代の中国における商業構造の特質を解明したい。従来の先行研究は数多く存在し、その着目点は牙行の経営主体やその兼業内容・歴史的推移・国家との関係など非常に多岐にわたっている。近年でも研究が進められているが、その研究は国家による仲介業への支配に着目するものと、地方の商品流通に介在する仲介業の実相に注目するものとの二つに大別できる。各研究には以下に述べるような課題が存在し、さらに検討を深める必要があると考えられる。

# ① 国家による仲介業への支配について。

仲介業の機能を取り引きの周旋と定義すれば、その従業者は牙人・牙行のほか、また歇家 (宿泊・商品仲介を提供するもの³) や中人 (売買双方の締約を促成するもの⁴) など多岐に 渡っているが、国家が仲介業を掌握しようとした場合、その対象は主に牙人・牙行である。 国家によるこうした試みとしては「牙税」の徴収と牙行の経営への管理政策という二つが その代表といえよう。牙税の徴収をめぐって、先行研究では明代牙行の徴税請負が清代に は牙税へと変化したという、明清牙行制度上の連続性が指摘されている。しかし、この理解は、明代中後期の事例と清代中期のそれとを比較し、類似性が存在するという点から類推されたものである。こうした理解について、近年参照することが可能となった新たな史料を用いて、再度考察することは不可欠である。

また、牙行の経営に対する管理をめぐる先行研究は、国家の許可を受ける牙行――すなわち「官牙」――に着目して、その宋代における在り方を具体的に解明した<sup>5</sup>。しかしながら、そこで明らかとされた宋代における牙行の在り方を基準として、これを明清にも通じる国家による仲介業支配の近世的な様式であると理解することには違和感を覚えざるを得ない。私見によれば、明末における「官牙」の在り方は、宋代のそれとかなりの差異を示しているからである。宋代の「官牙」に対する理解を明代の「官牙」に対する理解へ応用できないとすれば、明代における牙行の在り方が改めて検討され、そこから「官牙」の近世的な様式を論じることが必要となる。

また通説では、明代華北の牙行は、なお当地の経済の規模に制約され固定の市場(官集)だけに存在し、その業務は取引の仲介を中心としていたと理解されている。だが、実際には北京とその周囲、及び北方の国境線地方には物資の消費地として全国から大量の商品が流入しており<sup>6</sup>、それに介在する牙行は単に仲介業のみを担う存在ではなかったのである。

Overseeing the Brokerage System in Qing China", *Late Imperial China*, 34(1), 67-107 などを参照。

<sup>3</sup> 胡鉄球『明清歇家研究』上海、上海古籍出版社、2015年。

<sup>4</sup> 李桃・陳勝強「中人在清代私契中功能之基因分析」『河南社会科学』2008 年 5 期。

<sup>5</sup> 宮澤知之「宋代の牙人」『東洋史研究』39巻1号、1980年。

<sup>6</sup> 新宮学『北京遷都の研究──近世中国の首都移転──』汲古書院、2004 年を参照。

このような当時の社会背景を踏まえて牙行の経営構造を再検討せねばならない。

また、牙行への課税についての考察から言えば、従来、考察の対象とされたのは山東や河北であって、これらの地域に設定された徴税額は低額であった。ただ、すべての地域で徴収額が低額であったわけではなく、実際に高い徴税額が設定されていた地域もある。こうした地域に注目して先行研究の結論を再検討しなければならない。例えば、北京周辺の牙税徴収に関する史料は、牙行への課税が強化されたことを記しており、「牙行利潤の蓄積、業務の拡大」を反映しているである。この見通しを踏まえて国家による北京(及びその周辺地域)の牙行への課税状況を具体的に検討することは不可欠な作業である。

以上の問題を考察するためには、全国の牙行の経営状況を詳細に記している史料が大きな手がかりとなる。本研究の第三・四・五章では、明末の財政史料たる『度支奏議』を主要な史料として(詳細は後述)、国家の牙行に対する支配、または国家の支配に応じる北京牙行の発展情況を把握していく。

# ② 地方の商品流通に介在する仲介業の実相について。

先行研究は、牙行の存在形態や国家による支配構造などを解明せんとして検討を加えた。 しかし、各検討についてはそれぞれの問題関心に限られていたため、一部の仲介業につい ては考察されたものの、仲介業の形態全般に対する把握はまだ十分とは言えない。先学に よって、商業秩序維持における牙行の重要性が提起されてはいるが、その論の前提となっ ているのは、商人の経営に関連する牙行の活動である。ここには商品の運送に関わる牙行 の役割という視点が含まれていない。したがって、かかる視点から改めて検討を積み重ね てゆくことが重要となろう。

また、近年では特定の地域、たとえば江南に着目する研究も現れた。しかし、その関心は市場内の交易に介在する仲介業経営状況、または地方の財政徴収に関わる仲介業の位置付けなどの問題であり<sup>8</sup>、当地の商品流通に介在する仲介業の経営実相に対する考察は、まだ地道な実証研究が必要である。例えば、先行研究では水上運送業の支配者である「埠頭」を一種の牙行と見なし、その商品流通を保護する役割を解明し、これによって仲介業の商品流通に介在する実相を論じた。しかし、商品流通に対する役割や、国家支配に応じる経営状況などの点から見れば、埠頭と牙行との間には等閑視できない大きな差異があり、それが未解明のまま、埠頭を通して牙行の実相に迫ることは到底不可能である。私見によれば、江南の商品流通に介在する仲介業の実相を埠頭から解明するためには、埠頭と牙行との関係を系統的に把握することが不可欠である。

上述の問題点を解明するためには、地方における牙行の経営活動について具体的に記す 史料が突破口となる。本研究の第六・七章では上述の問題について明末から清末までの江 南碑刻史料を中心に分析を加える。

<sup>「</sup>牙行利潤の蓄積、業務の拡大」に関する論述は新宮学「明代の牙行について――商税との関係を中心に――」『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』下巻、汲古書院、1990 年を参照。

<sup>8</sup> 山本進「清代江南の牙行」『東洋学報』74巻1・2号、1993年。同「明末清初江南の牙行と国家」名古屋大学『東洋史研究報告』21号、1997年。同『明清時代の商人と国家』研文出版社、2002年。

## 本研究の構成・史料

本研究の構成は以下の通りである。

第一章「中国牙人・牙行概説」では、仲介業の起源、牙行という名称の由来などについて、諸説を整理した上で、唐・宋・元・明・清歴代王朝による仲介業への支配の情況、及び仲介業の経営が国家支配に応じて展開する過程を概観する。

第二章「牙人・牙行研究動向」では、仲介業に関わる先行研究を日本・中国に分けてそれぞれに整理し、各国の研究現状を把握する。

第三章「明末『牙税』考」では、明代と清代との仲介業支配制度上の連続性についての 問題を、牙税の側面から分析していく。

第四章「崇禎買弁改革と北京牙行の実相」では、明末の買弁改革と関わる北京牙行の実相を捉えた上で、明朝と宋朝との仲介業支配上の差異を検討する。

第五章「明末における北京牙行の経営実態と利潤の蓄積」では、買弁に介在する牙行の 地域分布を分析した上で、国家による北京(及びその周辺地域)に存在する牙行への課税 情況を検討し、これによって牙行の経営の実態と利潤の蓄積を検討する。

第六章「碑刻から見る江南の商品流通構造と牙人・牙行」では、碑刻史料を中心に、江南地域の商品運送構造を概観し、当地における仲介業の類別・形態を示す。

第七章「明清江南地域の埠頭と水運流通」では、水運業者、とりわけその支配者である「埠頭」を考察の対象として、それと牙行との関係を解明した上で、江南水運構造の実相を具体的に把握する。

如上の問題を考察するにあたって主として用いた史料は、前述のように明末の財政史料たる『度支奏議』と、明清江南の碑刻史料を中心とする。

まず、『度支奏議』について述べる。『度支奏議』は、明末の戸部尚書畢自厳(在任 1628~1633 年)が万暦以来の財政における諸問題を解決するため行った戸部の上奏を集成したものである。編纂者の畢自厳は山東済南府淄川県出身、万暦 20 年(1592)の進士である。南直隷松江府推官から出仕し、崇禎元年に戸部尚書となった。その後、畢自厳は『賦役全書』の作成を志していたが、崇禎6年に失脚したためにこれを完成させることができなかった。彼は在任期間における戸部の公文書を取り纏め、この『度支奏議』を編纂した。この『度支奏議』は従来、財政史や軍事史、政治史の分野において有用性が指摘されてきたが9、牙行に関する研究などには用いられてこなかった。しかし、牙行についても豊富な情報を提供してくれる極めて有用な史料であることは疑いない。今回使用する『度支奏議』の版本

\_

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 楊永漢『論晚明遼餉収支』台北、天工書局、1998年。吉尾寛「明末の戸部尚書畢自厳の兵餉運営に対する一視点――『度支奏議』「堂稿」部に記載される数値史料を手がかりにして――」岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所、2004年。李華彦『財之時者――戸部尚書畢自厳与晚明財税――』新北、花木蘭出版社、2012年、同「崇禎朝薊遼兵変与餉税重整」国立清華大学歴史研究所へ提出した博士論文、2013年(台湾博碩士論文知識系統より入手)。曾美芳「晚明戸部的戰時財政運作――以己巳之変為中心」国立暨南大学歴史学研究所へ提出した博士論文、2013年(台湾博碩士論文知識系統より入手)。胡鉄球『明清歇家研究』上海、上海古籍出版社、2015年。

は、中国国家図書館所蔵の崇禎刻本であり、『続修四庫全書』(上海古籍出版社、2002年) 史部 483~490 冊に収録されている。その内容は、堂稿 20 巻、新餉司 36 巻、辺餉司 11 巻、 山東司 7 巻、浙江司 1 巻、湖広司 2 巻、四川司 5 巻、江西司 1 巻、広東司 1 巻、広西司 4 巻、雲南司 17 巻、貴州司 2 巻、福建司 4 巻、山西司 2 巻、河南司 1 巻、 冊庫 1 巻、陝西司 4 巻の合計全 119 巻である。「堂稿」は畢自厳が崇禎帝に奉った上奏である<sup>10</sup>。それ以外の各編は戸部内の部局である清吏司の上奏である。たとえば新餉司(新規の軍需担当)や辺餉司(従来の軍需担当)は明末に頻発した対外戦争の軍需に対応するため設置されたもので、「新餉司」 36 巻や「辺餉司」 11 巻には商税に関する記載も多く含まれている。また、各巻に含まれる牙行と相関するものをさらに細分化すると、商税(牙税)、塩法、漕運、 魚商(商人に対する徭役)<sup>11</sup>、撫賞(兵士への賞与)という五つの論点に分けることができる。本研究ではとくに商税・ 魚商に深く関連する上奏文を中心として考察を行い、それ以外に関連する上奏文を手がかりとする考察は、今後の課題とする。なお、 魚商に関わる上奏はすべて官買改革をめぐってのものである。商税分野の上奏文はさらに換帖銀改革・換帖銀徴収・註斛牙税徴収・条税帯徴に細分することができる(各上奏文の詳細は表 1 を参照)。

次に、江南の碑刻史料についてであるが(表2を参照)、管見の限り、最も早期に刊行さ れた史料集は1959年、江蘇省博物館が編纂し、生活・読書・新知三聯書店が出版した『江 蘇省明清以来碑刻資料選集』である。これは蘇州の会館及び行業公所が建てた 543 件の碑 刻を記録し、その内 370 件の碑刻録文を掲載している。この史料集の出版によって、江南 社会の経済・文化研究は多大な影響を受けた。改革開放以後の 1980 年には、上海博物館図 書資料室が市内及び郊外の調査を行い、245件の碑文を収集して『上海碑刻資料選輯』を編 纂した。1981 年には、蘇州歴史博物館と江蘇師範学院歴史系及び南京大学明清史研究室が 『江蘇省明清以来碑刻資料選集』に掲載されていない碑刻を補うため、『明清蘇州工商業碑 刻集』を作成した。『江蘇省明清以来碑刻資料選集』と比較して、この碑刻集には新たに130 件の碑文が収録されている。1989年には、江南地域だけでなく、北京の碑刻も含めて、118 件を収録した碑刻資料集『清代工商業碑文集粋』が彭澤益氏により編纂された。この碑刻 集は、各地の会館・公所の工商業機構としての機能を示したが、それ以外の商品流通・国 家制度に関わる碑刻については収録されていない。90年代に入ると、500件の碑刻を含め た『明清以来蘇州社会史碑刻集』が蘇州大学により出版された。この資料集には経済類碑 刻だけでなく、社会文化日常生活に関する様々な墓誌も収められている。そのほか、2012 年出版の『嘉定碑刻集』は嘉定縣の973件の碑刻を収集した。この史料集に含まれている 経済関係の碑刻は、すべて前述の各史料集に載せられており、仲介業に関する新しい碑刻 は収録されていない点が惜しまれる。ただ、この史料集には録文のみならず、碑刻の画像

-

<sup>10</sup> 注 (7) 前掲吉尾「明末の戸部尚書畢自厳の兵餉運営に対する一視点——『度支奏議』「堂稿」部に記載される数値史料を手がかりにして——」を参照。

<sup>11</sup> 詳細は新宮(佐藤)学「明代北京における鋪戸の役とその銀納化――都市商工業者の実態と把握をめぐって――」『歴史』62 輯、1984年。同「明代南京における鋪戸の役とその改革――『行』をめぐる諸問題――」国士舘大学『人文学会紀要』17 号、1985年。高寿仙「市場交易的徭役化――明代北京的『鋪戸買辦』与『召商買辦』――」『史学月刊』、2011年3期などを参照。

も掲載され、録文にも注釈が付されている点は有用である。

表1 『度支奏議』における商税・僉商分野の上奏

上奏名	上奏文の日付	分野	出典
会議辺餉条陳六款疏	崇禎2年3月19日	商税(換帖銀改革)	堂稿巻 4
題覆会議辺餉議単十二款疏	崇禎2年閏4月4日	商税 (換帖銀改革)	堂稿巻 5
題覆太常寺少卿呂維祺会議疏	崇禎2年閏4月4日	商税 (換帖銀改革)	堂稿巻 5
題覆戸科都給事中解学龍等会議疏	崇禎2年閏4月4日	商税 (換帖銀改革)	堂稿巻 5
会議辺餉事竣通行彙冊頒布疏	崇禎2年5月16日	商税 (換帖銀改革)	堂稿巻 6
題叅明智草場郭昭封疏	原缺	僉商 (官買改革)	堂稿巻 19
覆応天撫属増解会議旧餉款項疏	崇禎3年9月11日	商税(換帖銀徴収)	辺餉司巻4
題請畿南四府协済按数節省充餉疏	崇禎3年11月11日	商税 (換帖銀徴収)	辺餉司巻4
覆省直奏报会議充餉銭粮载入考成疏	崇禎4年7月22日	商税(換帖銀徴収)	辺餉司巻8
題覆尽革僉商改為召買折価疏	崇禎2年閏4月3日	僉商 (官買改革)	広西司巻2
題覆遵制僉商講求蘇商疏	崇禎2年5月20日	僉商(官買改革)	広西司巻2
題請午門給散夏季商価疏	崇禎2年6月19日	僉商(官買改革)	広西司巻2
暫停給散商価疏	崇禎2年12月20日	僉商(官買改革)	広西司巻2
僉足商額補買草束疏	崇禎3年正月10日	僉商(官買改革)	広西司巻2
覆巡青科院増減商役疏	崇禎 4 年 11 月 25 日	僉商(官買改革)	広西司巻3
覆順撫京商破例外僉疏	崇禎 5 年正月 10 日	僉商(官買改革)	広西司巻3
僉商擾民請寬限具奏疏	崇禎5年2月13日	僉商(官買改革)	広西司巻3
覆僉商困民改議官買疏	崇禎5年2月26日	僉商(官買改革)	広西司巻3
会估秋季草料価値疏	崇禎5年8月18日	僉商(官買改革)	広西司巻3
題議倉場商価准給四分之一疏	崇禎5年4月5日	僉商 (官改革)	広西司巻4
題議香料官買事宜疏	崇禎5年4月30日	僉商(官買改革)	広西司巻4
覆御史董羽宸張湾蠲免商税疏	崇禎3年5月1日	商税(註斛牙税徴収)	貴州司巻1
覆通鎮督部破格蠲賑通湾疏	崇禎3年7月18日	商税(註斛牙税徴収)	貴州司巻1
覆議崇文門加増條税疏	崇禎4年10月20日	商税(条税帯徴)	貴州司巻2
題崇文門官商納税則例疏	崇禎5年正月9日	商税(条税帯徴)	貴州司巻2
題議帯徴積逋條税銀両疏	崇禎5年6月17日	商税(条税帯徴)	貴州司巻2

# 明清時代の牙人・牙行研究(緒言)

表 2 江南碑刻史料の出典

書名	編纂者	出版社		収録碑刻数
江蘇省明清以来碑刻	江蘇省博物館	生活・読書・新知	1959	370
資料選集		三聯書店		(543)
上海碑刻資料選輯	上海博物館図書資料室	上海人民出版社	1980	245
明清蘇州工商業碑刻	蘇州歴史博物館・江蘇師範学院 江蘇人民出版社		1981	258
集	歴史系・南京大学明清史研究室			
清代工商業碑文集粋	彭澤益	中州古籍出版社	1989	181
明清以来蘇州社会史	王国平・唐力行	蘇州大学出版社	1998	500
碑刻集				
嘉定碑刻集	張建華・陶継明	上海古籍出版社	2012	973

# 第一章 牙人 · 牙行概説

#### はじめに

本章では、牙人・牙行はどのようなものであり、どのような発展を歩んできたのかなど 基礎的な問題を整理する。以下、仲介業の起源と牙人の出現を紹介した上で、国家による 仲介業への支配政策の変遷経緯を整理し、あわせて牙人・牙行の経営上の発展経緯を概観 していく。

## 第一節 物品交換の発生と仲介業の起源

仲介業が現れるには、すでにある程度の物品交換が発生していることがその前提となる。それは氏族制度を根幹とする原始社会の家内経済からは発生しえず、私有財産権の確立と職業の分化との条件が整備された殷周時代から現れたものと考える。また、農耕を主として生計を立てている「庶」という民衆層は自給生産を目的としており、財貨の輸送・販売に従事することは極めて限定されている。財貨の交換は「士」と言われる兵役負担層、または諸侯世族という社会の支配層を中核として担われていた。『周礼』地官司徒、質人之職の条によれば、市場での交易品は主に労働力としての奴隷や家畜の牛馬、兵器、及び特産品である。西周時代の市場では「質人」という取引契約、計量単位を司る管理者が存在していた。彼らは奴隷や牛馬を売買する「大市」の場合、「質」という契約書を使用し、兵器や特産を売買する「小市」の場合、「剤」という契約書を使用する¹。明確な仲介業者はその時代にはいまだ存在してはいないが、このように取引に介在して、売買双方の利益を担保する職務は確かに後世の仲介業者の機能と類似している。

通説では、仲介業者の起源は「駔儈」という戦国時代の馬販売者に遡るとされている。 駔の字義は『説文解字』によれば、強健な馬である<sup>2</sup>。『呂氏春秋』には段干木という馬販売 者が「大駔」と呼ばれたことが記されている<sup>3</sup>。これは「駔」に馬販売業者という意味が派 生していることを示す<sup>4</sup>。秦や前漢の時代に至ると、匈奴との戦争を遂行するため、大量の 軍馬を準備することが求められた。この時代に馬市貿易はより発達したといえよう。後漢

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> (後漢) 鄭玄『周礼』(台北、台湾商務印書館、1965年)、地官・質人には「質人掌成市 之貨賄・人民、・牛馬・兵器・珍異。凡賣儥者質劑焉、大市以質、小市以劑。掌稽市之書契、 同其度量、壹其淳制、巡而考之、犯禁者舉而罰之。凡治質劑者、国中一旬、郊二旬、野三 旬、都三月、邦国期、期内聽、期外不聽」とある。また郭沫若『中国史稿』北京、人民出 版社、1976年、第1冊、256~257頁。孟繁冶「中国古代商貿活動中的経紀人」『文史知識』 1996年5期、18頁を参照。

<sup>2 (</sup>後漢) 許慎『説文解字』(北京、中華書局、1963年) 巻11、馬部を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> (戦国) 呂不韋『呂氏春秋』(講談社、1987年)巻4、孟夏紀第4、四月紀には「三曰、… 段干木、晋国之大駔也」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> また(南朝宋)裴駰『史記集解』(台北、成文出版社、1971年)巻 129 には「徐廣曰、駔、音祖朗反。馬儈也。駰案、『漢書音義』曰「會」、亦是「儈」也。節物貴賤也。謂估儈。其餘利比千乘之家」とある。

では大駔の「駔」を「市儈」と理解している $^5$ 。当時の「儈」は「合市 $^6$ 」(交易すること)であった。南北朝の時代において、駔と儈(會)とはともに売買を促成する「度市」(牙人と類似する仲介業者)の意味を有しており $^7$ 、交易の商品は牛・馬など家畜を中心としていた。隋唐時代に至ると、「駔」にはリーダー(首率・首辛)という意味が現れ $^8$ 、「大駔」は大手の馬販売業者を指していた $^6$ 。 駔儈の意味は上述のように変遷しており、南北朝の時代から売買仲介という意味を有するようになったといえよう。それにともない仲介業者が扱う商品は、馬や牛などの家畜に止まらず、一般生産物へと拡大していった $^{10}$ 。

唐代から、大量の軍隊を維持するための軍用物資の輸送によって、経済的流通が一層活発化していった。それを背景として、仲介業も発展し、「牙」の字を用いる仲介業者が大量に現れた。「牙」の字の起源・意味については、いくつかの説があるが、いずれの説も根拠とするのは「互市牙郎<sup>11</sup>」に関わる史料である。互市牙郎はまた「互市郎<sup>12</sup>」、「番市牙郎<sup>13</sup>」、「諸蕃互市牙郎<sup>14</sup>」とも呼ばれ、辺境の市に中国人と外国人(異民族)との貿易を管理する職務である。宋代人は、「牙郎」を「互郎」、すなわち牙人の「牙」を「互」の転訛であると見なした。北宋の史学者劉邠が編纂した著書『中山詩話』(『貢父詩話』とも言われる)には

牙人は昔は駔儈と称された。現在、牙と呼ぶのは間違いである。劉道原は言う、元々は互郎と称され、互市を司る者であった。唐人が互字を牙と書いたため、牙に訛したのだ、と<sup>15</sup>。

7 (南朝宋) 范曄『後漢書』(北京、中華書局、1965年) 巻 68、列伝 58、郭符許の伝記には「説文曰、駔、會也。謂合両家之賣買、如今之度市也」とある。

<sup>5 (</sup>後漢) 高誘・許慎注『淮南子』(上海、世界書局、1935年) 巻 13、氾論訓には「段干木、晋国之大駔也、而為文侯師。…駔、市儈也」とある。

<sup>6 『</sup>説文解字』巻 9、人部には「儈、合市也」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> (後漢) 班固『漢書』(北京、中華書局、1962年) 巻91、貨殖伝61には「師古曰、儈者、 合会両家交易者也。駔者、其首率也。駔音子朗反。儈音工外反」とある。(宋) 李昉『太平 御覧』(上海、上海書店、1985年) 巻828、資産部8、駔儈には「師古曰、儈者、合会両家交 易者也。駔者、其首辛也」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> また、陳明光・毛蕾「駔儈、牙人、経紀、掮客—中国古代交易仲介人主要称謂演変試説」 『中国社会経済史研究』1998 年 4 期を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> (唐) 司馬貞『史記索隠』(『史記』北京、中華書局、2013 年版、巻 129、貨殖列伝第 69、「節駔儈」の注を参照) 巻 28、節駔儈には「駔、旧音祖朗反。今音驡。駔者、度牛馬市。云駔儈者、合市也」とある。また、稲葉岩吉「駔儈・牙儈及ビ牙行ニ就イテ―支那税源ノ歴史的考察(上・下)」『東亜経済研究』5 巻 2 ・ 3 号、1921 年。山田勝芳「『史記』貨殖列伝「節駔儈」について」『集刊東洋学』53 巻、1985 年を参照。

<sup>11 (</sup>北宋)司馬光『資治通鑑』(北京、中華書局、1956年)巻 214、唐紀 30、開元 23年には「安禄山者、…皆為互市牙郎」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> (北宋) 歐陽修『新唐書』(台北、成文出版社、1971年)巻 225、列伝 150、逆臣上の安禄山の伝を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> (唐) 姚汝能 『学海類篇』第2冊(台北、台湾文源書局、1964年)に収録された「安禄 山事跡」上を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> (清) 繆荃孫『藕香零拾』(『歴代史料筆記叢刊』北京、中華書局、2006 年)に収録された「安禄山事跡」を参照。

<sup>15 『</sup>貢父詩話』(台北、芸文印書館、1965年)「牙人、…古称駔儈。今謂牙、非也。劉道原云、本称互郎、主互市。唐人書互為牙、因訛為牙」。

という。後世の中国、及び日本の知識人はこの見解に従っていた16。これは、互の字に「犬 牙交錯」(犬の牙のように入り組んでいる)という意味が存在しているからであろう17。し かし、この説では互字と牙字との発音上の区別を説明することが出来なかった。

「互市牙郎説」の次は「牙筹由来説」である。『晋書』の王戎の伝には「王戎は財貨を 好み、つねに自ら牙筹を持って、昼夜に計算する」という18。「牙筹」とは魏晋時代に おける計算道具として、仲介業者に使用された可能性が高い。だから、仲介業の呼称 はこれによって牙郎・牙人としたのではないか、と推定する論者もいた<sup>19</sup>。しかし、 証明できる史料は少なく、この考えはなお推測の段階に止まっている。

その他に、牙を人の歯と結びつける考えもある。これは仲介業者は売買を斡旋する 場合、双方を説得するため、弁才が不可欠であったとし、この理解にもとづき、仲介 業者は民衆に「伶牙俐歯」(利口)な人と見なされ、牙人と称されたとするのである<sup>20</sup>。

最後は、「牙旗」を由来とする説である。牙旗とは古代天子が出征する時に立てた、象牙 の飾りがついた旗である。牙旗を立てたところには天子、或いは将軍がいた21。そこで牙帳・ 牙宅・牙城などの名称が現れ、牙の名称を冠するものは一般官府を指したものと解される ようになった。このような経緯で、国家に指名されて、市場貿易の管理を司る仲介業者が 牙郎・牙人と呼ばれてきたという<sup>22</sup>。

上述諸説の内、どちらかが一番正確なのかについては、現在いまだ定説がない。

## 第二節 国家の仲介業に対する支配

国家による仲介業への支配は漢代より始まり23、唐代に入ると、増税改革の一環として仲

<sup>16</sup> たとえば(元)陶宗儀『南村輟耕録』(北京、中華書局、1959年)巻11、牙郎には「今人 謂駔儈者為牙郎。本謂之互郎。謂主互市也。唐人書互作牙、互與牙字相似、因訛而為牙耳」 とある。(江戸) 伊藤東涯『名物六帖』(京都、朋友書店、1979年) 第2帖、人品笺3には「牙 儈、品字笺。—会也——以歯牙而会合市中之交易者。按、此説迂泥。牙只是互草書耳。当従 輟耕録云」とある。

<sup>17 (</sup>清)張玉書・陳廷敬『康熙字典』(北京、中華書局、1958 年)巻 21、牙部。また、小林 高四郎「唐宋牙人考」『史学』8巻1号、1929年、65~66頁を参照。

<sup>18 (</sup>唐)房玄齢『晋書』(北京、中華書局、1974年)巻 43、列伝 13、王戎の伝には「戎… 性好興利、…毎自執牙筹、昼夜算計」とある。

<sup>19</sup> 前掲小林高四郎「唐宋牙人考」。

<sup>20</sup> 劉重日・左雲鵬「対『牙人』『牙行』的初歩探討」『文史哲』1957年8期を参照。

<sup>21 (</sup>唐) 李善『文選注』(『六臣注文選』北京、中華書局、1987年所収)巻3、賦乙、京都 中、東京賦には「文徳既昭、武節是宣、…戈矛若林、牙旗繽紛。若林、言多也。繽紛、風吹 貌。兵書曰、牙旗者、将軍之旌。謂古者天子出、建大牙旗、竿上以象牙飾之、故云牙旗」 とある。

<sup>22</sup> 稲葉岩吉「駔儈・牙儈及ビ牙行ニ就イテ─支那税源ノ歴史的考察(上・下)」『東亜経済研 究』5巻2・3号、1921年を参照。

<sup>23 (</sup>前漢)司馬遷『史記』(北京、中華書局、1982 年)巻 129、貨殖列伝には「凡編戸之民、… 節駔會、貪賈三之、廉賈五之、此亦比千乘之家、其大率也」とある。即ち、漢代には、「節 駔僧」という仲介手数料の値下がり施策が実施していた。この施策は仲介業手数料の収益 を初めに記録していた。詳細は山田勝芳前掲「『史記』貨殖列伝「節駔儈」について」を参 照。

介業者がその対象となり、取引斡旋の記録簿たる「印紙」を牙人に与えるという制度が設けられた<sup>24</sup>。国家はこの「印紙」上の記録に従って、牙人から「儈保銭」という取引税・登録税を徴収し、同時に市場での商業情況を把握していた<sup>25</sup>。さらに五代時期(907~960)になると、国家は商業の安定化を図り、牙人に取引の成立を保証するという義務を押し付けた<sup>26</sup>。北宋では、熙寧 5 (1072) 年に市易法が実施されて、牙人が国家によって大量に雇用された。当時、官府は「腰牌<sup>27</sup>」という身分証明書と、「手把暦<sup>28</sup>」という取引記録簿とを牙人らに配布して、牙人に対する定期的な管理を始めた。これは国家が商品流通の支配(市易法)を目的として打ち出した方策であるが、その意図は実現しなかった。南宋に入ると、地方官府は民間での仲買を主要な業務とする牙人を流通政策の鍵として利用し、市場に対する間接的な統制を図った<sup>29</sup>。

元代には、宋代までと異なるやり方で牙行を統制しようという試みがなされていた。国家は「私造斛斗秤尺」、「革去私牙」<sup>30</sup>などの法律条文を設けて仲介業者を管理していた。条文の規定内容とは以下のようなものである。

- ① 文契を立てて(以下、立契と省略)売買する必要のある牙行は「官牙」として、従来通り存続させる。その場合、仲介手数料の「牙銭」は最高で10両毎に2銭、即ち2%までとする。
- ② 羊の売買、及び立契を必要とする売買以外の仲介業は「私牙」として、すべて革去する。

元代における牙人管理政策はこの二者に代表されると言ってよい<sup>31</sup>。このような仲介業政策は、元朝の支配力の衰退にともない機能を喪失してゆき、「官牙」と「私牙」とは流通を阻害するものになった。

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> (後晋)劉昫『旧唐書』(北京、中華書局、1975年) 巻 49、志第 28、食貨下、建中 4 (780) 年 6 月戸部侍郎趙賛の条には「天下公私、給與貨易、率一貫舊算二十、益加算爲五十。給 與他物或兩換者、約錢爲率算之。市牙各給印紙、人有買賣隨自署記、翌日合算之」とある。 <sup>25</sup> 日野開三郎『唐代邸店の研究』福岡、九州大学文学部東洋史研究室、1968 年。

<sup>26 (</sup>北宋) 王溥『五代会要』(上海、上海古籍出版社、1978年)、巻 26、市には「(後唐天成元年十一月二十一日敕) 今後宜令河南府一切禁斷、如是産業・人口・畜乘、須憑牙保。此外仍不得輒置。仍委兩軍巡使覺察、切加捉獲。如違、並當嚴斷。… (周<u>廣順</u>二年十二月) 今後欲乞明降指揮、應有諸色牙人店主引致買賣、並須錢物交相分付。或還錢未足、祗仰牙人店主明立期限、勒定文字、遞相委保。如數內有人前卻、及違限別無抵當、便仰連署契人同力填還。如有發覺、一任親鄰論理、勘責不虚、業主牙保人並行重斷、仍改正物業。或親戚鄰人不收買、妄有遮恡、阻滯交易者、亦當深罪」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> (北宋) 李元弼『作邑自箴』(台北、台湾商務印書館、1966 年) 巻1には「一、客旅出売物色、仰子細説論、止可令係籍有牌子牙人交易、若或不曾説論、商旅只令不係有牌子牙人交易、以致脱漏銭物、及拖延稽滯、其店戸當行厳断」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> 『作邑自箴』巻3には「応鎮耆莊宅牙人、根括置籍、各給手把暦、遇有典売田産、即時 抄上立契月日銭数、逐旬具典売数申県、乞催印契、其暦半月一次赴県過押」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 宮澤知之『宋代中国の国家と経済――財政・市場・貨幣――』創文社、1998 年、227 頁。 <sup>30</sup> 陳高華點校『元典章』(天津、天津古籍出版社、2011 年)巻 57、刑部、斛斗秤尺牙人の 条を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> しかし、和糴専売を務める牙人は、また特権を持つ仲介業者として市場で活躍していた。 詳細は斯波義信『宋代商業史研究』風間書房、1968年。また前掲宮澤著書第1部、第4章 を参照。

明初の洪武 2 (1369) 年、国家は流通の活発化を目指して、すべての牙人・牙行を一時に廃止する政策を出した<sup>32</sup>が、後には牙人・牙行の機能を認めて、元朝の官私牙行制度を導入し、洪武 30 年 (1397) に「私充牙行埠頭」の条文を設けた<sup>33</sup>。この条文は仲介業を管理する最も重要なものとして、後世の清末まで存続していた<sup>34</sup>。その内容は大まかに牙行・埠頭(船牙行)には抵当財産がある人から充当するという条件を決定することと、客商や船戸の住所・姓名・路引字号(パスポートナンバー)・商品数目などの商貨情報記録とに大別されるが、いずれも商品流通を保護する点に主眼を置いていた<sup>35</sup>。なお、条文に見える「印信文簿」(店暦<sup>36</sup>) という取引記録簿は、唐代の「印紙」、宋代の「手把暦」と同様の機能を有している。

弘治(1488-1505)時期から、国家による全国の課税衙門(宣課司)の廃止・合併が行われる。その結果、残された商税の徴収任務は「商税徴収請負」という形式で仲介業の牙人・ 牙行に押し付られた。

嘉靖(1522-1566)時期から、特に江南地域における牙人・牙行の仲買業務が他の地域に先駆けて発達し始めた。国家による牙行の営業への課税、換言すると牙行が国家へ営業税を納付することは、「納穀慣行」という形を取って、江南地域より現れた。地方官府は牙行から米穀を徴収して、代わりに営業許可書に準ずる「牙帖」を配布していた。この慣行こそが、明代において国家が牙行へ課税を行う最初期の形態である。課税の名目は営業税であり、唐宋時代の取引税・登録税とは異なる³7。後には、「納穀」(牙行が糧食を官府に納めること)によって牙帖(県帖)を受け取るという慣行が全国に普及していき³8、崇禎2年(1629)

<sup>.</sup> 

<sup>&</sup>lt;sup>32</sup> 洪武 2 年における牙行の全面的禁止について、(明) 朱元璋『御製大誥続編』(劉海年・楊一凡編『中國珍稀法律典籍集成』北京、科学出版社、1994 年所収) 牙行第 82 には「天下州県・鎮店去処、不許有官牙・私牙。一切客商応有貨物、照例投税之後、聴従発売。敢有稱係官牙・私牙、許隣里坊拿獲赴京、以憑遷徙化外。若係官牙、其該吏全家遷徙。敢有為官牙私牙、両隣不首、罪同。巡闌(攔)敢有刁蹬多取客貨者、許客商拿赴京來」とある。客商の貨物は客商の販売に任せ、官牙と私牙いずれもこれに関与してはならないという趣旨である。『御製大誥続編』の頒行時期は洪武 19 年(1386)であるが、楊一凡『明大誥研究』(江蘇人民出版社、1988 年)、同『中国珍稀法律典籍集成』乙編第 1 冊(科学出版社、1994 年、13 頁)によると、「牙行第八十二」の条は洪武 2 年にすでに頒布された。

<sup>&</sup>lt;sup>33</sup> (明) 朱元璋『大明律』(北京、法律出版社、1999 年)巻 10、戸律、私充牙行埠頭には「凡城市郷村、諸色牙行、及船埠頭、並選有抵業人戸充應。官給印信文簿、附寫客商、船戸、住貫姓名、路引字號、物貨數目。毎月赴官査照。私充者杖六十、所得牙錢入官。官牙埠頭容隱者、笞五十、革去」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>34</sup> 邱澎生「由市廛律例演變看明清政府対市場的法律規範」『史学: 伝承與変遷学術研討会論 文集』1998 年を参照。

<sup>35</sup> 新宮(佐藤)学「明代の牙行について――商税との関係を中心に――」『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』下巻、汲古書院、1990年。

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup> 『大明令』(劉惟謙撰・ 懷效鋒點校『大明律:附大明令・問刑條例』瀋陽、遼瀋書社、 1990年所収) 戸令には「凡客店毎月置店曆一扇、在内付兵馬司、在外付有司署押訖、逐日 附寫到店客商姓名人数起程月日、月終各赴所司査照」とある。

<sup>37</sup> 牙税の性質に巡る論争は、稲葉岩吉「駔儈・牙儈及び牙行に就いて――支那税源の歴史的考察――」『支那社会史研究』大鐙閣、1922年。小林高四郎「唐宋牙人考」『史学』8巻1号、1929年を参照。

<sup>38</sup> 新宮学「明代の牙行について――商税との関係を中心に――」『山根教授退休記念明代史 論叢』汲古書院、1990年。

にはすでに各地方官府の財政を支える重要な財源たる「牙税」となっていた。その時、牙税は実物の穀ではなく、計算・運送便利の銀両に換算された $^{39}$ 。また、崇禎 4(1631)年頃には全国の牙人(経紀とも呼ばれる)・牙行は既に国家によって「三等九則」に区分され、3年に1度牙帖を交換し、1年に1度帖価(牙行換帖銀と考えられる)を納付していた $^{40}$ 。管見の限り、これが国家によって牙行に等級が設定されたという最初の史料である。

清代に至って、国家による牙行の支配は太平天国による戦乱の勃発を画期として前期と 後期とに区分される。前期は乾隆時期までのさまざまな改革を経て牙行を管理する制度が 整えられていった。これは国家が統制の安定と商業の発展を意図し、「不良牙行の排除<sup>41</sup>」 を目指した結果である。このような制度の整備は牙帖をめぐる改革を中心に進められた。 その内容を概略的に述べると以下のようになる。

- ① 牙帖を編集・審査すること。康熙 29 (1690) 年、江西で牙帖の編集・審査制度が試行された<sup>42</sup>。康熙 45 (1706) 年から乾隆 30 (1765) 年までの間、全国規模で牙帖について 5 年 1 回、編集・審査を行うという、所謂「五年編審制度」が実施されていた<sup>43</sup>。
- ② 一牙帖の経営範囲を一種類の商品に限定すること<sup>44</sup>。康熙 45 (1706) 年、国家は一つの牙帖のみで複数の牙行を経営する(総行を開設する) 行為について禁令を出した<sup>45</sup>。
- ③ 牙帖の頒給窓口を一元化して、増設を制限した。雍正 4 (1726) 年、牙帖の発行権を 州縣の官府から布政使司に一元化した<sup>46</sup>。雍正 11 (1733) 年、牙帖の頒布数量を定額化して、

<sup>45</sup> 『読例存疑』巻 17、戸律之九、市廛、私充牙行埠頭には「若有棍徒頂冒朋充、巧立名色、霸開総行、逼勒商人不許別投、拖欠客本、久占累商者、問罪」とある。ただし、各牙行が自ら牙帖を保持した上で総行を設立することは許されていた。(清)李鈞撰『判語録存』(『歴代史料筆記叢刊』北京、中華書局、2006 年所収)巻 2、「公請輪充頭畜行総行頭事」には「洛陽頭畜行、共計有十五鎮牙紀、向設総行頭一名、承弁春秋祭祀等差」とある。

<sup>39</sup> 錢晟「明末『牙税』考――その性質と財政上の役割を中心に――」『集刊東洋学』115号、2016年。

<sup>&</sup>lt;sup>40</sup> (明) 畢自厳『度支奏議』辺餉司巻 8、「覆省直奏报会議充餉銭粮载入考成疏」には「崇 禎四年六月初二日、…順天府府尹傅淑訓題前事、内称、…各属州縣覆称、牙行経紀、審為三 等九則。帖文三年一換、帖價一年一輪。分春秋二季交納府庫、年終類解」とある。

<sup>41</sup> 山本進「清代江南の牙行」『東洋学報』74巻1・2号、1993年を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> 呂小鮮「乾隆前期牙商牙行史料」(『歴史檔案』1991年2期)、「江西布政使彭家屛爲請停 牙行五年換帖之例事奏折」には「江西省各屬牙戸于康熙二十九年前任藩司給発印帖後、毎 十余年清査倒換一次」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> (清) 薛允升『読例存疑点注』(北京、中国人民公安大学出版社、1994年)巻 17、戸律之九、市廛、私充牙行埠頭には「一、凡在京各牙行領帖開張、照五年編審例清查換帖、若有棍徒頂冒朋充、巧立名色、霸開總行、逼勒商人不許別投、拖欠客本、久占累商者、問罪。枷號一個月、発附近充軍。地方官通同徇縱者、一並參處。此條系康熙四十五年、刑部會同吏、兵二部、議覆順天府尹施世綸條奏定例、咸豐二年改光棍字為棍徒。…乾隆三十年、戸部奏、在京各牙行仍應五年清查更換、其餘外省、一體停止。此條所以只言在京各牙行也。第五年編審、既專為京城而設、則外省並不編審換帖矣」とある。この改定について、詳細は呂小鮮「乾隆前期牙商牙行史料」(『歷史檔案』1991年2期)、林紅状「清代前期牙行制度的演変」(『蘭州学刊』2008年9期)、邱澎生「由市廛律例演變看明清政府対市場的法律規範」(『史学:伝承與変遷学術研討会論文集』1998年)を参照。

<sup>44</sup> 呉奇衍「清代前期牙行制試述」『清史論叢』6 輯、1985 年。

<sup>46</sup> 光緒『清会典』(台北、中文書局、1963年)巻 53、戸部、課程 5、雑賦には「(雍正四年) 又覆准、嗣後各省牙帖、一例由藩司鈐蓋印信頒發。不許州縣濫給滋弊」とある。

増設を制限した<sup>47</sup>。乾隆 4 (1739) 年、新しい市場の開設に伴って牙帖を増設することは許可するが、それ以外の情況では、牙帖の新設を禁止することとした<sup>48</sup>。

- ④ 牙行充当者に保証人を要求すること。雍正8 (1730) 年には、米牙行の充当者に保甲・同業者からの保証が要求された<sup>49</sup>。牙行を保証した者が牙行が引き起こした客商の損害を賠償できない場合、官府は保証した者の牙帖を追徴(没収)する<sup>50</sup>。
- ⑤ 胥吏・生員身分者の牙行経営を禁止すること。乾隆 5 (1740) 年、衙門の胥吏が牙行を兼業することは禁止された<sup>51</sup>。乾隆 8 年、地方生員が牙行を経営することは禁止された<sup>52</sup>(乾隆 27 年、生員の家族において無功名の者が牙行に充当されうると改定された<sup>53</sup>)。
- ⑥ 牙帖の等級を設定して、等級に従って牙税を徴収すること。順治 4(1647)年には、 国家が私税の徴収を悉く廃止しようと規定した54が、順治 10年(1653)から、地方で「牙税」

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> 『清世宗実録』(北京、中華書局、1985年)巻 136、雍正 11年 10月、甲寅には「諭内閣、各省商牙雜税、額設牙帖、俱由藩司衙門頒發、不許州縣濫給。近聞各省牙帖、歳有增添、即如各集場中、有雜貨小販、向來無籍牙行者、今槩行給帖。而市井奸牙、遂恃此把持、抽分利息。…飭令各該藩司、因地制宜、著爲定額、報布存案。不許有司任意增添。嗣後止將額內退帖頂補之處、查明換給。再有新開集場、應設酌定名數給發、亦報部存案」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> 『清高宗実録』(北京、中華書局、1985年)巻 95、乾隆 4年6月丁酉には「近聞江蘇各屬、于額帖之外、陸續請增者、一縣竟有數十張以至百余張不等。…江蘇如此、則各省亦必皆然。著該部即通行各省督撫、轉飭布政使、將朕此旨出示曉諭。該地方果有新開集場、應設牙行者、該印官詳確査明、取具印結。由府州核實詳司、給発牙帖」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>49</sup> 光緒『清会典事例』(台北、中文書局、1963年)巻 239、戸部、関税、禁令1には「(雍正八年)嗣後米牙必擇身家殷實、取鄰甲同行保結」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>50</sup> (清) 張廷玉『清朝文献通考』(台北、新興書局、1963年)巻32、市糴考「(乾隆五年) 議定清厘牙行之例。…若係牙行誆騙商人者、將互保行帖一併追繳。勒限清還、本牙更換、互 保行帖仍行給與。倘逾限不完將互保之人一併更換。…牙行侵吞客賬者、除逾限不完、將本牙 保一體斥革外、仍令本牙責限追比、其不足之項令互保攤賠」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>51</sup> 『清高宗実録』巻 126、乾隆 5 年 9 月戊寅には「近聞外省衙門胥役、多有更名捏姓、兼充 牙行者。此輩倚勢作奸、壟斷取利、必致魚肉商民。被害之人、又因其衙門情熟、莫敢申訴。 其爲市廛之蠹、尤非尋常頂冒把持者可比。所當亟爲査禁。嗣後胥吏人等冒充牙行、作何定 例嚴禁、及地方失於査察、作何處分之處、交該部定議具奏」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>52</sup> 光緒『清会典事例』巻 133、吏部、処分例には「乃聞各省牙行多有以衿監認充者、毎至侵蝕客本、拖欠貨銀、或恃情面而曲爲遲延、或藉聲勢而逞其勒掯、以致羈旅遠商含忍莫訴、甚屬可憫。從前外省衙門胥役有更名換姓兼充牙行者、已降旨敕部定議、嚴行禁革、積弊始除。而衿監充認、其弊與胥役等。應將現在牙行逐一詳查、如有衿監充認者、即行追帖、令其歇業、永著爲例。嗣後、如有仍蹈故轍而州縣官失於查察者、著該上司查參議處。其如何定議之處、該部妥議具奏、欽此」とある。邱澎生氏(「18世紀中國商業法律中的債負與過失論述」『復旦史學集刊』第1輯、『古代中國:傳統與變遷』、上海、復旦大學出版社、2005年、218頁)は、その条文は乾隆 8(1743)年の吏部の処分例に遡ることができると論じた。

<sup>&</sup>lt;sup>53</sup> 『清高宗実録』巻 670、乾隆 27 年 9 月辛未には「又議准、浙江學政李因培奏稱、浙省士子、竄身里役、如莊書、圩長、炓長之類、請一概禁止。埠頭、牙行、二項世業、生監之家、應令無頂帶者報名給帖。至社長、應以殷實農民承充。州縣官不得濫報生監。應通行各省遵照。從之」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>54</sup> 康熙『清会典』(台北、文海出版、1992年)巻 35、戸部、課程 4、雑賦には「(順治四年) 議准、厳禁州縣抽取落地税銀名色、及勢宦土豪、不肖有司設立津頭・牙店、擅科私税、違 者治罪」とある。

<sup>『</sup>清世祖実録』(北京、中華書局、1985年)巻30、順治4年正月癸未には「以浙東福建平定、頒詔天下。詔曰、…其州縣零星抽取落地税銀名色、及閩省勢宦土豪・不肖有司、向來津頭・牙店、擅科私税、概行嚴禁」とある。また康熙11(1672)年、都察院左副都御史李賛

名目の徴収がまた現れた55。康熙 4 (1665) 年、奉天府では牙帖に等級が設され、その等級 にしたがって牙税が徴収されていた56。康熙18(1679)年、呉三桂の反乱を鎮圧するため、 牙税の全国的な徴収が復活された57。乾隆 7 (1742) 年頃には、牙帖は上・中・下の三等に 区分され、その等級にしたがって銀を徴収することは一般化していた58。

19世紀の半ばから、太平天国の戦乱が勃発し、清朝の従来の財政制度を動揺・破壊した。 その原因で清朝は明代から制度を継承しつつ牙行を管理するという従来の方針を転換し、 国家財政を再建するという目的で牙行からの徴税を強化しようと図った50。これについての 最初の改革は湖南から始まる。その内容を概略的に述べると以下のようになる。

- ① 戸部が布政司に渡した現有の牙帖である「故帖」(古い牙帖)を回収して、戸部から 新しい牙帖を各地方の「牙釐局60」に渡し、牙釐局から牙行へ配布する。元々は非正式であ った牙税の附加税を正式徴収(正款)へと算入する。
  - ② 生監と捐納出身の生員とか牙行に充てられることを許可する。
- ③ 「牙(帖)捐」という捐納を減免する。古い牙帖を新しい牙帖に交換する時、捐納 の額を半分にする。兄弟父子叔姪など親戚が古い牙帖を継承する場合も、捐納の額を半分 にする。古い牙帖が紛失した者が新しい牙帖を受け取る場合は、新たな規定に準じて捐納

元は書役の不正行爲により引き起された牙帖の濫発と私充牙行の用錢徴収を取り締まるた め、地方官府の私的に牙帖を頒給する行爲を処罰する条列を定めようと上奏した。(清) 仁 和琴川居士『皇清奏議』(台北、文海出版社、1967 年)巻 18、「請禁無藝之徴疏」には「乃 有奸民・惡棍、串通衙蠹、借雜税名色、在於該地方官、賄營行帖・執照。…名雖不一、大率 以硃標 • 印信爲護身符券、如虎而翼、公然肆詐。…除鄉村應役地方外、再有私給行帖 • 執照、 擾害百姓者、發覺之日、官作何處分、役作何究治、嚴定條例」とある。

<sup>55</sup> 光緒『華亭県志』(台北、成文出版社、1970年)巻8、田賦下、雑税には「牙行税自順治 十年始」とある。

<sup>56</sup> 光緒『清会典事例』巻 1093、奉天府、税課には「(順治) 十七年定、奉天牙行等税、照毎 両三分徴収。無定額。康熙四年定、奉天府牙行帖税銀。由通判衙門徴収者、分上・中・下 三則。上則毎年銀二両、中則銀一両五銭、下則銀一両。由州県徴収者、毎年毎張徴銀一両 二銭」とある。

<sup>57 『</sup>清聖祖実録』巻 72、康熙 17 年 3 月壬午には「不意逆賊呉三桂背恩煽惑、各処用兵、禁 旅徵剿、供応浩繁。念及百姓困苦、不忍加派科斂。因允諸臣節次条奏。如裁減駅站官俸工 食、…増添塩課塩丁・田房税契・牙行雑税・宦戸田地銭糧。奏銷浮冒隠漏地畝、厳行定例処 分」とある。

<sup>58</sup> 呂小鮮「乾隆前期牙商牙行史料」(『歷史檔案』1991 年 2 期)、「江西道監察禦史衛廷璞請 廢止糧食牙帖聽民開行以平米價奏摺」には「乾隆七年七月二十四日。…査各直省之雜税牙帖、 定例分上・中・下三則外、州縣毎帖不過徵銀二三錢至四五錢而止。省會及通衢大鎮不過一 兩一二錢而止」とある。

<sup>59</sup> 牙税徴収の本格化について、山本進「清代江南の牙行」『東洋学報』74巻1・2号、1993 年を参照。しかし、氏の主張する理解は、筆者が目睹する史料からは必ずしも導出されな い。したがってなお検討する余地があろう。

<sup>&</sup>lt;sup>60</sup> 牙釐局は咸豊 3(1853)年、江北大営の軍餉を調達するため揚州里下河に設立された捐の 寄付を奨励する機構である。同治元(1862)年の頃には、雲南(同治 13 年設)、黒龍江(光 緒 11 年設) 以外のほぼ全国に設置された。各省における局の名前は異なり、牙釐局(蘇州、 浙江、安徽、江西、雲南、湖北) 以外、また捐釐局(淞滬)、釐捐局(金陵、天津)、釐金 鹽茶局(湖南)、釐金局(広西、山東、甘粛、四川、貴州)、税釐局(福建)、釐税局(陝西、 河南)、筹餉局(山西)などの名称がある。中國大百科全書總編輯委員會編『中國百科全書』 中國歴史(2)、上海、中國大百科全書出版社、1993年、「釐金」の条を参照。

することとする。営業地・営業内容の変更を求める牙行については、捐納額の2割を減免する。

- ④ 牙捐の納付額を定める。経済的に発展している地域では、上等牙行は1000 串、中等 牙行は500 串、下等牙行は200 串の制銭を捐納する。そうではない地域では上等牙行は700 串、中等牙行が300 串、下等牙行が100 串の制銭を捐納する。執照(許可証)頒布の例に 従い、牙帖を作成する費用として1銭の銀を徴収し、牙捐と共に納付する。
- ⑤ 牙帖税の額を増加する。経済的に発展した地域では、上等牙行・中等牙行・下等牙行はそれぞれ 2 両・1 両・5 銭の銀を納入しており、そうでない地域では上等牙行・中等牙行・下等牙行はそれぞれ 1 両・5 銭・3 銭の銀を納入していた。これらを一律に 5 割増加したのである。
- ⑥ 牙行を新設することは自由とするが、「桟」(客店)と「秤」(牙行)とを兼業することは禁止する<sup>61</sup>。

要するに、国家は牙行への課税を拡大することを目的として、「牙帖頒布=牙行充当」の条件を緩和し、牙行陋規の廃止・牙捐の新設・牙税の増設などを行なったのであった。とはいえ、軍事費調達を目指して設置された牙釐局では、商品流通を十分に管理しきれなかったようである。牙行から牙税を徴収するにあたって、数度「牙捐」を徴収し、牙行に対する過重な負担となった。その結果、大量な牙行が牙捐の負担を回避するため国家の管理から離れて、無許可経営の「私牙」となり、上述した牙行に関する制度は形骸化していくこととなる。

#### 第三節 国家の支配に応じる仲介業経営の展開

唐末以前においては、「牙人」は中世的な商業組織である「邸店」に属していた。彼らは 邸店主人のもと、売手と買手とに介在し、取引の助成に務めている。時として客商が予定 の逗留期間を繰り上げ出発しなければならない場合もあり、そのような時、牙人は商品の 未売却分を売り捌き、客商の側に大きな便益を与えることもあった<sup>62</sup>。

唐末以後、市制を中核とする中世の商業・経済構造は「唐宋変革」の一環と見なされる 一連の商業構造変化にともなって崩壊していく。これにより、本来都市内部の一区画に押 し込められていた坊市が、外部へと進出し、あるいは独立した聚落の「市」として発達し 始めた。こうした「市」は需給と供給の接点として全国各地方にまで拡散した<sup>63</sup>。それとと

<sup>&</sup>lt;sup>61</sup> 詳細は第一歴史档案館館藏軍機処録副档案、胡林翼咸豊6年3月17日の上奏「呈推広部議捐領牙帖章程量為変通六条清単」と「奏為推広部議捐領牙帖章程确査変通試弁事」、同咸豊8年5月初6日の上奏「呈咸豊七年三月至咸丰八年三月弁理牙帖厘金尤為出力者職名清単」、駱秉章咸豊6年7月21日の上奏「奏為湖南勧捐牙帖酌議変通辦理情形事」、胡林翼『胡文忠公政書』(上海、大東書局、1936年)巻1、奏疏1、咸豊6年3月17日の「附陳変通部章招商試弁牙帖以助軍餉」。(清) 曽国荃・郭嵩燾・李元度總纂『湖南通志』(上海、商務印書館、1934年)巻50、政経8、権税、牙帖税捐などを参照。

<sup>62</sup> 日野前掲『唐代邸店の研究』154~192 頁を参照。

<sup>63</sup> 加藤繁『支那経済史考証』上巻、東洋文庫、1952 年、宋代における都市の発展について、

もに、仲介業は「邸店」から独立して、その経営内容は「周旋」と「仲買」とに分化して いくこととなる。

北宋に至ると、周旋牙人は市易務などの経済官庁に雇用されて、品質検査・価格評価などの仕事を務めるようになる。この場合、牙人は「官牙」と呼ばれた。それに対して、民間で取引の周旋・商品の仲買を務める牙人は「私牙」と呼ばれた。南宋において、彼らは地方官府の市場政策を利用して流通を掌握していた。なお、両宋における「官牙」と「私牙」とはいずれも官府の「腰牌」を領収する「係籍牙人」であり、それ以外の牙人は非合法牙人と見なされた<sup>64</sup> (表 1 を参照)。

表1 宋代の官牙と私牙

仲介業の分類	官牙(経済官庁に雇用される)	私牙(地方	• 民間)
業務の内容	周旋	周旋・仲買	
合法牙人(「腰牌」を貰う係籍牙人)			不合法牙人

元代(1271~1368年)に入ると、牙人は倉庫業・旅館業を兼業して、集団としてこれらを運営する「牙行」となった。また、米の仲買を務める仲介業者は官庁で商品の価格計算や買収を行い、商品流通を支配する特権(和糴専売)牙人となった。元代における「官牙・私牙」の意味は牙行制度の改革によって、宋代における意味とは異なっている。元代では、民間の取引で、立契の必要な売買に従事する牙人が「官牙」(官許牙人)であり、立契の有無を問わず、官に認可されなかった牙人が「私牙」となったのである<sup>65</sup>(表2を参照)。

表 2 元代の仲介業

仲介業の分類	特権牙人	官許牙人	私牙
業務の内容	和糴専売(仲買)	立契の必要な売買に仲介	(立契有無を問わず) 仲介
合法牙人(官府に認可される)		不合法牙人	

明初においては、牙行と埠頭(水運契約に介在する仲介業者)とは「私充牙行埠頭」の 条文に基づき国家に管理され、彼らの商品流通を保護する義務が明文化された。それと共 に、牙行の商貨情報記録冊(手把暦、店暦)と埠頭の商貨情報記録冊(文簿<sup>66</sup>)とは名称が

<sup>299~346</sup> 頁。周藤吉之「宋代の郷村における小都市の発展(上・下)——特に店・市・歩を中心として——」『史学雑誌』59編9・10号、1950年。日野開三郎『日野開三郎東洋史学論集』第七巻、宋代の貨幣と金融、三一書房、1983年、309~323頁などを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>64</sup> 宮澤知之「宋代の牙人」『東洋史研究』39 巻 1 号、1980 年。同「元朝の商業政策──牙 人制度と商税制度──」『史林』64 巻 2 号、1981 年。

<sup>&</sup>lt;sup>65</sup> 斯波義信『宋代商業史研究』風間書房、1968 年、392、398~399、405~417 頁。宮澤知之「元朝の商業政策と国家――牙人制度と商税制度――」『史林』64 巻 2 号、1981 年。この点について詳細な紹介は第二章第一節を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>66</sup> (元) 孛儿只斤碩徳八刺総纂『通制條格』(『中國珍稀法律典籍』哈爾濱、黒龍江人民出版社、2002年所収) 巻第 18、関市、僱船文約には「至元三十一年二月、中書省議得、今後凡江河往来僱船之人、須要経由管船飯頭人等三面説合、明白写立文約。船戸端的籍貫姓名、不得書写無籍貫並長河船戸等不明文字。及保結攬載已後、儻有踈失、元保飯頭人等亦行断罪。及將保載訖船戸、並客旅姓名、前往何処勾當、置立文簿、明白開写。上下半月、於所

統一されて、「印信文簿」と称された。

明代中期から、牙行は商税徴収の請負を務めるようになった。明代後期では、商税徴収の請負は牙行の経営自体に対する課税に転化していた。牙行は穀物を官府に納付して、官府から「牙帖」を受け取り、これにより経営の独占を保証した<sup>67</sup>。一方、明朝特有の「両京体制<sup>68</sup>」のもと、北京や国境の軍事地区などの地域には巨大な物資消費圏が形成されていた。当該地域の牙人・牙行は仲介業を担うことはもちろん、国家の物資調達(買弁)に資金支援、集荷代理などをも行っていた<sup>69</sup>。

こうした発展をもたらした一方で、当時の商品流通の中軸たる「客商一牙人」体制は商業の信用が売れおらず、流通構造も競争的であり、不安定な立場であったといえる<sup>70</sup>。この流通構造上の不安定さは市場の不安定を惹起した。これによって客商の規模が限定されたと同時に、牙行の成長は阻害され、市場の分業・構造化(販売問屋への転化、経営の拡大、経営の内包的発展)が抑制された<sup>71</sup>。

清代には康熙・雍正・乾隆改革によって牙行がそれぞれ専門とする行業(商品の種類)を超えて他種類の商品を独占的に仲介することは禁じられたものの<sup>72</sup>、これらの改革では、牙行が地方官府に収奪されるという問題は解決されなかった。それどころか、かえって国家財政歳入が恒常的に低下したため、末端の行政機構たる州県官府では財政赤字が増大し、牙行への収奪がより一層激しくなった。乾隆(1736~1796)・嘉慶(1796~1821)・道光(1821~1851)時期における四川省巴縣の史料からは、官府による牙行からの掠奪が差役と陋規徴収(牙税の付加徴収)とに分かれ、牙行経営の不安定さが増加したことが伺える<sup>73</sup>。また、太平天国の戦乱による商業活動の衰退、治安の悪化と牙行への過重な課税は、いずれも牙行経営の不安定化を引き起こした。その結果、牙行は正規の方法として牙帖を受け取ることを放棄し、無帖の牙行、つまり「私牙」へと転化することになる。そのため、牙行は流通の妨害者としての性格が強くなる。かつて牙行が担っていたその流通を保護するという機能は商人の同郷・同業団体たる「商幇・会館」に引き継がれることとなる<sup>74</sup>。

属官司呈押、以憑稽考」とある。

<sup>67</sup> 牙行の経営独占について、稲葉岩吉「駔儈・牙儈及ビ牙行ニ就イテ―支那税源ノ歴史的 考察(上・下)」『東亜経済研究』5 巻 2 ・ 3 号、1921 年を参照。

<sup>68</sup> 新宮学『北京遷都の研究――近世中国の首都移転――』汲古書院、2004年。

<sup>&</sup>lt;sup>69</sup> 銭晟「論明末北京牙商的分布与経済地位——以買弁、税収機構的相関史料為中心——」『歴史地理』36 輯、2018 年。

<sup>&</sup>lt;sup>70</sup> 足立啓二「明末の流通構造――『杜騙新書』の世界――」『熊本大学文学部論叢』41 号、1993 年

<sup>&</sup>lt;sup>71</sup> 足立啓二「阿寄と西門慶――明清小説に見る商業の自由と分散――」『熊本大学文学部論 叢』45 号、1994 年。

<sup>72</sup> 呉奇衍「清代前期牙行制試述」『清史論叢』6輯、1985年。

<sup>73</sup> 足立啓二「牙行経営の構造」『熊本大学文学部論叢』73 号、歴史学篇、2001 年。

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> 吳慧「会館、公所、行会:清代商人組織演変述要」『中国経済史研究』1999年3期、114、118~119頁。邱澎生「市場、法律與人情——明清蘇州商人団体提供"交易服務"的制度変遷——」『開放時代』2004年5期。王日根「從"行"到商会——宋以後商人社会管理中的官民互動——」『厦門大学学報』哲学社会科学版、2005年2期。周執前「清代前中期的行会、行会法與城市管理」『湖南文理学院学報』社会科学版、2009年3期。梁小民「商幫與会館」『経済観察報』2010年8月25日。

# おわりに

以上は、牙人・牙行の概略的な歴史経緯及び経営構造を把握し、後述各論への参考に資するものである。つづく第二章では先行研究の整理を行い、第三章以降では、国家が牙人・牙行を如何に統制しようとしたのか、またその牙人・牙行では如何なる実態を持つものであったのか、という二点を中心として考察してゆくこととする。

# 第二章 牙人・牙行研究動向

本章では、本論文に関する牙人・牙行の研究史を、日本と中国とに大別して、各国の時代的な背景を踏まえつつ概観する。先行研究を整理するに当たって、牙行の経営主体や近代化の経緯、牙税の性格、或いは牙行と国家との関係など、筆者の問題関心によって整理することを目的としている<sup>1</sup>。

## 第一節 日本における動向

## 1 第二次世界大戦前の研究

日本において大陸中国の政治制度や文化に対する関心は、きわめて古くから一貫して存在していたが、経済、なかでも商業に対する関心はそれらと比較して遅く、20世紀初頭に現れる<sup>2</sup>。その後 1930 年代においてはこうした研究が盛んになされるようになった<sup>3</sup>。なかでも牙人・牙行の歴史的考察に先鞭をつけたのは、稲葉岩吉であった<sup>4</sup>。稲葉の研究成果として特筆すべきは牙人・牙行の経営が官府の認可を必要とし(官牙)、牙行の無許可の経営(私牙)は禁止されたという、牙人・牙行研究における「官(官営、官許)・私(非官許)」論を提起したことである。

次に、小林高四郎は稲葉により引用された唐代史料を再検討した上で、稲葉の「牙」字淵源論の矛盾点を指摘し、牙行の経済行為の主体を官府と捉える稲葉の所説に対し、その経済行為の主体は民間であると主張した<sup>5</sup>。また、小林は官府によって募集される官牙という官営牙人の機能を「宮廷、政府の財貨の売買を行うこと<sup>6</sup>」とし、牙人を国内牙人と国境牙人の2種類に分けた。国内牙人は日用生活品や主要動産、不動産を仲介した。一方、国

-

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 牙人・牙行に関する論文と著書の文献リストについては、拙稿「中国の牙人・牙行関係文献目録〔稿〕」『山形大学歴史・地理・人類学論集』15 号、2014 年、39~66 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 東亜同文会編『支那経済全書』東亜同文会、1907年。稲葉岩吉『支那社会史研究』大鐙閣、1922年。西山榮久「第五編 商業」『支那経済通説』山口高等商業学校東亜経済研究会、1924年など。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 木村増太郎『支那の経済と財政』大阪屋號、1923年。根岸佶『支那ギルドの研究』斯文書院、1932年。加藤繁「唐宋時代の草市及び其発展」『市村博士古稀記念東洋史論叢』冨山房、1933年。宮崎市定「宋元の経済的狀態」『世界文化史大系9巻宋元時代』新光社、1935年。加藤繁「唐宋時代の商人組合「行」を論じて清代の会館に及ぶ」『史学』14巻1号、1935年。同「清朝後期の財政に就いて」『東方学報』東京7冊、1936年。同「清代に於ける村鎮の定期市」『東洋学報』23巻2号、1936年。同『支那経済史』日本評論社、1940年。西山榮久『支那経済地理』大阪屋號書店、1941年など。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 稲葉岩吉「駔儈・牙儈及ビ牙行ニ就イテ――支那税源ノ歴史的考察(上・下)――」『東亜経済研究』5巻2・3号、1921年。その後、同『支那社会史研究』大鐙閣、1922年に「駔儈・牙儈及び牙行に就いて――支那税源の歴史的考察――」と収録された。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 小林高四郎「唐宋牙人考」『史学』8巻1号、1929年、67頁。稲葉が序説を執筆している 『支那経済通説』山口高等商業学校東亜経済研究会、1924年の第五編、商業(西山榮久執 筆)では稲葉説を採用していない。

<sup>6</sup> 注 (5) 前掲小林論文 68 頁。

境牙人は、仲介業務以外に官府の市場管理を代行することも行っていた。

両者の説が対立する原因は、どの時代を手がかり、もしくは対象として牙人・牙行の性格を考察するかが異なっているという点にある<sup>7</sup>。稲葉は広く漢代から清代までの史料をもとに、牙人・牙行の全貌を概観した。稲葉の本意は、歴代の牙行税の考察を通じて税源の性格を把握することにあり、その研究の立脚点は清代や民国期の牙行にあった。これに対して小林は、とくに唐宋時代に限定して特定時代の牙人に対する考察を展開し、稲葉の所説を批判したのであった。

一方、加藤繁は、福建省及び江蘇・浙江省の運送業に関する史料を収集して、船牙行(船行)の研究に先鞭をつけつつ、運送保険制度の起源を清代嘉慶年間と位置づけた<sup>8</sup>。加藤は 内河航行に介在する船行が運送リスクを負担するという慣習が存在していたことを論じ、 船行が客商から徴収した「用銭」は保険料であったと理解した。

なお、1930 年代には日中双方で海外貿易の構造についての研究も盛んに行われた<sup>9</sup>。その内、最も重要な研究は、平瀬巳之吉による広東十三行と買弁についての研究である。平瀬は清代社会においてその規模や影響力を増加させた商人の勢力に関心を寄せて、清代の社会経済の特徴を論じ、あわせて清末の特徴と幕末の社会経済の特徴を比較した<sup>10</sup>。さらに十三行商(洋行)と買弁の性質、及び両者の関係を論じ、広東商業界において買弁が如何なる地位を占めていたかということについて考察した。

1931年の「満州事変」に始まる日本の中国に対する戦争が勃発して以後も、牙人・牙行についての研究は中断されることなく続けられた<sup>11</sup>。

# 2 戦後から 1950 年代までの研究

敗戦直後の日本では、歴史学研究会を中心に、史的唯物論の発展段階説に立脚して世界 史の基本法則の探究が始まった<sup>12</sup>。なかでも西嶋定生は、アジア社会停滞論の克服を企図し て江南の棉業史研究にいち早く着手した。西嶋と同様の目的を持ちつつ、とりわけ中国の 将来の商業構造に関心を寄せた内田直作は、国共内戦後の中共政府が牙行をいかに取り扱 うかに注目した。同時に、清朝を焦点として、牙行の機能を商品投機の防止と公平な価格 の保持と捉え、牙税を国家財政収入の主要源泉の一つとした。その上で牙行の取締規定を

-

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 新宮(佐藤)学「明代の牙行について――商税との関係を中心に――」『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』下巻、汲古書院、1990年、841頁。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 加藤繁「清代福建江蘇の船行に就いて」『史林』14巻4号、1929年。同『支那経済史考証』 下巻、東洋文庫、1952年所収、585~594頁。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> たとえば、内田直作「明代朝貢貿易制度」『支那研究』37 号、1935 年。土屋計左右『買辦制度』支那経済研究所、1940 年。内田直作「買辦制度の研究(一)・(二)・(三)」『東亜研究』47 ・ 48 ・ 49 号、東亜同文書院大学、1944 年など。

<sup>10</sup> 平瀬巳之吉『近代支那経済史』中央公論社刊、1942年、1~3頁。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> 例えば山内喜代美「支那に於ける牙行の研究」『東亞研究所叢書 4 輯』東亜研究所、1942 年、133~163 頁など。

<sup>12</sup> 谷川道雄編『戦後日本の中国史論争』河合文化境域研究所、1993年、9~13頁。

検討した<sup>13</sup>。内田は牙行を中国の伝統的商業機構と規定し、「三面授受」(売買両当事者と牙行による取引)という形態の特殊性及び制度施行上の遍在性を強調したといえる。

その後、小沼正は国家による市場維持に関心を持ち、民国時代の華北農村を焦点として 牙行の市場を保障する機構について考察した<sup>14</sup>。小沼は牙行の機能を本質として保有しているものと附随して持つものとの2種に分け、特に後者の徴税機能を中心とする機能は牙行の非近代的な性格を示すものであると論じた。また、小沼は牙行が存在する市集の特質を紹介して、牙税徴収の種類を「牙紀」が自ら徴収して「包商」に納付するものと、その市集に出張する「包商」の「夥計」(すなわち番頭)に取引者を案内して行って納税させるものの2種に区分した。そして牙税の営業税的な性格及び商税(牲畜税)の取引税的な性格を明らかにして、牲畜売買中の「官」(牙行の牙税徴収)、「税」(包商の牲畜税徴収)、「佣」(仲介手数料)の三者の関係を解明し、さらに牙税・牲畜税・屠宰税が財政上に占める位置の差異を明確にした<sup>15</sup>。

上述の研究とは別に、戦後日本の再出発にあたって日中提携の必要を説いて研究をはじめた根岸信は戦前の買弁研究を引き継いで研究を進めた。根岸は買弁を海外貿易に従事する牙行と考え、その性格に着目し、これにより近代東アジアと南アジアとの商業構造上の特質を解明しようと試みた。根岸が東亜細同文書院の教授として上海に赴いた1901年当時、アジア市場における買弁は全盛期を迎えていた。特に中国においては、買弁を中国と外国との貿易に関わる最も重要な制度と位置づけていると論じた<sup>16</sup>。買弁を牙行の変種と見なす根岸は、従来買弁研究においては法制的検討が不足していたと指摘し、買弁の起源は唐代にあると論じた<sup>17</sup>。次に日本の洋行と英国の洋行との比較を通じて買弁の有する官商としての性格および通事をも担った複合的な側面についても考察した。あわせて、インドの貿易中間商人制度と比較検討して、日本およびインドにおける買弁制度の将来を予測した<sup>18</sup>。

#### 3 1960 年代から 1980 年代までの研究

1960年代を迎えると、牙人・牙行研究においては、牙人の「官」と「私」をめぐって、主たる検討対象が戦前の経営主体から業種や機能の分析へと移行し、牙人の充当資格や経営内容、官牙と私牙との関係が主な考察対象とされた。

横山英は、清代華中・華南における交通・運送業の構造に検討を加え、産業発達の諸段階を論じた<sup>19</sup>。その成果によれば、牙行と運送業との関係を見ることで、商品生産がどの程度発展していたかを窺うことができる。同時に、華中・華南では乾隆 20 年代以降、運送組

18 注 (16) 前掲根岸の著書 350~356 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 内田直作「中国における商業秩序の基礎——牙行制度の再検討——」『一橋論叢』22 巻 2 号、1949 年、362~386 頁。

<sup>14</sup> 小沼正「華北農村市集の『牙行』について――とくに徴税機構として――」『和田博士還暦記念東洋史論叢』講談社、1951 年、223~224 頁。

<sup>15</sup> 注(14)前掲小沼の論文 232~234 頁。

<sup>16</sup> 根岸佶『買辦制度の研究』日本図書、1948年、1~4頁。

<sup>17</sup> 注 (16) 前掲根岸の著書8頁。

<sup>19</sup> 横山英『中国近代化の経済構造』亜紀書房、1972 年、147~212 頁。

織が整備されていたという。また船行や夫行は運送の仲介・斡旋の独占権を官府より与えられていたとし、それに付随して社会的・法的責任が生じたと見なした。さらに清朝による運送業への法的規制は、商品流通のトレーガー(基礎的単位)としての客商の利益を全面的に保護するためのものであったと結論づけた。

山根幸夫は、華北において明代中期以降に発達しはじめる市集に注目して、特に山東省を中心に牙行の機能と出自及び牙行制度について考察を加えた<sup>20</sup>。とくに市集における牙行の徴税上の役割を明らかにした点が重要である。山根の研究成果によると、明代では牙行は官集(官府に登録される市集)にのみ存在する<sup>21</sup>。官集での徴税は牙行が行うのに対し、義集(官府に登録されていない市集)では商民たちが自ら交易を行い、取引高に応じて「課程銀」(商税)を納める<sup>22</sup>。明代の市集ではまだ確立していない牙行制度も、清代になると徐々に整備され確立したと論じる<sup>23</sup>。

斯波義信は江南の商業構造に介在する牙人を考察の対象とした。その結論によれば、立契を必要とする売買を仲立する牙人は官牙であり、立契をしない魚・肉・蔬菜などの物品を扱う牙人は私牙であった。つまり、立契の有無によって、官牙と私牙とが区別されるとする。所謂「立契有無決定論」を提起したといえよう<sup>24</sup>。斯波はまた宋代において、地域諸市場間の取引を媒介する仲介業が隆盛したということの実態を把握するため、商品流通組織における仲買業の業種と機能を、仲買業、仲買問屋、租税請負人とに分類して豊富な史料をもとに包括的かつ具体的に検討を加えた。斯波の所論によれば、宋代の仲介業者は牙人や牙儈の名を持ちながら店戸・客店・邸店・停場などと呼ばれ、倉庫業や旅館業をも担っていた。当該時期において、商業の展開は全国で均質ではなく、商品取引量の多い京師や要衝に位置する集散市場では流通組織が整然とした分化を遂げた。一方で小規模の市場では、兼業的な仲買が一般的となり、小売業や旅館業との兼業が目立つという<sup>25</sup>。

斯波の指摘を受けて、牙人の兼業性という新たな視点を得たことによって、1980 年代に入ると、牙人の仲買機能に注目が集まり、牙人の地方政府との関わりや徴税機能の分析へと展開した。宮澤知之は牙人の機能を周旋機能と仲買機能とに明確に区分し、周旋機能から仲買機能へという業務分化論を展開した<sup>26</sup>。宮澤によれば、唐宋変革をへて都市と農村の経済社会における分業が発展する中で、牙人が仲介という流通機構の結節点たる機能を果たしたといい<sup>27</sup>、宋代の大都市に存在する官庁牙人(官牙)の役割は周旋、地方における民

\_

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 山根幸夫「明清時代華北における定期市」『史論』8 集、1960 年、および同「明清時代華 北市集の牙行」『星博士退官記念中国史論集』星斌夫先生退官記念事業会、1978 年、のちに 同『明清華北定期市の研究』汲古書院、1995 年、1~25、55~76 頁に所収。

<sup>21</sup> 注 (20) 前掲山根の著書 16~20 頁。

<sup>22</sup> 注 (20) 前掲山根の著書 20 頁。

<sup>23</sup> 注 (20) 前掲山根の著書 56~61 頁。

<sup>24</sup> 斯波義信『宋代商業史研究』風間書房、1968年、392頁。

<sup>25</sup> 注 (24) 前掲斯波の著書 398~399 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> 宮澤知之「宋代の牙人」『東洋史研究』39 巻 1 号、1980 年、1~3 頁。同『宋代中国の国家と経済——財政・市場・貨幣——』創文社、1998 年、205~217 頁。

<sup>27</sup> 注 (26) 前掲宮澤の著書 217 頁。

間の牙人(私牙)の業務は仲買であるとする<sup>28</sup>。また元代の牙人についても論及し、官庁の 牙人、官許牙人、私牙の3種類が存在したと結論した。官庁の牙人は官牙の内、官庁で商 品の価格計算や買い上げを行う(和糴専売)牙人であり、官許牙人は民間貿易で官許を有 して立契の必要な売買に従事する存在であり、私牙は立契の有無を問わず官に認可されな かった不正牙人であるという<sup>29</sup>。

加えて、この1980年代からは「中華主義」の思想と明清時代の朝貢システムとの関係についての研究も進展した<sup>30</sup>。こうした研究は、中華主義思想のもとで海外貿易がいかに機能していたかという問題がその端緒であった<sup>31</sup>。その後、貿易構造から国際秩序へと研究の重点が推移してゆくと言って良いだろう<sup>32</sup>。松浦章は明代後期から民衆による積極的な海外貿易が始まることに着目して、乍浦の対日貿易についての考察を行った。それによって海関における牙行の行政機能(出港する商人の情報を官府に報告することによって、海防分府から「聯単」という出港許可証を受け取り、商人に渡す)を論じた<sup>33</sup>。そして、中国側の対日貿易機構「日本商問屋」を「牙行」(船行)と見なし、その起源は日清貿易が行われだした康熙時代に遡ると論じた。また中国の「牙行」と日本の「問屋」との機能上の類似性を強調するとともに、船行の業務を運送契約の促成、事故の賠償の処理、宿舎・倉庫の経営、通関事務の代行、税金の代納などに分類し、その経営の内容を具体的に考察した<sup>34</sup>。

佐久間重男は海外私貿易について、より入念な検討を行い、傅衣凌<sup>35</sup>の研究成果に依拠しつつ、鋪商が舶来貨物の接買を独占していたとして、彼らが貿易独占権を保持するため牙行組織(行保)を設立したと論じた<sup>36</sup>。

また鄭樑生は日本と明朝との経済的交渉に注目して、特に対外制度に対する分析を行い、 市舶司の構造を再検討し、市舶司で取引の仲介に従事する牙行の経営方式を賖買(後払い) と見なした<sup>37</sup>。

#### 4 1990 年代以降の研究

<sup>28</sup> 注 (26) 前掲宮澤の著書 222、226、228、231~232 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 宮澤知之「元朝の商業政策——牙人制度と商税制度——」『史林』64 巻 2 号、1981 年。 注(26)前掲宮澤の著書 232~243 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup> たとえば J. K. Fairbanked, *The Chinese World Order:Traditional China`s Foreign Relations*, Harvard University Press, 1968. Mark Mancall, *Russia and China:their diplomatic relations to 1728*, Harvard University Press, 1971 など。

<sup>31</sup> それについての紹介は岩井茂樹「明代中国の礼制覇権主義と東アジアの秩序」『東洋文化』 85 巻、2005 年を参照。

<sup>32</sup> 例えば大隅晶子「明初洪武期における朝貢について」『ミュージアム』371 号、1982 年。同「明代永楽期における朝貢について」『ミュージアム』398 号、1984 年など。

<sup>33</sup> 松浦章「乍浦の日本商問屋について――日清貿易における牙行――」『日本歴史』305号、1973年。同『清代海外貿易史の研究』朋友書店、2002年、103~104、109頁。

<sup>34</sup> 注 (33) 前掲松浦著書、2002年、102~117頁。

<sup>35</sup> 傅衣凌「明代福建海商」『明清時代商人及商業資本』人民出版社、1956年、133頁。

<sup>36</sup> 佐久間重男「明代後期における漳州の海外貿易――蕭基の恤商政策について――」『三上次男博士喜寿記念論文集歴史編』、平凡社、1985年。同『日明関係史の研究』吉川弘文館、1992年、341~343頁。

<sup>37</sup> 鄭樑生『明・日関係史の研究』雄山閣、1985 年、86~88 頁。

1990 年代以降、牙人・牙行研究は明清時代を中心に進められるようになった。明清社会経済史研究では、1980 年代に入ると、地主制研究38や商業資本研究39が低調となる一方で、農村社会から都市社会へとその研究関心が次第に移行していった。これに伴い、研究の論調についても、商業資本の小生産者に対する収奪者としての位置づけよりも、国家からの被収奪者としての側面や商人の自律的結合力の弱さが強調されるようになった40。同様に鋪戸・牙行・客商などさまざまな階層の商人の経営実態、物価動向や市場構造についても、新たな研究関心が寄せられるようになった41。

新宮学は、明朝における牙行の管理政策や公的義務を分析し、牙行の徴税請負機能を考察した<sup>42</sup>。新宮は国家的視点からの牙行の機能を考察するに先立ち、都市内部に店鋪を有する鋪戸の役を考察して、都市商人らの被収奪性を強調した<sup>43</sup>。

これに対し、足立啓二は『杜騙新書』を始めとする明清小説などを用いて従来の中国商業史研究について再検討を進めた<sup>44</sup>。明末の遠隔地商業における流通の中軸をなす牙人と客商の考察、及び商人間の社会関係の分析をもとに、「粗野な商業形態」と「組織的信用に乏しい商人社会」と論じ、これらの商人の間で構成される客商一牙人体制は、競争的で危険を伴う「非定型的流通構造」であり、牙人は自己資本の問屋へは容易に転化しないと主張した。足立は中国商人の自律的結合力の弱さを強調して、牙行の経営構造における分散・不安定性を主張したのである<sup>45</sup>。

1990 年代後半において、山本進は新宮の国家的視点からの考察と足立の民間レベルからの考察をそれぞれ継承しつつ、牙行の市場や国家における位置づけを分析した。山本は地域経済圏が自立化する中で牙行の位置づけに注目して、牙行を結節点とした非固定的な流通が商人間の分業を基礎とした組織的流通へと進化を遂げるという展望を提示した。そして、商人と国家財政との関係、明清商人の成長とその限界を考察するため、地方檔案や碑刻史料に残る行政文書の分析をもとに四川及び江南における牙行経営を実証的に分析し46、これにもとづいて同治(1862~1874)・光緒(1875~1908)年間の財政動向と財政改革につ

\_

<sup>38</sup> 重田徳『清代社会経済史研究』岩波書店、1975年を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> 藤井宏「新安商人の研究(一)~(四)」『東洋学報』36 巻 1~4 号、1953 ・ 1954 年。寺 田隆信『山西商人の研究』東洋史研究会、1972 年など。

<sup>40</sup> 山本進『明清時代の商人と国家』研文出版、2002年、4頁。

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup> たとえば、岸本美緒『清代中国の物価と経済変動』研文出版社、1997年。足立啓二『明 清中国の経済構造』汲古書院、2012年など。

<sup>42</sup> 新宮 (佐藤)「明代の牙行について――商税との関係を中心に――」841~860 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> 佐藤学「明代北京における鋪戸の役とその銀納化――都市商工業者の実態と把握をめぐって――」『歴史』62 輯、1984 年、49~79 頁、同「明代南京における鋪戸の役とその改革――『行』をめぐる諸問題――」国士舘大学『人文学会紀要』17 号、1985 年、69~85 頁、同「明末清初期地方都市における同業組織と公権力――蘇州府常熟縣『當官』碑刻を素材に――」『史学雑誌』96 編 9 号、1987 年、1468~1487 頁、1556~1557 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>44</sup> 足立啓二「明末の流通構造――『杜騙新書』の世界――」『熊本大学文学部論叢』41 号、1993 年、31~57 頁。注(41)前掲足立著書 521~551 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> 近代中国を対象としたものであるが、村松祐次『中国経済の社会態制』東洋経済新報社、1975 年、249~251 頁も同様な指摘がある。

<sup>46</sup> 山本進『明清時代の商人と国家』161~192頁。

いて論じた47。

岩井茂樹は、財政構造の関心から太平天国の戦乱勃発(1853)以前の各州県が徴収する牙税収入額が少ないという点に注目し、咸豊 4 年(1854)以後に現れた「牙釐局」などの釐金局の運営構造について考察した。岩井によれば、釐金の徴収は地方の郷紳や商人に委任され、その管理も経常的な国家財政支出と区別されて督撫が掌握しており、そのため釐金局は半公半私の性格を有していたという。また清末の光緒新政期に県レベルで始まった新式の学校や警察制度の財源として、牙税(仲買人の免許税)・契税(土地取引税)などの雑税を徴収することが格段に増加したとする48。

また、谷井陽子は重慶商業界の秩序がどのように成り立っていたかを解明することを目標として、『巴県档案』を用いて、仲介業の仲買状況を検討した。清代中期においては、中小規模の商人が重慶商業界を牛耳っており、牙行は商業圏内の仲介を司るため、官府の「差務」を負担しなければならなかった。しかし、「差務」の負担は重すぎるため、収支には常に赤字が出る。訴訟類档案において、「賖買の代金を不払い」と記載されているのがその例証である。こうした中小規模商人の経営リスクを増加させることは、重慶商業圏の資本主義的発展を阻礙する要因でもあった49。

さらに、国際秩序の解明をめぐる考察も1980年代の研究を踏まえていっそう活発化した。 基本史料を新たな視野に立ち精読することで、新たな歴史像を提示する傾向が多く見られる。なかでも、明末から民国期におよぶ海関研究をもとに、牙人・牙行と関わる財政や貿易管理体制の構造を分析する研究が多く見られる。

まず岡本隆司は、上海の海関・江関などの徴税・貿易機構がイギリスとの取引を独占していたことは粤海関における外洋行と同様であることを論じた。その後、明代後期の福州市舶司に関わる史料、琉球と中国との外交史料及びポルトガルの広東来航史料を用いて牙行が朝貢体制から逸脱していった過程を分析した。また清代粤海関における「洋貨行」では階層が如何に分化したのかということについて考察し、洋関の徴税機能が「十三行」(洋行)の廃止によって通事の組織に集約されることを論証した。それとともに、牙行の互市における遍在性をも述べた50。

岡本と同様に福州市舶司の史料及び中・琉の史料を手がかりとして考察を進めた西里喜行は、特に明後期からの中琉交渉システムにおける牙行の位置づけに注目した。彼は傅衣凌と同じく<sup>51</sup>「球商」を中国側の官牙と見なし、明代の官牙が清代には球商となったと推定

\_

<sup>47</sup> 山本進『清代財政史研究』汲古書院、2002年、5頁。

<sup>48</sup> 岩井茂樹『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会、2004 年、128~134 頁。

<sup>49</sup> 谷井陽子「清代中期の重慶商業界とその秩序」『東洋史研究』74巻3号、2015年。

<sup>&</sup>lt;sup>50</sup> 岡本隆司「洋関の成立をめぐって」『東洋史研究』50巻1号、1991年。同「清代粤海関の徴税機構――保商制度を中心として――」『史林』75巻5号、1992年。同「清末粤海関の展開――広州における洋関設立の意味――」『史林』77巻6号、1994年。同「広東洋行考――洋行に関する新旧史料を通じて――」『東洋史研究』54巻2号、1995年。同「『朝貢』と『互市』と海関」『史林』90巻5号、2007年。同『近代中国と海関』名古屋大学出版会、1999年、11~13、67~88、111~219頁。

<sup>&</sup>lt;sup>51</sup> 傅衣凌「福州琉球史跡調査記」薩士武・傅衣凌・胡寄馨『福建対外貿易史研究』(福建省研究院社会科学研究所、1948 年) 所収。原文は未見であり、西里喜行「中琉交渉史におけ

した。また、その選任の方法や任務と特権、義務と負担、直接生産者・一般商人・中国側 官憲あるいは琉球側との関係について検討し、中琉交流史の実像について論を展開した<sup>52</sup>。

岩井茂樹は広東に来航したポルトガル人について記された史料を用いて、「客綱」「客紀」を分析した。岩井によれば、広州の仲介業機構は早期に成長して地方の官府と合作し始めた。彼らは社会の秩序を安定させる「緩衝器と管(配管)を兼ねる機構」として海上貿易を独占し、広東の商業を国家制度的桎梏から解き放ったという。また、岩井は明朝の互市形態を「貢舶」、「市舶」、「商舶」、「寇舶」の四種類に区分し、貢舶に介在する牙行の実態を論じた<sup>53</sup>。

本野英一はイギリス政府側に残された英文・漢文文献を用いて在華イギリス商社、植民地銀行と買弁、有力同郷同業団体との民事訴訟の情況を分析し、これを通して外国資本が上海市場に集約される過程を解明した。本野の理解によれば、買弁とは不平等条約体制を利用して財産の保護を図った仲介業者である。買弁は輸出子口半税制度(輸出品は従価5%の関税を納める以外に、2.5%を納めて釐金の納付を停止すること)とイギリス有限責任会社登記制度を利用してグループを結成し、清朝政府・イギリス側に対応していた。本野はまた辛亥革命前後において、在華イギリス商人は買弁を通じて「不平等条約」(輸出子口半税特権=内地諸税・釐金徴収免除、債務有限責任制)の特権を利用しており、在華イギリス当局と対抗していたとも述べている54。

村上衛は、イギリス公文書史料や外務省の情報を活用してアヘン戦争前後の華南沿海における商業的秩序の崩壊を考察し、牙行は中国沿岸における交易秩序を支える官営組織としての性格をも持つと論じた<sup>55</sup>。

廖敏淑は清朝の通商制度を考察した。廖は「互市」の種類を海路の船舶貿易、陸路の「関市」貿易、使節団として館舎に滞在する「在館貿易」三つに分けて分析し、マカオに在住するポルトガル商人がすでに「外来者」(互市)の枠から離れて県の牙行と貿易していたと述べた。また互市の特徴を検討するに当たって、各海関の貿易対象の分化に注目し、各外国商人に対応する牙行・行商・通事は西洋商人がどの交易地を選択するかということにつ

-

る土通事と牙行(球商)」『琉球大学教育学部紀要第一部・第二部』50 集、1997 年、56 頁。 52 西里「中琉交渉史における土通事と牙行(球商)」、67~78 頁。

<sup>53</sup> 岩井茂樹「16 世紀中国における交易秩序の模索」岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』 京都大学人文科学研究所、2004 年、98~101、125~134 頁。

<sup>54</sup> 本野英一「アロー戦争後の長江中下流域の信用構造と世界市場――アメリカ南北戦争の影響を中心に――」『史学雑誌』第93編10号、1984年。同「一八六〇年代上海における買弁登録制度の挫折と輸出取引機構の改変――ジャーディン・マセソン商会の活動を中心に――」『史学雑誌』第99編7号、1990年。同「イギリス向け紅茶輸出貿易の衰退と中国商人『団結力』も限界――福州での紛争、論争を中心に――」『史学雑誌』第106編10号、1997年。同「香港会社法令を利用する中国とイギリス政府――『ゴム株式恐慌』前後を中心に――」『辛亥革命の多元構造』汲古書院、2003年。同『伝統中国商業秩序の崩壊――不平等条約体制と「英語を話す中国人」――』名古屋大学出版会、2004年。

<sup>55</sup> 村上衞「閩粤沿海民の活動と清朝——19 世紀前半のアヘン貿易活動を中心に——」『東方学報(京都)』75 冊、2003 年。同「19 世紀中葉、華南沿海秩序の再編——イギリス海軍と閩海盗——」『東洋史研究』63 巻 3 号、2004 年。同『海の近代中国——福建人の活動とイギリス・清朝——』名古屋大学出版会、2013 年、第 1 章、第 3 章。

いて重要な影響を与えたと強調した56。

上記の研究は大別すれば社会経済史研究ということになろうが、これに加えて、文化史という分野においても牙行に言及するものがあった。勝山稔は媒酌人が社会に果たした役割に注目して、営利を目的とする職業的媒酌人の専門化と牙人との関係を考察した。勝山によれば、宋代の「牙婆」とは女性の牙人を指し。人身の雇用や売買、特に妾や女婢の取引を仲介する存在であった。南宋記時期より牙人による婚姻周旋が始まり、元代にはそれが一般化した。明代には「牙婆」は「媒酌人」の同義語として用いられるようになった。媒酌人は牙人と同様に婚姻契約の保証人でもあったという57。

# 小結

戦前において、研究の主たる関心は中国へ経済的に進出するにあたって直面する現実的 な問題にあり、そのため清代の社会経済を主眼とする研究が多かった。戦後から 1950 年代 までの研究は、主に牙行(または買弁)が商習慣や言語など商業上の障壁を打破する役割 を持っていたと強調し、その衰退の原因は政策転換にあると見なした。また政府が徴税の 業務を牙行(経紀)に強いたために、牙行が本来の機能を果たせず、近代化が妨害された と結論付けた。牙行と国家との関係について、内田は牙行を国家による統制の産物と捉え、 被支配者という側面を強調する。一方、小沼は国家による統制は実態ではないと見做し、 牙行の機能は国家ではなく商慣習から形成されたものと論じた。内田と小沼との、牙行と 国家の関係をめぐる論争は、戦前の経営主体論争の延長線上に位置づけられる。しかし、 こうした「近代化」への関心は、経営主体論争の研究視角を乗り越えて、当時の学界の「中 国史の停滞性の概念を打破58」しようとする志向から大きな影響を受けたものであった。こ のような学界における潮流のなかで、牙行(特に外国商人と繋がる洋行・買弁)が中国の 近代化に果たした役割(外国資本の輸入など59)に関心が向けられ、研究が進められたので ある。1980年代までの研究は牙人の兼業性という視点から牙人の仲買機能を焦点とし、ま た牙人と地方政府との関わりや国外商業機構との類似性の分析をも展開したと纏められる。 その研究は多くの史料をもとに牙人と国家との関係を明らかにして、牙人の営業構造や取 引内容及び国家政策と仲介業務との関係をより詳細に解明した。1990年代以降なされた研 究は、国内の取引における牙人・牙行を考察対象としたものと、海外の貿易におけるそれ を考察対象としたものと、2種に大別できる。前者についていえば、国家政策のもとに牙人・ 牙行運営の実態を対象とし、商業市場の形成や経営構造の結合のあり方を問う研究が引き

<sup>&</sup>lt;sup>56</sup> 廖敏淑「清代の商業秩序と互市」、岡本隆司・川島真編『中国近代外交の胎動』東京大学 出版会、2009 年、23~32 頁。

<sup>57</sup> 勝山稔「白話小説記事に現れる媒酌人の史学的考察——特に媒酌人の専門化と牙人との関係を中心として——」『中国:社会と文化』11 輯、1996 年。同『中国宋〜明代における婚姻の学際的研究』東北大学出版会、2007 年、第3章。

<sup>58</sup> 注 (12) 前掲谷川の編書 11 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>59</sup> 中国の外国資本を輸入する意図、及びその原因について、詳細は注(16)前掲根岸の著書 256~258 頁。

続き展開されていた。一方、後者は、「アジア貿易圏」論研究60、「海域アジア史」研究61や 近代中国の外交・交流史研究

のなど新たな潮流とも結合していた。この時期の研究では、前 近代と近代を断絶させることなく、開港市場の洋関をめぐる欧米側の民事訴訟63、朝貢貿易 や互市貿易の秩序<sup>64</sup>などに対する実証的研究も蓄積された。そのほか、社会文化面における 牙人の活動についての研究では、宋代より明末に至る拝金主義的意識の萌芽が広く実生活 に及び社会習俗の諸相にも反映されていたことを明らかにした。

# 第二節 中国における動向

# 1 第二次世界大戦前における研究

中国における牙人・牙行への関心も 1930 年代に遡ることができる。曲直生は「定県実験 <sup>65</sup> に参与する研究者の一人として、当直隷省定県の商品流通を調査し、当地農村の実態を 把握しようとした。曲によれば、牙行の介在を受け入れる 18 業種の共通点は販売者と顧客 との非固定性と、交易品の季節性である。また、牙行の仲介が実際に商品流通を阻害して いると結論付けた66。

ここで定県調査について紹介しておきたい。定県調査とは、中国が初めて西欧の社会学 や経済学の理論に依拠して農村社会を調査したものである。この調査で対象とされたのは は経済だけではなく、地理環境や歴史、政府機構、人口、教育、健康、農民生活、郷村娯 楽、風俗習慣、信仰など多方面に渉っていた<sup>67</sup>。これによって厖大な客観的データが収集さ れた<sup>68</sup>。

% 詳細は社会経済史学会第 53 回大会の共通論題 「近代アジア貿易圏の形成と構造──19 世 紀後半~第一次大戦前を中心に――」(1983年)に濱下武志などの論文を参照。

<sup>61</sup> 濱下武志『朝貢システムと近代アジア』岩波書店、1997年。桃木至朗編『海域アジア史 研究入門』岩波書店、2008年などを参照。

<sup>62</sup> 夫馬進『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会、2007年。岡本隆司・川 島真編『中国近代外交の胎動』東京大学出版会、2009年。壇上寛『明代海禁=朝貢システ ムと華夷秩序』京都大学学術出版会、2013年などを参照。

<sup>63</sup> 本野英一『伝統中国商業秩序の崩壊――不平等条約体制と「英語を話す中国人」――』名 古屋大学出版会、2004年。

<sup>64</sup> 注(31)前掲岩井論文を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>65</sup> 定県実験とは 1929 年から平民教育と郷村建設を目的とした農村復興活動である。詳細は 周孟璞「晏陽初的科普思想和『定県実験』」『四川師範大学学報』社会科学版、1995年1期。 孫詩錦「定県実験與農村復興運動」『史学月刊』2006年7期。肖軍「従『定県実験』的歴史 経験論社会主義新農村建設」『邵陽学院学報』社会科学版、2008 年 5 期などを参照。

<sup>66</sup> 曲直生「中国的牙行」『社会科学雑誌』4 巻 4 期、1933 年。その後、馮華徳「河北省定県 的牙税 | 『政治経済学報』 5巻2期、1937年も、定県の牙税について考察を加えた。

<sup>67</sup> 詳しくは李景漢『定県社会概況調査』中華平民教育促進会出版、1933 年原刊。2005 年に 上海人民出版社より復刊された。

<sup>68</sup> 李金錚「定県調査:中国農村社会調査的里程碑」『社会学研究』2008年2期。葛海静「民 国時期知識界関于中国農村調査述評(1925~1935)——以卜恢凱、陳翰笙、李景漢農村調査 比較為中心——」湖南師範大学碩士論文、2012年などを参照。

張鐵錚は、北京の農産品市場を考察するにあたり、市場内で仲介業を務める牙行及び経 紀の活動に着目した<sup>69</sup>。王孝通は唐代商人の種類を考察して、牙子の許可証「印子」を民国 時期の「行紀<sup>70</sup>」の「牙帖」に比定し、同時に民国時期の市場において取引に介在する行紀 という組織の起源は牙子であると推定した<sup>71</sup>。また、清初の卹(恤)商政策(令)を考察し て私設牙行の禁令が康熙年間に遡ることを明らかにした。

その後、中国の牙人・牙行についての研究は国内外での戦争の影響を受けて、ほとんど進まなかったものの、日本での研究成果については所謂「食貨学派」によって次々と紹介されていた。その媒体となった雑誌『食貨』は1934年12月に陶希聖によって創刊され、初めて社会経済史に関する史料を集めその理論を研究した学術雑誌である。経済史について研究し、この雑誌に成果を発表した研究者たちは、食貨学派と呼ばれたのであった。この雑誌にはさらに国外学者の経済史に関する著作の翻訳も掲載された72。たとえば金国宝は稲葉岩吉の「牙字の牙旗起源論」を紹介した73。1937年には、加藤繁の定期市の牙行に関する研究が『食貨』誌上に載せられた74。

同年、『食貨』以外の媒体においても、梁嘉彬は根岸佶などの洋行研究を紹介して、十三 行の起源を牙行に求め、その内部構造(夷館)と外接の機関(大班や海関)との関係を考 察した<sup>75</sup>。

# 2 1950年代から文革(1966年)までの研究

1949 年に中華人民共和国が建国されると間もなく、いわゆる「資本主義萌芽論争」が展開された。研究者達はソ連における「萌芽(または要素)→ウクラード<sup>76</sup>→勝利した社会構成」という資本主義的社会構成の成立・発展に関する主要な三段階の区分を中国における資本主義萌芽研究の理論的根拠として援用した。これにより「帝国主義的侵略の積極面を

-

<sup>&</sup>lt;sup>69</sup> 張鐵錚「北平農産品販売方法和市場組織的研究(1934 年)」『民国叢書』第二編 35 号『中国農村経済論文集』、上海書店、1990 年を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>70</sup> 行紀はすなわち牙行・経紀の略称。

<sup>&</sup>lt;sup>71</sup> 王孝通『中国商業史』(『中国文化史叢書第一輯』上海書店、1984年所収)1936年。1984年の著書 105 頁を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>72</sup> 詳しくは洪認清「『食貨』半月刊在経済史学理論領域的学術貢獻」『史学史研究』2007 年 4 期。陳園園「『食貨』学派的基本特徴研探」『南京師大学報』社会科学版 2011 年 1 期などを参照。

<sup>73</sup> 金国宝「牙行及牙税之歴史」『中国経済問題之研究』中華書局、1935年。

<sup>74</sup> 加藤繁「清代村鎮的定期市」『食貨』(半月刊) 5 巻 1 期、1937 年。

<sup>75</sup> 梁嘉彬『広東十三行考』商務印書館 1937 年、281~295 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>76</sup> ウクラードとは、唯物史観において社会構成体を構成する複数の生産様式(生産関係)のうちの、その個々のものを指す。日本では経済制度などの訳語が用いられる。唯物史観では、原始共同体・アジア的共同体・古代奴隷制的・中世封建制的・近代資本制的という5つの生産様式を基礎とする社会構成体が、時代を追って発展していくのが、全ての民族に共通した歴史発展の法則とされているが、現実においては、単一の生産様式が一朝一夕で成立するわけではなく、併存する複数の生産様式の上に成り立っている場合も珍しくない。その場合に、その社会を構成する個々の生産様式を指してウクラードと称する。永原慶二「ウクラード」、国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第2巻、吉川弘文館、1980年。

評価して、マルクス主義における社会発展の諸段階を歪曲し、階級矛盾を隠蔽してその搾取を正当化しよう」とした先行研究の反マルクス主義的イデオロギーを批判したのである<sup>77</sup>。こうした背景に基づいて、牙行の存在が資本主義萌芽の論拠となるかどうかについての検討が仲介業研究の中心となった。以下に見るように、その研究は二つのグループに大別できる。

まずは傅衣凌が「包買商」の機能に注目して、包買商出現の有無が資本主義萌芽の存在の有無を決定する要因と見なした。包買商とは小手工業者に生産原料及び道具を提供し、給料を支払い、そして完成品を収得して市場へ販売する商人のことである。江南諸都市の発達、農村の専業化、社会的分業の結果として現れる包買商(包買主ともいう)は、資本蓄積と契約関係の成長との結果と見られる78ので、第一のグループでは牙人を包買商と見なして、これにより資本主義萌芽の成立を証明しようとした。このグループの代表は李之勤と傅筑夫である79。

一方、牙人は包買商であるという所論を批判した劉重日と左雲鵬は、牙行の存在は官府の徴税上の必要により保証されたものと見なし、牙人は大資本の商人に利用されて市場をコントロールする道具であると結論づけた<sup>80</sup>。1960年代に入ると、傅衣凌は江南市鎮の経済を分析し、牙行が官商の身分を利用して、不等価交換により民衆から利益を奪っていたと強調し、商人らもこの潮流に甘んじたため生産に対する関心が失われ、手工業の発展が阻害されたと論じた<sup>81</sup>。つまり、第二のグループは牙人・牙行のいわゆる「無頼行為」を強調するとともに、牙人・牙行が商業発展上マイナスの影響を及ぼしたと、言い換えれば資本主義萌芽は牙人・牙行の妨害により遅延されたと主張したのであった。

この時期に海運に従事する牙行についての研究も進展した。

張維華は明代社会経済の概況について述べたが、海外地域における牙行と類似する組織 を検討し、海外地域における仲介業者の普遍性を強調した<sup>82</sup>。

鄧拓は、清代の広東十三行とは外国資本主義商品を輸入するため設立された機構である と見なし、その(封建経済を崩壊させる)性質は明代の広東三十六行とは異なっていると

<sup>77</sup> 鈴木俊・西嶋定生『中国史の時代区分』東京大学出版会、1957 年、220~226 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>78</sup> 傅衣凌「明代江南富戸経済的分析」『廈門大学学報』社会科学版、1956 年 1 期、22~36 百。

<sup>&</sup>lt;sup>79</sup> 傅筑夫『中国封建社会内資本主義因素的萌芽』上海人民出版社、1956 年。李之勤「論明末清初商業資本對資本主义萌芽的発生和発展的積極作用」『西北大学学報』哲学社会科学版、1957 年 1 期を参照。その後、劉秀生「商人包買主産生的歴史条件」『中国社会経済史研究』1986 年 3 期、同「清代中期的三級市場結構」『中国社会経済史研究』1991 年 1 期、呉少珉など研究者も牙人が包買商であると主張している。

<sup>&</sup>lt;sup>80</sup> 劉重日・左雲鵬「対"牙人""牙行"的初歩探討」『文史哲』1957年8期、37~39頁。その後、劉石吉「明清時代江南地区的専業市鎮」『食貨月刊』1978年8巻6・7・8期(のちに、同『明清時代江南市鎮研究』中国社会科学出版社、1987年所収)、なども同様な論点を提出した。

<sup>&</sup>lt;sup>81</sup> 傅衣凌「明清時代江南市鎮経済的分析」『歴史教学』1964年5期を参照。その後、李瑚『中国経済史叢稿』湖南人民出版社、1986年、105~108頁なども同様な論点を提出した。

<sup>82</sup> 張維華『明代海外貿易簡論』上海人民出版社、1956年、77~78頁。

明清時代の牙人・牙行研究(第二章 牙人・牙行研究動向)

主張した83。

彭沢益は清代前期の広東における対外貿易の状況を考察し、広東洋貨行の創設年代と洋 行制度の成立時期を究明し、明代広東三十六行と清代広東十三行とは関係がないと主張し た84。

傅衣凌は「牙行式洋行」は封建経済の独占貿易制度に立脚していると主張して、これらはアヘン戦争以後、独占貿易制度が解体されたため滅亡したと推測した。同時に、買弁が「牙行式洋行」の代役であると見なして、彼らの仲介機能に注目して論を進めた<sup>85</sup>。

# 3 文革以後から 1980 年代までの研究

文化大革命時期(1966~1976)の混乱を受けて、中国大陸において学術研究はほぼ 10 年の停滞期が続いた。幸い大陸以外には文革の影響が及んでいなかったので、全世界規模で研究が中断されるということはなかった<sup>86</sup>。仲介業についての研究は、アメリカ在住の黄仁宇や台湾の劉石吉により進められた。黄は明代短篇小説集『三言』を中心に客商と牙行との関係を考察して、明後期の商業構造を分析した<sup>87</sup>。劉は、牙行を市鎮の生産及び消費の一環として考察し、明清「専業市鎮<sup>88</sup>」の変遷を分析して市鎮を中心とする拡張的市場体系が水上輸送の便により発展してきたことを論じた<sup>89</sup>。大陸でも文革が終息し、1978 年鄧小平が改革・開放政策を打ち出したことで、学界の潮流も大きく変わり、牙人・牙行に対する研究アプローチも一変した。

張弓によれば、『全唐文』や『五代会要』などの史料<sup>90</sup>における官牙人の意味とは「官府に承認された牙人」であり、官牙は唐末五代ごろすでに現れていたという。また、官府に認定された官牙と一般の牙人とは、社会的地位の格差に加えて貧富の差も大きいと主張した<sup>91</sup>。

朱培夫は、武漢における牙行の起源を考察し、牙行と集市・市鎮との関係を分析し、地域経済圏における牙行の位置付けを検討した<sup>92</sup>。管見の限り、これは牙人・牙行についての

<sup>85</sup> 傅衣凌『明清時代商人及商業資本』、人民出版社、1956 年、212 頁。その後、呉少珉「我 国歴史上的経紀人及行業組織考略」『史学月刊』1997 年 5 期なども同様の論点を提出した。

<sup>&</sup>lt;sup>83</sup> 鄧拓「論『紅楼夢』的社会背景和歴史意義」『中国資本主義萌芽問題討論集』生活・読書・ 新知三聯書店、1957 年。

<sup>84</sup> 彭沢益「清代広東洋行制度的起源」『歴史研究』1957年1期。

<sup>86</sup> 例えば王志瑞『宋元経済史』台湾商務、1969年。全漢昇『中国経済史論叢』香港中文大学新亜書院新亜研究所、1972年など。

<sup>&</sup>lt;sup>87</sup> 黄仁宇「従『三言』看晚明商人」『香港中文大学中国文化研究所学報』7巻1号、1974年を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>88</sup> 専業市鎮というのは明清時代、太湖周辺及び揚子江デルター帯において、もっぱらに木棉や蚕・桑など重要な商品作物の栽培、加工及び貿易を務める市鎮である。詳細劉石吉『明清時代江南市鎮研究』9頁。

<sup>89</sup> 劉石吉『明清時代江南市鎮研究』2~72頁。

<sup>90 (</sup>清) 董誥『全唐文』(北京中華書局、1983年)巻 973「請禁業主牙人陵弱商賈奏」及び (北宋)王溥『五代会要』(上海古籍出版社、1978年)巻 26「市」を参照。

<sup>91</sup> 張弓「唐五代時期的牙人」『魏晋隋唐史論集』1 輯、中国社会科学出版社、1981 年。

<sup>92</sup> 朱培夫「武漢牙行初探」『武漢師範学院学報』哲学社会科学版、1984年2期。

研究視点が国家から地方社会へ移行する最初の研究である。

具奇行は、清代における牙行制度の施行状況を考察して、牙行の役割と行政上の責任を 論じ、牙行の業務拡充は経済発展に対して正・負の二面性の影響を及ぼしたと強調した<sup>93</sup>。

劉秀生は、牙行は売買を仲介する機能以外にも、物価を抑えることや市場を管理するなど公的な機能も果たしていると論じた。そして、牙行の商品流通における重要性を強調し $t^{94}$ 。

李瑚は、清初の商業経営方式及び内部の関係を分析して、封建社会における商品生産の 小規模性と分散性を指摘し、牙人の集荷機能は商品の流通に不可欠であると述べた<sup>95</sup>。

党誠恩は、牙行という名称の出現時期は明嘉靖二年(1523)であると断じ、「印信文簿」が牙帖であると主張した。また牙行が農産品交易を独占する特権を保持していたために「白頼・行覇」のような存在に変質して民衆を収奪したと結論づけた<sup>96</sup>。

陳忠平は、明清江南における牙人の身分及びその社会的地位を分析して、市鎮内部の工商業と仲介業との関係を考察し、牙人が社会経済の発展により組織化して牙行に発展することの必然性及び経済上の重要性を述べた<sup>97</sup>。

陳学文は、明清時代における嘉定県の社会経済機構について考察するに当たって、商業 資本としての牙行を分析し、その仲介業務は地元勢力の支援により成立するとともに、業 務を行うためには商品の専門知識を身につけることが不可欠であるとした<sup>98</sup>。

汪士信は、経済史の立場から牙行について初めて系統的に考察を加えた。牙行の非行会 (ギルド) 的性格を提示し、その起源を明代後期と推定して、牙行と牙人との経営規模上 の差異への検討を通じて、「皇店」と呼ばれる牙行の官営的性格と民営牙行の私営的性格を 論じた<sup>99</sup>。また加藤繁の邸店研究<sup>100</sup>を再検討して牙行と邸店との区別を述べた。さらにその 上で、牙行の経営業務上の専門化と経営方式上の多様化について言及し、その封建商業上 の積極作用 (商品流通の補助と市場の統合) が経済の発展に伴い、明末には社会発展上の

\_

<sup>93</sup> 呉奇衍「清代前期牙行制試述」『清史論叢』6輯、1985年。

<sup>&</sup>lt;sup>94</sup> 劉秀生「商人包買主産生的歴史条件」『中国社会経済史研究』1986 年 3 期。その後邱澎生「由市廛律例演變看明清政府対市場的法律規範」『史学:伝承與変遷学術研討会論文集』1998 年や沈大明「清律対于商人的保護與控制」『上海交通大学学報』哲学社会科学版、2005 年 2 期なども牙行の商業流通中の重要性を提示した。

<sup>95</sup> 李瑚『中国経済史叢稿』湖南人民出版社、1986年、105~108頁。

<sup>&</sup>lt;sup>96</sup> 党誠恩『中国商業史話』中国商業出版社、1987 年、82~83 頁。しかし、宮澤らの研究から明らかなように、牙行の出現時期は元末まで遡ることが出来る。なお、新宮(佐藤)学と楊其民は、印信文簿が牙帖であるという党氏の主張を否定した。

<sup>97</sup> 陳忠平「明清時期江南市鎮的牙人与牙行」『中国経済史研究』、1987年2期。

<sup>98</sup> 陳学文『中国封建晚期的商品流通』湖南人民出版社、1989年、39頁。

<sup>&</sup>lt;sup>99</sup> 汪士信「試論牙行」『中国社会科学院経済研究所集刊 8 集』、1986 年、198~205 頁。その後、朱徳貴(「試論明代市場管理制度」『哈爾浜商業大学学報』社会科学版、2005 年 5 期を参照)も同様な論点を出した。しかし、皇店は特権階層により経営している場房であり(詳細は新宮の論述を参照)、場房の一種類と見なし得る。

<sup>100</sup> 注 (99) 前掲汪の論文によると、加藤は、①店を後世の商店と見なして、そして②邸は旅館を経営して、店は旅館と倉庫を経営しているとした。これに対して汪は唐代には店が無いと主張して、唐代の邸と店は別なものと論じた(汪論文 208 頁)。しかし、加藤は邸・店を同じものと考えてはいない。注 (8) 前掲加藤著書 461~466 頁。

消極作用(生産者からの搾取と資本主義萌芽の阻害)へと転換したと結論付けた™。

上述の国内市場に注目する研究以外に、海外貿易に着目する仲介業研究も盛んとなった。 王冠倬は元代における市舶制の変遷を概観しながら、元朝の海外貿易政策の不安定さを 論じた。そして、元代市舶司の機能を輸入品への管理・徴税、海運船に対する管理(許可 証の配給)、舶貨(輸入品)の上納・販売、沿海貿易に対する徴税、海外貿易規模の拡大・ 財政収入の増加、官本船(官営の海外貿易)の経営の五つに分けて詳述し、特に元代海外 貿易の主流を担ったのは民営であるとした<sup>102</sup>。

具仁安は三十六行は各行業への俗称であったと判断し、明代広東三十六行と清代広東十三行とは同じ性質の牙行であると主張した。また広東十三行の起源に注目し、明代広東三十六行は、実際には十三行しか存在していなかったと推測した<sup>103</sup>。

李龍潜は明代広東における海外貿易を市舶(貢舶)貿易と商舶貿易とに二分して、非合法な商舶貿易が隆慶時期以後に合法化した経緯を詳述し、市舶貿易と商舶貿易の目的(辺境の平和と財源の増加)や性格(独占貿易と自由貿易)、形式(物品交換と貨幣購買)上の区別を論じた。李は特に海外貿易に介在する牙行が広東市舶司のもとに市場の秩序を維持する機能を担っていたとして、それが隆慶以後に商業組織(清代広東十三行の前身)へと成長した経緯を整理した<sup>104</sup>。また、明代広東三十六行と清代広東十三行とを区別して、前者は三十六行の手工業・商業行業であり、そのリーダーとしての「攬頭」とは生産の組織者であったと判断した<sup>105</sup>。

梁方仲は広州十三行(洋貨行)の開設条件を手がかりとして検討し、彼らと官府との関係に注目した。梁はその身分を「官商」と定義し、洋貨行商人はその後洋務(外交、貿易、技術導入等列強と関係する事務)を務める人に変化したと論じた<sup>106</sup>。

陳尚勝は明代市舶司制度のもとで機能する朝貢(勘合)貿易に着目した。陳は明代中期以降の政治状況が民間貿易にも影響を与え、徴税などの機能が発展したと論じた。陳によると、朝貢貿易の貨物は貢品と私貨(貢品以外の貨物)とに二分することができ、特に私貨に対する処置は、明代弘治以後(実際の値段より)高額に買収する形式から抽分(貨物の比率により徴税する)の形式に改変された。そしてこの改変に伴い、市舶司のもとで発展していた牙行は、その一部分が市舶司の管理から独立して私牙(客網・客紀)となり、密貿易を繁栄させ、最終的には海外貿易を独占するようになった。その後、市舶司は貨物を検査して関税を徴収する海関となり、その海外貿易を管理する機能は牙行(行商)に取って代わられたという107。

李金明は三十六行についての牙行説と攬頭説を批判して、それらは官府により定められ

<sup>101</sup> 汪士信「試論牙行」『中国社会科学院経済研究所集刊8集』、1986年、206~221頁。

 $<sup>^{102}</sup>$  王冠倬「元代市舶制簡述」『中国国家博物館館刊』 1979 年 00 期

<sup>103</sup> 呉仁安「明代広東三十六行初探」『学術研究』1980年2期

<sup>104</sup> 李龍潜「明代広東的対外貿易」『文史哲』1982年2期。

<sup>105</sup> 李龍潜「明代広東三十六考釈」『中国史研究』1982年3期。

<sup>106</sup> 梁方仲『梁方仲経済史論文集補編』中州古籍出版社、1984年、230~232頁。

<sup>107</sup> 陳尚勝「明代市舶司制度与海外貿易」『中国社会経済史研究』1987年1期。

海外貿易を専業とする「鋪行」(店を開設する商人)であると主張した108。

#### 4 1990 年代以後の研究

1990年代に入ると、中国現代社会においては市場経済の活発化により引き起こされた市場の無秩序傾向が大きな社会問題と見なされた。この現実的問題を解決するため、伝統的商慣習に解決策を求める意識が生まれた。そのために、牙人・牙行の研究についてもその市場管理上の役割に対して関心が向けられるようになった。その結果、海外貿易に注目する研究よりも、牙行の市場管理における重要性があらためて強調され、それとともにその経済上の位置付けも再評価されたのであった。具体的には牙行に関する一連の専門用語が再検討され、牙行と国家との関係やその商業信用、牙人の社会上の役割、及び他の商業組織との関係についての分析が深められた。

以下で、詳しくみていこう。

まずは牙行に関係する専門用語の再検討について、楊其民は新たに発見された「嘉靖牙帖」を手掛かりに、仲買商人及びその組織の変遷について考察し、牙帖の頒給部門や配布対象を明らかにした。また印信文簿は牙帖であるとする党誠恩の見解を否定して、印信文簿を店暦<sup>109</sup>と見なした<sup>110</sup>。孟繁冶は、牙人への社会上の低評価は官府の一貫的な重農抑商政策と牙行自身の民衆からの搾取により形成されると主張した<sup>111</sup>。陳明光と毛蕾は、牙人が取引を独占する傾向を持つことに注目するとともに牙人の仲介業務上の専業性をも提示した<sup>112</sup>。高葉華は、明代の牙人・牙行を検討するとき、朱徳貴の官牙論<sup>113</sup>を継承して、塌房を官牙の起源の一つと見なした。また市舶司において海外貿易を管理する客綱・客紀を官牙の一員に類別した。さらに市鎮で大資本を蓄積した大資本私牙の連鎖(チェーン店)経営的性格を強調して、私牙の業務上の分化を指摘した<sup>114</sup>。

法制の面より牙人・牙行と国家との関係を分析した研究も多い。李達三は、宋代の牙人を中心にその機能を考察した。李によれば牙人の「価値観」が官府により定められ、官府による牙人への支配が仲介業の繁栄を引き起こした。それとともに、牙人間の貧富の格差をもたらし、牙人の発展を阻害したという<sup>115</sup>。楊建広と駱梅芬は牙人(仲介人)の保証人的

<sup>109</sup> 店暦は官府より支給され、客商や船戸の住所、姓名、路引字号、商品数目を記入して毎月官府報告するものである。なお、印信文簿を店暦とする論点は既に日本で指摘されている。注(7) 前掲新宮(佐藤)論文「明代の牙行について――商税との関係を中心に――」843頁を参照。

<sup>108</sup> 李金明「明代広東三十六行新論」『学術研究』1988年3期。

<sup>110</sup> 楊其民「売買中間商"牙人"、"牙行"的歴史演変——兼釋新発現的『嘉靖牙帖』——」『史林』1994年3期。

<sup>111</sup> 孟繁冶「中国古代商貿活動中的経紀人」『文史知識』1996年5期。

<sup>&</sup>lt;sup>112</sup> 陳明光・毛蕾「駔儈、牙人、経紀、掮客——中国古代交易仲介人主要稱謂演変試説——」 『中国社会経済史研究』1998 年 4 期。

<sup>&</sup>lt;sup>113</sup> 朱徳貴「試論明代市場管理制度」『哈爾浜商業大学学報』社会科学版、2005 年 5 期を参照。

<sup>114</sup> 高葉華「明代『牙人』『牙行』考略」『重慶師範大学学報』哲学社会科学版、2007年2期。

<sup>115</sup> 李達三「宋代牙人的変異」『中国経済史研究』1991年12期。

性格を強調し、その法律上の責任を検討すると同時に、宋代から明清時代までの牙人・牙 行管理制度を紹介した<sup>116</sup>。羅麗馨は牙行制度とは官府が手工業をコントロールする一手段で あると捉え、それと包攬制、包買制との性質上の区別を検討した。また牙人・牙行は小生 産者と客商との仲介者として、その経営は包攬(者)と違い官府に支援されてはいなかっ たが、包買(者)より完全に生産資料および生産品を独占したとした117。邱澎生は、明清時 代における市廛律の変遷を分析して、牙行の制度上の変化を考察し、官牙制が確立された ことにより政府の市場支配能力は長期的関与から選択的制限へ減少し、市場の経営が効率 化されたと結論付けた118。岳純之は、五代時期(907~960)における牙人の仲介を経営する 実態を分析し、官府による牙人管理制度を検討した119。朱徳貴は、明代の牙行管理制度を考 察して、官牙とは特権階層により開設され、商税を徴収し市場を管理する牙行であったと し、私牙とは民間の取引に介在する経紀人であったと主張した120。周中雲と曹君乾は、朱徳 貴の官牙論と高葉華の私牙論を継承して、明代牙行の法律制度を検討して、当時における 牙行の繁栄の要因は官府が牙行を重視して牙行制度の改革を堅実に続けたからだとまとめ た121。周執前は、牙行制度の制定と実施の状況とを考察し、牙行制度の不合理性(賄賂など 法外負担)を提示して、その不合理性が長期存在した原因を、政府が民衆の徴税負担を軽 減すべく行ったことが、かえって国家の(官僚や社会民衆などに対する)支配力を低下さ せたことに求めた。このため、不合理な牙行制度が地方政府の人件費を補充する手段とし て存続したのだと論じた122。林紅状は、清代前期の牙行制度を考察して、制度上の設立過程 を紹介すると同時に、清初の牙行制度改革と明代牙行制度との関連性を強調した123。黄東海 は、唐代以前における制度の発展を誘致性制度変遷(商品流通の発展により引き起された 自発的変遷)と捉え、唐代以降における制度の発展を強制性制度変遷(官府の法令により 引き起こされる強制的変遷)と区別した。そして官府が坊市制の崩壊によって形成された 新市場(市場の位置と開設時間の改変) 124をコントロールするため、牙人(中間人) に和買

-

 $<sup>^{116}</sup>$  楊建広・駱梅芬「中国古代経紀法制源流初探」『中山大学学報』社会科学版、1996 年 S3 期、 $172\sim181$  頁。

<sup>117</sup> 羅麗馨『十六・十七世紀手工業的生産発展』稲禾出版社、1997年、367頁。

<sup>118</sup> 邱澎生「由市廛律例演變看明清政府対市場的法律規範」を参照。

<sup>119</sup> 岳純之「後論隋唐五代買売活动及其法律控制」『中国社会経済史研究』2005年2期。

<sup>120</sup> 注 (113) 前掲朱徳貴「試論明代市場管理制度」を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>121</sup> 周中雲・曹君乾「明代牙行法律制度考評」『晋中学院学報』2008 年 1 期。

<sup>&</sup>lt;sup>122</sup> 周執前「国家法律制度変遷與清代前中期工商業経済的発展」『辺縁法学論壇』 2008 年 2 期。

<sup>123</sup> 林紅状「清代前期牙行制度的演変」『蘭州学刊』2008年9期。

<sup>124</sup> しかし、坊市制の崩壊と新市場の展開について論述は黄東海からの研究ではなかった。加藤繁『支那経済史考証』上巻、東洋文庫、1952 年、一四、宋代における都市の発展について、299~346 頁。周藤吉之「宋代の郷村における小都市の発展(上)特に店・市・歩を中心として」『史学雑誌』59 編 9 号、1950 年、同「宋代の郷村における小都市の発展(下)特に店・市・歩を中心として」『史学雑誌』59 編 10 号、1950 年。日野開三郎『日野開三郎東洋史学論集第七巻、宋代の貨幣と金融』三一書房、1983 年、第二部、唐宋時代の商人組合「行」の研究、唐宋時代における商人組合「行」についての再検討、第二章、藩鎮・両税法時代の行、Ⅰ坊制の弛緩・崩壊、309~323 頁、同書第十三巻、農村と都市、三一書房、1993 年、第二部、都市・商業、二、唐代城邑の坊市の角隅について、Ⅰ城坊制の概要とそ

や市場管理、治安維持などの公的機能(官牙制)を与えたことで、牙人・牙行の役割が変化したと推論した。加えて、この変化が牙人の経済上の機能衰退を誘致したと指摘した<sup>125</sup>。 周琳は清代中期における重慶の官牙制度に着目して、それが民間の財貨を調達して地方官府に納める機能を果たしていたことを明らかにし、同時に官牙制度が持つ市場秩序を破壊するという性格を強調した。また、周は清代後期において重慶の官牙が市場を独占する過程を分析して、釐金の徴収代行に介在する官牙の経営状況を具体的に解明した<sup>126</sup>。

また牙行の商業的信用に注目した研究も存在している。孫強は、牙行の経営を考察して、その資金の使用方式(居間活動)を三つに分類し(客商取引の代理、仲買、生産者への除買と験売)、いずれも牙行の信用を前提として成立すると述べ、その仲介(居間)活動がすでに大規模化・産業化したと推測した。そして、牙行による信用詐欺の具体例を列挙して、それを防止するために現れる非制度的保証と法律的保証を紹介した<sup>127</sup>。劉秋根と王中良は、牙行の商業的信用を商人に対する信用と生産者に対する信用の二つに分け、明代以降の商品流通は牙行の商業信用に基づいて進められていたと主張した。

新たな傾向として、小説や商業書などの史料を用いて牙人・牙行の社会上の役割や女性 牙人を分析する研究も現れている。陳学文は、明清商業書を手がかりとして考察を進め、 牙行の取引上の重要性を強調するとともに、商行為上の役割(船の雇用、輸送契約の担保、 商業リスクの抑制)も論じた。また水上輸送を務める埠頭を、陸上輸送を務める脚頭の対 義語と見なして、仲介業を営む牙行と区別した<sup>128</sup>。倪中連は、『三言』小説を史料として、 牙行の業務や運営の状況を検討した<sup>129</sup>。また、仲介業を務める牙婆と呼ばれる女性牙人の歴 史上の位置付けに注目する研究は、1995年ごろから林麗美<sup>130</sup>と劉灝<sup>131</sup>により『三言二拍』 を主たる史料として進められている。同年に林保淳は、古典小説を中心に三姑六婆の問題 を検討した<sup>132</sup>。劉桂秋は、明代の長編小説『金瓶梅』を中心に、牙婆と官媒(なこうど)や 私媒、牽頭などの名称について考察した<sup>133</sup>。また林麗月は、明代女性の職業について考察し、

の規模、287~288 頁、同書第十九巻、唐末混乱史考、三一書房、1996 年、第四章、大混乱の歴史的意義、一、城邑の変貌、678~681 頁、同書第二十巻、東洋史学研究、三一書房、1995 年、第一部、唐代州治の城坊制より城厢制への推移、一、唐の城坊制とその弛崩、21~44 頁などを参照。

<sup>128</sup> 陳学文『明淸時期商業書及商人書之研究』洪葉文化、1997 年、85~87 頁、158~161 頁、170~171 頁、208 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>125</sup> 黄東海「伝統中国商業法制的一段秘史——制度変遷視角下的牙人牙行制度——」『中西法 律』 2009 年 7 巻。

<sup>126</sup> 周琳「『便商』抑或『害商』——從仲介貿易糾紛看乾隆至道光時期重慶的『官牙制』——」『新史學』24 巻 1 期、2013 年。同「徵釐与壟断——『巴県檔案』中的晚清重慶官立牙行——」『四川大学学報哲学社会科学版』2015 年 5 期。

<sup>127</sup> 孫強「論明代居間信用」『史学集刊』2003年3期。

<sup>&</sup>lt;sup>129</sup> 倪中連「明末清初世情小説中的牙行」『内蒙古農業大学学報』社会科学版、2007 年 6 期。 <sup>130</sup> 林麗美「『三言二拍』中的女性研究」国立中央大学碩士論文、1995 年。

<sup>131</sup> 劉灝「三言二拍一型中的婦女形象研究」文化大学碩士論文、1995年。

<sup>&</sup>lt;sup>132</sup> 林保淳「中国古典小説中的三姑六婆」『人物類型與中国市井文化』台湾学生書局、1995年。

<sup>&</sup>lt;sup>133</sup> 劉桂秋「官媒・私媒・牽頭・牙婆――『金瓶梅』風俗漫談之四――」『無錫教育学院学報』、 1995年2期。また李月影「従薛婆・王婆形象看『馬泊六』式牙婆」『陝西教育学院学報』2010

牙婆の専業性を提示した134。武栄強は、牙婆という名称を改めて検討して、その社会上の機 能(仲介)を解明した135。衣若蘭は、牙婆の売買・仲介機能を系統的に考察して、その人身 売買の業務を解明し、さらに牙婆の媒人としての身分を分析した136。阿風は、徽州文書の継 承文書、土地売買文書、売身文書および民事訴訟を中心に女性の社会的地位を検討して、 牙婆(なこうど)と自称する仲介業者が売身文書の締約に果たす機能を紹介するとともに、 妻としての女性の地位は祖先から子孫にいたる人格の連鎖において独立できないと論じた

最後に旧来の洋行や皇店などの機構を注目する研究以外の、歇家や会館・公所、買弁な どに注目する研究をまとめておこう。呉少珉は、先行研究を踏まえて、牙行の各時代の組 織について概観して、買弁と一般牙人との区別を強調した<sup>138</sup>。呉慧は、会館の起源及び発展 を考察する中で、牙行と会館との対立に触れ、会館を商人を保護して牙行に対抗する組織 と見なした。また公所を会館の上級形式と見なして、会館から排除された牙行が公所に組 み込まれたと論じた139。邱澎生は、会館を、牙行の不正行為や商行為の妨害に対抗するため の組織だと見なして、館内の商人同士の絆(人情)によって信頼関係が構築され、後には 信頼関係が会館の制度として明文化されたと考えた140。王日根は、呉慧の公所に関する所論 を批判して、会館と公所の同一性を強調した。また、牙行の不正行為を制度により抑制で きなかったため、会館の機能が強化されたとした。さらに会館が国家の市場を管理する新 手段として活躍して、社会の近代化を促進したと論じた141。胡鉄球は歇家と邸店や場房など の関係を考察して、「歇家牙行」という牙行の経営モデルを提唱し142、歇家と牙行同義論143を

年3期が同様な内容を論じた。

<sup>134</sup> 林麗月「明代的女性職業與職業婦人」『第一界両岸明史学術研討会』1996年。

<sup>135</sup> 武栄強「也釋『牙婆』」『信陽師範学院学報』哲学社会科学版、2002 年 6 期。

<sup>136</sup> 衣若蘭『三姑六婆――明代婦女與社会的探索――』稻郷出版社、2002 年、73~78 頁。ま た任麗惠「『三言』『二拍』中的三姑六婆」『邊疆経済與文化』、2008年1期。許璟梓「明代 『三言』小説中的"三姑六婆"形象探究」『淮南師範学院学報』2010年6期。韓卓君「『三 言』『二拍』中的三姑六婆」国立中山大学碩士論文、2010年、張昂霄「明清"三姑六婆"群 体研究」東北師範大学碩士論文、2012年。趙崔莉「明清女性的職業選択」『安徽師範大学学 報』人文社会科学版、2011年4期などが同様の内容を論じた。

<sup>137</sup> 阿風「売身『婚書』考」『明史研究論叢』7 輯、紫禁城出版社、2007 年、同『明清時代婦 女的地位与権利——以明清契約文書、訴訟档案為中心——』社会科学文献出版社、2009 年。 また吳景傑「明代判牘中的婦女買売現象」国立暨南国際大学碩士論文、2009 年が同様な内 容を論じた。

<sup>138</sup> 呉少珉「我国歴史上的経紀人及行業組織考略」『史学月刊』1997年5期。

<sup>&</sup>lt;sup>139</sup> 呉慧「会館、公所、行会——清代商人組織演変述要——」『中国経済史研究』1999 年 3 期、114、118~119 頁。梁小民「商幫與会館」『経済観察報』2010 年 8 月 25 日も同じ観点 を出した。

<sup>&</sup>lt;sup>140</sup> 邱澎生「市場、法律與人情——明清蘇州商人団体提供『交易服務』的制度変遷——」『開 放時代』2004年5期。また、周執前「清代前中期的行会、行会法與城市管理」『湖南文理学 院学報』社会科学版、2009年3期も同じ論点を提出した。

<sup>141</sup> 王日根「従『行』到商会——宋以後商人社会管理中的官民互動——」『厦門大学学報』哲 学社会科学版、2005年2期。

<sup>142</sup> 胡鉄球「『歇家牙行』経営模式的形成與演変」歴史研究、2007年3期。同「明清貿易領 域中的『客店』・『歇家』・『牙家』等名異実同考」『社会科学』2010年9期。

主張した。

## 小結

戦前における中国の牙人・牙行についての研究は、かつての歴史を研究するというより も、当時まだ存在していた牙行14の分析から始まり、経済社会上の現実問題を解明するため の同時代史的研究であった。その研究は、国内市場を中心としつつ、洋行などの国外貿易 と関係の深い機構も牙行の一種として考察された。もちろん、洋行についての研究関心が 高まっていた背景には、中国が近代の世界経済に参入するための準備作業という意味もあ ったように思われる。中華人民共和国が成立してから文化大革命前までの時期の経済史研 究は、中国独自のマルクス主義経済学145の影響を受けて、資本主義萌芽が存在したことを大 前提として進められた。しかし、どの時期を分析しても、その萌芽を都市社会の中では見 つけることができなかった146。かかる状況に直面した研究者たちは、研究の対象を都市社会 から農村における手工業へと移し、さらにそれが資本主義段階に発展していなかった原因 を求めるに当たっては、商人の掠奪面を過大に評価し、資本主義段階への歩みを阻害する 要因の一つとして牙人・牙行の存在を捉えたのであった。1980年代の研究においては、改 革・開放政策の直接的影響を受けて牙行の伝統的経済体系上におけるその重要性を強調し 始めた。この点は、マルクス主義経済学のもとで経済発展に対する牙人・牙行のマイナス 面を強調した文化大革命が始まる前の研究とは好対照をなしている。1990年代以後の研究 は経営主体の官営性か民営性かを明らかにするという視点ではなく、牙人・牙行の管理上 の性格や市場秩序を乱す根源を解明するという視野に立っているものが多い。こうしたこ とは 1990 年代以降は経済の発展を第一の責務とする社会的・政治的背景が研究にも反映さ れている。この背景に基づいて、牙行の市場を管理する役割や、商業信用、会館・公所な どの商業組織との関係などの課題が検討の中心となった。

\_

<sup>143</sup> 胡鉄球『明清歇家研究』上海古籍出版社、2015年、1~40頁。

<sup>144</sup> 例えば注(66)前掲曲の論文により列挙された18業種。

<sup>&</sup>lt;sup>145</sup> マルクス主義経済学の「中国化」ともいう。文字通り、マルクス主義経済学が中国語で訳されて、その意味が調整されて、中国の社会現実に合わせるものとされた。顔鵬飛「馬克思経済学邏輯体系構築学説與中国特色的政治経済学体系」『福建論壇(人文社会科学版)』、2006 年 12 期。侯雲灝・曹守亮「改革開放以來中国特色馬克思主義史学理論成就綜述」『学術研究』、2008 年 12 期。顧海良「中国特色社会主義経済学的時代篇章——新時期中国共産黨對馬克思主義経済学的創新——」『経済理論與経済管理』、2011 年 7 期などを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>146</sup> 詳細は中国人民大学中国歴史教研室編『中国資本主義萌芽問題討論集』三聯書店、1957 年を参照。

### おわりに

日本では先行研究を重視して、その成果を批判的に継承することで研究の水準を高めてきた。たとえば1920年代に稲葉岩吉氏は清代牙税の営業税的な性格について論じたが、小林高四郎氏はこの説を批判しつつ、唐宋代における牙税の取引税的な性格を明らかにした。時代が降り、1990年代に入ると、新宮学氏は営業税としての牙税が商税の請負業務から発展してきたことを指摘した。山本進はさらに「牙捐」を経営の規模により徴収した一種の牙税と見なし、官物調達の商役が牙行からの徴税に転化したことこそが、牙税創設の端緒であったと結論づけた。

一方、中国の研究は日本のそれとは異なっている。というのも、中国では、どのような研究が中心として進められるか、当時の政治的背景と繋がっており、ある画期を迎えると以前の研究が放置されがちだという傾向が顕著だからである。このようにして研究が進められてきたため、優れた研究成果でも容易く見捨てられ、顧みられないことが研究を進める上で大きな問題となる。たとえば、建国以後の資本主義萌芽論争において中心的に論じられた「包買商」についての論争は、牙行の社会的影響を解明しようとする重要な研究であった。もしこの論争を課題としてより深く検討したら、牙行が「資本主義萌芽」を阻害する在り方も明らかにすることができたと考えられるが、残念ながらこの課題は政治背景の転換に伴って置き去りにされてしまった。

# 第三章 明末「牙税」考

#### はじめに

近代以前の中国の商人は、商品を生産地から消費地に運ぶなどの地域間交易に従事する客商、消費地などに店舗を構えて卸売業や小売業に従事する鋪戸、そして客商と鋪戸の周旋・仲介を行う牙行の三種類に大別される。中国では地域間によって商品価格は勿論のこと商慣習や話し言葉すら異なる場合があり、客商と鋪戸との取引には牙行の周旋・仲介が不可欠であった。特に明清時代の牙行に関しては、農村手工業の展開」や専業市鎮の成立。といった経済的背景の中で、国家が商税徴収や流通保護などの業務を委託したものとして注目を集めてきた。牙行の商税徴収上の役割をはじめて明らかにした山根幸夫氏は、明代華北市集における牙行の徴税機能を慣習法に従い行うものと判断した上で、清代牙行の制度化された性格を強調し、両者の性格上の差異を比較しながら、清代中期の山東省における牙行への「陋規」徴収の実相を概観した。。後に新宮学氏は、都市商人らの被収奪性に着目し、牙行が明代初期には法律により商品流通の保護を義務付けられ、明代中期以降には地方(州県)官府に商税徴収の請負を強制されることを解明した。さらに山根氏の説を継承して、明代後期の江南における牙行換帖銀(牙行が牙帖を得るために納める穀物)を「陋規」と判断し、牙行による商税徴収請負が明代後期に牙行自身への課税へと転化したと主張した。このような理解に基づき、山本進氏は同治2(1863)年に本格的に徴収された牙行税の起源を雍正・乾隆初の「陋規」(貨幣徴収の形式を採る)、さら

<sup>1</sup> たとえば西嶋定生「十六・十七世紀を中心とする中国農村工業の考察」『歴史学研究』137 号、1948 年(同『中国経済史研究』東京大学出版会、1966 年所収)。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> たとえば劉石吉「明清時代江南地区的専業市鎮」『食貨月刊』1978 年 8 巻 6 ・ 7 ・ 8 期。臼井 佐知子「江南における徽州商人とその商業活動」『市場の地域史』山川出版社、1999 年(同『徽 州商人の研究』汲古書院、2005 年所収)など。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 山根幸夫「明清時代華北における定期市」『史論』8 集、1960 年。同「明清時代華北市集の牙行」『星博士退官記念中国史論集』星斌夫先生退官記念事業会、1978 年(同『明清華北定期市の研究』汲古書院、1995 年所収)を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 都市商人らの被収奪性に関する研究は、佐藤(新宮)学「明代北京における鋪戸の役とその 銀納化――都市商工業者の実態と把握をめぐって――」『歴史』62 輯、1984 年。同「明代南京 における鋪戸の役とその改革――『行』をめぐる諸問題――」国士舘大学『人文学会紀要』17 号、1985 年。「明末清初期地方都市における同業組織と公権力――蘇州府常熟県『当官』碑刻 を素材に――」『史学雑誌』96 編9号、1987年を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 新宮(佐藤)学「明代の牙行について――商税との関係を中心に――」(『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』下巻、汲古書院、1990年)を参照。

には明代後期の「牙行当官」(物資や役務の無償提供)に遡り<sup>6</sup>、牙行の「商税包攬」(商税徴収請負)の趨勢は明代中期以降広がり清代に継続したと論じた<sup>7</sup>。以上の研究によって、牙行への陋規徴収は明代後期に遡ることが解明された。同時に、明代牙行の徴税請負(当官の一種)が清代に牙税(或いは牙税の付加税)へと変化したという明清牙行制度上の連続性も指摘されるに至った<sup>8</sup>。

しかし、そこに瑕疵なしとはしえない。先行研究は、あくまで明代中後期の事例と清代中期のそれとを比較し、形態の類似点からその継続性を類推するに過ぎないからである。その通説では、正税が設けられなかった明代牙行制度のもとで存在する「陋規」が、正税が設けられた清代にも依然として存在したことを説明できない。また、先行研究では牙行の全国的な広がりも指摘するものの、同一時期の各地域における牙行の量的差異や納税実態を述べることはない。しかし、現在は史料状況が著しく好転し、それまで全く不明であった明清交替期の史料も比較的容易に閲覧することが可能となった。その最大のものが崇禎6(1633)年序をもつ大部の財政史料の『度支奏議』である。

本章では、当該分野において従来顧みられなかった『度支奏議』を利用することで、明末の各地の牙行がどのように国家の財政体系に組み込まれていたのかを検討する。これにより、明清牙税徴収の既存の説を見直し、さらに明・清牙行制度上の継続性を再検討することで、明清交替期における商税徴収と社会経済との実相を明らかにしようと試みるものである。特に『度支奏議』の「辺餉司」に載せられた上奏文には牙行の換帖銀徴収を論じるものが含まれており、本論にとって多大な研究価値を見出すことができる。

#### 第一節、徴税請負と牙税との性質上の差異

本節では明と清との牙行制度上の継続性について牙税の性質という側面から再検討する。特に、牙税の由来は国家が牙行に強制した徴税の請負であったのか、牙行が営業資格を得るため

:

<sup>6</sup> 山本進「明末清初江南の牙行と国家」名古屋大学『東洋史研究報告』21 号、1997 年(同『明清時代の商人と国家』研文出版、2002 年所収)を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 山本進「清代の雑税と牙行」名古屋大学『東洋史研究報告』28 号、2004 年(同『環渤海交易 圏の形成と変容』東方書店、2007 年所収)を参照。

<sup>\*</sup> ちなみに中国では、牙行の商税徴収や流通保護などの問題に関心を寄せる研究は数多い。たとえば党誠恩『中国商業史話』北京、中国商業出版社、1987年。汪士信「試論牙行」『中国社会科学院経済研究所集刊8集』1986年。楊其民「売買中間商"牙人"、"牙行"的歴史演変―兼釈新発現的『嘉靖牙帖』――」『史林』1994年3期など。なお、牙人・牙行に関する論文と著書については、拙稿「中国の牙人・牙行関係文献目録〔稿〕」『山形大学歴史・地理・人類学論集』15号、2014年を参照。

に国家へ行った納穀慣行であったのかという点を明らかにする。新宮氏は清代牙税の原型を明代後期の商税徴収請負に結びつけたが、筆者は牙税の性質はむしろ納穀慣行に近いものと考える。そこで先行研究の依拠する史料を再検討し、明清交替期の牙行と牙税の状況を解明したい。新宮氏によれば、明代における牙行政策の基調は『大明律』の私充牙行埠頭の条により概括できる。この条は、牙行の充当資格を規定し、牙行に商品の流通を保護させる義務を定めたものである。しかし明代中期に入ると、鈔法の破綻により税課司局(商税徴収機関)の人件費不足が問題化し、江南では牙行を商税徴収の請負に活用するようになった10。さらに嘉靖4(1525)年に入り「牙行・鋪戸に割りあてる門攤科派方式」が採用された11。そして最終的に、牙行の商税徴収請負は毎年の徴税請負額を定めて季節ごとに徴収する包納税銀法に変わった(氏が根拠とする史料「門攤季税原委」については表1を参照)。新宮氏はこのような分析から牙税の徴収が史料上に表面化したと判断した12。筆者は新宮氏が「門攤季税」を「清代の牙税」と判断する根拠を見出せなかったが、氏も引用する山根氏の論文13には、民国時期の山東牟平県における牙税の徴収対象や徴収形式および性質(山根氏が引用する史料「牙行営業税」についても表1を参照)が詳説されており、これは新宮氏の見出した明代牙行の門攤銀徴収請負と確かに類似する。

ただ一方で明代後期の徴税請負と清代の牙税との差異も垣間見える。両者の地域(江南と山東)と年代(明と清)上の差異はもちろん、両者の実質も異なっている。清代の牙税とは官府が牙行から徴収する牙行の営業税であり<sup>14</sup>牙行が商人(売主)から徴収する仲介手数料(即ち牙佣)とは性質や徴収対象上の違いがある。また国家が牙行営業税を徴収する時に牙帖を配布する規定がある<sup>15</sup>。これに対して明代牙行の徴税請負業務は商人の営業税を官府に代納するだ

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 『大明律』巻 10、戸律、市廛、私充牙行埠頭「凡城市・郷村諸色牙行及船埠頭、並選有抵業人戸充応。官給印信文簿、附写客商・船戸住貫・姓名・路引・字号・物貨数目、毎月赴官査照。 私充者杖六十、所得牙銭入官。官牙埠頭容隠者、笞五十、革去」。

部宮前掲「明代の牙行について――商税との関係を中心に――」844~847 頁を参照。

<sup>11</sup> 新宮(佐藤)学「明代後半期江南諸都市の商税改革と門攤銀」『集刊東洋学』60 号、1988 年、100~102 頁を参照。また、范金民「民代嘉靖年間江南的門攤税問題——関於一条材料的標点理解——」『中国経済史研究』2002 年 1 期によると、「門攤科派」は蘇州府・松江府・常州府・鎮江府から淮安府へ普及していったという。

<sup>12</sup> 新宮前掲「明代の牙行について――商税との関係を中心に――」、「明代後半期江南諸都市の商税改革と門攤銀」を参照。

<sup>13</sup> 山根前掲「明清時代華北市集の牙行」を参照。

<sup>14</sup> 稲葉岩吉氏は中華民国以前の牙税を経営資格に対する徴税(営業税)と判断した。稲葉岩吉「駔儈・牙儈及ビ牙行ニ就イテ――支那税源ノ歴史的考察(上)」『東亜経済研究』5巻2号、1921年、142頁を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 例えば臨時台湾旧慣調査会第一部報告編『清国行政法』(臨時台湾旧慣調査会、1910年。汲古書院 1972年の影印版を用いる)第2巻、第5章産業、第4節商業、第2款商業取締、第1

けであり、牙行が門攤季税を官府へ納入する際には商人から徴収したものであるという点は変化しない。また官府が牙行の商税徴収請負の所得を徴収する場合に、牙帖を配布したのかというも疑問を残す。

表 1、明代徴税請負と清代牙税との比較

E. 41					
名称	門攤季税	牙行営業税			
出典	『淮安府志』巻 12、貢賦志	『牟平県志』卷4、政治1、財政、雑税			
年代	天啓	民国			
地域	(南直隷)淮安	(山東) 牟平			
史料	旧例原有門攤課税、凡民間開店生理、倶照頒発時估則例赴税司上納。続拠段絹紙果等七鋪戸並各鎮集頭告称、零星販売、一一納税不便、有司亦以繁瑣生弊、乃立毎年包納税銀之法、免其随到随報、惟按季赴司交納、名曰季税。各鋪牙倶照地方赴府城・清江二税課司交納。	買売居間説合、而取其佣、謂之牙行、 業牙行者、納費領帖、按年繳納課程、 是為牙税。清初已行之。純為一種包辦 性質。其税率為値百抽二、概由牙紀逕 向売主徴収。			
牙行が金額を徴収 する対象	民間開店生理、零星販売(の商人)	売主			
牙行が金額を徴収 する時の名分	門攤課税	牙佣			
牙行が徴収する金 額の実質	商人らが官府へ納める営業税	商人が牙行へ納める手数料			
官府が金額を徴収 する対象	鋪(戸)牙(行)	牙行			
官府が金額を徴収 する時の名分	(門攤) 季税	牙税			
形式・性質	毎年に税銀を包納し、三ヶ月ごとに司へ赴き交納する	年ごとに繳納する「包辦的な性質」			
官府が牙行から徴 収する金額の実質	牙行の商税徴収請負の所得	牙行の営業税			
該当する論文	注(5)の新宮学 1990	注(3)の山根幸夫 1978			

新宮氏はまた徐必達『南州草』巻 12、公移「移両台査革六合商税呈」(以下、商税呈と略称。 史料原文は表 2 を参照)を用いて「もちろん六合県の納穀の慣行を府尹が『これ官と民とまた交替も市を為すなり』と判断して斥け、上級官庁の巡撫や巡按もまたこの提案を承認していることから明らかなように、中央レヴェルでは未だ必ずしも公認されておらず、言わば『陋規』に近いもの」16と述べ、地方の上級官庁が牙行の納穀慣行を批判しているので、この慣行は中央に

項牙行、489 頁には「乾隆会典(巻18)二日ク凡城廂衢市山場鎮集舟車所凑。貨財所聚択民之良者。授之帖以為牙儈。使辦物平価以通貨易。而税其帖曰牙税」とある。また、雍正『楽安県志』(台北、成文出版社、1975年)巻20、芸文志、李芳膺「革牙帖市税議」には「無行則無帖、無帖則無税」と記載している。

<sup>16</sup> 新宮前掲「明代の牙行について――商税との関係を中心に――」852 頁を参照。

相応厳行禁革。

納穀 (慣行)

1 営業税と接近

該当する論文 | 注(5) の新宮学 1990

枚を受ける

なし

納入形式

納入金額

納入目的

明文化される

原額 名分

共通点

相違点

就任する日に県に赴き二担の穀を納め、帖一

二担の穀 (大体一両、二両ごろ)

1 牙帖をもらう時に支払う金額

2 金額は二担(一両、二両)ほど

牙行営業の許可(牙帖)を受けるため

公認されたものではなかったと結論づけた。なおこの結論は山根説とも同じである。山根氏の 引用する史料である雍正『楽安県志』巻 4、城池志、市集「李芳膺民瘼要覧」(史料原文は表 2 を参照)によれば、牙行の換帖の陋規とは営業許可を受けるために牙帖を入手する際に官府へ 納めるもので、この点では納穀慣行と類似している。

名称	移両台査革六合商税呈	(李芳膺)民瘼要覧
出典	徐必達『南州草』巻 12、公移	雍正『楽安県志』巻 4、城池志、市集
年代	天啓	雍正
地域	(南直隷応天府)六合県	(山東青州府)楽安県
史料	聞、其充当之日赴県納穀二担、請帖一張。給 帖到手、公然霸佔。於是無賴市棍至有納 充領買経紀者。買者買、売者売、牙者牙、与 彼絶不相干、而彼獨以領為名、白手分索牙用、 其為郷里小民之害滋甚。政之不良無過此者、	旧例有牙税押帖之陋規。每行各給一帖、其 帖每歲一更。有合数人而朋充一帖者、亦有 持一帖而影射数行者。結党連群、頭会箕斂、 籍名官税、尽飽私囊。総其終歳之所入、累 百盈千、而輸之官者、曽不得仕之一。

牙税の押帖であり、行ごとに一帖を配る、

年末までの所得は、百を重ねて千を超える

牙雑税銀(楽安県志巻五、田賦、額外銭糧)

牙行営業の許可 (牙帖) を受けるため

帖は毎歳一回更新する

(押帖) 陋規

2 数十両から数百両まで

注(3)の山根幸夫1978

1 営業税の付加税

2 地方財政を補助する

表 2、納穀と陋規との比較

とはいえ、牙行の納穀行為は慣習法的な性格を帯びており、この納穀の慣行も全面的に禁止されたわけではなかった。新宮氏が引用する史料によれば、牙行は「十大行」と「小行経紀」とに分けられ、「小行経紀」に対する一切の商税徴収(納穀慣行も含まれる)は廃止されたものの、「十大行」に対する商税徴収は廃止されなかった<sup>17</sup>。この両者への徴税による収入が、いずれも官府の財政を支えていたにも関わらず<sup>18</sup>、「小行経紀」に対するもののみ廃止されたのは、

45

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> 『南州草』(名古屋蓬左文庫藏天啓元年重刊本)巻 12、公移、「査革六合商税示」には「又聞各経紀給領官帖、毎張納稲二石、成何政体。為此示仰通縣人民知悉、除十大行照旧外、其余一切小行経紀商税、無論在城在鎮、尽行裁革」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 十大行への商税徴収は「夫馬工食」・「草料」の支出を支えている(商税呈、5 頁「十行税銀原係兩院酌定額数徴給夫馬工食・草料」)。

官府が「小行経紀」から商税徴収を行う際に、「無頼」や「市棍」が関与したからである。つまり、先行研究が言うように中央が牙行の納穀慣行を公認していなかったために、「小行経紀」限定の納穀廃止が行われたのではない。さらに、牙行が納穀時に営業資格たる牙帖を受領する点についていえば、清代の牙行も同様に牙税納入時に牙帖を受領しており、この点からも、納穀は営業税の納付と理解すべきである。

清代初期(順治~康熙)の牙行制度はなお明代と大差ないものの、その後徐々に整備され制度的に確立していった。一例を挙げると、康熙 17 年、中央は呉三桂の反乱を鎮圧するために官員の提議により「税」字を使用する正規化された牙行雑税を増置した<sup>19</sup>。この頃の牙税は、多くとも一両数銭に過ぎず<sup>20</sup>、ほぼ明代牙行が納穀する際の納入額に相当する。これに対して清の「陋規」は牙税の数倍から百倍に達しさえしたという<sup>21</sup>。いずれにせよ、清代牙行の押帖陋規は地方政府の財源の一つである<sup>22</sup>牙行営業税の付加税と理解するのが妥当である<sup>23</sup>。正規化された牙行営業税のない時期について、納穀を押帖陋規のように付加税と理解する先学の見解は妥当ではなかろう。

以上、先行研究が依拠した史料を紹介しつつ、商税徴収請負と牙税との関係や納穀慣行と換 帖陋規との性格を再検討してきた。たしかに明代後期の商税徴収請負と清代前期の牙税徴収と は、引用史料の年代及び地域、徴収の実質及び徴収対象上の差異を見過ごすことはできないし、

小行経紀への商税徴収は轎夫工食や六房書手工食、操院兵餉、走遞夫銀、禁卒工食、夫頭工食、 九門總甲工食、額派公費などの行政支出を負担している(商税呈 6~7 頁「査原税前銀、有充本 府公費者、…有加本縣轎夫者、査該縣轎夫工食、…又有作六房書手工食者…。止有操院兵餉…、 走遞夫銀…、禁卒工食…、夫頭工食…俱不可少。又有該縣公費者…全給」)。

<sup>19 『</sup>清聖祖実録』巻 72、康熙 17年3月壬午には「不意逆賊呉三桂背恩煽惑、各處用兵、禁旅 徴剿、供応浩繁。念及百姓困苦、不忍加派科斂。因允諸臣節次条奏。如裁減駅站官俸工食、…増 添塩課塩丁・田房税契・牙行雑税・宦戸田地銭糧。奏銷浮冒隠漏地畝、厳行定例處分」とある。 20 呂小鮮「乾隆前期牙商牙行史料」『歴史檔案』1991年2期、「江西道監察御史衛廷璞請廃止糧 食牙帖聴民開行以平米価奏摺」には「乾隆7年7月24日。…査各直省之雑税牙帖、…州縣每帖不 過徴銀二三銭至四五銭而止。省會及通衢大鎮不過一兩一二銭而止」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 山本前掲「明末清初江南の牙行と国家」、足立啓二「牙行経営の構造」熊本大学文学会『文学部論叢』73 号、2001 年、34~35 頁などを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> 陋規が地方 州県 政府の財源であったことに言及した先行研究は、たとえば T'ung-tsu Ch'u (瞿同祖). Local Government in China under the Ch'ing. Harvard East Asian Monographs 143, Harvard University Asia Center. 1962. 岩見宏「明代地方財政の一考察――広東の平均銀について――」『研究』巻 3、1952 年。同「明代における上供物料と徭役との関係」『東洋学報』55 巻 2 号、1972 年。岩井茂樹「中国専制国家と財政」『中世史講座 6』学生社、1992 年。同『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会、2004 年、32 頁などを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 初めに清代の陋規を牙税付加税と判断したのは山本進である(同「明末清初江南の牙行と国家」名古屋大学『東洋史研究報告』21 号、1997年。同『明清時代の商人と国家』研文出版、2002年、209~210頁を参照)。ただし、論者の論述年代と立論の根拠は山本氏といささか異なっていると考えられる。

明代後期の納穀慣行と清代前期の陋規とは性質(営業税、営業税の付加税)は異なっている。 しがしながら、牙行が納穀時に牙帖を受領する点を考慮すると、納穀は清代牙税の方に一層類 似していると判断できる。これら明と清の地方志は、商税の変化を直接に跡付けるものではな く、いわば断片的な状況証拠に過ぎない。それを補う史料こそが明末の戸部尚書畢自厳より編 纂した『度支奏議』である。

# 第二節、牙行換帖銀の性格の変遷――地方行政費から中央軍事費へ――

『度支奏議』によれば、明朝末期の換帖銀は地方の財源として普遍的に徴収されていたが、その徴収形式は地域によりかなり異なっていたようである。堂稿巻4に載せる崇禎2(1629)年3月19日の「会議邊餉条陳六款疏」<sup>24</sup>には以下のようにある。

商税を調査して整理する。…これ以外、各所ではまた「行税」がある。およそ州・県での斗秤を以て取引を媒介する牙行は先に栗(穀物)を官府に納め、官府が印照を渡すべきものに配布する。これを行税という。各地方をたずねると、一年に一回徴税するものがあり、一官員(の在任期間)に一回徴税するものがある。また以前になくて新設したもの、以前にあり撤廃したものがある。頭が良い地方官はこれにより恩を売る。不肖の地方官は私腹を肥やす。この収入を計算すると、大きな県では数百両を、小さな県では百余両を得ることができる。各地の収入を集積すれば、数十万の単位(の額)で計算できるほどである。この上奏は軍餉の措置に関する畢自厳の提案を載せており、そこでいう「行税」とは、牙行が官府から「印照」(詳細は不明であるが牙帖と推測される)を受領する時に納める「栗」(穀物)である。しかもそれは「税」と表現される。周知の通り、中国の前近代国家において軍事費は国家の経常経費で最大の支出であり25、明末には、中央の財政は軍事費により日々窮乏していた27。特に崇禎年間になると、軍事費の調達こそが戸部の主要な任務となったと言っても過言ではない。そこで本来ならば中央は正規の税のみ徴収するところを、軍事費調達のために地方の非正規の収入をも集めることとなった。畢自厳は、こうした国庫にも民にも属さない所謂中間団体の利益となっていた収入を国庫に回収することは、民にさらなる負担を強いるものとな

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 六款の疏は具体的には糴糧生息、搜括商税、淮南積引、扣省站価、裁革雑流、査覈丁銀を指す。『度支奏議』堂稿巻 4、「会議邊餉条陳六款疏」(66 葉の裏~80 葉の裏)を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 「会議邊餉条陳六款疏」(69 葉の表~72 葉の表)「一曰搜括商税。…此外又有各處行税。凡州縣斗秤牙行、先輪粟於官、給一印照応行者、謂之行税。詢各地方、有一年一税者、有一官一税者。亦有旧無而新増、旧有而新革者。賢者藉以市徳、不肖者籍以潤槖。度此項所得、大縣可数百兩、小縣可百余兩。處處積之可以数十万計」。

<sup>26</sup> 詳細は岩井前掲「中国専制国家と財政」を参照。

<sup>27</sup> 詳細は朱慶永「明末遼餉問題(1)・(2)」『政治経済学報』1935 ・ 1936年、381 頁を参照。

らず、また国を利するものとなると記載している<sup>28</sup>。その十日ほど後に崇禎帝は「辺境の軍事費についてはまさに会議を行っている最中である。この上奏の六条の商税や淮引、そして諸経費の削減について長所を勘案して検討して行うように」と指示した<sup>29</sup>。

つづく閏4月4日の「題覆会議邊餉議単十二款疏」には大理寺卿の康新民、兵科都給事中の 張鵬雲らによる在地の換帖銀の軍費補充提案が記載される<sup>30</sup>。康新民はここで河南省汝寧府の 固始県知県を勤めた経験に基づきつつ、各州県地方の牙行が牙帖を更新する時、もともと数銭 の換帖銀を支払っており、また法律違反の名目で1両2銭の罰金を徴収していたという(ここ で康新民の固始県在任期間をみれば<sup>31</sup>、換帖銀の徴収は少なくとも万暦30年代に遡ることがで きる)。固始県では毎年「一百八十余石」の換帖銀を「県官之用」の名目で徴収していたと推定 される。また、続く曹于汴と楊鶴の発言によれば場所によっては千石を超えるところもあった という。さらに全国の規模を念頭におけば、州・県ごとに数10両~200両を集めることができ、 これらを軍費に充てた方がよいというのが両者の意見である。戸部尚書畢自厳はこの換帖銀を 自らの提議した「行税」と類似していると見なし、自説を補強してもいる。これに対して、崇

<sup>28</sup> 「会議邊餉条陳六款疏」(72 葉の表)「朝廷嘉恵元元惟正之供、一切無名体宜報報罷。而勢迫 軍興、租税兼挙、与其空存寛大之名、一任有司之攫攘、何如明定徴輸之額、稍益軍国之些須。 此所謂不在官不在民之物、改其侵沒而収之公帑、雖若瑣、而実鉅有利於国、而非虐於民也」。 <sup>29</sup> 「会議邊餉条陳六款疏」(81 葉の表)を参照。

<sup>30 『</sup>度支奏議』堂稿巻 5、「題覆会議邊餉議単十二款疏」(87 葉の裏~89 葉の裏)には「一、牙行換帖。議之者寺臣康新民・科臣張鵬雲也。該臣等看得、宇内州縣地方有肥脊、而牙行換帖無處不有。…査旧例換帖不過数銭。即設立名色、折罰贖穀、亦僅一兩二銭已耳。今後、査天下州縣、有物産所聚、行貨富饒者、縦量行加増亦不為多。即以寺臣原任固始計之、毎歳納米一百八十余石以供縣官之用、而多者尚不知其数也。此處不必再議徵商矣。約計天下州縣千余、多者可得二百兩、少者亦得幾十兩。与其入貪墨之囊、不若充軍国之需。此与臣原議行税実相彷彿。…善哉科臣之言、曰原無者自不可增、原有者亦不可減。此不煩加派亦不煩催徵者、勿藉口兌餉分外科擾也。是在賢有司拠実呈報、賢撫按加意查核耳。查行税一議、台臣趙洪範・李長春・顧其国皆謂猥瑣、且擾市廛、而憲臣曹于汴・楊鶴又謂牙行換帖稲有千石不止者、刑臣胡世賞亦云、有行税者当行搜括、科臣解学龍等疏云、牙行納銀納穀、夫既已徵之於民、何不可帰之於国、故不敢尽廃焉。伏候聖裁」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> (明) 俞汝楫『礼部志稿』(上海、上海古籍出版社、1987年)巻 42、礼部、儀制司、主事には「康新民、朝徹四川合州籍江西安福人、万暦丁未進士。四十二年由河南固始縣知縣升任」とあり、万暦 42 (1614)年に固始県の知県より礼部儀制司の主事に昇任している。なお順治『固始県志』(北京、書目文献出版社、1992年)巻 5、宦蹟、康新民には「由進士万暦甲寅年任。真心愛民、実行課士、涖任七載」とあり、万暦 (甲寅)42年から7年に在任していると記載するが、乾隆『重修固始県志』(古書社、2000年)巻 17、秩官上には「万暦三十四年、孫光裕、嘉興進士。万暦三十七年、康新民、四川進士有伝。万暦四十四年、丁鳴陞、霑化進士」とあり、万暦 37年から知県になると直されている。同書巻 19、吏積には「康新民、四川人。万暦三十七年、以進士知固始、涖任七載。…陸礼部主事」とあり、万暦 37年から7年間に知県となり、万暦 44年に礼部の主事に昇任しているという。つまり、礼部主事に着任する年月には食い違いが見られる。

禎帝は「牙行換帖因地酌宜」(牙行換帖は地方ごとに良策を考えよ)という裁可を与えた<sup>32</sup>。

また換帖銀の徴収額は牙行毎に数銭~1両2銭<sup>33</sup>であり、換帖銀を徴収する際に牙行に営業 許可書の「牙帖」を渡す規定もあり<sup>34</sup>、いずれも清代の制度<sup>35</sup>と類似しているので(表3を参照)、 換帖銀が清代の牙税のように営業税的な性格を有していると判断できる。

	<u> </u>	1 1/2 (>1 1 1 1)C(1 1 2 2 ) C 111	1 (2) () (2) 1 VE() () (2) FO+X
名称	年代	形式(営業税)	金額
牙行換帖(銀)	明末	先輸粟於官、給一印照	数銭、一両二銭
牙(行雑)税	清代	授之帖以為牙儈	銀二三銭至四五銭、一両一二銭

表 3 明代牙税(牙行換帖銀)と清代牙税(牙行雑税)の比較

そして、5月16日の「会議邊餉事竣通行彙冊頒布疏」には、印刷の上、各地に頒布して周知 徹底された内容として、さらに「牙行換帖」の「因地酌宜」に関する以下のような記事を看取 できる。

国内の各省では、雲南や貴州及び貧困な辺境の州県は議論の対象外とするのは当然として、中央部について言えば、物産の生産地や集散地では、あらゆる商人が往来しているために牙行経紀もおり、一行で十数枚もの牙帖を受領して、納帖の収入は数百金に換算されるほどである。また、小さな県や辺鄙な州でも必ず売買の市場があり必ず牙行の仲介があるため、その(納帖の収入は)三五十金となる。戸部はおよそ直隷や各省の貧富を把握しており、各省の巡撫や巡按は各州県の貧富を知り得ている。そして現在、全国で定められた徴収総額は約七万両となったわけだが、担当する省でどのようなものが生産・集散しているのか、徴収すべき数量がどの程度なのかを斟酌することについては、巡撫や巡按は布政司に文書を送って督励し、自ら定めさせよ。ただし、もともと徴収されていた額を満たすまでにとどめる。これより各省の定額を後に列挙する。直隷や各省は定額どおり徴収して中央に送り、軍事費を補助せよ36。

<sup>35</sup> 乾隆『大清会典』(長春、吉林出版集団、2005 年)巻 17、戸部、雑賦には「凡城厢衢市、山場鎮集、舟車所輳、貨財所聚。択民之良者、授之帖以为牙侩、使弁物平価、以通貨易。而税其帖日牙税」とある。また雍正『楽安県志』巻 20、芸文志、「李芳膺革牙帖市税議」には「無行則無帖、無帖則無税」とある。

<sup>32 「</sup>題覆会議邊餉議単十二款疏」(96 葉の表) には「崇禎二年閏四月初四日具題、本月十二日奉聖旨、…牙行換帖因地酌宜」とある。

<sup>33 「</sup>題覆会議邊餉議具単十二款疏」(88 葉の表)を参照。

<sup>34 「</sup>会議邊餉条陳六款疏」(71葉の裏)を参照。

<sup>36 『</sup>度支奏議』堂稿巻 6、「会議邊餉事竣通行彙冊頒布疏」(63 葉の裏~64 葉の表)「欽遵為照宇內省分、除雲貴暨窮邊州縣免議外、以腹內地方言之、凡貨物出産聚集處、所有商賈往來、因有牙行経紀、一行領帖至十数紙、納帖折価可数百金。即小縣僻州、必有市肆貿易、必有牙行居間、亦有三五十金。本部第知各省直之肥瘠、而各撫按能知各州縣之肥瘠。今照省直額定総数、約有七万余兩、至於酌量本省地方、産聚若何・応派多寡若何、撫按督行司、自能定之。要勿失原派之額而止。今将省直酌定額数開列於後、行令省直如数徴解以佐軍餉」。なお、第1節で明ら

右文から、少なくとも崇禎 2 (1629) 年から換帖銀が中央財政収入の一部となったことが判明するであろう。

以上の史料から考えると、明末における牙行の納穀慣行は全国的に遍在しており、納穀の実態も多様であった。しかも、中央はこれらを廃止せず、なにより軍需を充足するため、各地で異なる現行のやり方のままですべてを中央に回収しようとした。これは、山根幸夫氏の「明代には牙行制度がまだ確立していない」<sup>37</sup>という見解と異なり、少なくとも明末には牙行が国家の徴税対象とされるほど発達しており、牙行制度の整備段階に入っていたと理解できるだろう。また、崇禎までは陋規が州県財政の収入となっていたというのは既に先行研究に言及されており、ワイロとみなすことはできない。したがって、明末の牙行換帖(行税)を清代の「牙税」の淵源と判断すべきであろう。

## 第三節、明末における牙税の全国的な広がりと地方間の収入比較

本節では、牙税が実際の財政収入に組み込まれていた実態について明らかにしたい。前掲『度支奏議』堂稿巻6所載の崇禎2年5月16日上奏文「会議邊餉事竣通行彙冊頒布疏」には、各省が徴解すべき換帖による収入が記されている。その額は、南直隷の江北3,000両、江南7,000両、浙江10,000両、河南7,000両、山東6,000両、湖広6,000両、福建6,000両、広東6,000両、山西5,000両、陝西4,000両、北直隷6,000両、四川5,000両、江西6,000両である。全国の州と県は合計1,317で、合計金額は77,000両である38。「会議邊餉事竣通行彙冊頒布疏」は逼迫する辺境軍事費を補うために、その方策をまとめたものであり、各省はこれに従って収入の増加及び出費の削減を図るものである。この方策の各条により実質的に増加した収入は以下の通りである39(表4を参照)。

かにしたこととの関連から言えば、ここで頒布された二十条には「牙行換帖」のほかにまた「加増権額」、「捜括雑税」と「賈税酌徴」の項を載せる。「加増権額」と「捜括雑税」の条項は関税に関する改革であり、これらの徴税は権関や税課司局が行っているが、第一節でも確認したとおり税課司の徴税は後に包納税銀法(商税徴収請負)の形式に変化した。これに対して、「牙行換帖」と「賈税酌徴」の条項は国家が従来把握していなかった地方収入を載せていて、その具体的な金額も明らかにされていない。関税から変化した「門攤銀」と項目を異にすることからも、この七万両の牙行換帖の額は新たな財源と考えられよう。つまり、国家は牙行換帖からの収入を新たな財源と見なして、商税徴収請負からの収入と分別したのである。

<sup>37</sup> 山根前掲『明清華北定期市の研究』55~76 頁を参照。

<sup>38 「</sup>会議邊餉事竣通行彙冊頒布疏」(64葉の表・裏)を参照。

<sup>39</sup> なお、李華彦『財之時者――戸部尚書畢自厳与晩明財税――』(台北、花木蘭出版社、2012年) 103~104頁でこの史料に触れているが、例えば「停修倉厫」での大修(倉庫の全面的修繕)費用の計算を誤る、具体的に節約された金額も計算していないなど、問題が目立つ。

表 4 崇禎 2 年における各省の収入増加・出費削減方策と見積金額

班軍折価 (班軍改折)	60,000 両余
加増権額	50,000 両余
停修倉厫	9, 159 両(3 年内)
板木改折	1,870 両
南馬協済	約 200,000 両
修衙銀項	40,000-50,000 両
牙行換帖	77,000 両
河濱灘蕩	10,000 金余

(表では小数点以下第一位を四捨五入して自然数で表す。また、ほか12条の金額は未確定)

さらに『度支奏議』をひも解くと、中央から割り当てられた金額に対し、各地方が応じて設定した銀量の明細を確認することができる。従来、この類の情報は極めて限定された地域のものしか把握しえなかった。そこで、南直隷江南全体の状況を知るべく、以下に繁を厭わず、十府の状況を列挙しよう(表5を参照)。『度支奏議』第5冊、辺餉司巻4、崇禎3(1630)年9月11日の「覆応天撫属増解会議旧餉款項疏」によると(各府の収入増加・出費削減項目は班軍改折・停修倉厫・板木改折・南馬協済・修衙銀項・牙行換帖・吏農班価・寺田起科・生祠変価・議革冗役・賈税酌徴・凑解紙贖・議捐公費・河濱灘蕩・清汰虚冒・江寧稲銀など16条がある)、

表 5 南直隷江南十府の収入増加・出費削減方策と見積金額

項目/地域	応天府	蘇州府	松江府	常州府	鎮江府	徽州府	安慶府	池州府	寧国府	太平府	広徳州
班軍改折			14, 080	7, 100							
停修倉厫		80	60								4
板木改折	155	176	234		92		69	29	31	20	46
南馬協済		11, 724	7, 884	7, 431	1, 106						
修衙銀項	132	982	126		15	129	120	30	95	180	32
牙行換帖	<u>1, 274</u>	<u>1,500</u>	<u>800</u>	<u>500</u>	<u>170</u>	<u>456</u>	<u>600</u>	<u>110</u>	<u>320</u>	<u>800</u>	<u>27</u>
吏農班価		328				88			20	6	12
寺田起科		71									
生祠変価	442	267			168	231			64		30
議革冗役				58					349		
賈税酌徴		77		150							
凑解紙贖	94				100		100	50			
議捐公費					290					390	210
河濱灘蕩					730						
清汰虚冒								40	114		
江寧稲銀	45										
総計	2, 141	15, 205	23, 184	15, 210	2,671	904	889	258	993	1, 396	361

(表では小数点以下第一位を四捨五入して自然数で表す)

応天府の上元など八県では合計大よそ 2,141 両を送ることとなった<sup>40</sup>。なお「生祠変価」(官僚の生祠の売却益)は崇禎 3 年に限定されたものであり<sup>41</sup>、次年度には発生しない。江寧稲銀(積貯余穀ともいう)及び生祠変価による銀を除くと、毎年の送るべき定額は大よそ 1654 両で、牙行換帖の収入(大よそ 1274 両)はそのほぼ 8 割に達する。さらに注目したいのは、末尾の「応分載各県考成」の言葉で了解されるように、ここで得た額は「定額」となり、地方官の勤務評定に使用されることが明示されている点である。

また蘇州府の太倉州・長洲県・呉県などの八つの州県では合計大よそ 15205 両を送ることとなった<sup>42</sup>。この中に見える「南馬協済」とは、明初中央が南方での飼馬の困難さを考慮し、役を「解銀協済」(南馬幇貼ともいう)として銀納化したものである。しかし、のちにこの徴収は形骸化し、崇禎年間に差し掛かる頃には、その積み重なった徴収額の内訳や由来は判断不可能となった。そこで、戸部尚書畢自厳は一端、これまでの状況を清算すべく、崇禎元年に当該税目下での実在の銀数を報告徴解させることを提議した<sup>43</sup>。つまりここで見える「南馬協済」とは、特別に期限を切って中央が設定したものであり、その額面は恒常的なものではない。ゆえ

<sup>40</sup> 原文は「査得応天一府上元等八縣、一、板木改折、該府楞木松板,原編銀三百零九兩九銭四分七厘、除本色一半,仍給発運官収買本色外、冊報改折一半、該銀一百五十四兩九銭七分三厘五毫。一、修衙銀項、冊報共扣銀一百三十一兩七銭。一、牙行換帖、冊報共認銀〔一〕千二百七十四兩三銭。一、凑解紙続、除額稲外、冊報共該折色銀九十三兩五銭一分五厘、又有江寧一縣、自崇禎元年起至三年正月終、止余積稲銀四十四兩五銭六分七厘五毫、応併解部充餉。一、生祠変価、共計銀四百四十一兩九銭四分一厘。以上該府共計該解銀二千一百四十兩九銭九分七厘、内除江寧縣積貯余穀、並生祠変価共銀四百八十六兩五銭八厘零、後不為例外、共計毎歳実該額解銀一千六百五十四兩四銭八分八厘零。応分載各縣考成項〔下〕」である。また、〔〕の内は筆者が補ったものである。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> 『度支奏議』堂稿巻 5、「題覆太常寺少卿呂維祺会議疏」(39 葉の表~40 葉の表)には「一、生祠変価。…合移咨撫按、凡境内生祠、果有恵政及民而民心思慕者、許合詞請附主名宦、仍聴留其祠用旌遺愛。其余委理刑官査刷、凡以物議敗而官無実恵者、即行拆毀、変価充餉、以後仍痛禁。自建者事発褫職、及議建祠者首事之罪、伏候聖裁」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> 原文は「蘇州一府太倉・長・呉等八州縣、一、停修倉廒、冊報共扣銀八十兩。一、板木改折、該府楞木松板、原編銀三百五十二兩七銭八分二厘三毫、除本色一半、仍給運官収買本色外、冊報改折一半、該銀一百七十六兩三銭九分一厘。一、南馬協済、冊報共銀一万一千七百二十四兩四〔銭〕一分。一、修衙銀項、冊報共扣銀九百八十一兩九銭八分。一、牙行換帖、冊報共銀一千五百兩。一、吏農班価、除減定各衙門承直外、尚存九十一名、毎名応追班価銀三兩六銭、冊報共該銀三百二十七兩六銭。一、寺田起科、冊報通共該陞米一百四十二石五斗一升二合六勺、以毎石王銭折算、共該銀七十一兩二銭五分六厘三毫。一、生祠変価、冊報共銀二百六十七兩。一、賈税酌徴、冊報共銀七十六兩六銭三分六厘零。以上該府共該解銀一万五千二百五兩二銭七分三厘。内除生祠変価銀二百六十七兩、後不為例外、共計毎歳実該額解銀一万四千九百三十八兩二銭七分三厘零。応分載各州縣考成項下」である。

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> 「題覆会議邊餉議単十二款疏」(86 葉の表~87 葉の裏)には「一、南馬協済。…国初立法所以均労也。自南人不習風土、寄養称苦、不得已解銀協済、此南馬帮帖所繇来也。…不謂日久法玩、地隔則痛痒不関…始則圧解、継則拖欠、久則習為固然、子虚烏有、毫不可問。…従前者不可査、以崇禎元年為始、将実在銀数詳細造冊、一面報部、一面徴解、以克軍餉」とある。

に通常時の地方財政と牙税との関係を考える上では、省いて考えるのが妥当であろう。従って、 この項目と生祠変価の額を除くと、換帖からの所得が5割弱を占める。

松江府の華亭・上海・青浦三県では合計大よそ 23184 両を送ることとなった<sup>44</sup>。この「班軍改折」の由来は嘉靖 29(1550)年、モンゴルタタール部のアルタンハンが北京を攻撃した所謂「庚戌の変」の時、山東・河南などから 1 万 2 千人分の班軍の軍事費を用意するため、班軍費という名目を設立したことにある<sup>45</sup>。崇禎初期に入ると、北京の班軍は合計 40,273 人おり、その費用は 12 万両を超えた<sup>46</sup>。兵部は班軍費の半額を軍餉に充当しようと提議し、さらに戸科都給事中解学龍は班軍費を全部軍餉に充当しようと提議した<sup>47</sup>。つまり、「班軍改折」は国家の要求により定められた軍事費である。これと「南馬協済」とを除くと、換帖からの所得は上納額の 3 分の 2 を占めることになる。

常州府の武進と無錫など五県では合計大よそ 15,239 両を上納することとなった<sup>48</sup>。「班軍改 折」と「南馬協済」、または一年だけの門攤税の存庫銀(門攤税の残額)とを除くと、換帖から の所得は上納額の 9 割に達した。

鎮江府の丹徒など三県では合計大よそ2671両を送ることとなった49。生祠変価銀と南馬協済

<sup>4</sup> 原文は「松江一府華亭等三縣、一、班軍改折、冊報鳳陽・揚州二倉共該銀一万四千八十兩。 一、停修倉廒、冊報量扣銀六十兩。一、板木改折、冊報原編銀四百六十六兩九銭、除本色一半 仍給発運官収買本色外、改折一半、該銀二百三十三兩四銭五分。一、南馬協済、冊報共該銀七 千八百八十四兩一銭一分。一、修衙銀項、冊報共扣銀一百二十六兩。一、牙行換帖、冊報共該 銀八百兩。以上共計毎歳該府実該額解銀二万三千一百八十三兩五銭六分、応分載各縣考成項下」 である。

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> 『度支奏議』堂稿巻 5、「題覆戸科都給事中解学龍等会議疏」(49 葉の表・裏)には「京班凡 十六万人、後撥山東・河南等處邊班一万二千人所需之費、…世廟庚戌之変、古北口之失、撥之以 助邊防」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> 「会議邊餉事竣通行彙冊頒布疏」(44 葉の表~45 葉の表) には「臣伏稽、樞臣疏内所載、計春夏兩班官軍共四万二百七十三員。…其行糧之在臣部、計三個月、…約該銀…安家銀則有…解京給散大糧銀則有…以上約銀共一十二万有余」とある。

<sup>47</sup> 詳細は「題覆戸科都給事中解学龍等会議疏」(49 葉の裏~50 葉の裏)、及び「会議邊餉事竣通行彙冊頒布疏」(43 葉の表~47 葉の表) を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> 原文は「常州一府武・無等五縣、一、班軍改折、冊報鳳陽・寿州・亳州三倉、共該銀一万四千二百兩、照例折半、該銀七千一百兩。一、南馬協済、冊報該銀七千四百三十一兩零六分。一、牙行換帖、冊報共認銀五百兩。一、議革冗役、除鎮江府另解銀七兩二銭、並該府先報過銀五十二兩四銭外、冊報今仍該実扣銀五十七兩六銭。一、賈税酌徴、冊報共銀一百五十兩四銭三分五厘零。以上該府共該解銀一万五千二百三十九兩九分九厘、內除門攤税存庫銀一百五十兩四銭三分五厘後不為例外、共計毎歳該府実該額解銀一万五千八十八兩六銭六分四厘。応分載各縣考成項下」である。

<sup>&</sup>lt;sup>49</sup> 原文は「鎮江一府丹徒等三縣、一、板木改折、該府共編銀一百八十四兩、除本色一半、仍給発運官収買本色外、冊報今折一半該銀九十二兩。一、南馬協済、冊報共銀一千一百五兩九銭二分二厘。一、修衙銀項、冊報惟金壇縣裁省銀一十五兩。一、牙行換帖、冊報共認銀一百七十兩。一、凑解紙贖、冊報共該銀一百兩。一、議捐公費、冊報共該銀二百九十兩。一、河濱灘蕩、冊

銀を除くと、換帖銀は上納額の1割であった。

徽州府の歙・休寧など六県では合計大よそ904両を送ることとなった<sup>50</sup>。生祠変価銀を除くと、換帖からの所得は上納額の7割弱を占める。

安慶府の懷寧・桐城など六県では合計大よそ 889 両を送ることとなった<sup>51</sup>。換帖からの所得はほぼ 7割を占める。

池州府の貴池・青陽など六県では合計大よそ 258 両の銀を送ることとなった<sup>52</sup>。換帖からの所得は 4 割ほどであった。

寧国府の宣城など六県では合計大よそ 993 両の銀を送ることとなった $^{53}$ 。生祠変価を除くと、 換帖からの所得は上納額の 3 分の 1 を占める。

太平府の当涂など三県では合計大よそ 1,396 両を送ることとなった $^{54}$ 。換帖からの所得は全額の 6割弱に達した。

報共該銀七百二十九兩八銭一分七厘。一、生祠変価銀、一百六十八兩三銭九分三厘。以上該府 共該銀二千六百七十一兩一銭三分二厘、内除生祠変価銀一百六十八兩三銭九分三厘、共計毎歳 実該額解銀二千五百二兩七銭三分九厘、応分載各縣考成項下」である。

50 原文は「徽州一府歙・休等六縣、一、修衙銀項、冊報共扣銀一百二十八兩五銭二分七厘零。 一、牙行換帖、冊報共銀四百五十六兩。一、吏農班価、冊報共該銀八十八兩三銭八分。一、生 祠変価、冊報共銀二百三十一兩二銭二分八厘。以上該府共該解銀九百零四兩一銭三分五厘内、 除生祠変価銀二百三十一兩二銭二分八厘、後不為例外、共計毎歳実該額解銀六百七十二兩九銭 七厘、応分載各縣考成項下」である。

<sup>51</sup> 原文は「安慶一府懷・桐等六縣、一、板木改折、冊報原編銀一百三十八兩、内除本色一半仍 給発運官収買本色外、該折半銀六十九兩。一、修衙銀項、冊報共該銀一百一十九兩九銭九分八 厘。一、牙行換帖、冊報酌派銀六百兩。一、奏解紙贖、冊報該銀一百兩。以上該府共該額解銀 八百八十八兩九銭九分八厘、応分載各縣考成項下」である。

<sup>52</sup> 原文は「池州一府貴・青等六縣、一、板木改折、該府楞木松板原編銀五十七兩五銭、除一半 仍給発運官収買本色外、冊報該折半銀二十八兩七銭五分。一、修衙銀項、冊報共銀三十兩。一、 牙行換帖、冊報共銀一百九兩六銭。一、凑解紙贖、冊報共銀五十兩。一、清汰虚冒、冊報共銀三十九兩六銭。以上該府共該額解銀二百五十七兩九銭五分、但査疏内原開、池州府該銀二百九十三兩三銭四分八厘零、今拠冊内之数、較之疏中之数、少銀三十五兩三銭九分八厘、応令照数 増入、分載各縣考成項下」である。

<sup>53</sup> 原文は「寧國一府宣城等六縣、一、板木改折、該府楞木松板原額銀六十一兩五銭、除本色一半仍給発運官収買本色外、冊報改折銀三十兩七銭五分。一、修衙銀項、冊報共銀九十五兩三銭二分六厘零。一、牙行換帖、冊報該銀三百二十兩。一、吏農班価、冊報共銀二十兩四銭四分。一、議革冗役、冊報共銀三百四十九兩。一、清汰虚冒、冊報共銀一百一十四兩三銭六分四厘。一、生祠変価、冊報共銀六十三兩五銭。以上該府共該解銀九百九十三兩三銭八分、内除生祠変価銀六十三兩五銭、後不為例外、共計毎歳実該額解銀九百二十九兩八銭八分。応分載各縣考成項下上である。

<sup>54</sup> 原文は「太平府当涂等三縣、一、板木改折、該府楞木松板原編銀三十九兩一銭、除本色一半、仍給発運官収買本色外、冊報改折一半該銀一十九兩五銭五分。一、修衙銀項、冊報共銀一百八十兩。一、牙行換帖、冊報共銀八百兩。一、吏農班価、冊報共銀六兩。一、議捐公費、冊報共銀三百九十兩。以上該府共計毎歳該額解銀一千三百九十五兩五銭五分、応分載各縣考成項下」である。

広徳州とその属下の建平県では合計大よそ 361 両を送ることとなった<sup>55</sup>。生祠変価銀を除くと、換帖からの所得は上納額の1割ほどを占める。

以上の南直隷江南における換帖からの所得は合計 6,649 両となる。これは、「会議邊餉事竣通行彙冊頒布疏」により定められた江南徴収予定額(7,000 両)の 9割以上を達成した数字となる。これにより明末一地方における牙帖の徴収実態を把握しえよう。すなわち、南直隷の応天等十府および広徳州では、「班軍改折」や「南馬協済」など中央の定めた徴収、鎮江府の丹徒等三県の「河濱灘蕩」(河のほとりなどを開墾して新設した租税)と寧国府の「革冗役」(役人の減員)及び広徳州そして建平県の議捐公費・生祠変価とを除くと、換帖からの所得は最高額となった。また、どの地域にも換帖銀は遍在しており、かつ新設上納銀数に占めるその割合は多くの地域で 5割を超えていた。ここには当時の地方財政構造との関連を考えなければならない。周知のように中国では地方の行政に対して経費を支出せず、地方は中央へ送る正税の一部分を地方の行政費用として残すほか、陋規を徴収して行政支出に充てていた。中央が日々増加する歳出を補填するため正税の地方配当部分を回収すればするほど、当然のように陋規徴収は増加する。さらに、中央が地方の陋規すら回収を試みた明末の崇禎年間に至って、『度支奏議』によってこうした地方行政費の規模を推定することがはじめて可能となったのである。

また、『度支奏議』の他の上奏からは、従来ほとんど言及されてこなかった明代の江南以外の 地域、たとえば河北における牙行の存在をも垣間見ることができる。

崇禎 3 (1630) 年 11 月 11 日の「題請畿南四府協済按数節省充餉疏」56では北直隷の軍餉調達

不為例外、共計毎歳該額解銀三百三十兩一銭五分五厘。応分載各該州縣考成項下」である。

<sup>55</sup> 原文は「広徳州建平縣、一、停修倉廒、冊報広徳州該扣銀四兩三銭二分二厘。一、板木改折、原編銀九十一兩二銭七分、除一半仍給発運官収買本色外、冊報改折一半、該銀四十五兩六銭三分五厘。一、修衙銀項、冊報共該銀三十二兩一銭九分八厘。一、牙行換帖、冊報共銀二十七兩。一、議捐公費、冊報共銀二百一十兩。一、吏農班価、冊報共銀一十二兩。一、生祠変価、冊報共銀二十九兩八銭。以上該州共該銀三百六十兩九銭五分五厘、內除生祠変価銀二十九兩八銭後

<sup>56 『</sup>度支奏議』辺餉司巻 4、「題請畿南四府協済按数節省充餉疏」(92 葉の表~99 葉の裏)には「題為会議已経宸断、立法務在必行、仰祈聖明申飭、中外同心、共裕国用事。…一、増加塩引、… 聴巡塩御史疏通増撥。一、南馬協済、…一、修衙銀兩、…共該銀一千六百二十九兩四銭零。…一、牙行換帖、據報按属不通江河、牙行抽課甚微、真定府酌定認派銀七百五十兩、順徳府認派銀一百二十三兩、広平府認派銀一百九十八兩、大名府認派銀三百二十七兩、通共銀一千三百九十八兩。該臣等覆核前項銀兩、為数雖自無多、但真定等府委非商賈幅輳之地、自崇禎三年起、相応責成各府、照数速斛、仍応分載各府考成項下。一、凑解紙贖、…共折銀二千一百八十五兩。…一、河濱攤蕩、…共一百六十九兩四銭零…。一、吏農班価、…共銀三百八十五兩三銭零。…一、清汰虚冒、…一、生祠変価、…共銀六百六十一兩二銭。…以上按属真定等四府所属各該州縣、除南馬協済、并逃故絶糧行查不開外、毎年共該解部銀六千四百二十八兩三銭零。…崇禎三年十一月十一日具題、本月十四日奉聖旨、拠奏畿南四府議款見扣銀兩、既経覆核、雜項責該府節裁、責餉司俱着按数速解、一体考成。其江浙協済南馬銀、除赦免外、元二三年未完正額、著厳〔核〕解部…欽此」とある。

に関する上奏として、真定府、順徳府、広平府、大名府における換帖銀の存在を見て取ることができる(表 6 を参照)。

増加塩引 聴巡塩御史疏通増撥 南馬協済 行査不開 修衙銀両(清軍糧馬理刑庁を含む) 1,629 両 牙行換帖 1,398 両 凑解紙贖 (遼糧支用以外の積穀) 2,185 両 河濱灘蕩 169 両 吏農班価 385 両 清汰虚冒 行査不開 生祠変価 661 両

表 6 畿南四府の収入増加・出費削減方策と見積金額

(表では小数点以下第一位を四捨五入して自然数で表す)

毎年合計の銀(行査不開と聴巡塩御史疏通増撥とを除く)は大よそ 6,428 両であり、そのうち換帖からの所得は 1,398 両であった。端的にいえば北直隷真定府・順徳府・広平府・大名府の牙行換帖からの総額は南直隷応天府のそれに比肩する量ではあるが、北直隷四府上納銀の総額に占める割合からいえば、その比率は南直隷ほどに高いものではなかった。これは北直隷新設徴収のうち、軍事関連の徴収は(たとえば修衙銀両は「清軍糧馬理刑庁」の修繕、凑解紙贖は「遼糧支用」)高額に設定されたためではないだろうか。また当地は水運網が発達せず牙行からの徴収は少なかったといわれるから57、牙行の発達が遅滞していたと考えられる。その他の地域では、軍事地区の宣府鎮や行塩地の河間府を除く換帖からの所得は以下の表 7 のようであった58。

-	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
順天府		886 両
保定府		177 両
永平府		79 両

表 7 順天府・保定府・永平府の換帖所得見積金額

(表では小数点以下第一位を四捨五入して自然数で表す)

前の真定府・順徳府・広平府・大名府の換帖銀を加えても 2,540 両にとどまり、「会議邊餉事 竣通行彙冊頒布疏」に定めた額 (6,000 両) の 5 割にさえ至らなかった。こうした状況は陝西

<sup>&</sup>lt;sup>57</sup> 「題請畿南四府協済按数節省充餉疏」(95 葉の表・裏) には「一、牙行換帖。拠報、按属不 通江河、牙行抽課甚微」とある。

<sup>58 『</sup>度支奏議』辺餉司巻 8、「覆省直奏報会議充餉銭糧載入考成疏」(32 葉の表~36 葉の裏)には「今拠順天府尹傅淑訓開□、牙行換帖一款、共得銀八百八十六兩。…又保定府所属二十州縣、認派牙〔行〕換帖銀一百七十七兩、又折穀銀四百八十〔一〕兩五銭、共銀一千六十五兩一銭五分三厘。…又拠順天撫臣傅宗龍、会同按臣甘学濶□報、一、議革冗役、銀一百七兩二銭。一、議捐公費、各州縣已充新餉豆価外、止文安縣捐銀四十兩。一、修衙銀、四十五兩三銭三分二厘。一、牙〔行〕換帖。除順天府銀八百〔六〕十六兩□□□□□止永平府銀七十九兩四銭八分。崇禎四年七月二十二日具題、本月二十五日〔奉〕聖旨、各省直奏報銭糧、既経査核明白、着照額数□分解部充餉、仍載入考成、虧延一体参罰、欽此」とある。

明清時代の牙人・牙行研究(第三章、明末「牙税」考)

からも見て取れる<sup>59</sup>。これらは 6,649 両を達成して、定めた額 (7,000 両) の 9 割以上を達成した江南の状況とは好対照をなしている。

### おわりに

最後に、本稿で解明した諸点を整理する。まず第一節では、明代後期江南における牙行の納穀慣行を再検討して、その営業税としての性格および清代の牙税との近似性を明らかにした。併せて、営業税の付加税としての清代の地方陋規とは性質が異なる点についても指摘した。第二節では明末の上奏史料を踏まえて納穀が地方の慣行から中央の正式徴税になる経緯を分析し、牙行営業税の制度化・明文化の時期が明代に遡ることを明らかにした。以上の考察を通して、先学の牙税に対する知見に一定の修正を加えつつ、明清牙行制度の連続性を実証した。また、「明末各地でのかかる慣行が清代雍正年間に至って制度的に確立した経緯」60の一端も明らかにし得た。さらに第三節では、換帖からの所得が崇禎初期の新設上納額の内で高い比率を占めていることを明らかにした。納穀慣行が北直隷から広東まで広汎に存在する点は先学によってつとに指摘されているが、換帖からの所得がこのように高い比率を占める点は特筆すべきである。なぜなら、仮にこの新設上納額が崇禎初期以前から地方行政費の一部分を担っていたとすれば、地方財政における換帖銀は間違いなく重要な位置を占めていたといえるからである。

そのほか、各地方の「牙行換帖銀」徴収額を紐解くことも重要な意義を有している。本論ですでに解明したとおり、各地方の換帖銀の額は牙行毎の納付により定められたものであり、これにより各地方における牙行の総数を推測することができるからである。一見すれば北直隷の換帖銀徴収額は確かに南直隷のそれよりも低くて、北直隷の牙行は南直隷の牙行よりも少ないことが分かった。これに加えて北直隷内部各府の徴収額の比較により、各地方における牙行の発展上の差異も明らかにできるだろう。これについての詳細な分析は次章で行う。

<sup>&</sup>lt;sup>59</sup> 「覆省直奏報会議充餉銭糧載入考成疏」(35 葉の表)には「又拠陝西撫臣□□事提報、…一、 牙行換帖銀二千兩」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>60</sup> 新宮(佐藤)前掲「明代の牙行について――商税との関係を中心に――」854 頁を参照。

## 第四章 崇禎買弁改革と北京牙行の実相

#### はじめに

中国の仲介業者たる牙人・牙行は、明代において商品流通が全国規模に拡大したことによって、業務の拡張や経営の組織化など、商業機能上の発達も進んだが、その発達は地域により程度上の差異がある。例えば先学の成果によれば、江南地区の牙行は商業の繁栄により、仲買・問屋的な機能を有していたが、華北地区の牙行は、「官集」という官府指定の市場だけに存在して、取引の仲介を主要な業務としていた」という。しかし、実際には華北の北京とその周辺地方には、両京体制<sup>2</sup>の影響を受けて、物資の消費圏がすでに形成されていた。その物資消費圏における北京牙行は、もはや取引仲介に止まらず、それ以外に「買弁」という臨時の帝室物資調達商役を支援するなど業務の拡張をも始めたのである。また、明末期における「買弁」商役の過酷な負担により惹起された、商人層の倒産と北京商業構造の崩壊は、牙行を発展させる重要な契機であったが、これに関する検討は、なおなされてはいない<sup>3</sup>。つまり、北京の牙行が物資消費圏において如何に発展して、業務の拡張を進めたのかを解明するためには、「買弁」商役からの検討が不可欠なのである。

さらに、牙人・牙行制度にも、時代的変遷を見出すことができる。とくにそれと国家との関わり――すなわち「官牙」――に着目するとき、先学らは宋代以降の「官牙」を一律に「近世的」な在り方と言うが、実際には時代により異なる様相を呈している。たとえば、宋代の「官牙」は、宮廷・官府の財貨売買に介在する官設の仲介業者であり、帝室の物資調達に関与する「経済官庁牙人」を指す。このような「官牙」の様式は宋代限定のものであり、それを異なる明末「官牙」の様式と同様のものと見なし、宋代以後に一貫した「官牙」の近世的な様式と見なすことには無理がある。こうした理解を克服するために、宋代だけでなく、明末における「官牙」と帝室物資調達との関係を検討することも重要である。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 山根幸夫「明清時代華北における定期市」『史論』八集、1960 年、同「明清時代華北市集の牙行」『星博士退官記念中国史論集』星斌夫先生退官記念事業会、1978 年、同『明清華北定期市の研究』汲古書院、1995 年、1~25、55~76 頁。山本進『清代財政史研究』汲古書院、2002 年などを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 詳細は新宮(佐藤)学『北京遷都の研究――近世中国の首都移転――』汲古書院、2004 年を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 佐々木栄一「商役の成立について――明代両京における買弁体制の進展――」『歴史』15 輯、1957年。新宮(佐藤)学「明末京師の商役優免問題について」『集刊東洋学』44号、1980年。佐藤学「明代北京における鋪戸の役とその銀納化――都市商工業者の実態と把握をめぐって――」『歴史』62輯、1984年。高寿仙「市場交易的徭役化――"鋪戸買弁"与"召商買弁"――」『史学月刊』2011年3期などを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 小林高四郎「唐宋牙人考」『史学』8 巻 1 号、1929 年。斯波義信『宋代商業史研究』風間書房、1968 年。宮澤知之「宋代の牙人」『東洋史研究』39 巻 1 号、1980 年などを参照。

以上の認識に基づいて、本章は三節に分けて問題を論じる。第一節では、買弁制度の変遷を概観した上で、崇禎年間における買弁改革(以下、「崇禎改革」と略称)の過程を紹介し、買弁商役をめぐって北京牙行の発展状況に考察を加える。第二節では、崇禎改革の前後における牙人・牙行の設立状況を分析した上で、明代「官牙」の実相と特徴を捉え、その業務が如何に拡張したかを論じる。第三節では、明代「官牙」の特徴と宋代「官牙」のそれとを比較し、先行研究の「近世的」官牙への理解について改めて検討を加える。

また、本章での考察を進めるにあたって主な検討史料とするのは『度支奏議』所収の広 西清吏司の上奏文である。広西清吏司は調達物資の倉庫を管理しており、彼らの上奏文の 紙幅の多くは「召買・僉商」と関わる内容で占められているからである。

## 第一節 崇禎買弁改革

## 1 買弁方式の変遷と牙行の出現

そもそも買弁(また採弁とも呼ばれる)とは、地方官府によって行われる定期的な上供 (歳弁)では帝室の財貨需要を満たせないために創設された、臨時の調達方法である。ま たそれは、国家が「客商」(遠隔地商業を営む商人)を募集して宮廷・官府の物資を調達さ せるため、「召商買弁」(召買)とも表現される<sup>5</sup>。洪武(1368~1398年)時期には、国家は 商人に対して時価より高く買弁の代価を支払っていたが<sup>6</sup>、永楽(1403~1424年)時期に買 弁すべき数量が激増し、それが商人に過重に割り当てられるという弊害が発生した<sup>7</sup>。正統 (1436~1449年)末年から景泰時期(1450~1457年)に至り、たとえば応天府において、 国家による代価支払いの遅延が長期間続くなどした結果<sup>8</sup>、自発的に買弁の任務に応募する 商人はほぼ存在しなくなった<sup>9</sup>。ゆえに景泰時期以降の買弁は、土着の商店を経営する商人 へ商役を強制的に担わせることとなる<sup>10</sup>。これ以降、「僉商」という用語が、宮廷物資を調 達する買弁商役自体と、それを担う商人との両方を指すものとして史料に現れるようにな る<sup>11</sup>。

<sup>5</sup>万暦『明会典』巻37、課程6、時估を参照。

<sup>6『</sup>明史』巻82、志58、食貨6を参照。

<sup>「『</sup>明大政纂要』巻 16、永楽 19 年夏四月庚子の「奉天華蓋謹身三殿災肆赦求直言」には「官司横征、日甚一日。民生無聊、愁歎滿室。即如買辦青・綠顏料、本非出產、而科派千數百斤」とある。

<sup>8『</sup>明英宗実録』巻 262、景泰 7 年春正月丁丑の条には「應天府市民奏、自正統十三年至景 泰五年、坐派臣等買過諸色物料、未蒙賜給價鈔」とある。

<sup>9</sup>佐々木前掲論文 17~19 頁を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup>佐々木前掲論文 17~19 頁、新宮(佐藤)前掲「明代北京における鋪戸の役とその銀納化」 53~59 頁を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup>商役を指す例としては、『明史』巻 241、列伝第 129、張問達伝に「故事、令商人辦內府器物、魚名以進、謂之僉商」とある。商人を指す例としては、『明神宗実録』巻 460、万暦 37

嘉靖 26・27年(1547・1548)に至ると、工・戸部が必要とする物資の大量買弁も鋪戸に課せられ<sup>12</sup>、嘉靖 45年(1566)からは国家は宛平・大興両県の鋪戸を対象に、僉商の役の代わりに銀を納入させる「徴銀代差」政策を実施し始めた。これは鋪戸層を財力により九つの等級(三等九則)に分け、もっとも富裕な「上上・上中」2等に商役を割り当て、ほかの七つの等級の者から代役の銀を徴収するものである<sup>13</sup>。先行研究ではこれについて、僉商の負担軽減を目指したものと解釈している<sup>14</sup>。

万暦 (1573~1620 年) 時期における買弁を巡る状況については、『明史』に「太倉〔銀庫〕より毎年二十万両を買弁のための経費として支出する」とあるように、買弁完遂のためのてこ入れが図られていた<sup>15</sup>。また、万暦 10 年 (1582) には買弁の方式を僉商から召買へと戻すことも試みられている。しかし、それでも情況は芳しいものではなく、買弁の完遂は困難であった。その詳細は、物資の臨時調達を必要とする各衙門が崇禎2年 (1629) 閏4月3日に具申した、買弁の改革に関する上奏「題覆尽革僉商改為召買折価疏」に載せられている。

万暦十年に召商の方法が提案された時、裴銘などが現れて応募しましたが、彼らは後に前もって渡された銀両を使い果たして、上供に支障をきたし、…。万暦十二年になって、僉商買弁が再び提案され、〔その後は〕改変は全くなされていません<sup>16</sup>。

上記の史料からも分かるように、万暦 12 年 (1584) には僉商買弁の方式が改めて採用されていた。ただ、この僉商方式は、先述した先行研究も言及するように、鋪戸の役の銀納化後に現れた、新たな、しかも重い商役とみなしてよい<sup>17</sup>。すなわち、万暦 12 年 (1584)になって僉商方式に戻ったにもかかわらず、国家は従前の徴銀代差政策を依然として実施

年7月壬辰に「宛平知縣劉曰淑上言、宛民獲衛神京富戶不可以商累。···誠使僉商厚估先發則 富者何為揭貲」とあるのを挙げることができる。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> 『明世宗実録』巻 331、嘉靖 26 年 12 月戊申朔条の「工部給事中黄宗概條陳財用六事」では、百名の鋪商が工部の買弁を負担することについて、「邇因大工並舉、暫行雇覓、遂襲以為例」と述べ、「宜三年一更、使通融適均」と提案し、認められている。各倉場・監局の商人が戸部各倉場の糧草を買弁することについても、万暦『明会典』巻 21、倉庾 1、嘉靖 27年の条に「挨名順序、派撥應役」とあるように定められている。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup>『明世宗実録』巻 556、嘉靖 45 年 3 月辛酉の条には「一、戸部覆給事中趙裕議、將在京宛・大二縣鋪商分為三等九則。上上・上中二則、免其徴銀、聽有司輪次僉差、領價供辦。其餘七則、令其照戸出銀、上下戸七錢、以下毎則各遞減一錢以代力差、報可」とある。

<sup>14</sup>新宮(佐藤)前掲「明代北京における鋪戸の役とその銀納化」59~61 頁を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup>『明史』巻 79、志第 55、食貨 3「至神宗萬曆六年、太倉歳入凡四百五十餘萬兩。而内庫歳供金花銀外、又増買辦銀二十萬兩以爲常」。また『明神宗実録』巻 156、万暦 12 年 12 月辛酉条の「戸部尚書王遴條奏理財事理」を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 『度支奏議』広西司巻 2、「題覆尽革僉商改為召買折価疏」(11 葉の裏)「萬曆十年題議召商、有裴銘等、出而應募、後將預支銀兩花費殆盡、致悞上供、…。至萬曆十二年、復題僉商、未之有改」。

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup>新宮(佐藤)前掲「明代北京における鋪戸の役とその銀納化」61~63 頁を参照。

し、鋪戸から銀を徴収し続けていた<sup>18</sup>。巨大な財政赤字をかかえていた崇禎(1628~1644年)時期に至っては、物資の対価を支払わずに調達させることが常態化していた。太倉銀庫より年間 20 万両もの買弁用の銀が追加支出されたが、こうした銀が商人の手もとに届くことはほぼなかったであろう。むしろこの追加銀によって負担すべき物資購入をも担わされることとなったため、実質的には商人たちにとっては負担増加であった。この結果、鋪戸層の貧困化が著しく進み、彼らが買弁の任務を負担することができなくなったのである。

これに代わって頭角を現したのが北京の牙人・牙行であった。たとえば、嘉靖(1522~1566年)時期の通州の賦課記録によれば、

通州城及び張家湾の猪牙行と屠戸らは、毎年三百余両の猪鈔銀を官府に納付しており、これは買弁者の接待や車輌・人夫の雇用などの項目、そして往来使節・客商の支出に用いられている。通州城及び張家湾の牙行は、毎年千余両の牙行銀を官府に納付しており、これは買弁者の接待、往来使節・客商の支出に用いられている<sup>19</sup>。

とある。交通の要衝たる通州・張家湾には、買弁物資が集荷され、北京へと輸送された。 当地の官府は、買弁者の接待、車輌・労働者の雇用に必要な資金を、当地の猪牙行・屠戸 や各種牙行が納める銀両に依存していたのである。これは嘉靖年間の史料だが、北京およ びその周辺地域の牙行の経済力が、間接的にとはいえ、買弁に影響を与えるほどになって いたと見なすことができる。そして、この趨勢の中で、牙人・牙行は、明代最末期の崇禎 改革において多様な買弁業務に携わる衙門(第2節を参照)によって「官牙」として登用 され、物資の買弁を実質的に負担していくようになったのである。次節では、これについ て詳細に分析を加える。

### 2 崇禎改革前の買弁構造と崇禎改革の提案

本節では、崇禎(1628~1644年)時期に行われた、買弁の方式を巡る議論と、その改革について論じる。前述の上奏「題覆尽革僉商改為召買折価疏」では、当時の買弁体制を以下のように記載している。

ただ商人〔に支給する〕予算は同じではなく、受領させるべき銭糧も異なります。例 えば御馬等の三つの倉、並びに北京の五つの草場、及び内象房と外象房・犠牲所・司 牲司・大壩等二十四所の馬房、これらについては京糧庫より銭糧を支給しなければな

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup>万暦 20 年の自序を有する沈榜『宛署雑記』(北京、北京古籍出版社、1980 年)巻 13、鋪行には吏科事中鄭秉厚が万暦 7 年に提出した鋪戸審編に関わる上奏が載せられている。その中の「節鋪行之力」の項では、代役銀を徴収する制度であった「九則徴銀」が、現在の買い上げ制度に組み込まれてしまっていることについて、「仍責鋪戸領價、則其賠販之苦、猶夫故也、徴銀又何名哉」と批判している。

<sup>1</sup>º嘉靖年間の序文を有する楊行中『通州志略』(尊經閣文庫藏嘉靖 28 年序刊本) 巻 4、貢賦志、課程「州城并張家湾猪牙行屠戸、毎歳額辦猪鈔銀三百餘兩、買辦下程、雇覓車輌・人夫等項、應付往来使客支用。州城并張家湾各色牙行、毎年辦納牙行銀一千餘兩、買辦下程等項、應付往来使客支用」。

りません。内供用庫と外供用庫、並びに酒醋麺局・司苑局・宝鈔司、これらについて は太倉銀庫より銭糧を支給しなければなりません<sup>20</sup>。

ここから、当時において買弁によって物資を必要とする部門と、そのための資金がどこから支出されていたのかを知ることができる。さらに他の史料も加えて、それぞれの部門が制度上どこの管理下にあるかを検討し、この時期の買弁制度の構造について官制上から把握することを試みる。

上記の上奏文は、当時の国家財政に深く関係する二つの銀庫、つまり京糧庫と太倉銀庫 について言及している。京糧庫(京糧庫とは、特に草場に関係する支出を担当する銀庫を 指す<sup>21</sup>)から買弁銀を支給される対象は、

- 1、 A 御馬監に隷属する裏草場・中府草場・天師菴草場<sup>22</sup> (御馬三倉)
  - B 司牲司
  - C 大壩提督に隷属する二十四ヶ所の馬房(大壩九倉・黄土四倉・南石渠七倉・裏牛房・外牛房・呉家駝牛房など)
- 2、京城の明智坊・安仁坊・西城坊・北新廠・臺基廠などの草場、内象房と外象房
- 3、太常寺に隷属する犠牲所

に分類することができる。その内、1の組織は広西司と内監関係といった複数衙門の、3の組織は広西司と太常寺といった複数衙門の管理下にあり、2の組織は広西司が単独で管理することになっていた<sup>23</sup>。

これに対して、太倉銀庫(銀納化された租税の収納庫)から支出される対象は、全て内監関係の組織であり、

- 4、内供用庫・酒醋麺局(広西司との共同管理)
- 5、外供用庫(山東司との共同管理)
- 6、司苑局(河南司との共同管理)
- 7、宝鈔司(貴州司との共同管理)

<sup>20</sup>「題覆尽革僉商改為召買折価疏」(9 葉の裏)「顧商人款項不同、應領錢糧亦異。如御馬等 三倉、并京五草場、及内・外象房、犧牲所、司牲司、大壩等二十四馬房、此京糧庫應給之 錢糧也。内・外供用庫、并酒醋麪局、司苑局、寶鈔司、此太倉銀庫應給之錢糧也」。

<sup>22</sup>三つの倉の名称と管理方式について、万暦『明会典』巻 14、戸部 1、戸部、十三司職掌には、広西清吏司の職務として「帯管在京衙門及各倉場、…御馬倉」とある。また、同史料巻 23、戸部 10、倉庾 3、馬房等倉には「在京御馬監及各馬房、皆有倉場、…御馬倉永楽初設。中府外場永楽初設。天師菴草場、正統年間設」とある。さらに崇禎時期、内監の劉若愚が著した『酌中志』(北京、北京古籍出版社、1994年)巻 16、「内府衙門職掌」では裏草場・中府草場(即舊督府草場)・天師菴草場の名を列記し、「以上共謂之三場、皆隸御馬監」と述べている。これらのことをまとめると、御馬等三倉は御馬監に属して戸部に管理される裏草場・中府草場・天師菴草場を指し、御馬倉はまた裏草場とも称されることが分かる。<sup>23</sup>万暦『明会典』巻 14、戸部 1、戸部、十三司職掌、広西清吏司の条、及び「題覆尽革僉商改為召買折価疏」を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup>蘇新紅「明代太倉庫研究」東北師範大学 2009 年博士論文(中国知網により入手)、第1章、第1節、30~32 頁を参照。

である。この情報に加えてそれぞれが必要とする物資及び関与する商人の役割(後述する)等を加えると、後述表1のようになる。ただし、内監が管理に関与するほとんどのケース(1-A以外)は、実際の業務において各清吏司は主体的な役割を果たしてはいなかった<sup>24</sup>(そのために表1では括弧の中に入れている)。例えば、1-Cの二十四ヶ所の馬房は、北京から遠い<sup>25</sup>ので、広西司から派遣された監督官はただ買弁銀の支出を査定するだけで<sup>26</sup>、買弁商人の管理などの事務は内監が担っている。なお、犠牲所の買弁は、名義上、太常寺と戸部広西司に管理されている<sup>27</sup>が、太常寺の官員は主に調達物資の検査・収納を行い、物資の買い上げは広西司監督官及び太常寺所属の千戸軍官が執り行った<sup>28</sup>。

以上が、「崇禎改革」以前の体制であった。このように買弁制度が存在していながらも、 京糧庫にせよ、太倉銀庫にせよ、財政は大きな赤字であり、規定どおり調達物資の代価を 僉商らに支払うことはできず、そのため商人は買弁費用の回収に苦しみ、破産するものも いた<sup>29</sup>。このような情況について、明末に商役の優免権を管理する錦衣衛<sup>30</sup>の指揮僉事であ った王世徳が著した筆記『崇禎遺録』では、京師における僉商の旧例を以下のように述べ ている。

すべて富戸を僉報して採弁させ、採弁が完了してから、やっと富戸に代価を支給した。 期限が満了した後、またほかの富戸を僉報して交替させた。採弁を完遂する財力がな い者は、日々鞭打ち〔などの暴力〕をうけ、…必ず死亡・破産に至った。故に僉報に当 たる毎に、人々は財産を費やして採弁の免除を求めた。…或いは幸いにも資力を尽くし て採弁を完了できたとしても、採弁に費やした金額の僅かに半分しか給付されなかっ

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup>「題覆尽革僉商改為召買折価疏」(12 葉の裏~13 葉の表)では、内供用庫・宝鈔司の名を列記し、「原無監督之官、則徑折給内監可矣」と述べる。また更に外供用庫・司苑局・司牲司・酒醋麪局を挙げて「亦有内監而無監督、仍以折給爲便」という。

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup>「題覆尽革僉商改為召買折価疏」(13 葉の表)には「大壩等二十四馬房、俱去京城寫遠、 雖有監督、向俱内監爲政」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup>崇禎2年の提案を引用して、買弁の改革を再検討した戸部の崇禎5年2月26日の上奏「覆 僉商困民改議官買疏」(『度支奏議』広西司巻3、89葉の表・裏)には「一、大壩九倉、黄 土四倉、南石渠七倉」とあり、それぞれについて「各倉原設監督司官三員、今議改二員、… 稽核出入錢糧之數」という(上奏の詳細は第1章第3節を参照)。

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup>「題覆尽革僉商改為召買折価疏」(18 葉の裏)には「一、犠牲所。…有太常寺經管、有象房 監督催比」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup>「覆僉商困民改議官買疏」(74 葉の表)には「犠牲所有太常寺職官査験、該所千戸及官軍 經管。是宜責令監督、会同太常寺官、督令千戸收買、驗明給放」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup>「題覆尽革僉商改為召買折価疏」(9 葉の裏~10 葉の裏) では、京糧庫の赤字(出浮于入) 情況を「今歉商人草豆價十餘萬」と述べ、太倉庫の赤字情況を「至一百餘萬」と述べてい る

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup>錦衣衛の商役優免権については、詳細は新宮(佐藤)前掲「明末京師の商役優免問題について」を参照。

た。また採弁量の三、五割、或いは六、七割を達成したところで資産が底を尽くものが出たとしたら、ただちにほかの富戸を僉報して採弁を継続させるのであった<sup>31</sup>。

このように、鋪戸らは買弁に費やした資金を国家から回収できず、倒産するものが続出した。前述の「題覆尽革僉商改為召買折価疏」の中には、それに続いて錦衣衛試百戸楊時茂を含む北京(宛平・大興)の官民が僉商任務の免除を請求したことも引き合いに出されている<sup>32</sup>。そこで、買弁を担当する官員らは、このような情況を改善するために僉商方式をやめ、これに代わる方式として、過去に上供に支障をきたした、古い「召買」方式を利用するのではなく、「官買」という方式を提案した。これが崇禎2年(1629)における買弁改革提案の主たる目的であり、以下のように述べられる。

それでは、依然として僉商を行っていくべきでしょうか。やむを得ない場合官買の方 法を用いるしかありません。そもそも各倉は監督分司と管理内監とを併せて設けてい るものがあり、あるいは監督官、または管理内監のみを用いているものがあり、官買 を行うことが可能です。聞くところによりますと、僉商たちが料草を買い上げる場合、 農村に立ち入って料草を自ら運送してくるのではなく、みな経紀(即ち牙人)33・牙行 に頼んで〔郷販(小売商人)を〕招集いたします。この経紀・牙行は、僉商で既に利 用できていますし、官買でも用いることが可能です。もし既存の経紀と牙行を官牙と して登用するならば、太倉で4人、中倉で2・3人を用い、その工食は12両を標準と し、該当項の銭糧より支給します。たとえば秋の収穫の時期には、僉商の例に従い、 経紀に命じて郷販を招集させます。監督官は内監及び巡視の科道官(巡青科道)と一 緒に検査を行って、随時買い上げを行い、その都度代価銀を支払います。あるいは監 督官にあらかじめ支給すべき銀両を支出し、一旦太倉外庫に預けさせ、随時代価を支 払います。そして積棍などの無頼が横行し、商人への詐欺、支払いの遅延を発生する ことがないようにさせます。上述の規定に違反した場合、監督官は「不職」として罪 を論じます。これによって未納の飼料もなくなり、商人らもまた簽報の商役から免れ ることができます<sup>34</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> 『崇禎遺録』(中国野史集成編委会・四川大学図書館編『中国野史集成』28 冊、成都、巴蜀書社、1993 年所収)崇禎5年の条「皆報富戶採辦、辦完乃給直。限滿復別僉以代。有力不能辦者、日受鞭箠、…必至身死產絶後已。故毎逢僉報、人皆破產求免。…或幸能竭力辦完、而所給僅得其半。或十辦三五、或六七產絶、即愈人更辦而已」。

<sup>32「</sup>題覆尽革僉商改為召買折価疏」(4葉の表・裏、11葉の表)には、試百戸楊時茂・県民劉光祖の名が列記され、「先後紛紛陳乞求免僉商、如脱湯火」と記されている。

<sup>33</sup>通説では経紀を仲介斡旋業者の別称(或いは牙帖を持っていない牙行)と解釈するが、牙行と連用する場合、牙行という組織のもとで、具体的に業務を働く牙人のことを指す情況も多い。たとえば清代後期の例であるが、蘇州糸行にある経紀は牙行の使用人であった。詳細は山本進「清代江南の牙行」『東洋学報』74巻1·2号、1993年(後、同『明清時代の商人と国家』研文出版、2002年所収)を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>34</sup>「題覆尽革僉商改為召買折価疏」(12 葉の表・裏)「然則將仍僉商乎。無已則用官買之法。 夫各倉有監督分司與管理内監兼設者、亦有專用監督及專用内監者、則官買之法可行也。聞

この内容によれば、具体的な施策は

- 2、各衙門に属する倉の大小を基準として、設置する官牙の人数を定め、一名ごとに 12 両の工食(年俸) <sup>35</sup>を与える。
- 3、官牙が小売商人を招集して、監督官及び内監、巡視の科道官が検査を行う。そして監督官・内監らは、検査が完了した貨物の中から物資を買い上げ、代価の銀両を商人に支払う。
- 4、監督官は、あらかじめ銀両を支出して太倉外庫に暫時保管し、随時代価を支払う。積 棍など無頼が横行し商人へ詐欺を働いたり、支払い遅延を引き起こしたりしないように する。違反が発生すれば、監督官を「不職」(職務に適しない)<sup>36</sup>として処分する。

上奏はそのタイトルが示すように、「僉商を止め、召買を施行する」という名目であるが、その提案の中核は、僉商方式に手を加えた「官買」方式を推進しようとするものであった。この方式の革新的な点は、現存の僉商体制に介在する仲介業者を「官牙」として登用し、その上に官員・内監を加えて物資の買い上げに参与させ、責任の所在を明確にすることである。またこの上奏から、本来鋪戸が担う物資の買い上げや、飼料を扱う小売商人の招集といった僉商の任務は事実上、鋪戸が雇用した牙人・牙行によって行われていたこと、すなわち、当時の北京牙行が、買弁物資の調達において重要な役割を果たしていたことがはっきりと分かる。なお、この上奏文が、何故「召買」という題をとったかについては、直接明言されてはいない。恐らく改革すべき僉商方式に対する先例として、そして商人の自発性を想起させるものとして、この用語を使用し、「官買」という言葉を提示することの唐突感・違和感を避けようとしたのかもしれない。

「題覆尽革僉商改為召買折価疏」ではまた監督官及び内監が複数で責任を負う場合には「同買」(一緒に官買を担当する)の方法を採用し、監督官のみが責任を負う場合には「自買」の方法を採用すること、内監が単独で責任を負う場合には「折給」の方法を採用すること、犠牲所の場合には千戸官より「収買」する(監督官より査収・買弁銀支払い)方法

<sup>&</sup>lt;sup>35</sup>「覆僉商困民改議官買疏」(71 葉の表)には「以錢糧多寡定經紀名數、歲給工食、人十二兩」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup>不職の評価を受けた官員は、相当の懲罰を受ける。詳細は『明史』巻 71、志 47、選挙 3 と同書巻 72、志 48、職官 1 を参照。

を取ることを主張している $^{37}$ (ただし、折給とは買弁銀を内監に渡して「自買」させることであり $^{38}$ 、一般の官買と表面的には異なっているが $^{39}$ 、本質は「官買」である $^{40}$ )。それぞれ、買弁を必要とする衙門や、提案に示された買弁の方式等を纏めると、表1のようになる。

買弁衙門	買弁物料		改革前の買弁制度		改革の提案(崇禎2年)		
		買弁資	僉商の管理者	商人の	管理者	買弁の方	商人に関す
		金の源		役割		式	る改革
御馬三倉	草、豆		広西司監督官		広西司監督官	同買	
			+御馬監内監		+御馬監内監		
京五草場	草	京糧庫					1、僉商を廃
内·外象房	草、大麦		広西司		広西司監督官	自買	止する。
二四馬房			大壩提督		内監(監督官		2、経紀•牙
			(+広西司)	僉商:買	あり)		行を官牙と
外供用庫			供用庫	弁資金			して登用
		太倉銀	(+山東司)	の立替			し、買弁衙
司苑局	草、豆	庫	司苑局	<del></del>			門の規模に
			(+河南司)	牙行:小			よって官牙
司牲司		京糧庫	司牲司	売客商			の人数を定した。
			(+広西司)	の招集	内監(監督官		め、給料を
内供用庫	香蝋		供用庫		無し)	折給	与える。
			(+広西司)				3、 僉商の例
酒醋麺局	草、小麦、		酒醋麺局				に従って小 売客商を招
	豆、稭	太倉銀	(+広西司)				死谷間を指     集する。
宝鈔司	稲、草	庫	宝鈔司				未りつ。 
			(+貴州司)				
犠牲所	草、豆、	京糧庫	礼部太常寺		広西司監督官	監督督令	
7/2-	*		+広西司		十千戸軍官	千戸収買	0.00 [##

表1 改革前の買弁制度と崇禎2年の改革提案

注:主として『度支奏議』広西司巻2の「題覆尽革僉商改為召買折価疏」と巻3の「覆 僉商困民改議官買疏」によった。

改めてこの改革についてまとめておこう。崇禎2年(1629)には、僉商政策の中で生じた、富戸が買弁に割り当てられず、貧乏な者が僉報されるという旧来の悪弊が厳禁され、 その上で僉商への買弁銀を蓄えて午門で定期的に給付するなどの新しい施策が定められた

<sup>37「</sup>題覆尽革僉商改為召買折価疏」(12葉の裏~13葉の裏)には、御馬三倉については「當監督與内監同買」とあり、京五草場・象房草場については「當監督官自買」とある。また、内供用庫・宝鈔司については「則徑折給内監可矣」といい、大壩等二十四馬房についても、「則仍折給内監可矣」という。犠牲所については、「有太常寺職官査騐、有該所千戶及官軍經管。是宜責令千戶收買、而監督騐收而支放焉」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>38</sup>「題覆尽革僉商改為召買折価疏」の司牲司、大壩九倉・黄土四倉・南石渠七倉、裏牛房・ 外牛房・呉家駝牛房、外供用庫などの条目(19 葉の表~21 葉の裏)を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup>例えば、「題覆尽革僉商改為召買折価疏」(13 葉の裏・15 葉の裏)には「御馬三倉、錢糧頗多、收買爲難、内監未肯肩承、似不便于徑行折給。…凡官買、物價文到不許遅至十日半月之外。而折給内監者、俱按四季查發」とある。これによれば、折給とは、買弁量が少ない衙門に適用され、また折給金を支出する方式では一般の官買と異なる点がある。

<sup>40「</sup>覆僉商困民改議官買疏」(74 葉の表)には「盖折給乃假官買以便宜、其實亦卽官買法也」 とある。

ものの、官買改革の提案は却下され、僉商の政策は継続した<sup>41</sup>。後に見るように、この崇禎 2年(1629)になされた提案の根幹、つまり官買を遂行するために官牙を設立すること、及 び各衙門が買弁の調達量によって牙行の人数を設定することは、崇禎5年(1632)の改革 に多大な影響を与えたのであった。

# 3 崇禎改革の決行と施行の実態

崇禎5年(1632)から官買の改革が施行され始めた。その最も重要な原因は、崇禎2年(1629)にとられた施策では、僉商を担当していた鋪戸からの搾取を止めることができず、 僉商政策をもはや継続できなくなったためである。買弁資金の軍餉への転用42や富裕商人が 商役を回避する43といった、旧来の問題は依然として解決されていなかった。これに加えて、 僉商の役を負担できない充当者が他の商人の助けを求め、商役が形骸化するという問題も 起きた44。この問題は充当鋪戸の倒産によって起こり、鋪戸総数の減少と一人当たりの僉商 充当回数の増加を招き、鋪戸が充当任期以外にも他者の僉商への協力を強いられることと なった。その結果、僉商対象の鋪戸が急速に貧困化し、買弁の任務を完遂できないという 状況に陥ったのである45。国家は代わりに北京付近の州県の商人らに商役への充当を要求し た46ものの、このような情況にあっては民衆からの反発を招き、やむを得ず買弁の改革を再 開させたのであった。そして、改革に関する「覆僉商困民改議官買疏」が崇禎5年に上奏 された。これは戸部が崇禎2年(1629)に上奏した、前述の「題覆尽革僉商改為召買折価 疏」に基づき、さらに詳細な実施規定を付加するものとなっていた。その内容は非常に多 岐に渡るので、章を改めて論じるが、ここではまず以下の点を把握しておきたい。買弁を 新たな官買の方式に変えたとしても、市場に赴き、仲介商人と交渉する者は官員ではなく、

67

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup>「題覆尽革僉商改為召買折価疏」(22 葉の裏~23 葉の表)では皇帝の聖旨を「還遵舊制、 從公僉商、嚴禁賣富僉貧宿弊」、「另貯發銀、定期于午門外、堂属・科道、公同充放」と述 べている。

<sup>\*2</sup>戸部が崇禎2年12月23日に具申した買弁資金の給付を一時停止するための上奏「暫停給散商価疏」(『度支奏議』広西司巻2、62葉の表・裏)には「兵餉不敷」(軍事費不足)を補うために、戸部が「臣部又經具題、將京糧銀那作軍餉急用」として買弁費用の転用を上奏し、これが認められたことが記される。

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup>戸部が崇禎5年正月12日に具申した北京以外の商人が僉商を担当する問題に関わる上奏「覆順撫京商破例外僉疏」(『度支奏議』広西司巻3、61葉の表)には「凡所僉派商役、大率皆中富也。上富多買官買役為護身符、…其下者力不足辦、智不足營脫、一經僉報、惟有…去鄉井而他徙耳」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>44</sup>戸部が崇禎3年正月12日に具申した草場での買弁の実態に関わる上奏「僉足商額補買草 東疏」(『度支奏議』広西司巻2、64葉の表)には「再照僉商以致竪籤之故、皆所報者…、 不能完局、勢必懇求夥商將所辦津貼其名竪籤、以致商役有名無實」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup>戸部が崇禎4年11月28日に具申した各衙門の僉商人数を調整するための上奏「覆巡青科院増減商役疏」(『度支奏議』広西司巻3、47葉の表~49葉の裏)では、買弁の現状を「各場儲需單匱、新舊商人物力疲乏」と述べた上で、商民の情況について「况年來民力已竭、寥寥數商…、苦無餘日、安得不呼天搶地也。…今日之商力實較之往日倍艱」と記す。

<sup>46「</sup>覆順撫京商破例外僉疏」を参照。

「官牙」として募集された牙人・牙行とされていることについてである。このことは、この崇禎5年(1632)の段階で改革を行うにあたって、国家が崇禎2年以前に形成されていた牙人・牙行の買弁商役に対する役割をすでに前提としていたことを明示している。改革案で、戸部から官牙ごとに一律に12両の「年俸」を与えるとしていることも47、牙行の役割が高く評価されるようになっていたことの証左であろう。

崇禎5年(1632)のこの官買提案は3月1日、皇帝に裁可され、同年の秋から実施すると定められた<sup>48</sup>。では、このように官買の方式に転化した買弁とは、どのような実態を伴っていたのであろうか。前述の錦衣衛指揮僉事王世徳は僉商が商人に大きな負担となっていたそれまでの情況を述べた上で、

その時、北京の商民である翟守謙・金鯤らは朝廷に苦情を訴えた。…(皇帝は)招商採 弁を行うようお命じになった。…遂に僉商の例は永遠に除かれ、商民は苦しみから蘇っ たのであった $^{49}$ 。

という。ここで言う招商採弁とは官買のことであろう。一見すれば官買の実施により、状況が改善され、商人からの搾取は止まったように見える。しかし、実際には当時の国家財政は、以前よりさらに深刻な赤字に陥っていたため、商人への代価支払いは一層不足することとなった。官買改革が実行された後の4月5日に、戸部広西司より提出された代価支払いの削減に関わる上奏「題議倉場商価準給四分之一疏」によれば、僉商改革が持ち出された崇禎2年の時期では、商人への実際の代価支払いは10分の3・4程度であったが、官買改革を行った崇禎5年には、実際の代価支払いは4分の1にまでさらに引き下げられねばならなかったという50。この情況と、前述の商民が買弁からの搾取を免れたと謳う内容とは、一見すると矛盾しているように思われるが、改革以降の買弁資金が鋪戸によってではなく、官買に登用された牙行によって提供されたと考えれば、かかる矛盾はなくなり、論理的に理解することができるようになる。その一例を挙げると、崇禎6年(1633)1月10日に、明智等草場の管理を負っていた戸部主事の馮名世が提出した悪質脚夫(草料の運搬業者)・経紀の処罰を請求する上奏文では、経紀らが草戸と結託して、草料の時価を引き上げ、自

-

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup>「覆僉商困民改議官買疏」(71 葉の表)を参照。無論、年俸が一律であるからといって、各官牙の職務が一定のものであったというわけではない。買弁物資の種類によって、各官牙の職務を遂行する方式は自ずと異なる。たとえば、香料の買い上げには期限がないが、草料の買い上げはすべて秋の収穫の時期に限定されたから、それぞれに対応して官牙の経営実態も多様であった(例えば、「覆僉商困民改議官買疏」(71 葉の裏)には「香料收買原不拘時、…草料收買全在秋成之候」とある)。

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup>「覆僉商困民改議官買疏」(94 葉の表)には「奉聖旨、商困宜恤、折給亦屬非體。…自五年 秋月爲始、着通行官買。其増設員役、並工食等事、宜依議買辦」とある。

<sup>49 『</sup>崇禎遺録』崇禎 5 年の条「是時、京民翟守謙・金鯤等叩閽陳愬。…(上)命招商採辦。… 于是永除其例、民困大甦」。

<sup>50『</sup>度支奏議』広西司巻 4、「題議倉場商価準給四分之一疏」を参照。

分の私利を図っていたことが報告されている50。この上奏で問題視されているのは、官買に 登用された牙行が職務上の立場を利用して利益を不法に得ることである。つまり、牙行は 自身の損失を最小限にとどめ、あわよくば、利益を得ようとさえ目論んだのである。たと えば、牙行は買弁を担当する際に、先に草料の価格を値上げし、その価格を基準として買 弁の資金を手に入れ、後にその資金を用いて元の価格で小売商人の草料を買い上げる。こ うすれば、差額を利益として得ることができる。さらに、もしこれにより買った飼料が、 牙行が自分の資金を支出して買ったものと官員から見なされたならば、牙行がそれ以上の 搾取を免れることもできたであろう。牙行は買弁を負担する際に、国家からの代価支払い が不足していた時も、上述のように価格を操作し、自身の利益の確保を図った。つまり、 牙行は職務上の特徴を利用して自身の利益を確保する手段を有していた。これに対して、 鋪戸は物価を制御しえず、牙行に比べて国家からの一方的な収奪を回避・緩和する手段に 乏しかったのである。もちろん、牙行のこの行為は買弁に支障をきたすものとして国家に 厳禁されていたし、代価の支払いが低率である官買は、牙行に少なからぬ不利益をもたら したであろう。しかし、後の崇禎10年(1637)閏4月、兵部尚書楊嗣昌が戸部尚書程國祥 とともに提出した兵餉に関する上奏の提案事項に「現在、官牙・私牙は全国に分布してお り、表立っては行戸の買弁に当たり、裏では里甲の担保を代行している」<sup>52</sup>とあるように、 北京周辺の地域だけでなく、全国各地において牙行が鋪戸に代わり買弁の商役を一手に引 き受けるようになっていた。換言すればかかる負担を引き受けることができるほど、当時 の牙行の経営的持久力が大きなものであったことを窺うことができるのである。

さらに、明朝滅亡直前の崇禎 17 年 (1644) 2 月、戸部尚書倪元璐は米運送改革に関する 上奏を行い、牙行と鋪戸との明最末期の情況について、次のように述べている。

わたしは車戸<sup>53</sup>が〔運送の役の〕 僉報に大いに苦しめられているのを観ております。… 車戸の中から〔役に〕 久しく慣れており資産がある者を選び、恒久的に彼に任せ、世 を経ても交替が無いこと、経紀・鋪商のようにすべきです<sup>54</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>51</sup> 『崇禎存實疏鈔』(中国第一歴史檔案館蔵明代檔案編委会編『中国明朝档案総匯』81 冊、 桂林、広西師範大学出版社、2001 年所収)巻 3、「戸部管理明智等草場主事馮名世為場蠹播 悪艱深等事奏本」には「皇上易僉商為官買、無非裕國甦民・除姦剔蠹美意良法也。臣受事… 於玖月中旬估價開買。先奉臣堂官榜示、内云經紀人等串通草戶、高臺時價、圖自為利」と ある。

<sup>&</sup>lt;sup>52</sup>『楊文弱先生集』(『四庫禁毀書叢刊』集部第69冊、北京、北京出版社、1997年所収)巻12、「恭承召問疏」の「附原議」に記される「一、議諸司職掌」の項には「一、本部在外倉關諸差俱關係錢糧、…今官私牙遍天下、…明當行戶之買辦、暗代里甲之包賠」とある。 <sup>53</sup>官物を運送する雑役に車・人力を提供する人戸のこと。斯波義信編著『中国社会経済史用語解』東洋文庫、2012年、80頁を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>54</sup> 『倪文貞奏疏』(『文淵閣四庫全書』集部・別集類・第 1297 冊、上海、上海古籍出版社、1987 年所収)巻 12、「議恤車戸疏」「臣觀車戶大累在於僉報。…(不如)擇車戶之久慣有身家者、定為永役、歴世不遷、有若人之經紀・鋪商然者」とある。

明清時代の牙人・牙行研究(第四章、崇禎買弁改革と北京牙行の実相)

この提案は現有の牙行・鋪戸に対する商役を参照した上で作成されたものと考えられる。 倪元璐は車戸の負担を軽減する方法として、米運を「民運」方式から「官運」方式に改革 することを長年に主張していた<sup>55</sup>。彼の主張の根本には、「官運」を長期的に担当できる「車 戸」を官の側から指名するという考えがある。これは、官買において「官牙」を設置した 方式と通底すると言える。このことからも、牙行が商役を長期的に担当することは、明朝 の最後の買弁方針として確実に実施されていたことが分かるのである。

より大局的な視点からみれば、この官買は、国家が北京商人社会を支配するという、従来の方針とも合致している。周知のように北京の商人層は政策の支援により成立したものであり、国家によって同業組織として編成され、商役を負担してきた<sup>56</sup>。彼らは自発性に乏しいため、買弁を負担する際には、国家の統制を必要とした。僉商方式は国家によるそのような統制意志を示したものであったが、その改良策である官買は、さらに牙行を「官牙」として設置し、彼らに官員からの審査を受けることを要求した。このことは間違いなく、国家が商人らをより直接的な支配のもとに編入しようとする、強い意図を持っていたことを示していると考えられる(明代買弁制度の変遷は表 2 を参照)。

表 2 明初から明末までの買弁制度変遷

年代	事件	補足	方式
洪武	召商買弁開始	代価を適正に支払う恩恵的な措置	(客商)召買
永楽	代価後払い		
正統	代価後払いの遅延		⇒ (鋪戸) 僉商
景泰	鋪戸の役になる	僉商の出現	
嘉靖	鋪戸の役の銀納化	商人の負担を軽減するための第一	(鋪戸) 僉商
		次改革、即ち第二次召商買弁の開始	
嘉靖 45 年以後	新たな力役の出現	第一次改革のほころび	⇒ (客商) 召買
万暦6年	宮廷(内庫)の買弁銀増加	商人の前渡し金の濫用により買弁	(客商) 召買
万暦 10 年	第二次召買の試行	任務の失敗、上供支障の招致、僉商	
万暦 12 年	第二次僉商へ転化	の復活	⇒ (鋪戸) 僉商
崇禎2年	官買の提案	否決された	
崇禎5年3月1日	官買の執行、牙行が官牙と	商人の負担を軽減するための第二	(鋪戸) 僉商
	される	次改革	
官買改革以後(明	買弁支払い資金の一層不	牙行の支払い資金の提供、損失の転	⇒ (牙行) 官買
朝滅亡まで)	足、牙行の不正値上げ	嫁、買弁を負担する地域の拡大	

<sup>&</sup>lt;sup>55</sup>倪会鼎『倪元璐年譜』(北京、中華書局、1994年)、巻 4、崇禎 16 年 5 月 11 日の条を参照。 <sup>56</sup>新宮(佐藤)前掲「明初北京への富民層強制移住について」、同前掲「明代北京における 鋪戸の役とその銀納化」を参照。

明清時代の牙人・牙行研究(第四章、崇禎買弁改革と北京牙行の実相)

# 第二節 崇禎改革から見る「官牙」の成立

本節においては、第1節で論述した崇禎改革の経緯を背景として、明末官牙の成立過程 を分析し、これにより北京牙行の実相を明らかにしたい。

# 1 崇禎2年の改革提案と牙行の組み込み

前掲崇禎2年(1629)の上奏文「題覆尽革僉商改為召買折価疏」では、各衙門の倉庫ごとに買弁の品目・数量・支出予算を列挙した上で、各衙門の官買改革の具体的措置を詳述している(表3を参照)。

表3 崇禎2年の官買改革提案の具体的措置について

番号	倉庫の所属	毎年の消費量と買弁の予算	改革前の買弁の在り方	改革の提案	
1	御馬監の三倉(中府草場・天 師庵草場・裏草場)	草 2,239,990 東余、四色料豆 68,990 石余。 京糧庫の銀 270,000 両余を用いる。	- - 経紀が小売の客商を集	経紀を官牙にして、代 価を直接支払わせる。	
2	京五草場の明智坊・安仁坊・西城坊・北新廠・台基廠五場	草 1,140,000 束余。京糧庫の銀 60,000 両余 を用いる。	めて買い上げ、	大使に命じて、官牙を 監督して代価を直接支 払わせる。	
3	象房草場	大麥・草束。京糧庫の銀 10,000 両余を用いる。	ET CHANG	経紀を官牙にして、代 価を直接支払わせる。	
4	犧牲所	緑豆 800 石余、黒豆 500 石、黄豆 70 石、包 兒草 600 束、豆秸 120 斛。(金額は未記載)	太常寺が管理し、象房 の監督官が催促する。	競商の役を免じて、千 戸が飼料を買い上げ、 太常寺の官員とともに 検査して納入する。	
5	司牲司	草 6,660 東余、黒豆 780 石余。京糧庫の銀 800 両余を用いる。	管理は京五草場監督官 が兼任する。		
6	大壩九倉、黄土四倉、南石渠 七倉	草料、毎歳の金額は不定、京糧庫の銀を用いる。	倉ごとに三人の監督官 を設置する(実際の管 理者は内監である)。	☆商の役を免じて、内 監が自ら草料を調達す る。	
7	裏牛房、外牛房、呉家馱牛房	毎年に草料30,000 東余、黒豆1,300 石余を 買い上げる(金額は未記載)。京糧庫の銀を 用いる。	管理者は黄土倉監督官 が兼任する。		
	内供用庫	正旦·元宵節:降真香 20,000 觔、沈香 2,000 觔、沈速香 2,000 觔、三色檀香 6,000 觔、牙香 2,000 觔、燈草 1,000 觔、黄蝋 30,000 觔、白蝋 20,000 觔。	1、広西司が管理する。 2、官経紀が買い上げ、 僉商は代価を立て替え る。	経紀を官牙とする。買 弁銀を内監に渡し、内	
8		中秋節:降真香 8,000 觔、沈香 1,300 觔、沈速香 800 觔、三色檀香 2,400 觔、牙香 1,000 觔、燈草 700 觔。		監が牙行を率いて自ら 調達し、代価を直接支 払う。	
		太倉庫の銀 32,723 両を用いる。			
9	外供用庫	緑豆 1,603 石 1 斗、黄豆 154 石 9 斗 3 升、黒豆 1,939 石 1 斗、草 57,970 束。太倉庫の銀8,200 両余を用いる。	山東司が管理する。		
(10)	司苑局	黒豆1,950 石、草65,000 束。太倉庫の銀を 用いる。	河南司が管理する。	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
(11)	酒醋麺局	小麥 2,450 石余、黒豆 900 石余、緑豆 350 石、 穀草 21,900 束余、黄豆 1,300 石余。太倉庫 の銀を用いる。	内監が自ら銀を出して 黄豆を買う。広西司が 管理する。	が自分で調達する。	
12	宝鈔司	稲草 225,000 觔。太倉庫の銀 525 両を用いる。	貴州司が管理する。		

これによると、官牙の設置対象として明確に提案されているのは、①御馬監の三倉(中府草場・天師菴草場・裏草場)、②京五草場(明智坊・安仁坊・西城坊・北新廠・臺基廠五場)、③象房草場、⑧内供用庫であり、いずれも購買量が 10,000 両以上に達する衙門である。ここで注意を払うべきなのは⑧の「官経紀」である。改革が提案された崇禎2年の各倉庫における買弁任務の実質的な担当者は、第1節で論じたように、民間牙行のもとで働いている経紀(即ち牙人)であったが、内供用庫の場合、提案の以前から既に彼らを官牙(官経紀)として登用して、物資の調達を専任させていた57。また、内供用庫以外の衙門については、上奏文の中に牙人のことが記載されていないものの、すべて「僉商の役を免じるのがよいと判断します(合無僉商免役)」と記されているため、僉商は全ての衙門に存在したと推断できる。

# 2 崇禎5年の改革決行と官牙の成立

崇禎5年(1632)の上奏文に基づくと、各衙門に属する倉庫の改革提案は以下の表4のように纏めることができる。

内容を比較すれば、崇禎2年(1629)の提案が骨子となっていることは明瞭だが、幾つかの異なる点も存在する。例えば表3の①御馬三倉の買弁支出は崇禎2年では270,000両余だったが、崇禎5年では207,770両余へ減額されており、一方で④犠牲所の豆稭調達量は崇禎2年の120斛から5年の13,000斛余へ増加するなどの調整が見られる。

また、今回の上奏は、各倉庫の買弁を勤める牙人の必要人数を、崇禎2年の上奏に比べて詳細に示している。

1、表3の①と①A、①Bからも分かるように、御馬監下での御馬倉(裏草場)では、草と料豆のそれぞれに対して、経紀4名を官牙として登用する。中府草場と天師菴草場とは各々4名の経紀を官牙として登用して、草を買い上げさせる。よって合計で16名の官牙となる。②によれば、北京における五つの草場は、各々4名の経紀を官牙と登用して草を買い上げさせる。合計で官牙は20名である。これらの官牙は主に秋の収穫の時期に客商を招集し、倉庫に草料を提供する。それ以外の時期には、各官牙はおそらく民間の牙人のように一般の仲介業務を務めていたと思われる。

2、③によれば、象房の草場は、4名の経紀を官牙として草料を買い上げさせる。崇禎2年(1629)の上奏文「題覆尽革僉商改為召買折価疏」及び表2の③とあわせて考えると、 崇禎2年の官買提案は、皇帝に否決されたけれども、象房の場合、崇禎5年(1632)の改 革の直前にはすでに経紀2、3人を揃えて官買を担当する牙行としていたから、増員が必要 と判断されたのであろうと考えられる。

72

<sup>&</sup>lt;sup>57</sup>「題覆尽革僉商改為召買折価疏」(20 葉の裏~21 葉の表)には「香蠟燈草外客販至京中、 有官經紀置買、僉商不過墊銀」とある。

# 明清時代の牙人・牙行研究(第四章、崇禎買弁改革と北京牙行の実相)

表 4 崇禎 5年の官買改革の明細

番号	倉庫の所属	毎年の消費量と買弁の予算	改革前の買弁の在り方	改革の提案			
①	御馬監の三倉 (全体)	1、場ごとに草 746,666 東 10 斤、閏月 は 40,000 束を増加する。	1、倉ごとに一員の監督官がいる。	各倉は一員の専任監督官を 設置して経紀と牙行を命じ て客商を集めさせて草・料豆 を買い上げさせる。			
①A	御馬倉 (裏草場)	2、料豆 69,000 石、閏月は 4,000 石を 増加する。 銀 207,777 両余を用いる。	2、僉商の場合、監督官はただ任務の 完遂のみを催促する。	草を買い上げる経紀四名、料 〔豆〕を買い上げる経紀四名 を登用する。			
①B	中府草場・ 天師菴草場						
2	京五草場	草 1,250,000 東余。47,100 両余の銀 を用いる。	監督官は品質を検査して草を受け入 れ、官攢は代価を支払う。	□ 草場ごとに草を買い上げる □ 経紀四名を登用する。			
3	象房草場	大麦 3,350 石余、草 117,600 束余。京 糧庫の銀 7,500 両余を用いる。	1、官牙が設置された。 2、監督官は品質を検査して草を受け 入れ、官攢は代価を支払う。				
4	 	緑豆 870 石余、黒豆 300 石余、豆稭 13,000 斛余、草 50,000 包余。京糧庫 銀 3,200 両余を用いる。	象房の監督官が管理して、同時に太常 寺の管理を受ける。	千戸などの官員に命じて調 達させる。			
5	司牲司	黒豆 800 石余、草 6,600 東余。京糧庫 銀 640 両余を用いる。	明智坊の監督官が管理するが、内に内 監もいる。				
6	大壩九倉、黄土 四倉、南石渠七 倉	黒豆 14,150 石余、草 346,000 束余、 京糧庫の銀 16,760 両余を用いる。	倉ごとに三人の監督官を設置する(実際の管理者は内監である)。	監督官と内監が戸部から金 を領収し自ら調達する。			
7	裏牛房、外牛 房、 呉家駝牛房	料豆共 2,600 石余、草 58,000 東余、 京糧銀 3,570 両余を用いる。	古土省/八色祭日 か合押する				
8	供用庫	正旦・元宵節:降真香 20,000 觔、香 2,000 觔、沈速香 2,000 觔、三色檀香 6,000 觔、牙香 2,000 觔、燈草 1,000 觔、黄蝋 30,000 觔、白蝋 20,000 觔。中秋節:降真香 8,000 觔、沈香 1,300 觔、沈速香 800 觔、三色檀香 2,400 觔、牙香 1,000 觔、燈草 700 觔。	1、内監が経営する。 2、僉商は広西司の監督官が管理する。 3、沈香と速香とは海外からの産品で、 そもそも内監みずから買い上げ、監督 官はいない。	専門的な香の品質を検定す る者を派遣して香料行の経 紀とともに調達する。			
		太倉庫の銀 32,700 両を用いる。 1、小麦 4,867 石、緑豆 350 石、黒豆					
9	酒醋麺局	1,800 石、草 44,000 東、春と秋とを 分けて購買する。 2、黄豆 4,600 石は銀納にする。 太倉庫の銀 12,800 両余を用いる。	1、調達は中府草場・天師菴草場の 商が代行する。 2、僉商の管理者は広西司である。				
10	外供用庫	黄豆 154 石 9 斗 3 升、緑豆 1,603 石 1 斗、黒豆 1,939 石 1 斗、穀草 57,970 束。太倉庫の銀 5,900 両余を使用す る。	1、内監が経営する。 2、御馬倉僉商が買弁を代行する。 3、僉商の管理者は山東司である。	内監が戸部から金を領収し			
11)	司苑局	毎年黒豆 1,950 石、穀草 65,000 束を購買する。	1、崇禎2年8月から黒豆1,000石、 穀草40,000 束を司苑局の内監自ら買 い上げる。 2、黒豆950石、穀草25,000 束をまた 商人に命じて購買させる。 3、僉商の管理者は河南司であり、監 督官はない。	て自ら調達する。			
12	宝鈔司	稲草 225,000 觔。太倉庫の銀 525 両を 用いる。	<b>☆商の管理者は貴州司である。</b>				

3、⑧によれば、供用庫は、経紀を設置せずに、香料の品質を検定する一名の専門者を設けて、民間の香行経紀とともに買い上げさせる。この専門的な役割は、香料の知識に詳しい「庫役<sup>58</sup>」(倉庫の役人)が担当する。また、香行経紀は客商の香料を受け取る際に、官買の買い上げ場所に転送することを行っていた<sup>59</sup>。

この上奏文により提示された官牙の登用人数、換言すれば牙行の規模は、官買改革により新設された人員ではなく、従来の僉商買弁の時すでに成立していた、必要な仲介人数を増員させたものと考えられる。ほかの衙門における牙人の人数は提示されていないものの、改革の前には、前述のようにすべて僉商が物資の購買を行っていたから、他の衙門にも牙人が存在していたと見なして大過あるまい。そして、そのような牙行に対して、人数を指定し給料を払うという改革の背景には、牙行を国家の体制の中に明示的に組み込むことによって、強い責任を負わせ、買弁を遂行しようとした意図を読み取ることができるのである。

### 3 崇禎改革から見る北京牙行の実相

上述の分析によって、北京牙行の以下の点が明らかになった。

- ① 嘉靖 45 年以降に負担を軽減するため行った商人(鋪戸)の役の銀納化改革は形骸化 し、鋪戸にも新たな力役が科派されていったが、崇禎以前の時点において、力役の実際の 充当者はもはや鋪戸や客商、小売商人ではなく、仲介業を営む牙行であった。
- ② 僉商方式の買弁では、任務の担当者たる鋪戸がただ買弁の費用を立て替えるのみで、物資の集荷や品質の鑑定など任務の事実上の実行者は牙行であった。崇禎改革を経て、牙行が名義上の買弁担当者になるとともに、鋪戸に代わって買弁資金を提供することも始まった。その背景を推察するに、買弁業務の拡大により惹起された商品流通量の拡大が商業組織の発達をもたらしたためであろうと思われる。
- ③ 帝室の物資調達に介在する仲介業の経営状況は、業種や購買規模により差異がある。 崇禎2年以前、一般の衙門倉庫が買弁の物資を買い上げる時、鋪戸は民間の牙人を一時的 に雇用していたが、内供用庫の場合、物品の品質検査が重要なので、そこに介在する牙人 は、すでに官牙人とされて、買弁を長期的に務めてきた。崇禎2年(1629)から5年まで の間、一般の衙門で買弁を務める牙人は、一時的に選出された者であったが、象房の牙人 はすでに国家に組織されて官牙となっていた。崇禎5年に官買改革が行われて、各衙門倉

<sup>&</sup>lt;sup>58</sup>庫役については不詳であるが、類似する名称を有する庫子という倉庫役人の事例から推測すれば、おそらく民戸から選ばれる皂吏の一種であろう。庫子については斯波前掲『中国社会経済史用語解』15頁。岩見宏『明代徭役制度の研究』同朋舎、1986年、19頁を参照。 <sup>59</sup>戸部が具申した香料の買弁に関わる崇禎5年4月30日の上奏「題議香料官買事宜疏」(『度支奏議』広西司巻4、13葉の裏~14葉の表)には「但有香蠟販到分司、…監督亦即督責經紀店家客販人等、親將香蠟徑赴北安門外本庫外廠公署、聽候眼同客販當堂選收」とある。また同年9月20日の「会估香蝋価疏」(同巻)も参照。

明清時代の牙人・牙行研究(第四章、崇禎買弁改革と北京牙行の実相)

庫に務める民間の牙人がすべて官牙とされ、買弁物資の調達を主要的な業務とするようになった。民間の牙人はこのように衙門の倉庫に雇用されて、職場も倉庫ごとに決められ、組織化された。各官牙は12両の年俸を受け取っており、物資の種類によって勤務の方式は異なるが、買弁以外にもまた一般の仲介業務を務めていた。

なお、上述の史料に見える飼料や香料、稲草などの物資は帝室の日用品であるが、それ 以外にも帝室の木材や薬品・茶葉など消耗品・奢侈品の消費需要、さらには帝室以外の戸 部・工部などの中央衙門、または順天府・大興県・宛平県などの地方衙門の消費需要も貨 幣経済の進展により等閑視できないほどの買弁量を必要とした。いずれの買弁もすべて僉 商・官買により賄われるべきものであり、北京牙行の業務内容は取引の仲介から買弁者へ の資金提供、そして買弁部品の鑑定や買弁物資の集荷にまで拡大していったのである。北 京の牙行がこのように買弁商役を負担し、買弁物資の集荷業務を経営していたことは、取 引の仲介にとどまる平均的な華北牙行よりも、北京の牙行が経済的・組織的に発達してい た状況を示している。

# 第三節 近世「官牙」の様式について

上述の考察は国家と牙行との関わり、すなわち「官牙」についての問題への基礎的なものである。従来の研究は、官牙が経済官庁に雇用され、財貨売買に介在していたということを明らかにしたが<sup>60</sup>、それは宋代を対象とした考察の結果に導き出されたものであり、明末官牙の様式とは相当に異なっている。本節ではこれを踏まえて、宋代官牙の情況から紹介していく。

宋代における(960~1279年)官牙とは、帝室財貨の売買仲介を経営している「経済官庁 牙人」であり、その成立は熙寧5年(1072)における市易法(北宋の王安石が行なった新 法)の実施と関係が深い。市易法が実施される以前は、仲介業たる牙人は邸店という中世 の宿泊・倉庫施設に属して、なお独立的な業種ではなかった。市易法が実施されると、牙 人は「邸店」から離れて、茶場<sup>61</sup>や太府寺(と雑買務)<sup>62</sup>、編估局<sup>63</sup>、和糴場<sup>64</sup>、市易務<sup>65</sup>な

<sup>61</sup> (北宋) 呂陶『淨徳集』(上海、商務印書館、1935年)巻1、「奏為官場買茶虧損園戸致有詞訴喧閙事狀」には「一、據管勾堋口茶場秘書丞尹固、並濛陽主簿同共買茶薜翼等二状、…須要稱茶、及向牙人道、爾等當時通出抵産在官、今来官中無銭買茶、你牙人須著與我出銭買茶一市」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>60</sup>小林高四郎「唐宋牙人考」『史学』8 巻 1 号、1929 年。宮澤知之「宋代の牙人」『東洋史研究』39 巻 1 号、1980 年(後、同『宋代中国の国家と経済――財政・市場・貨幣――』創文社、1998 年所収)などを参照。

<sup>62 (</sup>清) 徐松『宋会要輯稿』(上海、上海古籍出版社、2014年) 食貨 64-43、和買には「紹興 6年(1136)2月4日詔、和剤局薬材、令雑買務収買、仍就令太府寺準備差使、兼雑買務監門、機察銭物出入。…23日詔、太府寺置牙人四名、収買和剤局薬材、毎罐支牙銭五文、…如入中、依市直定価、責牙人辨験無偽濫、堪充修合状、監官再行審験、定価収買」とある。

どの経済官庁に「招置」(雇用・登用) <sup>66</sup>され、貨物の品質検査と価格評価を行う「経済官庁牙人」になった。この点は経営上の独立性を表すもの<sup>67</sup>であろう。

それに対して、明代官牙の出自は牙行という仲介業の施設であり、後に買弁に関わる各衙門に官牙として配置された際、その人数が買弁の量を基準として決められたことは経営上の組織化を現すものと考える。また経営内容から見れば、宋代の官牙は、なお品質の検査や価格の評価など、仲介と近接する業務を務めているが、明代の官牙は、もはや仲介にとどまらず、荷受け(買弁物資の揃え)業務をも経営し始めた(両者の区別は表5を参照)。

	年代	官牙の様態	官牙と関わる経済機構	官牙の経営内容				
ſ	宋代	牙人	経済官庁	貨物の品質検査と価				
		(独立化)	(茶場・太府寺・雑買務・編估局・和	格評価				
			糴場・市易務など)					
Ī	明代	牙行	買弁に関わる各衙門	品質検査、買弁物資の				
		(組織化)	(倉庫・草場・馬房・象房・司局など)	集荷				

表 5 明代官牙と宋代官牙の比較

官牙とは、上述のような、帝室の物資調達と関わる仲介業の意味を持つほか、また経営が官府に許可された仲介業という、「官許」の意味をも有している。宋代には経済官庁牙人が営業する前には、官府に資産を抵当に入れて<sup>68</sup>、普通の牙人とともに営業許可証たる「牌子<sup>69</sup>」を受領しているため、当時の官牙は官許牙人の意味を有していた<sup>70</sup>。しかし、元代(1271~1368年)に入ると、官牙は帝室財貨の売買に関与しえず、経営内容も莊宅や人口など主要動産の立契に限定された<sup>71</sup>ので、その意味は官許を受けた立契牙人へと変った。同時に、

76

人には「除応設莊宅、人口官牙依例存設外、據其餘諸色私牙人等、截日盡行革去」。また、

<sup>&</sup>lt;sup>63</sup> 『宋会要輯稿』食貨 56-6、金部には「(紹興 9 年 (1139) 6 月 21 日) 詔。三路市舶司、香薬物貨、并諸州軍、起到无用臟罰衣物等納訖、牒報編估局。官吏将価合用行牙人、前去就庫、編揀等第色額訖、差南鋼牙人等、同市舶司、看估時値価銭、供申尚書金部」とある。 <sup>64</sup> 『宋会要輯稿』食貨 41-6、和糴には「(淳熙 6 年 (1179) 正月 14 日) 訪聞、従来委官置場、和糴米斛、多是被牙儈・公吏、与中売之人、通同作弊。比之市直、高擡価例、贏落官銭」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>65</sup> 『宋会要輯稿』、食貨 55-31・32、市易務には「(熙寧 5 年 (1072) 3 月 26 日) 詔。天下商旅物貨到京、多為兼併之家所困。…宜令在京置市易務、選差監官二員、提挙官一員、勾當公事官一員、召諸色牙人投状、充本務行人・牙人」とある

<sup>&</sup>lt;sup>66</sup> 『宋会要輯稿』食貨30-18~21、茶法雑録上には「(元豊6年(1083) 閏6月13日陸師 閔奏) 諸買茶場、量事務繁簡、招置有物力保識牙人。…於合嗣価銭内、尅留牙銭、置暦、分 閑忙月分均給」とある。また、牙人が経済官庁に雇われる詳細は前掲の宮澤氏論文「宋代の牙人」3~5頁を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>67</sup> 宮澤知之『宋代中国の国家と経済――財政・市場・貨幣――』創文社、1998 年、207~223 頁。

<sup>68 「</sup>奏為官場買茶虧損園戸致有詞訴喧閙事狀」を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>69</sup> (宋) 李元弼『作邑自箴』(台北、台湾商務印書館、1966年) 巻7には「一、客旅出賣物 色、仰子細説諭、止可令係籍有牌子牙人交易、若或不曾説諭、商旅只令不係有牌子牙人交 易、以致脱漏銭物、及拖延稽滯、其店戸當行厳断」とある。

<sup>70</sup> 宮澤知之「宋代の牙人」『東洋史研究』39巻1号、1980年。

<sup>71 『</sup>元典章』(天津、天津古籍出版社、2011年)巻 57、刑部 19、諸禁、雑禁、斛斗秤尺牙

ある地域の牙人らは牙行という店舗を設けて、経営を組織化するとともに、仲介以外の宿屋業・倉庫業を兼業し始めた<sup>72</sup>。明初の帝室財貨需要は、歳弁という地方官府からの定期上供と、買弁という臨時的な物資調達により賄われており、牙人・牙行は帝室財貨売買と関与していなかった。また、国家は牙人・牙行の官許制度を明文化して、官府の許可がない牙人・牙行を取り締まるべき私牙と定義した。

凡そ都市・農村における各種の牙行及び船埠頭<sup>73</sup>は、併せて抵当財産のある人戸を選んで充当し、官府が「印信文簿」を支給する。(牙行・船埠頭は)印信文簿に客商・船戸の住所・姓名・路引・字号・貨物の数目を記入して、月ごとに官府に赴き検査を受ける。(牙行を)私的に充当した(無資格)者は杖六十とし、所得した手数料は没官とする。官牙・埠頭が(無資格者の充当を)庇護するなら答五十とし、除名する<sup>74</sup>。

この法律によって一般の牙人(経紀)・牙行に「官許」の意味を与えることとなり、官牙は立契の有無を問わず、経営が官府に認められる「官許牙人・官許牙行」となった。そして、前述で論じたように、商役の銀納化が開始された嘉靖 45 年 (1566) 以降、北京周辺の牙人・牙行は買弁に参与し始め、崇禎 5 年 (1632) の買弁改革により、「官許牙人」であるはずの一般の牙行の中に、さらに「官牙」を設置しようという、一見すると重複する提案が現れた。(各時代の官牙の意味については表 6 を参照)。

要するに、宋代と明末との官牙は、同じく帝室の物資調達を務めているものの、その経営の様態(独立化と組織化)や、国家施設との関係(経済官庁と買弁衙門)、経営の内容(貨物の品質検査・価格評価と品質検査・集荷)などいずれも相違点が見える。また「官牙」は帝室の物資調達と関与することも、宋代及び明末という特定な時期に限定されている。その以外の、元代から明初までの時期には、「官牙」は主に経営が官府に許可される「官許牙人」・「官許牙行」を指す。近世の「官牙」は上述のように、先行研究で示されたのとは異なった様相を呈することが明らかとなった。

宋・元代の官牙が主要動産についての立契を担うことについて、詳細な検討は前掲の斯波 氏著書『宋代商業史研究』392~397 頁、宮澤著書『宋代中国の国家と経済―財政・市場・ 貨幣』218~226、232~243 頁を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>72</sup> 傅衣凌『明清時代商人及商業資本』北京、人民出版社、1956 年。劉秀生「商人包買主産生的歴史条件」『中国社会経済史研究』1986 年 3 期。孟繁冶「中国古代商貿活動中的経紀人」『文史知識』1996 年 5 期。胡鉄球「歇家牙行"経営模式的形成與演変」『歴史研究』、2007年 3 期。同「明清貿易領域中的"客店"、"歇家"、"牙家"等名異実同考」『社会科学』2010年 9 期。高葉華「明代"牙人""牙行"考略」『重慶師範大学学報』哲学社会科学版、2007年 2 期を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>73</sup> 船埠頭は船牙行である。埠頭に関する詳細な検討は加藤繁「清代福建江蘇の船行に就いて」『史林』14巻4号、1929年。同『支那経済史考証』下巻、東洋文庫、1952年所収、585~594頁などを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>74</sup> 『大明律』巻 10、戸律、私充牙行埠頭には「凡城市・郷村諸色牙行及船埠頭、並選有抵業人戸充応。官給印信文簿、附寫客商・船戸住貫・姓名・路引・字号・物貨数目、毎月赴官査照。私充者杖六十、所得牙銭入官。官牙埠頭容隱者、答五十革去」とある。

表6 各時代の「官牙」について

官牙の意味	時代	帝室財貨調達	備考
経済官庁牙 人、官許牙人	宋	関与	資産を国家に抵当として納入し、「牌子」を 受け取る。
立契牙人⇒ 立契牙行	元	不関与	
(一般) 牙 人・牙行	明初	不関与	「官牙」以外の牙行は私牙として取り締まれる。
官買牙人·官 買牙行	明末	関与	「買弁」の方式が「僉商」から「官買」に変 わる際に設立された。

#### おわりに

本章では以下の2点を明らかにした。

まずは「買弁」商役に介在する北京牙行の経営実相を把握した上で、物資消費圏における仲介業の業務拡張状況を解明した。先行研究では、嘉靖45年(1566)以降から現れた新たな力役の担当商人を、都市商工業者たる鋪行と公権力の把握から除外された客商や御用商人とに二分して、それらと鋪行銀の徴収を免ぜられた零細商人とが、ともに北京の商業構造を支えていたと結論づけた<sup>75</sup>。しかし、本稿で明らかにしたとおり、鋪戸らは買弁に充当されたことによって急速に貧困化して、崇禎初年の時点でもはや倒産の状況に陥っていたのであり、これ以降の買弁及び北京の商業構造を支えていたのはむしろ牙行であった。北京の牙行が買弁商役を負担して、買弁物資の集荷業務を経営してきたことは、彼らが取引の仲介を営む一般の華北牙行よりも発達した状況を示している。

次に、明代官牙と宋代官牙とを比較し、近世官牙の様式を検討した。要するに、宋代の官牙と明末の官牙とは、同じく帝室の物資調達を務めてはいるが、その経営構造上の差異は無視できない。また、官牙が帝室の物資調達に関与することは、宋代と明末という特定の時代に限定されている。先行研究のように宋以後の「近世」における官牙の在り方を一様であったとは見なしがたいのである。

さらに言えば、北京牙行の発達程度についても特筆すべきである。先学は牙行への課税 強化を「牙行利潤の蓄積、業務の拡大」の証左と見なした<sup>76</sup>ものの、関心を払ったのは牙行 への課税額が少ない山東省や河北省などの地方で、高い課税額を記録していた北京周辺の

<sup>75</sup> 新宮(佐藤)前掲「明代北京における鋪戸の役とその銀納化」を参照。

<sup>76</sup> 新宮(佐藤)学「明代の牙行について――商税との関係を中心に――」『山根幸夫教授退 休記念明代史論叢』下巻、汲古書院、1990年。

明清時代の牙人・牙行研究(第四章、崇禎買弁改革と北京牙行の実相)

状況は顧みられなかった。後に見るが、北京牙行への高額の徴税記録から見れば、北京の 牙行はすでに他の華北牙行以上の大きな利潤を蓄積してきたと判断される。この見通しを 踏まえて、仲介業発展の南北差異を解明することは、中国の南方と北方との発展程度の比 較という、より大きな問題を検討する突破口となり得るだろう。これについては次章で論 じることとしたい。

## 第五章 明末における北京牙行の経営実態と利潤の蓄積

#### はじめに

明代には、北京遷都のような巨大プロジェクトや、積極的な対外政策のもとで、南北の物流が活気を取り戻し、物資の生産地帯である江南から 1000km 以上も離れた物資の消費地帯である北京まで、膨大な数の軍隊・官僚を養うにたる大量の物資を輸送することが恒常化した。これにより、北京とその周辺の地域には大規模な商業圏・消費圏が形成され、圏内の商人層は経営の業務を拡張した。この点に注目する先行研究では、鋪戸の物資調達商役に検討を加え、これを通して北京商人層の経営実態を考察した¹。しかし、牙行がそれまで鋪戸が担当していた商役を負担したことについては、ほぼ検討されていない。明末に至り、鋪戸層は国家からの過重な収奪を受けて衰退したため、国家の商役を遂行するに当たっては牙行からの協力を得ねばならなかった。その結果、牙行が北京の商業圏を主導するという重大な変化が発生した。この実態についての詳細な検討は北京商業圏の構造を理解する上で不可欠な作業となる。

また仲介業研究の従来の認識によれば、北京を含む華北地域の牙行は、明代では当地の経済規模に制約され、店舗の数量は江南地域に及ばず、活動範囲も固定の市場(官集)に限られていたという。ただこの理解には、北京地方の特殊性が顧みられてはいない。少なくとも北京では商業圏・消費圏が形成されており、そこにおける牙行の数量は他の華北地域が及ばないほどの規模に達し、活動範囲も定期市以外のところに拡張した。このような発展により牙行が利潤を蓄積し、国家から課税を強化されることになったことは、宮廷や王府などの身分的特権層が牙行から正税以外の徴収を行ったことから実証される<sup>2</sup>。

本章では、上述の問題について活動範囲、牙行の数量という二つの側面から北京牙行の経営実態を検討し、これによって明末北京の商業圏の実態を捉える。その上で、宮廷・王府の牙行に対する額外徴収の記録から牙行の利潤蓄積情況を把握していく。第一節では「牙行換帖」銀という税目への検討を通して北京における牙行の数量を考察する。牙行換帖銀とは、国家が崇禎2年の頃から、全国規模で牙行毎に徴収し始めた数銭~1両2銭ほどの牙税である。地方官府がこの税目を徴収するに当たって、在地牙行の数量を数えて当地の換

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 佐々木栄一「商役の成立について――明代両京における買弁体制の進展――」『歴史』15 輯、1957年。新宮(佐藤)学「明末京師の商役優免問題について」『集刊東洋学』44号、1980年。新宮(佐藤)学「明代北京における鋪戸の役とその銀納化――都市商工業者の実態と把握をめぐって――」『歴史』62 輯、1984年、同氏『明清都市商業史の研究』汲古書院 2017年所収。高寿仙「市場交易的徭役化――"鋪戸買辦"与"召商買辦"――」『史学月刊』2011年3期、同氏『明代北京社会経済史研究』人民出版社、2015年などを参照。
<sup>2</sup> 佐久間重男「明代の倉庫業について」『東洋学報』31巻4号、1948年。鄭克晟「明代的官展・権貴私店和皇店」『明史研究論叢』1輯、1982年。韓大成「明代的官店與皇店」『故宮博物院院刊』1985年4期。新宮(佐藤)学「明代前期北京の官店塌房と商税」『東洋史研究』49巻1号、1990年などを参照。

帖銀徴収額を設定したため、各地の換帖銀徴収額の多寡と当地牙行の数量とは比例する関 係を持つのである。結論を先取りすれば、北京所在の順天府では、北直隷内のほかの地域 よりも高い徴収額が設定されており、したがって北京の牙行は他の華北牙行を上回るほど の数量に達したと判断される。第二節では、「買弁」商役に関わる衙門の所在地に考察を加 え、これによって北京牙行の活動範囲を把握する。買弁とは、国家が明末の牙行に与えた 物資調達の商役である。牙行が買弁を担当する際に、関係する衙門に赴いて物資の集荷を 勤めているから、その活動場所は官集に限定されない。この点からも先行研究の所論を再 検討すべきである。このように買弁衙門の所在を明らかにすることは、北京牙行の活動範 囲を捉える上で必須の作業であり、北京の物流構造を考察する上でも重要な意義がある。 第三節では、「官店」・「皇店」という施設への課税情況を分析し、牙行の利潤蓄積の実態を 考察する。官店とは明初に設立された貯蔵・仲買・徴税などの業務を経営する倉庫施設で あり、とりわけ徴税業務を遂行するためには牙行からの協力が不可欠である。明中期に入 ると、一部の官店は宮廷や王府などの特権層に所有され徴税を主たる業務とする皇店とな り、その際、皇店は牙行への課税を強化するとともに、両者の関係にも大きな変化が生じ た。この変化に注目する従来の研究は皇店を牙行の一種と看做したのであるが³、これは実 際には誤解である。皇店と牙行との関係を改めて正確に理解することも第三節の課題であ る。

### 第一節 北京牙行の数量についての考察

本節では、「牙行換帖銀」の徴収額を手がかりとして北京牙行の数量を把握する。それに 先立ち、「牙行換帖銀」の由来を紹介しておこう。

### 1 「牙行換帖銀」の成立背景

すでに先学が指摘しているように、牙行が官府に営業税としての「牙税」を納めることは、明朝初期から設けられた制度ではなく、明代中期から後期にかけて現れ、地方的慣行として行われたもので、地域によってその内容は様々に異なっていた<sup>4</sup>。万暦年間(1573~1620年)に至ると、国家は後金(建州女真)との長期の戦争に陥り、中央の財政は巨額の軍事費の支出により日々窮乏していった。そのため、本来であれば地方の財政を支えるはずであった正税以外の各徴収名目が、中央政府が徴収すべき対象に組み込まれるようになったのである。

崇禎2年、当時の戸部尚書であった畢自厳は軍餉の措置に関する提案「会議邊餉条陳六 款疏」を上奏し、「行税」という税目の存在を指摘している。

商税を調査して整理する。…これ以外、各所ではまた「行税」がある。およそ州・県での斗秤を以て取引を仲介する牙行は先に粟を官府に納め、官府が印照をただちに牙行

<sup>3</sup> 汪士信「試論牙行」『中国社会科学院経済研究所集刊』8集、1986年。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 新宮(佐藤)学「明代の牙行について――商税との関係を中心に――」『山根教授退休記 念明代史論叢』汲古書院、1990 年を参照。

に配布する。これを行税という。各地方のやり方をみてみると、一年に一回徴税するものがあり、一官員〔の在任期間〕に一回徴税するものがある。また以前になくて新設したもの、以前にあり撤廃したものがある。頭が良い地方官はこれにより恩を売る。不肖の地方官は私腹を肥やす。この収入を計算すると、大きな県では数百両を、小さな県では百余両を得ることができる。各地の収入を集積すれば、数十万の単位〔の額〕で計算できるほどである。朝廷は民衆を思いやり、ただ正額の税金を徴収し、すべての非正式な徴収は禁止したほうがよい。しかし軍事の支出に迫られ、租税をすべて回収すべきであるから、思いやりがあるという名目だけ残して、ある衙門に獲得されるよりは、むしろ徴収すべき金額を定め、軍事費を支えるほうがよい。この所謂官側にも民側にもない物が横領される情況を改正して国家の収入とすることは、細かいことのようではあるが、実に大きいことであり、国家に利益を与えて民衆も虐げないことである。

要するに、畢自厳はこの行税を中央に回収し、軍事費を支えよと提案したのである。これに対して、崇禎帝は「邊餉正在集議、這条奏六款商税淮引、及裁革雑流、従長酌行」(辺境の軍事費についてはまさに会議を行っている最中である。この上奏の六条の商税や淮引(淮南・淮北の塩の販売許可証)、そして諸経費の削減について長所を勘案して検討して行え)と返事した<sup>6</sup>。翌月、大理寺卿の康新民、兵科都給事中の張鵬雲らが「行税」と類似する「牙行換帖」という名目の徴収を報告し、その収入で軍事費を賄おうと提案した。崇禎2(1629)年閏4月4日の畢自厳上奏「題覆会議邊餉議単十二款疏」には

一、牙行換帖。…彼らの意見によれば、全国各県は富裕・貧困に分けられるが、牙行換帖に関する徴収はどこにでもある。…旧例によれば、牙行が牙帖を更新する時、もともと数銭の換帖銀を支払っており、また法律違反の名目で1両2銭の罰金を徴収していた。…康新民が在任した固始県を例として計算すれば、毎年「一百八十余石」の換帖銀を「県官之用」の名目で徴収しており、多いところではまだ換帖銀の徴収額が分かっていない。…全国の規模を念頭におけば、多くは二百両、少なくとも数十両を得る。これらが横領されるくらいなら、むしろ軍費に充てた方がよい。それは私(畢自厳)が提出した「行税」と類似する。。

<sup>5</sup> 『度支奏議』堂稿巻 4、「会議邊餉条陳六款疏」(69 葉の表~72 葉の表)「一日捜括商税。… 此外又有各処行税。凡州縣斗秤牙行、先輪粟於官、給一印照應行者、謂之行税。詢各地方、 有一年一税者、有一官一税者。亦有旧無而新増、旧有而新革者。賢者藉以市徳、不肖者籍 以潤槖。度此項所得、大縣可数百兩、小縣可百余兩。処処積之可以数十万計。朝廷嘉恵元 元惟正之供、一切無名体宜報罷。而勢迫軍興、租税兼挙、与其空存寛大之名、一任有司之 攫攘、何如明定徴輪之額、稍益軍国之些須。此所謂不在官不在民之物、改其侵沒而収之公 帑、雖若瑣而実鉅、有利於国而非虐於民也」。

<sup>6 「</sup>会議邊餉条陳六款疏」(81 葉の表)を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 『度支奏議』堂稿巻 5、「題覆会議邊餉議単十二款疏」(87 葉の裏~88 葉の裏)「一、牙行換帖。…該臣等看得、宇内州縣地方有肥脊、而牙行換帖無処不有。…査旧例換帖不過数銭。即設立名色、折罰贖穀、亦僅一兩二銭已耳。…即以寺臣原任固始計之、毎歳納米一百八十余

この上奏の返事として、崇禎帝は「牙行換帖因地酌宜」(牙行換帖に関わる徴収は地方ごとに良策を考えよ)という裁可を与えた<sup>8</sup>。そして、5月16日の「会議邊餉事竣通行彙冊頒布疏」には、印刷の上、各地に頒布して周知徹底された軍事費措置の施策として、さらに「牙行換帖」の「因地酌宜」に関する以下のような記事が見える。

国内の各省では、雲南や貴州及び貧困な辺境の州県は議論の対象外とするのは当然として、内地の地方について言えば、物産の生産地や集散地では、あらゆる商人が往来しているために牙行・経紀があり、一行で十数枚もの牙帖を受領して、納帖の収入は数百金に換算されるほどである。また、小さな県や辺鄙な州でも必ず売買の市場があり必ず牙行の仲介があるため、その納帖の収入は三十~五十金となる。戸部はおよそ直隷や各省の貧富を把握しており、各省の巡撫や巡按は各州県の貧富を知り得ている。そして現在、全国で定められた徴収総額は約七万両となったわけだが、担当する省でどのようなものが生産・集散されているのか、徴収すべき数量がどの程度なのかを斟酌することについては、巡撫や巡按は布政司に文書を送って督励し、自ら定めさせよ。ただし、もともと徴収されていた額を満たすまでにとどめる。これより各省の定額を後に列挙する。直隷や各省は定額どおり徴収して中央に送り、軍事費を補助せよ。

商品の集散地・商人の往来地であれば牙行・経紀があり、一牙行、或いは一業種の組合が 十数枚の牙帖を領収することがある。その納帖(牙行換帖)の収入は県ごとに三十金~数 百金の銀貨に換算することができ、全国から総計 70000 余両の換帖銀を徴収することがで きるという。国家はこの上奏に従って、崇禎 2 年から朝廷は軍事費用を充足させるためそ れを正税として新設し、朝廷の固定収入とした。地方官府もこの時点から中央が定めた各 省の徴収額を参照して、当地の徴収額を設定し始めた。

ここで重要なのは、換帖銀の徴収は地域を問わず、牙行ごとに数銭~1 両 2 銭とされていたことである。そして、これに基づいて、地方の徴収額を逐一算出すれば、それと比例関係にある各地域における牙行の数量も把握できるのである。

### 2 北京牙行数量の考察――換帖銀徴収見積額と徴収定額の分析を手がかりに――

前掲の「会議邊餉事竣通行彙冊頒布疏」には、各省が換帖によって徴解すべき収入が記されている。その額は以下のようである(表1を参照)。

石以供縣官之用、而多者尚不知其数也。…約計天下州縣千余、多者可得二百兩、少者亦得幾 十兩。与其入貪墨之囊、不若充軍国之需。此与臣原議行税実相彷彿」。

-

<sup>8「</sup>題覆会議邊餉議単十二款疏」(96葉の表)を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 『度支奏議』堂稿巻 6、「会議邊餉事竣通行彙冊頒布疏」(62 葉の表~64 葉の表)「宇内省分、除雲貴暨窮邊州縣免議外、以腹内地方言之、凡貨物出産聚集処、所有商賈往來、因有牙行経紀、一行領帖至十数紙、納帖折價可数百金。即小縣僻州、必有市肆貿易、必有牙行居間、亦有三五十金。本部第知各省直之肥瘠而各撫按能知各州縣之肥瘠。今照省直額定総数、約有七万余兩、至於酌量本省地方、産聚若何、應派多寡若何、撫按督行司、自能定之。要勿失原派之額而止。今将省直酌定額数開列於後、行令省直如数徴解以佐軍餉」。

表 1 全国各省牙行換帖銀徵収見積額(単位:両)

江北	江南	浙江	河南	山東	湖広	福建	広東	山西	陝西	北直隷	四川	江西
3000	7000	10000	7000	6000	6000	6000	6000	5000	4000	6000	5000	6000

中央は全国の1317ヶ所の県を合わせて合計77000両白銀の牙行換帖銀を徴収しようと計画した<sup>10</sup>。しかし、これは中央が各省牙行の数量を予測した上で定めた見積額に過ぎず(以下、徴収見積額と称する)、後に各省は当地の情況を踏まえて、より実際的な徴収額を設定した。例えば中央が南直隷江南の徴収見積額を7000両に定めた後、江南の応天府など十府は当地の徴収額を設定した<sup>11</sup>。ここから、江南各府の実際徴収額を表2のように整理することが出来る。

表 2 江南十府の牙行換帖銀徴収定額

	- 1			-1113 1	/11	1	1 17/1	ни	130.10	/ <del>L</del> H/	`	
地	応	蘇	松	常	鎮	徽	安	池	寧	太	広	総
方	天	州	江	州	江	州	慶	州	玉	平	徳	計
名	府	府	府	府	府	府	府	府	府	府	州	
徴	1	1	8	5	1	4	6	1	3	8	2	6
収	2	5	0	0	7	5	0	1	2	0	7	6
額	7	0	0	0	0	6	0	0	0	0	両	4
	4	0	両	両	両	両	両	両	両	両		9
	両	両										両

(小数点以下第一位を四捨五入して自然数で表す)

江南の十府が中央に提出した徴収額は合計 6649 両、中央の見積額 (7000 両) をほぼ満たしている。また各府徴収額の末尾に記される「應分載各縣考成項下」(各県の考成の項目に載せるべきである) という言葉から了解されるように、ここで得た徴収額は地方官の勤務評定の要素とされる「定額」となった (以下、徴収定額と称する)。地方官府はこの定額を算出するにあたって、当地の牙行の総数を統計・算出していたのである。言い換えれば、官府の定額と比例するだけの総量の牙行が当地に存在していたということである。

これに対して、中央の徴収見積額をほぼ満たした江南の情況と異なり、陕西省の徴収定額は中央の徴収見積額と大きな差異を示す。正税とされて以降の「牙行換帖銀」徴収情況を記録した崇禎4(1631)年7月22日の上奏「覆省直奏報会議充餉銭糧載入考成疏」には

また陝西順撫の報告によれば、…一、牙行換帖銀の徴収額は二千両である12。

つまり、陕西省の官府は自らの地方定額を中央見積額の半額、2000 両に設定した。これが 江南の情況とは好対照をなしていることに加えて、牙行の数量に対する中央の認識と当地 の実態との懸隔をも示している。このような見積額と定額との差異が存在していたのは陕 西省のみならず、北直隷も同様であった。前掲の「覆省直奏報会議充餉銭糧載入考成疏」 には北直隷の順天・保定・永平各府の徴収定額が記録されている。すなわち、

現在、順天府尹傅淑訓の報告によれば、牙行換帖の銀を徴収することで八百八十六両

<sup>10 「</sup>会議邊餉事竣通行彙冊頒布疏」(64葉の表・裏)を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> 『度支奏議』第5冊、辺餉司巻4、崇禎3 (1630) 年9月11日の「覆應天撫属増解会議 旧餉款項疏」(27裏~36葉の裏)を参照。

<sup>□ 『</sup>度支奏議』辺餉司巻 8、「覆省直奏報会議充餉銭糧載入考成疏」(25 葉の表)「又據陝西 撫臣□□事題報、…一、牙行換帖銀二千兩」。

の白銀を得た。…また保定府所属の二十州県では一百七十七両の牙行換帖銀を負担していた。…また順天巡撫傅宗龍・巡按御史甘学濶の報告によれば、…一、牙行換帖、…永平府は七十九両四銭八分の銀であった<sup>13</sup>。

とある。また巡按直隷監察御史余文〔火晋〕の報告が載せられていた崇禎 3 (1630) 年 11 月 11 日の戸部上奏「題請畿南四府協済按数節省充餉疏」には、真定・順徳・広平・大名四府の徴収定額が以下のように記録されている。

一、牙行換帖。報告によれば所轄の地方では水路が通じず、牙行からの徴収は少なかった。〔前に〕真定府では七百五十両の徴収定額を酌量して設定し、順徳府に一百二十三両の徴収定額を設定し、広平府では一百九十八両の徴収定額を設定し、大名府では三百二十七両の徴収定額を設定し、合計一千三百九十八両の徴収定額を設定した。当該の官員らが再審査したところ、前項名目の銀両は量としては多いものではない。しかし、真定などの府は確かに交通の要衝ではないから、崇禎三年から各府に命じて徴収できた額に照らして速やかに中央に送り、なお各県の考成の項目に載せるべきである<sup>14</sup>。

上記の各府のほかに、北直隷には宣府鎮及び河間府があるが、前者は軍事地区、後者は行塩地であり、管見の限り換帖銀徴収額に関する記録はない。それらを除けば、真定府(750両)・順徳府(123両)・広平府(198両)・大名府(327両)・順天府(886両)・保定府(177両)・永平府(79両)の定額は合計 2540両にしかならず、中央見積額 6000両の半分にすら達していない。これは陝西省の情況とほぼ同じである。また真定などの府は水路が通じず、商品流通の要衝ではないから、中央は真定などの府に命じて、徴収できる定額に従って納めさせようとした。

上述のように、「牙行換帖銀」を対象として、省レベルの徴収額を分析することは、各省における牙行の発展程度を考察するにあたって、極めて効果的な手法である。しかも各省の総合的な状況のみに止まらず、省内の府・県レベル「牙行換帖銀」の定額を相互に比較すれば、省内各地方における牙行発展上の差異も明白となる。前掲の北直隷各府を一例として挙げると、各府の情況は次の表3に示す通りである。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 「覆省直奏報会議充餉銭糧載入考成疏」(32 葉の表〜34 葉の裏)「今據順天府尹傅淑訓開報、牙行換帖一款、共得銀八百八十六兩。…又保定府所属二十州縣、認派牙行換帖銀一百七十七兩。…又據順天撫臣傅宗龍、会同按臣甘学濶□報、…一、牙行換帖、…永平府銀七十九兩四銭八分」。

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> 『度支奏議』辺餉司巻 4、「題請畿南四府協済按数節省充餉疏」(95 葉の表~95 葉の裏)「一、牙行換帖。據報按属不通江河、牙行抽課甚微。真定府酌定認派銀七百五十兩、順徳府認派銀一百二十三兩、廣平府認派銀一百九十八兩、大名府認派銀三百二十七兩、通共銀一千三百九十八兩。該臣等覆核、前項銀兩爲數無多。但真定等府、委非商賈輻輳之地、自崇禎三年起相應責成各府照數速解、仍應分載各府考成項下」。



表 3 北直隸牙行換帖銀徵収定額 (単位:両)

この表から見れば、順天府の定額は北直隷の中でも最大であり、当地における牙行の数量は北直隷のほかの地域より多いことが分かる。

さらに順天府の定額と江南各府の定額とを比較すれば、順天府牙行の数量が、他の地域 も加えた中において、どのように位置づけられるのか、つまり順天府牙行の相対的な位置 づけもより明瞭になるだろう。江南各府の徴収定額は前掲「覆應天撫属増解会議旧餉款項 疏」によれば、次の表4のように示すことができる。

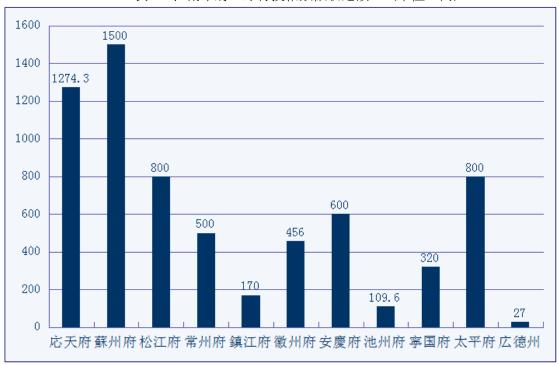


表 4 江南十府の牙行換帖銀徴収定額 (単位:両)

順天府の定額は江南各府州の定額と比べても蘇州府、応天府についで第三位であり、松

江府・太平府よりも高いことが分る。松江府は当時、棉織手工業によって知られ<sup>15</sup>、太平府は蕪湖という重要な港があったことから当時の商品集散の要衝として名高い<sup>16</sup>。だとすれば、順天府の牙行の総数は、松江府や太平府など江南の富裕地域に匹敵しており、牙行の発達程度が江南地域と比べても上位の水準に達していたということが分かる。

以上、牙行換帖銀徴収の中央見積額と地方定額の数値から北京牙行の数量を検討した。 要するに、地方官府が当地の徴収定額を設定する際に、中央からの徴収見積額をそのまま 適用することはできず、当地における牙行の数量を考慮した上で、定額を設定せねばなら なかった。南直隷江南の場合には地方定額は中央見積額にほぼ達したが、陝西や北直隷な どの地域では定額が見積額の半分にしか達しなかった。このように、換帖銀徴収の地方定 額と中央見積額とを比較することによって、南方と北方との牙行数量上の差異を把握する ことができ、さらに地域の牙行数量に対する中央の認識と当地の実態との懸隔も明らかに することができる。また先行研究において、国家の牙行に対する課税強化は、牙行の業務 拡大、特に仲買問屋業の発展による利潤蓄積が背景にあると判断したのは卓見ではあるも のの17、従来関心を払ったのは山東省や河北省などの牙行への徴収定額が少ない華北地方で あるため、北京牙行が経済の活発化により発展してきた状況に対しての検討は十分になさ れてこなかった18。本節で解明したように、明末において北京所在の順天府は江南の松江府・ 太平府とほとんど変らない額の牙行換帖銀を課されている。これを踏まえて考えれば、北 京の牙行は、実際には他の華北牙行を上回るほどの水準にまで発展していたと判断できる だろう。このように発展した牙行は元々の職場から離れて経営の内容・活動の範囲を拡大 した。その実態について、次節において検討していく。

### 第二節 買弁商役に関わる牙行の活動範囲

蘇杭不及也」とある。

本節では、買弁商役に関わる史料を手がかりとして、北京牙行の地域的な活動範囲を明らかにし、これにより北京の物流構造・都市空間に関わる問題に新たな視角を提示すること試みる。

<sup>15</sup> (清) 葉夢珠『閲世編』(上海、上海古籍出版社、1981 年) には「吾邑地産木棉、行於浙西諸郡、紡織成布、衣被天下。松江府志載、松江人俗務紡織、他技不多、所織的精線綾、三梭布、綾紗方巾。剪絨毯皆天下第一、吾郷所出皆切実用、如綾・布二物、衣被天下、雖

<sup>16 (</sup>明) 葉権『賢博編』(北京、中華書局、1987年)には「今天下大馬頭、若荆州・樟樹・ 蕪湖・上新河・楓橋・南濠・湖州市・瓜州・正陽・臨清等處、最爲商貨輳集之所」とある。 17 新宮(佐藤)学前掲「明代の牙行について――商税との関係を中心に――」。

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 山根幸夫「明清時代華北における定期市」『史論』8 集、1960 年。山本進『環渤海交易圏 の形成と変容』東方書店、2007 年などを参照。

# 1 買弁商役の変遷と牙行

本小節に関しては、すでに第4章に論じたが、明末牙行が買弁を負担する情況を概観するためここで改めて述べる。買弁とは、そもそも帝室の財貨需要を満たすために創設された臨時的な物資調達の施策であるが $^{19}$ 、景泰年間( $1450\sim1457$ 年)から土着の商店を経営する「鋪戸」に対しての役、即ち「僉商」の形式となった $^{20}$ 。それ以後、鋪戸が僉商の負担により徐々に貧困化したため、それに代わって牙行の買弁における役割は日々重要になった。管見の限り、北京周辺の牙行は少なくとも嘉靖年間( $1522\sim1566$ 年)からすでに間接的ではあるが買弁任務に影響を与えていた。

通州城及び張家湾の猪牙行と屠戸らは、毎年三百余両の猪鈔銀を官府に納付しており、これは買弁者の接待や車輌・人夫の雇用などの項目、そして往来使節・客商の支出に用いられている。通州城及び張家湾の牙行は、毎年千余両の牙行銀を官府に納付しており、これは買弁者の接待、往来使節・客商の支出に用いられている<sup>21</sup>。

買弁物資を集荷して北京へ輸送する交通の要衝たる通州・張家湾では、買弁商人の接待、 車輌・労働者の雇用に関する官府差役の金銭上の負担を、当地での猪牙行・屠戸や各種牙 行に当該地の官府が課していた。

嘉靖年間以降には、牙行は「鋪戸」に代わって、物資の荷受を実際に務めるようになり、 崇禎年間(1628~1644年)に至ると、牙行は各買弁に関する衙門に遍在し、買弁物資の調 達を支える不可欠な存在となっていた。崇禎2年(1629)閏4月3日、戸部・兵部・工部・ 光禄寺などの買弁を行う部門が「題覆尽革僉商改爲召買折價疏」という上奏を具申した。

聞くところによりますと、僉商たちが料草を買い上げる場合、農村に立ち入って料草を自ら運送してくるのではなく、みな経紀(即ち牙人)<sup>22</sup>・牙行に頼んで〔郷販(小売商人)を〕招集いたします。この経紀・牙行は、僉商で既に利用できますし、官買でも用いることが可能です。もし既存の経紀と牙行を官牙として登用するならば、太倉で4人、中倉で2・3人を用い、その工食は12両を標準とし、該当項の銭糧より支給

<sup>19 『</sup>明史』巻 82、志 58、食貨 6、万暦『明会典』巻 37、課程 6、時估などを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 佐々木栄一前掲「商役の成立について――明代両京における買辦体制の進展――」。新宮 (佐藤)学「明末京師の商役優免問題について」『集刊東洋学』44、1980年。同「明代北京 における鋪戸の役とその銀納化――都市商工業者の実態と把握をめぐって――」『歴史』62、 1984年などを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 嘉靖年間の序文を有する楊行中『通州志略』(尊経閣文庫藏嘉靖 28 年序刊本) 巻 4、貢賦 志、課程「州城并張家湾猪牙行屠戸、毎歳額辦猪鈔銀三百餘兩、買辦下程、雇覓車輌・人 夫等項、應付往来使客支用。州城并張家湾各色牙行、毎年辦納牙行銀一千餘兩、買辦下程 等項、應付往来使客支用」。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> 通説では経紀を仲介斡旋業者の別称(或いは牙帖を持っていない牙行)と解釈するが、 牙行と連用する場合、牙行という組織のもとで、具体的に業務を働く牙人のことを指す情 況も多い。たとえば清代後期の例であるが、蘇州糸行にある経紀は牙行の使用人であった。 詳細は山本進「清代江南の牙行」『東洋学報』74巻1·2号、1993年(後、同『明清時代の 商人と国家』研文出版、2002年所収)を参照。

します。…これによって未納の飼料もなくなり、商人らもまた簽報の商役から免れることができます $^{23}$ 。

この上奏から、本来舗戸が担うはずであった物資の買い上げや、飼料を扱う小売商人の招集といった僉商の任務は事実上、舗戸が雇用した牙人・牙行によって行われていたこと、すなわち当時の北京牙行が、買弁物資の調達において重要な役割を果たしていたことが明瞭にわかる。また上奏は各衙門の倉庫ごとに買弁の品目・数量・支出予算を列挙した上で、「一向俱有経紀召客販置買、僉商不過墊銀」(平素から小売商人を召集して物資を買い上げる経紀がおり、僉商は資金を立て替えるにすぎません)、「合無免僉商役」(僉商の役を免じるべきではないでしょうか)と提案した<sup>24</sup>。これによれば、上奏が具申された崇禎2(1629)年の頃、僉商は買弁を行う全ての衙門に存在したと推論できる。なお上奏の結果、皇帝は僉商の旧例を継続せよという詔を下した<sup>25</sup>。これによれば、牙行が僉商に代わって買弁を務めることはこの上奏が提出された後においても継続しただろう。

### 2 買弁に関わる衙門・倉庫の所在地と牙行の活動範囲

崇禎年間に買弁を行う衙門・倉庫について、前述の「題覆尽革僉商改爲召買折價疏」から見ると、大きく城内・城郭附近の御馬監の三倉(裏草場・中府草場・天師庵草場)、京五草場(明智坊・安仁坊・西城坊・北新廠・台基廠)、内・外の象房草場、犠牲所、司牲司、内供用庫、外供用庫、司苑局、酒醋麪局、宝鈔司、裏<sup>26</sup>牛房(図1を参照)と、城外の外牛房・呉家駝<sup>27</sup>牛房、大壩九倉・黄土四倉・南石渠七倉(図2を参照)とに二分することができる。

89

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 『度支奏議』広西司巻 2、「題覆尽革僉商改爲召買折價疏」(12 葉の表・裏)「聞各僉商收買料草、亦非沿鄉履畝、肩挑擔負而来、総藉経紀・牙行為號召。此経紀・牙行者、僉商可用、官買亦可用也。若將原有経・牙立爲官牙、太倉四人、中倉二・三人、其工食以十二兩爲率、即于本項銭糧處給。…則無不完之草料、而商人亦可免于簽報矣」。

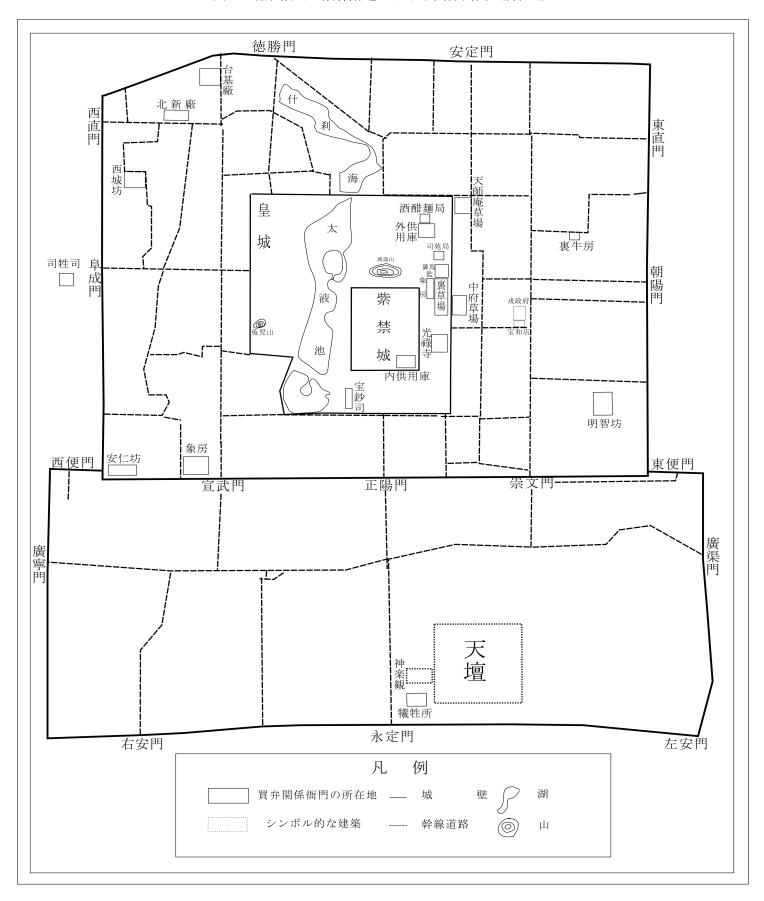
<sup>24 「</sup>題覆尽革僉商改爲召買折價疏」(17葉の表~22葉の裏)を参照。

<sup>25 「</sup>題覆尽革僉商改爲召買折價疏」(22葉の裏~23葉の表)を参照。

<sup>26</sup> 史料中には「裡」、「里」とも現れる。

<sup>27</sup> 史料中には「呉家馱」とも現れる。

図1 北京城内・城郭附近における買弁衙門の所在地



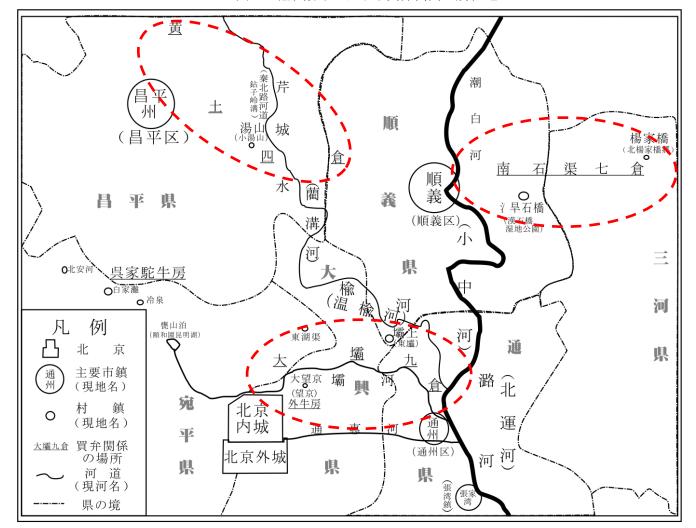


図2 北京城外における買弁衙門の所在地

図 1、図 2 は中国社会科学院考古研究所編『明清北京城図』明北京城復原図(北京、地図出版社、1986年)、東城区地名志編輯委員会編『北京市東城区地名志』(北京、北京出版社、1992年)、侯仁之主編『北京歴史地図集』政区城市巻(北京、文津出版社、2013年、54~55、58~59頁)の地図に基づき、(明)張爵『京師五城坊巷胡同集』(台北、藝文印書館、1970年)、(清)于敏中・英廉『日下旧聞考』(北京、北京古籍出版社、1981年)、(清)孫承澤『天府広記』(北京、北京古籍出版社、1982年)、万暦『明会典』(北京、中華書局、1989年)、(清)孫承澤『春明夢餘録』(北京、北京古籍出版社、1992年)、(清)顧炎武『昌平山水記』(北京、北京古籍出版社、1992年)、(明)劉若愚『酌中志』(北京、北京古籍出版社、1994年)、(明)劉斯潔『太倉考』(北京圖書館古籍出版『北京図書館古籍珍本叢刊』056冊、史部・政書類、書目文献出版社、2000年所収)の記載に依拠して加筆したものである。牙行は上述の衙門倉庫に遍在して、物資の集荷・検査を務めているから、各衙門の所在地は牙行の活動場所と見なすことができる。

図1に示される城内・城郭附近の衙門倉庫では、その所在・成立年代・規模は下記表5のように纏めることができる。

名称	所在地	設置時期	規模
裏草場	皇城内東北、御馬監庁の南	永楽初年	2頃90畆
中府草場	東安門外北1里、妳子府街	宣徳年間	不明
天師庵草場	皇城外東北角	正統年間	周 154 丈
西城坊	阜成門街北	永楽年間	周 312 丈
明智坊	順天府治東南	永楽年間	周 243 丈
安仁坊	宣武門内西城阜財坊	天順5年	周 214 丈
北新廠	西直門裏西城河漕	成化 22 年	周 307 丈
台基廠	東直門外→西直門内 (日中坊)	嘉靖 29 年以後	周 172 丈
内象房	皇城内、裏草場の西	不明	9 房
外象房	阜財坊宣武門西城牆北	永楽2年	周 184.8 丈
犧牲所	正陽門外永定門内東、天壇内	洪武3年	正房 11 間
司牲司	阜城門外	景泰元年	周 71 丈以上
内供用庫	承運庫の東	不明	不明
外供用庫	司苑局、酒醋面局の附近	不明	不明
司苑局	司苑局 皇城内、内府供用庫の附近		不明
酒醋麪局	皇城内、内府供用庫の附近	不明	不明
宝鈔司	皇城内、西上南門の南	不明	不明
裏牛房	思城坊	永楽5年	周 176 丈

表 5 北京城内・城郭附近における衙門倉庫の所在・成立年代・規模

注:表5及び表6、表7、表8、表9は万暦『明会典』巻14、戸部1、戸部、十三司職掌、同書巻23、戸部10、倉庚3、馬房等倉、同書巻81、礼部39、祭祀通例、同書巻187、営造5、倉庫、『酌中志』巻16、内府衙門職掌、同書巻17、大内規制紀略、『太倉考』巻2-3、倉場、『京師五城坊巷胡同集』、『春明夢餘録』巻14、『度支奏議』広西司巻2、「題覆尽革僉商改爲召買折價疏」、『日下旧聞考』巻49、城市内城南城、同書巻88、郊坰・東1の記載によって作ったものである。

以下、各衙門・倉庫をめぐって、とくに台基廠、内象房・外象房、内供用庫・外供用庫、 裏牛房の情況について、先行研究に解明されていないところが多いので、それぞれ細かく 検討する。

台基廠は、工部に所属するものと戸部に所属するものとの二つがある<sup>28</sup>。前者は北京東南の南薫坊・澄清坊にあり、長安街附近の工部や翰林院・会同館、及び皇城内の光禄寺に燃料を提供するため柴・薪・葦など物資を貯蔵している<sup>29</sup>。後者は元来は東直門の外に置かれて軍馬の草料を貯蔵していたが、「庚戌の変」(嘉靖 29 年、アルタン・ハーンがモンゴル軍を率いて北京を包囲した事件)が発生したため、城内西北の日中坊に移された<sup>30</sup>。本章で取り上げる買弁物資は主に草料であるため<sup>31</sup>、当該の牙行は戸部の台基廠、すなわち日中坊で働いていると考えられる。

内象房は御馬監の管理を受けている。その所在は裏草場の付近<sup>32</sup>、つまり皇城の内にある ため内象房という名称を有したと考えられる。外象房の所在をはっきり記載した史料は確 認できないが、皇城の外で象房の名を示しているのは西城の阜財坊しかない<sup>33</sup>。その象房は

-

<sup>28 『</sup>京師五城坊巷胡同集』朝陽東直関外、日中坊、南薫坊、澄清坊などの条を参照。

<sup>29</sup> 万暦『明会典』巻 205、工部 25、柴炭。『日下旧聞考』巻 46、城市内城東城 2 を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup> 『明世宗実録』巻 364、嘉靖 29 年 8 月丁丑の条。また万暦『明会典』巻 23、倉庾 3、馬房等倉などを参照。

<sup>31 「</sup>題覆尽革僉商改爲召買折價疏」(17葉の裏)を参照。

<sup>32 『</sup>酌中志』巻 16、内府衙門職掌、御馬監の条を参照。

<sup>33 『</sup>京師五城坊巷胡同集』阜財坊を参照。

宣武門の西城牆の北にあり<sup>34</sup>、恐らくは錦衣衛馴象千戸所の管理を受けていたであろう<sup>35</sup>。 千戸所の中にはまた「錦衣衛馴象所外象房倉」があり<sup>36</sup>、買弁の草料を預けるところと考えられる。

内供用庫・外供用庫は、何れも内府供用庫に属する倉庫と考えられる。内供用庫は「香庫」とも呼ばれ、宮城(紫禁城)内の承運庫の東にある。そこに内府の支出経費を提供し<sup>37</sup>、沈香や黄蝋などの香料を貯蔵している<sup>38</sup>。それに対して、外供用庫は黄豆や草料などの飼料を貯蔵している<sup>39</sup>。その所在は皇城内の司苑局や鐘鼓司などの内監衙門に近く<sup>40</sup>、宮城の外にあるため外供用庫という名称を有したと考えられる。

裏牛房は思城坊にあり、坊内において牛房の名を有するのは朝陽門附近の「牛房胡同」しかない<sup>41</sup>。加えて「東直門裏牛房倉」という正式名称<sup>42</sup>から考えれば、恐らく東直門から遠くはないだろう。また現在の北京には、東直門の附近に「鉄営北巷」という地名があるが、そこはかつ「牛房胡同」と呼ばれた<sup>43</sup>。これに鑑みても、その周辺が裏牛房の所在だと考えられる。

図 2 に示される城外の衙門倉庫について、その所在・成立年代・規模は以下の表 6、7、8、9 のように纏めることができる。

	20 71 1 DT 30 30 10	1 1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1	
名称	所在地	設置年代	規模
外牛房	朝陽関外、東直門外6里	永楽5年	周 392 丈、房 68 頃 97 畆
呉家駝牛房	昌平州撝謙里、冷泉の隣	永楽 5 年	周 210 丈、房 302 頃 55 畆

表 6 外牛房、呉家駝牛房の所在・成立年代・規模

城郭附近にある外牛房を除けば、他の倉庫は全て通州・昌平州・順義県・三河県までの 地方に分布している。これらの倉庫のうち、とくに大壩九倉、黄土四倉、南石渠七倉など の倉庫の詳細の名称について、『明会典』によれば、

- ① 大壩九倉とは壩上倉・壩上東馬房倉・壩上北馬房倉・壩上南倉・金盞川甸倉・北高倉・義河倉・湖渠馬房倉・壩上北倉の九倉である
  - ② 黄土四倉とは黄土倉・鄭家荘馬房倉・湯山草場倉・北草場倉の四倉である
- ③ 南石渠七倉とは〔氵旱〕石橋倉・〔氵旱〕石橋南倉・峪口張家荘馬房倉・南石渠倉・南石渠西倉・峪口官荘馬房倉・峪口楊家橋馬房倉の七倉であるとなっている<sup>44</sup>。

93

<sup>34 『</sup>日下旧聞考』巻 49、城市内城南城、象房の条を参照。

<sup>35 『</sup>太倉考』巻 2-3、倉場を参照。

<sup>36</sup> 万暦『明会典』巻23、倉庾3、馬房等倉を参照。

<sup>37 『</sup>酌中志』巻 17、大内規制紀略を参照。

<sup>38 「</sup>題覆尽革僉商改爲召買折價疏」(20葉の裏)を参照。

<sup>39 「</sup>題覆尽革命商改爲召買折價疏」(21葉の表)を参照。

<sup>40 『</sup>酌中志』巻 17、大内規制紀略。『京師五城坊巷胡同集』積慶坊を参照。

<sup>41 『</sup>京師五城坊巷胡同集』には「思城坊、…朝陽門大街、…牛房胡同」とある。

<sup>42</sup> 万暦『明会典』巻23、倉庾3、馬房等倉、草場附を参照。

<sup>43 『</sup>北京市東城区地名志』政区聚落地名篇、164 頁を参照。

<sup>44</sup> 万暦『明会典』巻 14、戸部 1、広西清吏司を参照。

名称	所在地	設置年代	規模
壩上倉	通州城北鄭村	宣徳年間	周 1260 丈、草欄 450 丈、西 5 里駝房周 240
	壩		丈、志地 14 頃 63 畆、牧馬地 678 頃 15 畆
壩上北倉	順義県	永楽年間	周 967 丈、草欄 288 丈、志地 115 頃 16 畆
壩上東馬房倉	壩上倉東2	宣徳年間	周 537 丈、草欄 700 丈、志地 11 頃 78 畆、牧
	里、鄭村壩東		地 312 頃 89 畆
壩上北馬房倉	壩上倉北2	宣徳年設	周 358 丈、草欄 680 丈、〔志地〕 11 頃、〔牧地〕
	里、鄭村壩北		17 頃
壩上南馬房倉	壩上倉南	宣徳年	周 260 丈、草欄 540 丈、志地 7 頃、41 畆、牧
			地 314 頃 68 畆
義河倉	通州、臨温義	永楽年間	周 813 丈、草欄 688 丈、志地 12 頃 74 畆、牧
	河		馬地 368 頃 5 畆
湖渠馬房倉	宛平県湖渠村	成化11年重修	周 944 丈
金盞儿甸倉	通州	永楽5年	周〔4〕30丈、志地21頃94畆、牧地303頃
北高倉	通州北高店	永楽4年	周 649 丈、草欄 804 丈、志地 15 頃 73 畆、牧
			馬地 457 頃 96 畆
1			I

表7 大壩九倉の所在・成立年代・規模

まず、大壩九倉に関わる地名を見ておこう。「壩上」は通州の北20里の鄭村壩、より詳細には鄭村壩の東壩というところにある<sup>45</sup>。したがって「壩上」という名称を付けられた五つの倉はその付近にあると考えられる。「金盞儿甸倉」は通州城北から25里離れた盞児淀というところにある<sup>46</sup>。「湖渠馬房倉」の所在地である湖渠村は、おそらく「東郷」という地方の「東湖渠」や「南湖渠」、「西湖渠」などのところの間に位置する<sup>47</sup>。南湖渠・西湖渠の位置には詳細に分からないが、東湖渠において「東湖渠村」があり、それは北京城から東北へ15里、順義県との辺境地帯にある<sup>48</sup>。

名称	所在地	設置年代	規模
黄土倉	昌平州黄土坡	永楽年間	周 260 丈、草欄 164 丈、志地 482 頃 7〔5〕0 畆
鄭家荘馬房倉	昌平州	宣徳年間	周 954 丈 5 尺、草欄 213 丈、志地 202 頃 68 畆
湯山草場倉	昌平州	永楽年間	周 1053 丈、草欄 213 丈、志地 202 頃 68 畆
北草場倉	順義県	永楽年間	不詳

表8 黄土四倉の所在・成立年代・規模

次は黄土四倉に関わる地名を見ておこう。「黄土倉」という名称の由来については、天寿山と関係がある。天寿山は昌平州城の東北18里の地方にあり、永楽5年に皇帝の詔により皇陵「天寿山」とされたが、それ以前は「黄土山」と呼ばれていた<sup>49</sup>。これによれば、黄土倉が所在する黄土坡は、恐らく天寿山の麓にある。清初の康熙年間に、黄土坡にはなお95

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> 『日下旧聞考』巻 88、郊垧·東1には「鄭村壩即東壩又名壩上、…原通州北二十里、地名 壩上」とある。また『京師五城坊巷胡同集』鄭村壩の条を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> 『春明夢餘録』巻 69、川渠、白河の注には「州城北二十五里有盞兒淀、廣袤三頃、水上 開花、浮若金盞而名。此即古謙澤也。今廢爲馬房地」とある。

<sup>47 『</sup>京師五城坊巷胡同集』東郷の条を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> (明)沈榜『宛署雑記』(北京、北京古籍出版社、1980年)巻2、分土には「(城外) 東北離城十五里至東湖渠村、抵順義縣界」とある。また同書第5巻徳、街道、県之東北の条を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>49</sup> 『昌平山水記』上巻、天寿山の条。光緒『昌平州志』(北京、北京古籍出版社、1989年) 巻 5、山川記第 4 などを参照。

名ほどの人口がおり、牧馬を飼育している<sup>50</sup>。「鄭家荘馬房倉」の所在地である「鄭家荘」は昌平州の東北 28 里の位置にあり、馬房の周辺にはまだ村落が存在している<sup>51</sup>。「湯山草場倉」の「湯山」は昌平州東南 30 里のところにある<sup>52</sup>。また清末の記載によればそこには馬房があり、昌平州城と 35 里の距離があるという<sup>53</sup>。

南石渠七倉	所在地	設置年代	規模				
〔氵旱〕石橋倉	順義県	不詳	周 382 丈、草欄〔1〕93 丈				
〔氵旱〕石橋南倉	順義県〔氵旱〕石橋南	不詳	周 498 丈、草欄 812 丈				
峪口張家荘馬房倉	三河県峪口山	不詳	周 502 丈 1 尺、草欄 545 丈 9 尺、志地 150				
			頃 30 畆				
南石渠倉	三河県兔児山	永楽2年	周 658 丈、草欄 877 丈、志兔児東馬房地				
			621 頃 61 畆				
南石渠西倉	三河県兔児山西	景泰4年	周 534 丈、志兔児西馬房地 643 頃 46 畆				
峪口楊家橋馬房倉	三河県峪口山南	宣徳8年	周 911 丈、草欄 249 丈、志地 112 頃 54 畆				
峪口官荘馬房倉	三河県峪口山	宣徳8年	不詳				

表 9 南石渠七倉の所在・成立年代・規模

最後に、南石渠七倉に関わる地名を見ておこう。「〔氵旱〕石橋」は順義県城の東 25 里ほどのところにある。唐代にすでに「下馬橋」という村落が存在し、後に「〔氵旱〕石橋」、さらに「漢石橋」に改名された<sup>54</sup>。「〔氵旱〕石橋」という名称を持つ二つの倉はその付近にあると考えられる。「峪口」は当地の山奥の出入り口であり、明代以前にすでに村落を形成していた<sup>55</sup>。張家荘馬房倉・官荘馬房倉は恐らくその附近にあるだろう。楊家橋馬房倉は峪口の南、三河県城の西北 50 里の「楊家橋荘」にある。地名の「楊」という字は伝説によれば宋代の楊家将の「楊」に由来するものであった<sup>56</sup>。明代の宣徳 8 年に当地の河に橋がかけられたため「楊家橋」という名称となり<sup>57</sup>、清代には正北路忠二郷に属していた<sup>58</sup>。「石渠」は石を積み上げた水路という意味であるから、南石渠はその水路の南にあるだろう。その所在である「馬坊」という地域は<sup>59</sup>、遼代から明代まで軍馬を放牧する場所であり、地名も

<sup>&</sup>lt;sup>50</sup> 康熙『昌平州志』(上海書店出版社編『中国地方志集成北京府県志輯』上海、上海書店出版社、2002年)巻6、賦役、黄土坡には「存剰牧馬、地二百八十一頃九十三畝九分、…人丁共九十五丁」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>51</sup> 康熙『昌平州志』巻 6、賦役、村店、州城東南路には「鄭家荘、二十八里。鄭家馬房村、 三十里」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>52</sup> 『昌平山水記』上巻には「(昌平) 州境之山、…曰湯山、在州東南三十里、有温泉可浴。 水経注、湿水又東温泉水注之、疑即此也」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>53</sup> 光緒『昌平州志』巻 4、土地記第 3· 下には「小湯山采訪册、距城三十里。…西至大湯山二里、…東南至湯山馬房六里。…湯山馬房采訪册、距城三十五里、…北至小湯山五里、…西北至大湯山五里」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>54</sup> 順義県地名志編輯委員会編『北京市順義県地名志』北京、北京出版社、1993 年、楊鎮、156~157 頁を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>55</sup> 平谷県地名志編輯委員会編『北京市平谷県地名志』北京、北京出版社、1993 年、峪口鎮、 61~62 頁を参昭

<sup>56 『</sup>北京市平谷県地名志』北楊家橋郷、175頁。

<sup>57 『</sup>太倉考』巻 2-3、倉場を参照。

<sup>58</sup> 乾隆『三河県志』(京都大学人文研所蔵) 巻 6、村荘、正北路忠二郷の条を参照。

<sup>59</sup> 南石渠の所在について、『北京市平谷県地名志』英城郷 169~170 頁を参照。

元々「馬房」と呼ばれる60。南石渠倉・南石渠西倉がその周辺にあると見なして間違いない だろう。

牙行が如何に北京城内の物資を上述の各地域に運搬しているのか、それに対する考察は 牙行の活動範囲を解明する上で重要なことであり、北京とその周辺地域との物流構造を理 解する上でも不可欠である。以下に各倉の地理的情況を踏まえて買弁物資の運搬実態を考 えてみよう。

まず大壩九倉は東湖渠の西から通州県と順義県の間までの地域に分布しており、また名 称の多くには「壩上」と付されていることから、通恵河の北の壩河流域⁴に位置している可 能性が高い。「壩」とは河水の流水量を調整するための施設であり、その名称を有する「壩 河」は恐らく通恵河のように62、漕運物資を通州から北京城内に輸送する河である。また、 壩河は宋代には「阜通七壩」と呼ばれていた。七壩は、阜通における千斯・常慶・西陽・ 郭村・鄭村・王村・深溝の七筒所の地名を指しており、元代に国家からの修繕工事を受け たことがある63。牙行に召集された小売商人にとって、壩河を通じて買弁の物資を大壩九倉 に運搬することは都合がよかったのであろう。

黄土四倉は昌平、順義両県の間にあって、楡河・芹城水流域に位置している可能性が高 い。楡河は「湿余河」・「温餘河」とも呼ばれており、順義県の境を経て通州附近の白河と 合流して潞河に入る64。芹城水では、昌平城東北40里のところにあり、楡河上流の藺溝河 と繋がっている65。芹城水と楡河とは上流と下流という地理上の関係を有しており、楡河・ 芹城水の水路を通じて北京城へと物資を流通させることができる。また昌平城東 30 里のと ころには隋代からすでに「芹城」という地名があり、それが芹城水という名称の由来であ ろう66。黄土四倉の牙行に召集された小売商人は、楡河・芹城水の流域を利用して買弁の物 資を各倉場に運搬していたと思われる。

南石渠七倉は主に順義県と三河県との間にあって、潮白河・潞河流域の位置と重なって いる。潮白河は潮河川と白河との合称である。この川は密雲県(順義県の北)霧霊山のと ころでは潮河川と呼ばれ、順義県内で富河・罾口河・七渡河・桑乾河・三里河と合流して 白河と呼ばれ、南に通州を経て通惠河・渾河と合流して潞河と呼ばれた『。通州附近では後 漢の時からすでに「潞」という地名があり<sup>68</sup>、それが潮白河下流の潞河という名前の由来で あろう。また潞河の下流が直沽(天津)までに繋がっており、元代から既に京杭運河の北

61 『春明夢餘録』巻 69、河渠、通恵河の注を参照。

(南朝宋) 范曄『後漢書』(北京、中華書局、1965年) 志23、郡国5、漁陽郡を参照。

<sup>60 『</sup>北京市平谷県地名志』馬坊郷、137頁。

<sup>62</sup> 通恵河の情況について、蔡蕃『北京古運河与城市供水研究』北京、北京出版社、1987年。 松田孝一「中国交通史――元時代の交通と南北物流――」松田孝一編『東アジア経済史の 諸問題』阿吽社、2001年などを参照。

<sup>63 『</sup>元史』(北京、中華書局、1976年)巻64、志16、河渠1、壩河の条。

<sup>64 『</sup>春明夢餘録』巻 69、河渠、榆河には「榆河、源自昌平境南月兒灣、即古湿餘河、又名 温餘河。経順義縣境、會白河以入潞。芹城水在州東北四十里、流至藺溝入焉」とある。

<sup>65 『</sup>春明夢餘録』巻 69、河渠、芹城水の条を参照。

<sup>66</sup> 光緒『昌平洲志』巻 3、土地記第 3 上には「芹城、一統志在昌平州東三十里、隋図経昌平 縣有芹城」とある。また、同書巻4土地記第3下を参照。

<sup>67 『</sup>春明夢餘録』巻69、河渠、白河を参照。

端とされたから北運河という呼称も現れた<sup>69</sup>。南石渠七倉の牙行に召集された小売商人は、 潞河から潮白河までの水域を通して買弁の物資を運んでいたであろう。

上述の分析から分かるように、北京城外の大壩九倉・黄土四倉・南石渠七倉は、主に壩河流域・芹城水楡河流域・潮白河流域の周辺に設置されている。牙行に召集される小売商人は各水域を利用して買弁の物資を運搬していた可能性が高い。北京の牙行は、このように水上輸送ルートを使用して、北京と城外各県の草場の間を往来し、そして北京の物資流通通路を構築していたと考えられる。

## 第三節 官店・皇店の商税徴収から見る北京牙行の蓄積

本節では「官店」・「皇店」の課税記録から北京牙行の利潤蓄積情況を分析する。まずは 官店の由来から述べていく。

#### 1 官店・皇店の商税徴収と牙行

「官店」とは洪武帝が浙江按察僉事喜山の意見に従い設立した徴税施設である<sup>70</sup>。永楽七年に入ると、国家はそれを官設の「塌房」<sup>71</sup>と同じもの――倉庫を含む商業施設<sup>72</sup>――とみなし、そこに保管された貨物について「免牙銭」(牙行の仲介を免除する費用)や「塌房銭」(保管料)などの名目上の使用料を徴収した<sup>73</sup>。業務上、問屋業者と類似するものとなったといえる<sup>74</sup>。後に官店の経営は徐々に内官や皇親・外戚など「身分的特権者」によって私有化され、正徳年間から、一部の官店は次第に皇帝の個人的な徴税施設たる「皇店」となった<sup>75</sup>。「皇店」は宮廷経費の確保を担うようになり、その「商税徴収施設」的な性格を強める<sup>76</sup>とともに、「皇店」間での業務分化が進展した。その際に「宝和店<sup>77</sup>」は他の店の管理部

<sup>69 『</sup>日下旧聞考』巻 108、京畿通州 1、同書巻 109、京畿通州 2 を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>70</sup> (明) 劉辰 『國初事蹟』(北京、中華書局、1991年) には「太祖以按察僉事喜山言、浙 江及直隸府設官店、除官収課、可給軍用、就察奸細」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>71</sup> 官設の「場房」は貨物を預かる際に商税を徴収する倉庫業である。万暦『明会典』巻 42、 戸部 29、内庫課鈔には「洪武二十四年、令三山門外場房、許停積各處客商貨物。分定各坊 厢長看守。其貨物以三十分為率、内除一分、官収税銭。再出免牙銭一分、房銭一分、與看 守者収用」とある。

<sup>72</sup> 前掲注(2)新宮(佐藤)学「明代前期北京の官店場房と商税」。

<sup>&</sup>lt;sup>73</sup> 万暦『明会典』巻 35、課程 4、商税、課税数には「永樂七年、令京城官店場房、照南京 三山門外場房例、税銀一分。宣課分司収。免牙場房銭二分、看守人収用」とある。

<sup>74</sup> 佐久間重男「明代の倉庫業について」

<sup>75</sup> 前揭注(2)鄭克晟「明代的官店·権貴私店和皇店」。

<sup>76</sup> 前掲注(2)新宮(佐藤)学「明代前期北京の官店場房と商税」。

<sup>77</sup> 宝和店はまた宝源店と和遠店との併称とみなされる。『明穆宗実録』巻 4、隆慶元年 2 月 乙未には「司礼監太監梁鈿等奏、裕府荘田累年增税太重、宜如旧額畝徴銀三分五厘、宝源・和遠二店及煤窑樹株等条税止遵正額徴解、不得復徴房課、従之」とある。

門となり、毎年数万両の銀を帝室に納付するため<sup>78</sup>に、貨物船への課税たる「船(税)銀」 <sup>79</sup>及び張家湾宣課司・崇文門宣課分司での付加徴税たる「条銀」(条税ともいう)を回収していた<sup>80</sup>。

ここで「条銀」の由来と張家湾・崇文門の地理的な位置づけについて確認しておきたい。 張家湾は北京の東城門から東南に 60 里 (30 キロ)離れた位置にある水陸交通の要衝であり <sup>81</sup>、その地名に見える「張」という字は、元代海賊出身の「万戸」たる張瑄に由来する<sup>82</sup>。 明代に入ると、張家湾は北京の東における最も重要な港と市場になり<sup>83</sup>、帝室の財貨需要を まかなう全国からの物資はすべてここより積み替え、北京城に輸送されることとなった<sup>84</sup>。 また、張家湾から発送された貨物は、通常は北京城の東南にある崇文門より城内に入るた め、最寄の崇文門宣課分司が最も重要な徴税官庁になった。そして、明朝は張家湾と崇文 門との間における商税の二重徴収を免除するため、弘治元年から付加税の「条銀」を設立 した<sup>85</sup> (図 3 を参照)。

<sup>78</sup> 『酌中志』巻 16、内府衙門職掌、宝和等店には「経管各處商客販来襍貨、一年所徴之銀、 約数万両。除正額進御前外、余者皆提督内臣公用、不係祖宗額設内府衙門之数也。店有六、 曰宝和、曰和遠、曰順寧、曰福徳、曰福吉、曰宝延。而提督太監之廳廨、則在宝和店也」 とある。

<sup>&</sup>lt;sup>79</sup> 万暦『明会典』巻 35、課程 4、商税には「(嘉靖) 二十四年議準、福徳、宝源等七店、毎 貨一船、徴銀五両」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>80</sup> 『明神宗実録』(台湾、中央研究院歴史語言研究所、1966年)巻 345、万暦 28 年 3 月、 辛酉には「提督宝和二店内官張隆題、本店転収条船銀両、系充聖母宮用、觧銭未便、乞宣 課司条船仍旧徴銀、従之」とある。

<sup>81 『</sup>日下旧聞考』巻 110、京畿通州 3 には「自都門東南行六十里、有地曰張家灣。凡四方之 貢賦与士大夫之造朝者、舟至於此、則市馬僦車、陸行以達都下、故其地水陸之会而百物之 所聚也」とある。

<sup>82 『</sup>日下旧聞考』巻 110、京畿通州 3 には「原張家灣在州南十五里、元萬戸張瑄督海運至此而名。東南運艘、由直沽百十里至河西務、又百三十里至張家灣、乃運入通州倉、蓋盧溝河与白河會流處也」とある。同書巻 112、京畿武清には「朱清、張瑄者、海上亡命也久、為盜魁、出沒險阻、若風与鬼劫掠商販、人甚苦之。至元二十一年、巴延建議海運、乃招二人、授以金符、千戸、押運糧三萬五千石、仍立海道萬戸府三、以清瑄与羅璧為萬戸、轄千戸百戸所。領虎符・金牌・素銀牌、船大者不過千石、小者三百石、自刘家港出揚子江…月餘抵直沽」とある。

<sup>83</sup> 嘉靖『通州志略』(尊経閣文庫蔵嘉靖28年序刊本)巻1、輿地志、市集には「張家灣、在州城南十一里。南北水陸要会之処、人煙輻輳、万貨駢集、為京東第一大馬頭、日日為市」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>84</sup> 『日下旧聞考』巻 110、京畿通州 3 には「原張家灣為潞河下流、南北水陸要会自潞河南至長店四十里、水勢環曲、官船客舫駢集於此、弦唱相聞、最称繁盛。…自都門東南行六十里、有地曰張家灣。凡四方之貢賦与士大夫之造朝者、舟至於此、則市馬僦車、陸行以達都下、故其地水陸之会而百物之所聚也」とある。

<sup>85</sup> 万暦『明会典』巻 35、課程 4、商税には「(弘治元年) 又令客商販到諸貨、若係張家灣發売者、省令赴局投税。若係京城發売者、以十分為率、張家灣起条三分、崇文門収税七分。如張家灣不曾起条、崇文門全収」とある。

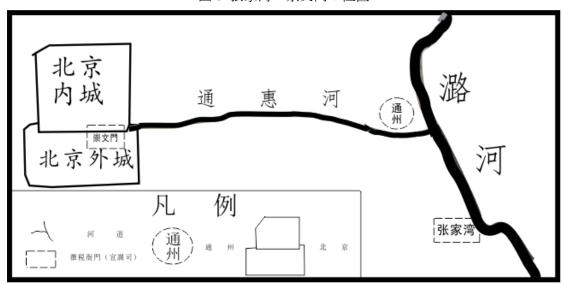


図3 張家湾・崇文門の位置

(侯仁之主編『北京歴史地図集』に基づいて加筆。)

「官店・皇店」と牙行との関係については時代的な変遷を見出すことができる。そもそも「場房」での「免牙銭」徴収は、売買両方の直接的な交渉と牙行経営の排除とを目的とした措置86であった。永楽七年から、国家は「官店」で「免牙銭」を徴収して牙行の介在を排除したが、後に官府が市場の価格を不当に算定し、徴税の過重化を招いたため、景泰2年から順天府と宛平・大興両県の牙行が再び官府に起用され、官店での品質検査や価格算定・商税徴収などの任務を負ってきた87。正徳年間に入ると、一部の「官店」が「皇店」へ転化した結果、その「商税徴収施設」的な性格が強化されるとともに、倉庫業・問屋業の機能が失われたので、牙行の経営土台もなくなった。これにより、「官店」・「皇店」と牙行との間には新たな関係が構築されたが、先行研究ではこの新たな関係性には注目されず、さらに「官店」・「皇店」を一種の牙行と見なした88。実際には牙行は「皇店」から離れ、次第に「皇店」の課税対象となると同時に、徴税請負人ともなっていた。これに関して、張家湾宣課司と崇文門宣課分司の課税状況に対する検討を通じて論じることとしたい。

# 2 官店・皇店の課税対象としての牙行

張家湾宣課司の課税記録は『度支奏議』貴州司巻1の上奏文「覆御史董羽宸張湾蠲免商税疏」に記載されている。この上奏文は巡按直隸監察御史董羽宸により提出されたもので、そこでは、建州女真の侵入(崇禎2年10月から3年正月までの「己巳之変」)を被った後の張家湾の情況が詳述されている。上奏文によると、当時の張家湾では、外来者(客商)や居民はいずれも当地から離れて逃亡したので、商品・貨物の流通は中断され、宣課司のそれに対する課税も不可能になったという。上奏文が提出された4月頃は「己巳之変」が

<sup>&</sup>lt;sup>86</sup> (明) 正徳『大明会典』(汲古書院、1989年)巻 32、金科、庫蔵 1、課程、事例には「洪武初、京城置塌房及六畜場、停積客商貨物及猪羊等畜、聽其兩平交易。革罷官私牙行、但収免牙銭一分」とある。

<sup>87</sup> 前掲注(2)新宮(佐藤)学「明代前期北京の官店場房と商税」。

<sup>88</sup> 前掲注(3) 汪士信「試論牙行」。

終わってから、わずか三ヶ月後のことである。董羽宸は各業種の経紀(即ち牙人)が次々に当地へ帰還したものの、もし張家湾の宣課司がもとの規定に従い、彼らに割り当てた去年 10 月から今年 4 月までの徴税額を一気に徴収すれば、恐らく彼らを再び逃亡させることになり、民衆生活の回復を阻害することになる、と主張していた。張家湾の牙人は弘治元年からすでに「副使」や「巡攔89」など胥吏に代わって、宣課司のもとで貨物の登記や商税の徴収を担当していた90ので、その逃亡は民衆の生活だけでなく、徴税官庁の運営に対しても支障を与えることとなるであろう91。

このような事態によって、張家湾宣課司の4月までの未徴税額は10,000両に達していた。 張家湾宣課司の税収はもともと以下のように各衙門に分配されていた<sup>92</sup>。

① 光祿寺: 麯價銀 4,400 両

② 酒醋局:本色准麯 18,800 斤

③ 國子監:本折色鈔銭 291,036 文、計銀 428 両

④ 太常寺:猪價銀320両

⑤ 太倉:済辺銀1,500~1,600 両

⑥ 宝和店:條銀1,800餘両

(7) (斛斗・註斛両行経紀より) 宝和店:進宮銭糧1,100 餘両

中でも⑥番は張家湾宣課司が毎年に宝和店に納める「条銀」である。これ以外に⑦番の「進宮銭糧」にも注目すべきである。上奏文によると、「進宮銭糧」の財源となるのは、張家湾の「斛斗」・「註斛」両牙行の仲介手数料たる「牙用」((牙行の経営所得))である。両牙行の経紀(牙人)は毎年1100余両の金額を請け負って宝和店に送っていたという。これより牙行(及び牙人)が「宝和店」など「皇店」の課税対象になったことが明らかとなる。

つづく崇禎3年7月18日、兵部左侍郎范景文が提出した、通州・張家湾への課税免除を 求める上奏には、董羽宸上奏文と同じく張家湾の状況が報告されており、「進宮銭糧」の由 来を以下のように記載している。

さらに、解斗(穀物の総称)・註解 [と呼ばれる二つの牙行に関わる] 牙税があり、[それは] また張家湾の経紀と関わる。[経紀は] 総計八八名 [おり]、三ヶ月ごとに宝和店に二八〇両三銭五分の牙税を納める。彼らが得た牙用(牙行の経営所得)は、全て「商人が」南から雑糧を張家湾に送達して販売する [時]、牙行が代わりにその品質を評価して、重さを計算した [後に、商人のところから収めた手数料である] ので、ゆ

理無託。乞蠲乞減情實非假」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>89</sup> 税課司・税課局に疏属して商税の徴収に当たった都市の住民である。詳細は岩見宏『明 代徭役制度の研究』同朋舎、1986 年、16 頁を参照。

<sup>90</sup> 万暦『明会典』巻 35、戸部 22、課程 4、商税には「(弘治元年) 又議准、取回馬駒橋副使、 巡攔、令張家灣宣課司公同本司官、將南方販到酒麯、務令牙人盡數開報収税。仍將収過數 目送赴監収御史、主事稽考。除彀光祿寺、酒醋麫局額辦酒麯外、其餘俱収銭鈔」とある。 91 『度支奏議』貴州司巻 1、「覆御史董羽宸張湾蠲免商税疏」(41 葉の表)には「崇禎三年 四月初九日、該巡按直隸監察御史董羽宸題前事、内一款、張灣商税出於商貨、自賊入以來、 行者居者皆絶、税安從出。近各行經紀間有歸者、告苦紛紛、欲仍旧則逋額難賠、仍迯則生

<sup>92「</sup>覆御史董羽宸張湾蠲免商税疏」(42葉の表・裏)を参照。

えに斛斗・註斛と呼んだ93。

解斗・註解と呼ばれる二つの牙行から納付された「進宮銭糧」(解斗註解牙税)は、中央に「牙税」と見なされたものの、これは国家が定めた正式的な徴税とは言えない。なぜならば、「解斗註解牙税」の徴収範囲は張家湾に限定されており、徴収の方式も経紀が金額を認めて自発的に「認納」する<sup>94</sup>(納税を請け負う)という志願・非正式的名目でなされており、官府が牙用(牙行の経営所得)を徴収する際に、「牙帖」という営業許可書も配っていなかったからである。それに対して、崇禎2年から成立された正式的な牙税である「牙行換帖銀」は全国の牙行から徴収する強制的な課税であり、その徴収に伴い牙行に営業許可証の「牙帖」を配布していた。だとすれば、「解斗註解牙税」は「牙行営業税」的な性格<sup>95</sup>を有していないと見るべきである。また、一人当たり年間 12.74(280.35×4÷88)両ほどの「解斗註解牙税」徴収額も、「牙行換帖銀」の十倍以上に達している<sup>96</sup>。

明代の「斛斗註斛牙税」と「牙行換帖銀」との関係については、清代の事例を踏まえて分析すれば明確にわかる。清代の「牙税」とは官府が牙帖を牙行に頒給する時に徴収した営業許可税のことであり、一枚の牙帖ごとに8、9分から3銭ほどの銀しか徴収しない。牙税のほかに、地方官府はまた牙行に「陋規」という名目の付加徴収を勝手に課した。その徴収は正式なものではないにもかかわらず、徴収額は当地牙行の利潤蓄積状況によって牙税原額の3倍から多ければ100倍にも至る場合がある<sup>97</sup>。これによれば、清代の「牙税」と「陋規」という付加徴収との関係はまさに明代の「牙行換帖銀」と「斛斗註斛牙税」との関係と類似していると考えられるのである(表10を参照)。

名称	年代	牙帖領収	徴収形式	範囲	性質
斛斗註斛牙税	明末	無	認納(非正式)	地方 (張家湾)	附加税(営業税の十倍以上)
牙行換帖銀	明末	有	強制 (考成)	全国	営業税
牙税陋規	清	無	非正式	地方 (林県)	附加税(営業税の十倍以上)
牙税	清	有	強制 (法定)	全国	営業税

表 10 明清牙税の比較

上述の分析により、国家の張家湾牙行に対する課税情況が明らかとなった。「牙行換帖銀」と「斛斗註斛牙税」とは性格上の差異があるにもかかわらず、いずれも張家湾牙行の利潤蓄積状況を踏まえて徴収するものに間違いない。ただし、「牙行換帖銀」は全国の牙行に課

<sup>93 『</sup>度支奏議』貴州司巻 1、「覆通鎮督部破格蠲賑通湾疏」(54 葉の表)「更有斛斗註斛牙税 一項、亦係張灣経紀之事、計八十八名、每季認納宝和店牙税二百八十両三銭五分。其所取 覓牙用、皆南來雜糧到灣發賣、此輩代爲較量斛靣、故名曰斛斗註斛」。

<sup>94 「</sup>覆通鎮督部破格蠲賑通湾疏」(54葉の裏~55葉の表)には「此項向係経紀認納、自行辦課。…牙税出自斛斗経紀。当此子遺之余、南糧稀少之会、枢臣疏謂権之而猶不可得、何如捐之」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>95</sup> 牙税の性格について詳細は稲葉岩吉「駔儈・牙儈及ビ牙行ニ就イテ――支那税源ノ歴史的考察(上)|『東亜経済研究』5巻2号、1921年を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>96</sup> 牙行換帖銀の金額について、「題覆会議辺餉議具単十二款疏」(88 葉の表)を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>97</sup> (民国)『林県志』(台北、成文出版社、1968年)巻 5、財政、税捐には「牙帖一張按章納税銀三銭、下至八九分不等。而各行所出陋規為官及胥役所得者、常三倍・五倍乃至十・百倍於額税」とある。

する正式の商税であるため、各地域における牙行の発展(利潤蓄積)上の格差を配慮して 徴収金額を控えに設定した。これに対して、「斛斗註斛牙税」はただ張家湾牙行の利潤蓄積 だけに狙っているため、数値が換帖銀の十倍以上に達した。これにより、張家湾牙行が他 地域の一般牙行より膨大な蓄積を持っていたことがわかるだろう。

なお、「斛斗註斛牙税」の設立時期は不詳であるが、崇文門の宣課分司に関わる史料は、 崇禎時期における条税の「帯徴<sup>98</sup>」という、牙行への新設徴収項目の成立過程を記載してい る。

### 3 官店・皇店の徴税請負人としての牙行

崇文門宣課分司における商税徴収の総額は従来 68,900 両であったが、崇禎元年には 90,000 両となり、崇禎 2 年にまた 3400 両以上の「羨餘銀」(非正式の税収入) が追加された 99。さらに崇禎 4 年に至り、国家は軍事費を捻出するため、90,000 両の徴収額を基礎に、正税と条税とを併せて 4,500 両の徴収額を増加した 100。しかし、こうした崇文門の徴税目標と実際の徴収額とは乖離している。提督宝和等店司礼監掌印太監王永祚が崇禎 4 年 10 月 20 日に上奏した「覆議崇文門加増条税疏」(『度支奏議』貴州司巻 2) によれば、当時の条銀徴収の欠額は 6 ヶ月分にも達している 101。後に、戸部浙江清吏司主事王胤懋が崇禎 5 年 6 月 21 日に提出した「題議帯徴積逋條税銀両疏」(『度支奏議』貴州司巻 2) には、その欠額を 14583 両と明記した上で 102、王永祚の「条税帯徴」提案がより詳細に記載されている。提案の主旨は凡そ崇文門宣課分司が崇禎 4 年の秋から始めて、春夏二季の条銀を徴収する際に、一季 (3 ヶ月) ごとに 1 ヶ月分の条銀を額外に徴収し、漸次、以前に生じた欠額を補填する

-

<sup>&</sup>lt;sup>98</sup> 帯徴とは、①本来特定の個人に課せられる税を別人の税に付帯した形で徴収すること。 或いは②未納の税目を付加的に徴収すること、もしくは③租税の代理徴収である。前任の 官による徴税業務がいまだ完了しない状況で転任した場合、後任の官がこれに代わって徴 収を行い、正税の未徴収分を翌年の正税に加えて徴収を行って、未納分を補う。内藤乾吉 『六部成語註解』(東京大安、1962年)戸部成語には「帯徴銀、一年中交不足額之款分年帯 徴以補足之。…代徴、(代註本作帯) 代替也。此官經徴未竣以事他去、後官代為經徵也」と ある。

<sup>&</sup>lt;sup>99</sup> 『度支奏議』貴州司巻 1、崇禎 2 年 12 月 20 日の「門閉己久商貨全無疏」(35 葉の表)には「崇文門宣課司税銀原額六萬八千九百両有奇。崇禎元年具題以九萬両為定額。崇禎二年又加羨餘銀三千四百両有奇」とある。

<sup>100 『</sup>度支奏議』貴州司巻 2、崇禎 4 年 10 月 20 日の「覆議崇文門加増条税疏」(1 葉の裏~3 葉の裏)には「崇文門毎年四季解宝和店條税。今據提督內臣王永祚條議…、一日四毫按徴起解。…崇文門以原額九万両記之、正税・条税二項共該加銀四千五百両。…其每年條鈔所加四毫之銀…扣解太倉以濟軍興」とある。また、同巻崇禎 5 年正月 12 日の「題崇文門官商納税則例疏」(8 葉の表)には「奉本部送、據監督崇文門商税戸部浙江清吏司主事王胤懋呈前事。内称、竊照本門額税、年計九万四千五百両」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>101</sup> 「覆議崇文門加増条税疏」(1 葉の表~2 葉の表) には「提督宝和等店司礼監掌印太監王 永祚題、…經該店査明、…見季舊欠者責令截補、共計壓欠六個月」とある。

<sup>102 「</sup>題議帯徴積逋條税銀両疏」(32 葉の表・裏)には「為査春夏二季、実非見季之拖欠、 乃數十年積逋壓至於此。…且條銀旧欠六個月、該一萬四千五百八十三両一銭二分六釐三毫九 絲」とある。

というものである<sup>103</sup>。この提案に従い、崇文門宣課分司の官員は牙行への課税を強化したが (表 11 を参照)、具体策としては前述張家湾宣課司のように、非正式名目の徴収方式を採用した。すなわち、牙行に命じて、その取り扱う貨物によって「牙用」(牙行の経営所得)を「捐」(私財の納付)して帯徴銀を納めさせたのである。この捐は従来の官員が任職・昇級する時の「捐納」(私財の寄付)と異なり、民間で広く徴収する付加税に近いものとなった。これにより、崇文門は 7000 余両の帯徴額を達成した<sup>104</sup>。

條銀の総欠額	六ヶ月の分、14583 両		
前任包主事105の帯徴完成額	(崇禎四年の秋から) 一ヶ月半の分、3166 両		
6 年管差者106の帯徴完成額	半月の分、834 両		
王胤懋の帯徴すべき欠額	四ヶ月の分、10583 両		
王胤懋の帯徴完成額	(約二ヶ月の分) 4192 両		
王胤懋に残された帯徴欠額	6392 両		

表 11 歴任官員の条銀帯徴額

(表では小数点以下第一位を四捨五入して自然数で表す)

崇文門牙行の手数料たる「牙用」にも目を向けよう。一般的には、「牙用」は牙行の取引仲介の所得であるが、崇文門は取引の市場ではなく、通過する貨物の管理・課税を行う交通の要所であるため、そこにいる牙行(経紀)は取引の仲介ではなく、むしろ品質の検査や価格の見積もりなど徴税の補助業務を行っていた。崇文門牙行の手数料は張家湾牙行の手数料と同じく「牙用」と呼ばれていたが、その所得の由来は取引の仲介ではなく、徴税の補助業務によるものであり、崇文門を経過する貨物の数量と深く関わっていた。

いずれにせよ、崇文門の牙人(経紀)が徴税官庁(崇文門宣課分司)に強いられて(崇禎4年の秋から崇禎5年6月までの間に)7000両牙用を納付したことは事実である。その額は崇文門の年条税徴収額の25%、崇文門の年商税徴収総額の7.4%に近い。しかも、上述の納付額は臨時に追加されたもので、他にも宣課分司への元来の納付額や、牙人として

<sup>「</sup>題議帯徴積逋條税銀両疏」(31 葉の表・裏、33 葉の裏) には「監督崇文門商税戸部浙 江清吏司主事王胤懋呈前事、内稱、竊照本職受事以來、潔己奉公、爲國爲商以副朝廷之任 使。然有不獲已之事、不得不據實陳懇以蘇困苦。如帯徴旧欠條銀、前該宝和等店具題、内 稱條税以崇禎四年秋季爲始、責念該門具徴其四年春夏二季條銀、毎季帯徴一月、務在漸次 通完…崇禎四年十月内、該提督宝和店太監王永祚具題、毎季帯徴一月解店、是期以六季補 完前逋也」とある。

<sup>104 「</sup>覆議崇文門加増条税疏」(32 葉の表、34 葉の表) には「然職亦不以勞怨爲辭、嚴令見 役經紀各於時下所過貨物量捐牙用帯納。…牙行賠解除自去年秋季帯追至今、所完七千餘両」 とある。

<sup>105</sup> 前任戸部湖広清吏司主事は包鳳起である。詳細は『度支奏議』貴州司巻 1、崇禎 4 年 4 月 7 日の「題参崇文門奸書侵盗官銀疏」(70 葉の表)・崇禎 4 年 4 月 13 日の「覆崇文門包主事条陳門税五款疏」(74 葉の表)を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>106</sup> 崇禎6年の崇文門管差主事は劉鎬である。詳細は『度支奏議』貴州司巻2、崇禎5年2月の「覆査核科臣題報關税缺額疏」(12葉の表)を参照。なお、劉鎬は崇禎2年11月17日から(退任は不詳)河南清吏司の主事として崇文門を管理することもあった。詳細は『度支奏議』貴州司巻1、崇禎2年12月20日の「門閉已久商貨全無疏」(34葉の表)・崇禎3年正月15日の「門禁漸開門税宜定疏」(36葉の表)を参照。

払うべき営業税(牙行換帖銀)などの種種の納付名目があり、いずれの課税額もすべて崇 文門牙人らの利潤蓄積により担われたものと考えられる。

上述の考察によって明らかとなった「官店・皇店」と牙行との関係を纏めよう。官店が商税徴収施設の皇店となってから、次第に張家湾宣課司や崇文門宣課分司などの徴税官庁へ商税を収めてきた。後に皇店は徴税官庁を通して、周囲の環境から新たに財源となりうる存在を模索していたが、その財源と目されたのが消費経済の発達により成長してきた北京の牙人・牙行であった。皇店は「原額主義」の財政原理<sup>107</sup>に従いつつ、徴税官庁を通して牙行に各種の課税を行った。そのため、課税が「進宮銭糧」・「条税帯徴(銀)」さらには「牙税」と称されていたとはいえ、正式な課税には転化しがたかった。徴収には非正式的な納付方式を用いられていたのであった。また徴収の場所や対象・方式なども限定されており、徴収の額も所謂「慣習によって行った制度<sup>108</sup>」という性格を有していたと考えられる。崇禎2年から全国牙行への正式課税(牙行換帖銀)が始められて以降、「皇店」に課された「斛斗註斛牙税」が正式な牙税に付加的に徴収されるものになっていったのである。

## おわりに

本章では、買弁商役を務める北京牙行の活動範囲を手がかりとして、その発展程度を分析し、さらに利潤の蓄積情況を牙税の付加徴収への検討により論じた。その結論は以下のようにまとめることが出来る。

1、地方での換帖銀徴収定額は当地牙行の数量によって決められたものであり、その多 寡は直接当地の牙行数量を反映している。そのため、高額な換帖銀徴収定額を設定された 順天府では、北直隷内のほかの地域より多い数量の牙行が存在していると考えられる。ま た、その定額と、当時の経済発達地域である江南各府の定額とを比べても第三位に入り、 棉織手工業で有名であった松江府や商品集散の要衝たる太平府にも劣らないほどの牙行数 量を有することが分かった。これは、仲介業研究の、とりわけ華北牙行に対する従来の認 識に大きな修正を加えることになろう。

2、明末の牙行の活動範囲は、もはや官集という特定な市場に限定されず、買弁に関わる 衙門に赴き、物資の買い上げ・集荷を担っていたことが分かった。とりわけ城外の大壩九 倉・黄土四倉・南石渠七倉に物資を運搬する際に、北京牙行は当地の水運ルートを使用し、 物資消費圏の物流網を形成していたと考えられる。この結論は買弁を務める牙行の活動範

<sup>&</sup>lt;sup>107</sup> 「原額主義」の財政原理は要するに、経済の拡大に対応できない硬直的な正額収入と、 社会の発展・国家支出の拡大とに伴って増大する財政的必要との間の不整合、およびこう した不整合を弥縫するための正額外財政の派生を必然的に発生するということ。詳細は谷 井俊仁「清朝原額主義財政の論理」岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文 科学研究所、2004年を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>108</sup> 明代牙行制度に慣習的な性格について、詳細は山根幸夫「明清時代華北市集の牙行」『星博士退官記念中国史論集』星斌夫先生退官記念事業会、1978 年を参照。

明清時代の牙人・牙行研究(第五章、明末における北京牙行の経営実態と利潤の蓄積)

囲を明らかにしたとともに、明末北京の物流構造に対する研究にも新たな見直しを迫るものであろう。

3、官店が商税徴収施設の皇店となってから、次第に張家湾宣課司や崇文門宣課分司などの徴税官庁へ商税を収めてきた。後に皇店は徴税官庁を通して、周囲の環境から新たに財源となりうる存在を模索していたが、その財源と目されたのは消費経済の発達により成長してきた北京の牙人・牙行であった。皇店が張家湾牙行に正税(牙行換帖銀)の十倍以上の額外徴収(斛斗註斛牙税)を課し、崇文門牙行に徴税総額の7.4%に接近する「帯徴銀」を徴収したことは確かに張家湾牙行には一般牙行より膨大な蓄積があることを反映している。その他に、明末における牙行と皇店との関係も論じた。張家湾・崇文門での牙行は明末において、徴税官庁の施策に応じて官店・皇店の課税対象(張家湾)と徴税を補助する者(崇文門)になった。

## 第六章 碑刻から見る江南の商品流通構造と牙人・牙行

#### はじめに

明清時代における江南の社会構造を考察する手がかりとして、碑刻史料は重要視され、研究に用いられてきた。日本では1960年代からすでに碑刻史料を手がかりに明清江南農村における手工業の経営形態が考察され、中国社会内部の自生的な「資本主義の芽」が、どのように具体的に存在していたのかが論じられてきた¹。1970年代には、土地制度・地主制研究が進められつつも、都市の底辺で働く労働者の動きが社会史の視点として注目され、碑刻史料を用いて人夫の雇用問題の解明が試みられた²。1980年代に入ると、「地域社会論」という研究視座が台頭した。それを背景として、明清江南研究は碑刻史料を用いて、運送業の経営性格を解明し³、地方都市における同業組織と公権力との関係についても考察を加えた⁴。上述の研究蓄積に基づいて、仲介業研究では1990年代から碑刻史料が活用されはじめ、牙行の存在形態がより詳細に解明されてきた⁵。

一方、中国における社会経済史研究は1980年代から、碑刻史料の活用が重視されはじめた<sup>6</sup>。特に陳忠平氏の江南市鎮における布号と布莊との関係についての考察<sup>7</sup>は、商人の経営実相に対する考察の契機として盛んになった<sup>8</sup>。21世紀に入ると、碑刻史料を用いて商事法(公権力が定めた法)と行業(同業組織)自治との関係への分析が進められ、なかでも江南の商業秩序を維持する牙行の役割がまず主たる考察対象とされた<sup>9</sup>。以後、牙人・牙行の研究において碑刻史料が活用されることが増え、大別すると国家視野からの考察<sup>10</sup>と民間レ

<sup>1</sup> 横山英「清代における踹布業の経営形態(上・下)」『東洋史研究』19巻3・4号、1960・1961年。寺田隆信「蘇州踹布業の経営形態」『東北大学文学部研究年報』18号、1968年などを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 中村治兵衛「清代都市のかごかき人夫の闘争――喪葬礼と扛夫・吹手をめぐって――」『中央大学アジア史研究』1号、1977年を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 上田信「明末清初・江南の都市の『無頼』をめぐる社会関係――打行と脚夫――」『史学雑誌』90編11号、1981年、1 (1619)~11 (1629) 頁。

<sup>4</sup> 佐藤学「明末清初一地方都市における同業組織と公権力――蘇州府常熟県『當官』碑刻を素材に――」『史学雑誌』96 編 9 号、1987 年を参照。

<sup>5</sup> 山本進「明末淸初江南の牙行と国家」『名古屋大学東洋史研究報告』21 号、1997 年。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 例えば、傅築夫「中国工商業者的"行"及其特点」『中国経済史論叢』下、生活・読書・新知三聯書店、1980年。洪煥椿「明清封建専制政権対資本主義萌芽的阻碍」『歴史研究』1981年 5 期。許敏「明代嘉靖・万暦年間"召商買弁"初探」『明史研究論叢』1 輯、1982年。宋元強「研究明清社会経游史的重要碑刻史料」『歴史研究』1982年 4 期。唐文基「明代的鋪戸及其買弁制度」『歴史研究』1983年 5 期など。

<sup>7</sup> 陳忠平「明清時期江南市鎮的布號與布莊」『江淮論壇』1986年5期。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 范金民「清代江南糸綢的国内貿易」『清史研究』1992年2期。李斌「従碑刻史料看清代的假冒商標」『東南文化』1994年3期など。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 孫麗娟『清代商業社会的規則与秩序——従碑刻史料解読清代中国商事習慣法——』北京、中国社会科学出版社、2005 年、88~125、157~172 頁を参照。

<sup>10</sup> 王日根「清代江南地方官府対商業秩序的整治——以碑刻史料為中心的考察——」『厦門大学学報』哲学社会科学版、2007年2期。安涛「従『上海碑刻史料選輯』看明清時期国家在地方経済生活中的作用」『蘭州学刊』2007年3期。彭南生「晚清地方官對民間経済活動的管理—以近代江南地區的碑刻史料為分析基礎」『安徽史学』2010年2期など。

ベルからの考察<sup>11</sup>との二つの視野に立って進められた。前者は国家の牙行支配構造に注目して、後者は「会館」という商業組織と牙行との関係に着目し、それぞれ研究成果を蓄積した。

日本・中国の仲介業研究は上述のように、主として1990年代から碑刻史料が活用されはじめ、牙行の存在形態や国家からの支配構造などの課題に検討が加えらてきた。しかし、各先学が注目したのは仲介業以外の、特定の業種であり、これにより仲介業の形態全般を把握することはまだ十分とは言えないのである。たとえば、仲介業の存在形態への考察で用いられたのは、棉布・蚕糸などの業種の碑刻に止まっており、それ以外の糧食や木材などの業種における仲介業の形態については、考慮に入れられることはなかった。また、牙行の江南商業秩序を維持する重要性が先学に提起されたが、その際に用いられたのは商人の取引業務と関わる碑刻であり、商品の運送業務に関わる牙行については注目されなかった。

筆者は上述の問題を中心として、碑刻史料から牙行の具体相を把握することを試みる。 その第一歩として、関係する時代背景・流通構造・仲介業種類を分析することが必要であ る。そこで本章では碑刻史料を整理・分析した上で、江南における商品運送の構造を概観 し、仲介業の類別と形態を論じていくこととする。

## 第一節、碑刻史料の概観

本稿執筆に当たって収集した碑刻史料は全部で98件ある(本章最末の付表を参照。また、碑刻の出典については緒言を参照)。その内容は先行研究によりつつ区分すると、大まかに官府(官府と牙行とのやり取りに関わる碑刻)と民間(牙行と他の商人団体・民衆とのやり取りに関わる碑刻)とに分けることができる。官府に関わる碑刻はさらに碑刻の主たる内容によって税関(附表44・45・51・54)、治安(附表1・3・5・6・7・12・16・20・26・38・43・48・74・77・82・90・94)、漕運(附表9・33・47・61)、当官・差役という官物調達(附表10・11・14・18・19・24・42・68)、捐輸(附表11・24・34・36・41・53・66・81・83・90)などの条目に分類できる。民間に関わる碑刻もさらに碑刻の内容にもとづき、行業内部(附表2・4・8・13・23・26・28・29・31・32・52・59・63・75・91・92・95)、商人会館の事務(附表13・23・27・28・30・39・41・49・50・53・54・56・57・62・63・64・69・70・71・72・73・78・79・84・85・86・88・89・96・97・98)及び商品流通の陸上運送(附表12・15・17・21・22・25・35・38・40・43・46・49・55・58・60・76・80)と水上運送(附表20・37・40・47・48・54・65・67・76・87・93)などの条目に細分できる(もちろん、一碑刻が複数の類別に属することもある)。関連する地域は蘇州府の太倉州、呉県、長洲県、元和県、常熟県や常州府の金匱県、松江府の嘉定県、上海県、華亭県などの江南地域で、いずれも江南の商品流通の中心地である。碑刻の頒布年代から見れば、康熙・乾隆・同治年間の碑刻

規約」『江蘇警官学院学報』2013年4期など。

 <sup>11</sup> 例えば王剛「清代江南地區健訟問題研究」蘇州大学碩士論文、2006年。唐力行「明清以來蘇州的社会生活與社会管理——從蘇州碑刻的分類説起——」『上海師範大学学報』哲学社会科学版、2009年3期。李雪梅「工商行業規範與清代非正式法——以会館碑刻為中心的考察——」『西北政法大学学報』法律科学版、2010年6期。許檀「商人会館碑刻史料及其価値」『天津師範大学学報』社会科学版、2013年3期。孫斌「從蘇州碑刻史料看清代工商業行会

がもっとも多かった。これは牙行制度の改革時期とも対応している12。

まずは官府のものから見てゆく。税関碑刻では、税関で徴税の業務を補助している「税 牙」という仲介業者の情況が記載されていた。治安碑刻では、地方の無頼が「河快」・「港 役」・「捕役」などの役人を偽称して、商民の財産を掠奪し、商品流通を妨害することが記 載されていた。この条目の碑刻において、牙行は無頼に「勒索」される(恐喝されて金品 を奪われる)被収奪者と、無頼と結託して商民を「勒索」する収奪者としての両方の性格 を持つことが記されている。漕運碑刻では、官物調達を担う国家水上運送システムと、商 品運送を務める民間水上運送システムとの衝突を載せており、牙行は民間水運業者(商人 に雇われて一般の商品を運搬する業者)とともに、漕運業者(官府に雇われて税糧などの 官物を運搬する業者)の収奪に反抗していたという。官物の調達に関する碑刻では、鋪戸・ 牙行に対する「当官」という官物調達役務を撤廃する告示を載せており、これによって清 朝の当官を改革するという意図を把握することができる。清代中期に至って、当官の実際 の役務はその時期にはすでに廃止されていたが、その名目が悪質な役人に利用され、商民 を収奪する口実とされた、ということも碑刻から分かる。捐輸に関する碑刻では、当初、 牙行は悪質な役人(胥吏など)と結託して客商・民衆から不正に付加税(私派津貼という) を徴収していたが、後にはその捐輸所得が徐々に地方財政を補助する収入となっていき、 捐輸の名目も増やされていたという。清代後期に至り、捐輸は会館という商業組織が所属 商人から経費を徴収する名目とされた。また、官物調達碑刻は明代末期から清代前期まで の間に集中している一方で、捐輸碑刻は清代中期から清代末期までの間に集中しており、 時期上の区分を有している。これは、清代における国家の政治的意図が、前期の官物調達 上の弊害を消滅させることから、後期の中央財政を再建することに転化するという、先学 の主張を裏付ける13。

続いて民間のものを見ていこう。行業内部に関する碑刻では、商人同士(牙行・鋪戸・客商)または農村手工業者との衝突を記載している。つとに西嶋定生氏によって指摘されたように、棉工業を中心とする明清農村手工業は、松江府の地域一帯、及びその周辺の諸州県、いわば揚子江下流デルタを舞台として行われていた。紡織技術の進歩や木棉栽培の普及などに恵まれ、さらに農村経営零細化の影響を受けて、農村の家庭工業は、宋末以降の過重な田賦負担を補うべく、農村の副業として普及してきた。この農村工業は木棉を生産するだけでなく、たとえば蘇州・杭州では絹織物の生産、常州・鎮江では麻織物の生産、嘉興・湖州では養蚕製糸業を営むなど、地域によって異なり、各種の織布製品を生産していた14。碑刻史料によれば、各織布製品の生産者はさらに原料の生産者グループと原料の加工者グループに分けることができる。商人と原料の生産者グループとの衝突は機業碑刻に、

<sup>12</sup> 清代牙行制度の改革について、詳細は呉奇衍「清代前期牙行制試述」『清史論叢』6 輯、1985 年。山本進「清代江南の牙行」『東洋学報』74 巻 1 ・ 2 号、1993 年。同「清代の雑税と牙行」名古屋大学『東洋史研究報告』28 号、2004 年。林紅状「清代前期牙行制度的演変」『蘭州学刊』2008 年 9 期などを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 山本進「明末清初江南の牙行と国家」名古屋大学『東洋史研究報告』21 号、1997 年を参 昭

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> 西嶋定生「十六・十七世紀を中心とする中国農村工業の考察」『歴史学研究』137 号、1948 年、16~17 頁を参照。

原料の加工者グループとの衝突は踹布業・花素緞業・染業・靛行碑刻に載せられている。 これによれば、農村手工業者は各生産商品の加工技術によって区分することが伺える。商 人会館に関する碑刻では、行業内部の管理制度・経営構造を記載している。当時の江南で は、商品流通の活発化に伴って商人間の競争は激しくなり、牙行の両替不正や字号詐称な どの悪質な競争問題が引き起こされた。各行業の商人らは悪質な競争を抑制するため、会 館の施設に碑刻を立てて、行業内のルールを告示した。そのほかに、施設内部に地元の無 頼への対処や、建設寄付金の記録、善行の奨励、さらに行業の発展状況、官府の徳政に関 する碑刻をも立てた。

商品流通に関する碑刻は、水上運送と陸上運送との二つの条目に分けることが出来る。 江南の商品流通・運送構造を系統的に把握するためには、両者を合わせて分析することが 不可欠であり、これらの碑刻こそが本章における主要なる考察の手がかりである。次節で はこれを対象として検討してゆく。

## 第二節 江南の運送構造と牙行の役割・機能――米運送業の構造の解明を焦点として―



図1 明清時代の江南市鎮(常州・蘇州・松江府)

(図1は、国家地図集編纂委員会編『中華人民共和国国家歴史地図集』(中国地図出版社・ 中国社会科学出版社、2012年、108頁)明太湖地区市鎮、譚其驤主編『中国歴史地図集(清 時期)』(三聯書店香港有限公司、1992年、16-17) 江蘇の地図に基づき加筆したものであ る。)

まず、明清江南市鎮の発達背景を概観しておこう。周知のように、紡織技術の進歩や木 棉栽培の普及、及び田賦の上昇が江南地区の経済を発達させ、農村の工業化を引き起こし た。これにより形成された「織布製品の輸出圏」では木棉や麻織物・製糸物(桑)・絹織物 など原料を栽培するようになったため、農業人口の超高密度化した江南は、かえって相対 的に糧食の生産土地が減っていった<sup>15</sup>。その結果、宋・元の時代に「蘇湖熟すれば天下足る」と言われていた江南は、明・清時代になると主穀輸入地域に転化した。同時に、「湖広熟すれば天下足る」と言われたように、江南地区の糧食需要が長江中流域の米作技術改良や新田の開発を刺激して、湖広(湖北・湖南・江西)が江南への主穀供給地域となった<sup>16</sup>。これにより形成された棉布と糧食との省を超える広域の流通は、水上運送業の業務を拡張させ、湖南から江南に米を運送する経路を成立させることとなる。嘉慶 15 年(1810)7 月の碑刻「元長呉三県永禁詐索商船碑」(詳細は文末の付表を参照)によると、

我らは楚省の籍に属する。もともと自ら船・資本を用いて、米を蘇州に運んで販売する。或いは、客商と運送の契約<sup>17</sup>を結び、[客商の]貨物を蘇州に運んでくる。これは、米が民衆の食を援助して、貨物が国家の税収に有利となることである<sup>18</sup>。

という。この史料は、米が湖南・湖北から江南に運送するという運送方向を言及するとともに、船主としての米商人がほかの客商と運送の契約を締結し、他人の貨物を運送していたことを明らかにしている。他人と船の運送契約を斡旋する(写船)ことは、「埠頭」という「船戸」(水運業者)のリーダー・支配者の業務であるため、湖南・湖北の米商人が「埠頭」を兼任する可能性があると考えられる(図2を参照)。

図2 江南の米輸入構造

一方、江南では、「南船北馬」と言われるように、川が大量に存在していた。そのため、水上運送には船舶が必要であり、陸上運送には河川を越える橋梁が必要である。江南地域の物資を流通するためには、この両者が備えられていなければならなかったが、翻せばこれは水陸の交通が可能であったということでもある<sup>19</sup>。したがって、それに介在する船戸の業務拡張と、「脚夫」という陸運業者の業務の専業化が引き起こされた。嘉慶 17 年(1812)12 月の碑刻「蘇州府示諭楓橋米市斛力碑」は、それぞれの拡張・業務の専業化を詳細に記載している。

洞庭会館の事務担当たる徐昌期の報告によれば、〔米商が〕湖北・湖南から米を買い上

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 西嶋定生「中国初期棉業の形成とその構造」『オリエンタリカ』2 号、1949 年(1942 年初稿)。同「中国初期棉業市場の考察」『東洋学報』31 巻 2 号、1947 年。同「明代におけるも工面の普及について」『史学雑誌』57 編 4 ・5 号、1948 年。同「16 ・ 17 世紀を中心とする中国農村工業の考察」『歴史学研究』137 号、1948 年。

<sup>16</sup> 樊樹志 『明清江南市鎮探微』上海、復旦大学出版社、1990年。

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> 写船は水運契約を締結することである。詳細は斯波義信『宋代商業史研究』風間書房、 1968 年。陳学文『明淸時期商業書及商人書之研究』洪葉文化、1997 年などを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 原文は職等籍隸楚省。…向或自船自本、販米蘇売。或攬写客載運貨來蘇。是米済民食、貨 利国用」である。

<sup>19</sup> 川勝守「東アジア石橋の比較技術史——中国江南虹橋と日本九州眼鏡橋における環境の 役割——」『九州大学・九州文化史研究所紀要』39 号、1994 年。

げて蘇州に運送し、楓鎮で牙行の斡旋を受けて販売していた。従来、斛力(運賃)の 給付は、一石の米毎に五合(半升の米)である。現在、楽自新などの者は、…会館開設 の名義で、捜査の巡船を設けて、無頼を集め、勒索しない商船はなく、抜(貨物の一 部を徴収)かない貨物も無い。とうとう、米を秤量する人がなくなり、船も〔港に〕 停泊できなくなり、米価が騰貴した。〔後に〕官府の調査・追究などの対処によって米 市が復興したが、…ただ斛費は…〔一石毎に〕八厘(0.008両)の銀とした。〔これと比 べ、〕以前に決めた五合〔米の斛費〕はさらに良い。且つ斛力への給付は、米の方が銀 より都合が良い。〔米商が〕湖北・湖南で船戸と水運契約を締結する時、既に五合の斛 力米を船戸に交付して〔、船戸が商人に〕代わって〔斛力米を運送業者に〕給付して いた、等の件は、〔官府から以下の〕批示を受けた。…現在、〔斛費を〕銀八厘に改定し た〔ものの〕、米商は湖北・湖南で契約を締結する時、蘇州における〔斛費支給〕規則 の改定について、まだ知らなかった。また船戸に五合の米を渡して、「船戸が客商に代 わって〕斛手に交付していた。…官府は徐昌期の請求に準じて、以下の告示を出して、 [商民に] 遵守させ、また湖北・湖南の官府に告知する。…楓鎮における各省からの船 戸・牙〔行〕・斛人に知らせる。今後、〔米商が〕湖北・湖南で船戸と契約を締結する 時、斛費を船戸に渡して、〔船戸による斛費の〕給付代行を許さない。米商自ら銀を斛 手に給付することに任せて、〔船戸が〕これに介在して、妨害することを許さない<sup>20</sup>。

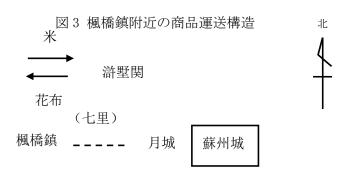
碑刻に見える楓橋鎮という地名は、蘇州地方の糧食輸入・紡織製品(花布)輸出の一中心地である。通説からいえば、蘇州地方は18世紀の頃、運河の利便性を利用して、江南地区の糧食需要に応じる全国米糧貿易の中心地になった<sup>21</sup>。米糧貿易市場はさらに滸墅関・月城・楓橋鎮に分けられる。滸墅関は、蘇州の北西にあり、ここから常熟県・昭文県の花布を全国へ輸出して、米を輸入していた<sup>22</sup>。月城は、蘇州府城に近く、蘇州でもっとも繁栄した市と看做されている<sup>23</sup>。楓橋鎮は、蘇州の閶門を出て月城の西七里、京杭運河と上塘河の交差点にあり<sup>24</sup>、蘇州最大の米の集散地であった<sup>25</sup>(図3を参照)。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 原文は「拠洞庭會館司事文生徐昌期呈稱、在楚販米回蘇、在楓鎮経行販売。向給斛力、 毎石米五合。今有楽自新…等、以建立會館為名、設立巡船、聚集匪類、無船不索、無貨不 抽。遂致米無人斛、船不能留、米価騰貴。蒙撫憲查拿究弁、米市復興、…惟是斛費、…準之 八厘。莫若遵前憲頒定之五合。且付給斛力、米便于銀。在楚写船之時、已將斛力米五合交 付舟人代給、…等情詞、蒙批。…今改給銀八厘、米客在楚写船、未悉在蘇更易章程。仍付舟 人五合、代給斛手。…俯准徐昌期所請、出示曉諭遵弁、並請移諮楚省。…仰楓鎮各省米客及 船戸・牙・斛人等知悉、嗣後在楚写船、不得再將斛費交付舟人代給。應聽米客自行將銀発 給斛手、不得従中影射弊混」である。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 劉石吉『明清時代江南市鎮研究』北京、中国社会科学出版社、1987年、59~65 頁を参照。 <sup>22</sup> (清) 乾隆『金匱県志』(『無錫文庫』第1輯、鳳凰出版社、2011年所収)巻7(8頁)、「金匱知県王允謙上督撫各憲請裁滸墅関口岸摺稿」には「(滸墅)関北二三百里以内、居民生歯日繁。積終歳辛勤血汗所出之米・麥・豆糧・花布・雞豕、完租・弁賦、養老・育幼之資、以有易無。…常・昭産米甚少、毎患不敷民食。前此居民日食所需、不資于蘇郡已経過関上税之米客、即資于常郡所属不必過関上税之土産晩稲」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> (清) 乾隆『蘇州府志』(国立国会図書館所蔵、書誌 ID000007559025) 巻 19、3 頁には「月城、閶門内出城、自釣橋西渡僧橋南分為市心、旧有闤闠場、 京省商賈所集之地。又有南・北濠、上・下塘、為市尤繁盛」とある。

<sup>24</sup> また、大木康『蘇州花街散歩――山塘街の物語――』汲古書院、2017年を参照。



上述の史料から分かるのは、船戸が湖北・湖南での米商と蘇州への水運契約を締結する際に、米商のところから斛費という運賃を領収して、蘇州の「斛手」に給付するという慣習が現れたことである。この慣習は後に官府に取り締まられたが、商人と船戸との間に、給付の代理が成立するほどの信用関係が構築されていたことは注目すべきである。

また、史料に見える斛費(斛力米)・斛手(斛力・斛人)についても検討しておく必要がある。通説によれば、「斛」は「石」と同じく大きさの容積単位であり<sup>26</sup>、「斛手」は米糧斛を計る人夫である<sup>27</sup>。米の売買を仲介する時、重さの計量が不可欠であるので、牙人に対する斛手の重要性は言うまでもなく、両者が仲介業者一人に兼業されることも珍しくない。ではなぜ、碑刻史料では牙人と斛人とが並列され、「牙斛人」と記載されているのであろうか。それはおそらくは官府が牙人と斛手とを区別していたからであろうと推測される。両者の差異とは以下のような点である。

- ① 解手は米の秤量を主要な業務としており、売買の仲介を中心とする牙人と業務内容が異なる。
- ② 斛手の労賃(斛費)と牙人の労賃(牙用)との額面の差異も顕著である。牙行は貨物交易価格の1%~5%を労賃(牙用)として徴収するので<sup>28</sup>、嘉慶時期における米の価格を、一石毎に銀2両1銭<sup>29</sup>に換算すると、牙行が一石の銀を仲介する時、その手数料は、銀2分1厘(0.021両)~1銭5厘(0.105両)であった。これに対して、嘉慶時期の斛手労賃価格は一石米毎に銀8厘(0.008両)であり、牙人の仲介手数料と異なっている。

それに対して、斛手が米を運搬する業務から言えば、それは陸運業者の脚夫と以下の類似点がある。

- ① 解手の別称たる「解力」から見れば、脚夫の別称たる「脚力30」と類似している。
- ② 脚夫の労賃 (脚価³¹) 価格も斛手の労賃 (斛費) 価格と接近している。康熙 21 年 (1682) 8 月の「奉憲厳禁斛脚多勒陋弊碑記」は、長洲県官府が脚夫の労賃を合理化するため、蘇州の山塘街に立てた碑刻に「山塘地方の脚夫が敢えて禁令に違反して、斛用を多めに強要し、

<sup>25</sup> 安部健夫「米穀需給の研究」『東洋史研究』15巻4号、1957年を参照。

<sup>26</sup> 斯波義信『中国社会経済史用語解』東洋文庫、2013年、435頁。

<sup>27</sup> 注(26)前揭斯波『中国社会経済史用語解』16頁。

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> 山内喜代美「支那に於ける牙行の研究」『東亞研究所叢書 4 輯』東亜研究所、1942 年、133~ 163 頁。

<sup>29</sup> 彭信威『中国貨幣史』上海、上海人民出版社、1958年、602頁を参照。

<sup>30</sup> 注(26)前掲斯波『中国社会経済史用語解』237頁。

<sup>31</sup> 注(26)前掲斯波『中国社会経済史用語解』233頁。

重大な法律違反を犯した。このために各米鋪戸に〔労賃価格を〕知らせる。脚夫〔の労賃〕 は旧例に従って一石米毎に銀七厘とする<sup>32</sup>」と記載した。これによれば、脚夫の労賃である 「斛用」は康熙時期には一石の米毎に銀7厘(0.007両)であり、嘉慶時期の斛手労賃価格 とほぼ同額であった。

上述の事実を踏まえれば、斛手の業務は仲介よりも、運搬により近いと考えられる(表1を参照)。

			20.1		
	業種	業種の別称	労賃	労賃の別称	労賃価格(一石毎に)
	斛手	斛力	斛費	斛力米	銀8厘 (0.008両)
Ī	脚夫	脚力	脚価	斜用	銀7厘 (0.007両)

表1 斛手と脚夫との比較

脚夫の経営内容が分化した結果、呼称の個別具体化も発生した。一例を挙げると、四川 巴県の港における脚夫は、もっぱら碼頭で働く「碼頭脚夫」と、もっぱら行棧(牙行)の もとで働く「行棧脚夫」に大別されていた<sup>33</sup>。それは経営範囲の分化により発生してきた団 体の分化・業務の専業化と考えられる。この事実を踏まえて考えると、仮に特定の商品を もっぱら運送する脚夫が、一般の運送業者と分別され、業種上の分化がもたらされたら、 それに伴って呼称が専業化してゆくことも、あり得る。つまり、江南では米を大量・長期・ 安定的に輸入しており、その運送業者たる脚夫は、もっぱら米を運送していたが、経営内 容上の個別具体化により「斛手」と呼ばれたのだと考えたい。

また運送業務の拡張は、常に運送業者の間に、経営上の衝突を引き起こしていた<sup>34</sup>。たと えば、乾隆 27 年(1762)12 月の碑刻「金匱県規定脚夫為商人轉運商貨自行僱喚禁止把持争 奪碑」に記載された船戸と脚夫との衝突は以下のようである。

金匱県におけるすべての牙行では、〔客商の貨物を〕牙行に送って〔貨物の〕重さを計ること、及び〔貨物を〕糧倉・客棧に運ぶことは従来脚夫により担われていた。〔糧食の重さを〕量った後の各店鋪への発送は、従来〔商人が〕駁船戸を雇用して運送していた。この旧例は以前より継続して行われていた。雍正七年に、脚夫趙国貞らが旧例に違反して、〔水運業務に属する〕運搬業務を奪う事件が発生した。前任知県の王喬が〔この件について〕調査を行い、各牙行に命じて検討させた。〔その後、官府は各業者に命じて〕旧例を遵守して、各自の経営を守り、〔各運送業者に〕経営許可の印照を給付していた。…乾隆二十三年十二月初一日、脚夫吉永祥らの運送業務が駁船戸に強奪されることを告発したことによって…乾隆二十六年正月、〔駁船戸の〕周文龍らは当該県庁の官員のところに赴いて、脚夫趙洪元らが禁令に違反して〔水運の〕業務を奪って

<sup>&</sup>lt;sup>32</sup> 原文は「山塘一帯脚夫即敢違禁、多勒斛用、深為不法。…為此示諭各米鋪戸人等…脚夫循 照旧例、仍許毎石斛用銀七厘」である。

<sup>&</sup>lt;sup>33</sup> 足立啓二「牙行経営の構造」『熊本大学文学部論叢』73 号、歴史学篇、2001 年、38 頁。 を参昭。

<sup>34</sup> 運送業者は、一定地区内に営業の独占権を設定する傾向がある。つまり、立ち入るところの出来る場所や、運送出来る範囲を、その縄張内に限定すると共に、営業地区内については排他的な独占権を主張していた。詳細は今堀誠二『中国の社会構造』有斐閣、1953年、199頁を参照。

いることを告発したことによって、当該の官府は取り調べた〔結果〕、…〔以下の〕告論を出した。船戸を雇用して貨物を船から卸して陸運工具に積み載せて発送することを願う者〔があれば〕、その都合によって陸上までに運搬することは許し、〔脚夫らのこの業務を〕奪うことは許さない。…〔脚夫の〕趙洪元らはその裁決に抵抗した。…再び調査した〔結果〕、…脚夫・船戸の運搬を必要する〔際に〕、悉く牙行自らの雇用に任せる。運送を独占することは、長い間禁止された。…金匱県における客商貨物の運搬、牙行への貨物搬入・計量、厥(糧倉)・棧〔房〕35への搬入は、脚夫が担当する職務に属する。その〔牙行からの〕貨物を店舗に発送することは、従来、駁船戸を雇用して運送していた。…客商の貨物を牙行に搬入することと、〔牙行から〕店舗に発送することは、もともと二つの仕事で、区別することは難しくない36。

とある。水運業者の船戸と陸運業者の脚夫とは、水運と陸運との境界で行われる業務をど ちらが担うか、ということをめぐって競争していた。

この碑刻により、水上運送と陸上運送との運送構造も明らかとなる(図4を参照)。

- ① 外省からの(米などの)貨物を牙行に搬入して貯蔵すること、または牙行の糧倉・ 棧房(米倉庫)に搬入することは脚夫が担当する。貨物を牙行のところから搬出して、(米) 店舗に運送することは船戸が担当する。
- ② 貨物の陸上運送では、水運業者が専門の陸運業者に代わって運搬することができた。 特に、駁船には船夫がおり<sup>37</sup>、彼らが貨物を陸運することは、脚夫の反抗を惹起し、船戸と 脚夫との衝突が繰り返し行われるようになる。これは運送業者の排他的な経営性格により 引き起こされたこと<sup>38</sup>と考えられる。
- ③ 官府が船戸と脚夫との衝突を仲裁する際に、牙行の意見を聞き取った。これは、牙行が外来の客商と交渉して、米を江南内部の各米鋪に運送するという、重要な役割を有していたためと思われる。牙行はおおむねこれにより糧倉・棧房などの施設を経営していたのであろう。

\_

<sup>35</sup> 先学は「棧房」を米倉庫と判断した。詳細は川勝守「明末清初、長江デルタ社会と荒政」 『西嶋定生博士還暦記念・東アジア史における国家と農民』山川出版社、1984年。同『明 清江南農業経済史研究』東京大学出版会、1992年、215 頁を参照。

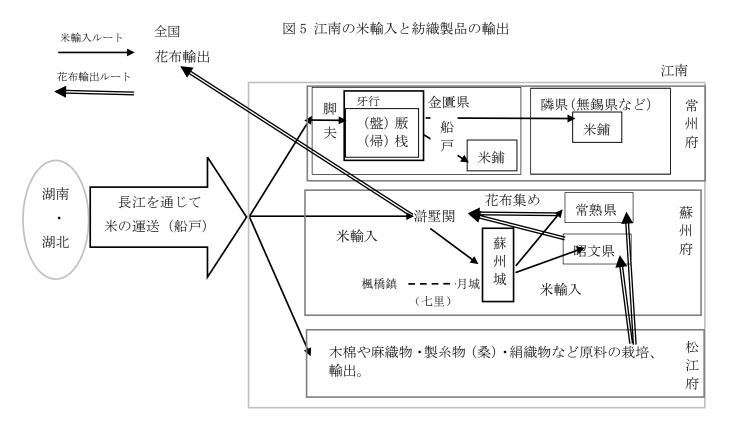
<sup>36</sup> 原文は「縁金邑一切牙行、□□到行□□動斛、以及盤厫帰棧、向係脚夫承値。□□□斛之後、発付各鋪、歴僱駁船戸裝載扛送。往例相沿如是。雍正七年間、有脚夫趙国貞等違例攙奪。経前升県王喬往査、令各牙行公議、仍循旧例、各安生業、給有印照。…乾隆二十三年十二月初一日、曾拠脚夫吉永祥等具控駁船戸強奪扛擡、…乾隆二十六年正月間、拠周文龍等赴該県典史、具控脚夫趙洪元等違禁奪業等情詞。該県提訊、…諭令、願雇船戸扛抬下船裝送者、許聽其便至陸路扛抬、不許攙奪等因。…趙洪元等違抗不遵。…復査…需用夫・船、悉聽牙行自行雇喚。把持壟断、久奉飭禁。…金邑客貨扛擡、進行上秤、盤厫帰棧、系属脚夫承値。其従□□將貨発鋪、歷來具雇駁船戸扛擡載送。…客貨進行與発鋪情事、本属而途、不難剖明」である。

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup> 横山英「清代江西省における運輸業の機構」『広島大学文学部紀要』18 号、1960 年。後 に同氏『中国近代化の経済構造』亜紀書房、1972 年、156~168 頁を参照。

<sup>38</sup> 前掲横山英『中国近代化の経済構造』158、190 頁を参照。

図4 江南内部の米運送構造

以上では、米の運送と関わる碑刻を分析することにより、江南地域の米輸入構造と花布 輸出ルートを解明し、江南社会における商業構造の一側面を考察した(図 5 を参照)。江南 の商業に介在する仲介業の在り方については、次の節に詳述する。



## 第三節 牙人・牙行の類別と形態

碑刻によれば、江南の商業に介在する仲介業者は、正規業者と非正規業者に大別することができる(図6を参照)。正規業者は経営許可書の「牙帖」を領収した上で、仲介を経営する。この場合、官府は仲介業者から「牙税」・「牙捐」と通称されるいずれかの税金を徴収した上で、仲介業者を市場の管理・保護者として支配し、商税徴収の代理・官物調達の

明清時代の牙人・牙行研究 (第六章 碑刻から見る江南の商品流通構造と牙人・牙行)

担当などの任務を仲介業に付与した。

正規業者はさらに、税務の補助や流通の保護など仲介以外の業務を本職としている<sup>39</sup>特殊業者と、商品の仲介を主要な業務として経営している一般業者とに細分することができる。後者の場合、商品の流通が安定的・恒常的に存在するか否かによって、仲介業者が発展するか否かが決まるという傾向が存在する。柴・炭・紙・油、南北貨物(雑貨)など、流通が恒常的でなく、しかも少量である商品に介在する牙行では、仲介業者の規模・業務上の拡張は低調であり、斡旋する商品も一種類に限らず、複数商品に及んでいた<sup>40</sup>。それに対して、米・布類・木材など、流通が恒常的かつ大量の商品の流通に介在する牙行では、仲介業者の規模は急速に拡張して、業務内容も細かく分化していた。たとえば、布類・木材などの商品は、いずれも国家に必要とされている物資であり、この流通に介在する仲介業者は物資の調達を負担していた<sup>41</sup>。この調達が無頼・悪質官役における牙行からの収奪<sup>42</sup>や、運送業団体からの運送妨害<sup>43</sup>などの新たな問題を惹起したとともに、仲介業者の構造上の発展(運送団体を設立するなど)をも阻害した。一方で、国家は糧食を必要とする際に、税糧の包攬制度<sup>44</sup>と漕運制度とに基づいて、水運業者の船戸たちを「船幫」(船戸のグループ)として結成し<sup>45</sup>、米を船幫に運送させた。そのため、米業の運送者・商人では官物調達からの利益収奪を免れ<sup>46</sup>、内部に運送組織が設立されるなど構造上の発展がもたらされた<sup>47</sup>。

一方、非正規の仲介業者は、経営が認められた経紀と、経営が認められていなかった私 牙とに分けられる。いずれも「牙税」・「牙捐」の納付を必要としない仲介業である。しか し、前者は正規の牙行に身を寄せて、官府と牙行との管理を受けていたため、牙帖を領収 していなくとも、経営が許可されていた<sup>48</sup>。それに対して、私牙は経営許可書を受けていな いだけではなく、流通の妨害、商人への詐欺、正規の牙行との悪質な競争などの問題行動 を取っており、その経営は国家に許可されていなかった<sup>49</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> 附表 44 の乾隆 53 (1788) 年 7 月 9 日「江南海関為商船完納税銀折合制銭定価告示碑」、 54 の道光 7 年「上海県為商行船集議関山東各口貿易規条告示碑」等を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>40</sup> 附表 5 の順治 7 (1650) 年 5 月「蘇州府厳禁関棍假冒盤詰攔詐南貨土産貨船碑」、6 の順治 7 (1650) 年 5 月「蘇州府厳禁索詐南来柴炭油紙貨船碑」、31 の雍正 9 (1731) 年 8 月「金匱県規定瓜果蔬菜牙行不許増添凡外来客販及本地耕種之家成船装載者聴其投牙販売碑」など。

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup> 附表 10 の康熙 11 (1672) 年 6 月 12 日「官用布匹委官弁解禁擾布行告示碑」、18 の康熙 22 (1683) 年 8 月「蘇州府規定采買架木椿木皇木地区弁法碑」、60 の道光 22 (1842) 年 11 月 22 日「呉県厳禁盤戸脚夫覇持地段滋擾米行挑送石碑」など。

<sup>42</sup> 附表 10 の康熙 11 (1672) 年 6 月 12 日「官用布匹委官弁解禁擾布行告示碑」などを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> 附表 43 の乾隆 46(1781)年 3 月「長洲県永革木簰小甲滋事需索碑」などを参照。

<sup>44</sup> 山本英史「清初における包攬の展開」『東洋学報』59 巻1 · 2 合併号、1977 年。

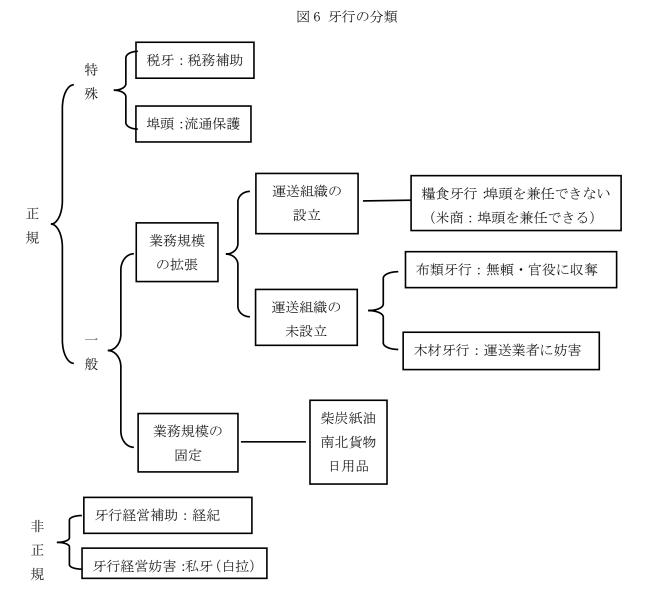
<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> 江南「船幫」の成立の背景は詳しくない。四川の場合、船幫は差務の徴発に当たるため 結成した組織である。詳細は山本進『明清時代の商人と国家』研文出版、2002 年、60 頁を 参照。

<sup>46</sup> 附表 42 の乾降 43 (1778) 年 5 月「無錫県永禁書差借称官買派累米商碑」などを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> 附表 60 の道光 22(1842)年 11 月 22 日「呉県厳禁盤戸脚夫覇持地段滋擾米行挑送石碑」などを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> 附表 71 の同治 10 (1871) 年 11 月 19 日「長元呉三県蘇城釐捐局為糸業擬訂経夥経紀章程請予立案暁諭各糸経牙行遵守碑記」などを参照。

<sup>49</sup> 附表 72 の同治 10(1871)年 12 月 26 日「長元呉三県為糸業議呈経紀取保条約糸経牙行経



以下、各種仲介業者の形態を整理していく。

① 米穀等の商品を仲介・運送する米牙行。彼らは全国市場の繁栄により惹起された 多量の商品需給に応じて、長期的・安定的に商品を提供していた。米を運送する脚夫は 専業化して、「斛手」と呼ばれた。米業の商人には運送業を支配する意図があり、自身の 資本力が成長するとともに、自ら運送組織を設立した。陸上運送の場合、その意図は順 調に進み、米行の内部に陸運団体を設立して、外部の脚夫団体から商品の運送を自立さ せた。水上運送の場合、運送距離の違いによって運送組織の成立は異なる。たとえば、 省の間で運送を勤める米商は埠頭を兼業することができたが、省内の運送を務める牙行 は埠頭を兼業することができなかった(図7を参照)。

夥経紀務各遵守暁諭碑記」などを参照。

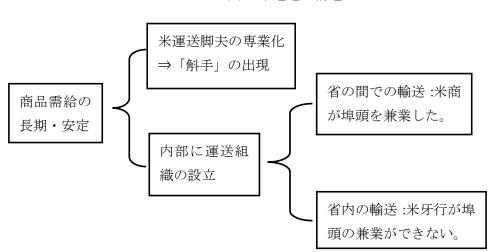


図7 米運送の構造

- ② 木材及び織布製品を仲介する牙行。彼らは米牙行と同じく、一種類の商品をもっぱ ら仲介・運送していたが、仲介業外部の運送業を支配することや、牙行内部に運送組織を 設立するという動きは見えない。彼らに雇用されていた脚夫や船戸などの運送業者は、ほ かの商品も運送していたと考えられる。また、官物を調達する時、彼らは「小甲」(流通の 保護を務めている役人)に支配されている。織布製品を調達する場合、「小甲」に充当され るのは牙行であり50、木材を調達する場合、小甲に充当されるのは運送業者であった51。小 甲の役は後に官物調達の官府自弁化(官弁官解)により廃止されたものの、その調達はな お牙行に委ねられていた。
- ③ 柴・炭・紙・油、南北貨物(雑貨)及び日用品を仲介する牙行。この種類の商品に は米・木材・織布製品などのように多量で安定している需要がないので、仲介業者の利潤 は少ないと考えられる。この商品を仲介する場合、運送組織を設立しえなかった。また、 牙行も複数の商品を仲介していたと考えられる。後に、国家は牙行制度の改革を実施して、 牙帖頒布數量の限定と、牙行の多地域・多種類の商品の仲介を禁止した52が、牙行の兼業的 性格は清末までなお存在していた。官府がこの種類の物資を調達する場合、牙行ではなく、 船戸が主要な負担者になったと考えられる。
- ④ 海関に身を寄せて、貨物情報の登録、商税徴収の代理を行う税牙。彼らは一般の牙 行というより、むしろ税関の補助組織として、貨物の検査や税額の計算を務めていた。ま た、銀・銅銭の両替も務めていた53。いずれの業務も一般の仲介業と違うので、商税徴収・

<sup>50</sup> 附表 10 の康熙 11 年(1672)6月 12日の碑刻「官用布匹委官弁解禁擾布行告示碑」など

<sup>51</sup> 附表 43 の乾隆 46 年(1781)3 月の碑刻「長洲県永革木簰小甲滋事需索碑」などを参照。

<sup>52</sup> 前掲の呉奇衎「清代前期牙行制試述」などを参照。

<sup>53</sup> 附表 44 の乾隆 53 年(1788)7 月 9 日の碑刻「江南海関為商船完納税銀折合制銭定価告示 碑」、51の道光2年(1822)8月14日の碑刻「蘇松太兵備道為禁止牙行留難進出客船告示

明清時代の牙人・牙行研究(第六章 碑刻から見る江南の商品流通構造と牙人・牙行)

流通管理などの業務を務める特殊な牙行であったと考えられる。

- ⑤ 商品流通の保護を主要な業務とする船行・埠頭。流通の保護を主眼とする船行・埠頭は、一般の牙行と業務上の異なっているのはもちろんであるが、国家の双方に対する管理方法も異なっていた。牙行となる人に対しては、資産を抵当とすることを要求した上で、営業許可税を徴収していたが、埠頭になる人に対しては、資産を抵当とすることを要求しただけであった<sup>54</sup>。
- ⑥ 牙行の仲介業務を補助する経紀。牙帖がない仲介業者はそもそも官府に取り締られるべきである。ただし、もし彼らの経営が正規の牙行に担保されているなら、国家もその経営を認める。経紀は独自に売買を仲立ちする能力を有しているものの、それを行うに当たっては牙行の許可を受けなければならない。そのため、経紀は牙行での従業者である牙人の別称となった55。
- ⑦ 正規の牙行と競争する私牙・白拉。彼らは暴力集団としての性格を有していた。清代前期には、主に官府の悪質な役人と結託して、商人からの強奪を行っていた。清代後期に入ると、彼らの仲介業としての性格が強まり、物価の騰貴・商品の劣化・正規牙行との悪質な競争などを引き起こし、正規の牙行に匹敵するほどまでに成長してきたといえる56。

#### おわりに

上述の如く、明清時代の江南における仲介業者は、多種多様であって、その経営形態も それぞれ異なっているのである。それは現有の碑刻史料から抜き取った、商人社会の実相 の一部に過ぎないものの、活動的な「商人」たちの多様な生き様を反映していることは確 かである。

本章は、碑刻史料を中心に、明清時代の江南における商品の運送構造を概観した上で、仲介業の類別と形態を論じた。次に求められるのはこれら仲介業者の経営実相についての実証的・具体的検討である。次の第七章では、埠頭を対象として、江南の商品流通に介在する仲介業の実相を考察していく。

-

碑」などを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>54</sup> 附表 65 の同治 4 年 (1865) 閏 5 月 6 日碑刻「呉県准周廷桂充任万年橋駁船頭永禁不肖船 戸冒攬撑載把持阻撓碑」などを参照。

 $<sup>^{55}</sup>$  附表 71 の同治 10 年 11 月 19 日の碑刻「長元呉三県蘇城釐捐局為糸業擬訂経夥経紀章程請予立案暁諭各糸経牙行遵守碑記」。

<sup>56</sup> 附表 75 の同治 12 年 (1873) 3 月 13 日の「上海県為禁止靛業串騙白拉及私相授受告示碑」。

# 付表 碑刻史料リスト (年代順に排列した)

1.3	众 怦烈又	4177	1 (1	יו אויעיו	-101/11/0	<i>&gt;1</i> C)								
番号	碑刻名 (1)	告示時 期	告示者	立碑者	立碑処	関係部 門・業 種等	キーワド	江 明 東 省 以 羽 選 भ 異 省	上碑 資料	明清蘇 新商 刻集(2)	清工業 文 粋	明斎以 来蘇州 社会集 碑刻集	嘉定 碑刻 集	注
1	蘇州府永禁 南濠牙戸截 搶商民客貨 碑記	天啟7 (1627 )年9月	蘇州府王	不詳	蘇州南 濠街	無頼・ 海産	牙戸	蘇州8- 113		12-157	•			
2	嘉定県為厳 禁牙行兌抵 掗派指税除 折告示碑	崇禎9 (1636 )年10 月	嘉定県	嘉定県 事万任 など	嘉定県 新涇鎮	編隱	牙儈、 牙行、 奸牙、		2乙- 39				第1 編-4	
3	松江府為禁 借巡緝為名 騷擾官塩告 示碑	崇禎14 (1641 )年8月	松江府	松江府	青浦県 金澤鎮	無頼・ 塩業	官塩		2乙- 37					
4	鹽法都運使 司為蔣涇年 改為松江所 驗掣商鹽告 示碑	崇禎24 (1651 )年9月	経歴司 呈、鹽 院馮批	本 (都 運使) 司	青浦県 金澤鎮	官府・ 塩業	埠、所		2∠- 38					年代間違い
5	蘇州府厳禁 関棍假冒盤 詰攔詐南貨 土産貨船碑	順治7 (1650 )年5月	蘇州府	商民朱 惟靖、 油行張 年など	土産、 米麦な ど公所	無頼・ 南貨	船口 (3)			12-158				
6	蘇州府厳禁 索詐南来柴 炭油紙貨船 碑	順治7 (1650 )年5月	蘇州府	蘇州府	南貨公所	無頼・ 貨船	□棍、 □行			14-174				
7	常熟県給帖 勒石永禁借 端釁擾典鋪 碑	順治13 (1656 )年10 月	常熟県	常熟県	常熟県 典舗	無頼・ 典当	典牙、 商典			9-119				
8	蘇松両府為 禁布牙假冒 布號告示碑	順治16 (1659 )年4月	蘇松両 府	布商	松江府 署旧址 (松江 二中)	布業	布牙、 奸牙、 虎牙		2乙- 40					
9	長洲県厳禁 占泊斉門両 匯擾害木商 碑	康熙元 (1662 )年11 月	長洲県 正堂周	木商方 君安、 牙行江 孟	斉門の 東西両 匯	漕運・ 木業	漕船、 商牙、 船泊			4-070				
10	官用布匹委 官辦解禁擾 布行告示碑	康熙11 (1672 )年6月 12日	松江知 府耿	華亭県 布牙王 など	松江府 署旧址 (本中)	官府・ 無頼・ 布業	小甲、 牙行、 水脚、 牙税		2乙 42					
11	常熟県禁止 濫派麵鋪税 銀碑	康熙12 (1673 )年10 月	常熟県 県丞許 太初	麺舗周 振など	常熟県	無頼・ 麵舗業	牙行輸 納、牙 税、牙 棍	常熟337		13-168				
12	遵奉各憲厳 禁脚夫勒索 碑記	康熙13 (1674 )年11 月	長洲県 正堂李	長洲県 正堂李	蘇州娄 門外下 塘毛家 場11号	脚夫・ 客商	脚夫、 客商	蘇州13- 153						
13	蘇州府飭花 素緞業鋪戸 按戸給帖輸 税碑	康熙16 (1677 )年10 月	蘇州府 正堂高	など	蘇州城 内景徳 路城隍 廟	官府・ 花素緞 業	牙行、 牙戸、 経紀	蘇州1-7		1-009				
14	蘇州府禁革 白取木料科 累行戸碑	康熙19 (1680 )年11 月	蘇州府	木商汪 質文、 牙行宋 周など	不詳	官府・ 木業	商牙、 牙行			4-071				

	奉憲厳禁解	康熙21	長洲県	米舗張	蘇州閭	脚夫・	栈房脚	蘇州13-					
15	脚多勒陋弊 碑記	(1682	正堂	啓茂など	門外山 塘街	米商	夫、牙 行斛手	154		11-151			
16	爭関柷示碑	康熙21 (1682 )年8月	常熟県 知県高 士鸃	姜笋牙 行周椿 など	常熟県 水仙廟	無頼・ 姜笋業	総牙行 、 牙民 、 白拉	常熟342		12-160			
17	松江府規定 脚价工銭告 示碑	康熙22 (1683 ) 年2月	松江府 正堂魯	新涇司 崔達昌	不詳	脚夫	脚夫、 脚価		4 — 206				
18	蘇州府規定 采買架木棒	康熙22 (1683 )年8月	蘇州府	末 大 ま ま ま ま ま ま ま な よ な と だ だ な だ に に に に に に に に に に に に に	蘇州娄 門外大 興公所	官府・ 木業	木牙、 牙戸	蘇州4- 56		4-073			
19	常熟県禁派 木竹商行物 料碑	康熙22 (1683 )年12 月	蘇州正 堂趙	末貞竹道 で で が が が が が が が が が が が が が が が が が	常熟県 道前	官府・ 木竹業	竹行			4-072			
20	嘉定県為禁 光棍串通兵 書擾累鋪戸 碑	康熙24 (1685 )年5月	嘉定県 正堂聞 在上	排戸陸 宗卿な ど	嘉定県 娄塘鎮	無頼・ 木綿布 業	埠頭、 船戸、 紅用、 牙行		2乙- 43				
21	嘉定県厳禁 脚夫結党横 行告示碑	康熙25 (1686 )年7月	嘉定県 知県聞 在上	牙戸朱 徳器な ど	嘉定県 娄塘鎮	無頼・ 脚夫	牙戸、 脚夫、 脚頭、 盤頭		4- 207			第1 編- 18	
22	長洲県為木 行永禁行頭 名色以除商 害給示碑	康熙27 (1688 )年4月	長洲県 正堂胡	术商王 永瑞、 牙行替 元之	蘇州娄 門外大 興公所	官府・ 木業	当官、 行頭、 牙用、 奸牙	蘇州4- 57		4-074			
23	常熟県染戸 具控三弊碑	康熙33 (1694 )年3月	蘇海知勳熟県州防李、県陶府同継常知濃	(県 民)張 瑞など	常熟県	官府・ 染業	牙保、 当官	常熟349		2-042			
24	長呉二県禁 木行当官私 派津貼碑	康熙33 (1694 )年10 月	長呉二県	長呉二県	蘇州閣 門外広済橋塊	官府・ 木業	牙戸、 牙行、 官私	蘇州4- 58		4-075			
25	常熟県呈准 禁止豪強私 占土地脚夫 倚勢詐民文	康熙46 年11月 28日	常熟県 正堂張 魯印	常熟県 正堂張 魯印	塔基橋	在地有 力者・ 脚夫	豪強、 脚夫、 工食、 小甲	常熟353					
26	杭州府仁和	康熙50 (1711 )年10 月	杭州府 仁和県	杭州府 仁和県 閻豊 など	仁和県	無頼・ 絲織業	牙人、 奸牙、 経紀、 牙行				四 (一 ) 164		
27	杭州府告示 商牙機戸店 家碑	康熙55 (1716 )年4月	杭州府 正堂張 (等 因)	杭正、郭 が堂店豊 な	杭州	官府・ 絲織業	商牙、 牙人、 投牙				四 (一 )165		
	北関葛夏布 商人報税成 案碑	康熙59 (1720 )年5月	杭仁正、 県 所県黄塘堂	布君仁二人 商召・県な 手、銭牙ど	杭州	官府・ 葛夏布 業	報牙発 売、投 牙				四 (二 )171		葛布は詳
	上海県為倉 米白梅螺 平価零行 禁 新 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	(1720	上海県 正堂何 自懋	在城… 閘上米 錆…な	上海県	無頼・ 米業	棍牙、 牙行		2乙 47				

30	行規条約碑	雍正元 (1723 )年12 月	蘇州府 呉県知 県楊口 紹	蘇州府 呉県知 県楊口 紹	呉県	官府・ 紗緞業	機戸、 経紀、 給帖、 即帖			1-011	≓ (二 ) 098		
31	金瓜行凡及之載牙馬與蔬語等人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人	雅正9 (1731 )年8月	金匱県正堂胡	金匱県 正堂胡 など	無錫市兵役局	瓜果蔬 菜業	牙投印 牙牙 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	無錫303					
	松江府為禁 蘇郡布商冒 立字号招牌 告示碑	乾隆元 (1736 )年	松江府 知府汪 徳馨	各布商 、各字 号董事	松江府 署旧址 (本中)	布業	布商、字号		2∠ 42				
33	長洲県規定 漕船到蘇受 兌停泊地点	乾隆3 (1738 )年4月	長洲県 正堂陳	木 献書、 労憲など	斉門外 東匯路 71号西 側	漕運・ 木簰業	漕船、 商牙	蘇州4- 59					
34	長洲県革除 腌腊商貨浮 費碑	乾隆7 (1742 )年8月	長洲県 正堂衛	衆商陳 振卿な ど	蘇州閣 門外潭子里島館	官府・ 腌腊商 貨業	牙用、 商牙			12-161			
35	工毎日工価	乾隆10 (1745 )年8月	金匱県 知県鄭 時慶	金匱県 知県鄭 など	無錫市兵役局	脚夫	脚夫、 轎夫、 工価	無錫304					
36	常熟福山港 進出口貨物	乾隆17 (1752 )年8月	常熟県 正堂冷	常熟県 正堂冷	常熟県	官府・ 客商	商牙士 民、牙 商、捐			18-206			
37	太倉州奉憲 取締海埠以 安海商碑	乾隆17 (1752 )年12 月	太倉州 正堂宋	鎮洋県 知県福 安	瀏河鎮 公所	官府・ 船戸	海埠、 牙頭、 塩戸					四、3. 436	
38	華亭県為禁 脚夫覇占婚 喪扛擡告示 碑	乾隆20 (1755 )年10 月	華亭県 正堂陳	36保3 区51図 同人	不詳	脚夫	脚夫、 婚葬、 扛抬		4- 208				
39	猪行公建毗 陵公墅碑	乾隆27 (1762 )年8月	蘇州府 正堂孔	(所) (所) (分) (年) (年) (年) (年) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	蘇州閣 門外山 塘毗陵 会館	猪行	牙戸、 商牙	蘇州9- 123		12-162			
	金匱県規商員規商員共通の登別を開発を受ける。 金融のでは、 金融のでは を を を を を を を を を を を を を を を を を を	乾隆27 (1762 )年12 月	金匱県正堂韓	(商 民)陳 文龍な ど	無錫市兵役局	舗戸・ 脚夫	脚夫、 牙行	無錫306					
		乾隆41 (1776 )年	銭江会 館綢緞 庄	銭江会 館綢緞 庄	蘇州桃 花塢大 街銭江 会館	官府・ 綢緞業	捐輸厘費	蘇州 1 - 17		1-016			
42	無錫県永禁 書差借称官 買派累米商 碑	乾隆43 (1778 )年5月	無錫県正堂丘	(米 商)章 凝和な ど	無錫市 区人 (大) 会 (場)	無頼・ 米業	牙鋪	無錫307					
43	木簰小甲滋	乾隆46 (1781 )年3月	長洲県 正堂姚	販木商 呉昭文 など	蘇州娄 門外大 興公所		小甲、 牙行脚 夫、牙 用			4-076			

44	江南海関為 商船完納税 銀折合制銭 定価告示碑	乾隆53 (1788 )年7月 9日	江関務 新 新 新 が 太 ば 道 張	福建会館	南市区福建会館	官府・ 商人	商船、 牙行人		2甲- 28				
45	江南海関禁 汧口重索出 入商船挂号 銭文告示碑	嘉慶8 (1803 )年正 月13日	江 関務 報調 務 報 類 級 本 類 級 本 類 級 本 承 が 基 が 基 が 基 が 基 か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か	江関 務松 備海銅巡兵李	上海県	官府・ 商人	船戸、 牙行、 兵役		2甲- 30				
46	上海県為鑑 夫扛夫議定 脚価訂定界 址告示碑	嘉慶8 (1803 )年12 月	上海県 正堂石	上海県 正堂石	南市区 泉潭会 館	脚夫	夫頭、 扛夫、 <b>鑑</b> 夫、 脚夫、		2甲- 34				
47	元長呉三県 永禁封捉煤 炭樹柴船隻 碑	嘉慶14 (1809 )年4月	元長兵 三県正 営用・石	柴 小 宏 船 光 水 宏 頭 水 光 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明	長船湾	官府・ 貨船業	埠頭、 小単、 差 製、船 頭			14-175			
48	元長呉三県 永禁詐索商 船碑	嘉慶15 (1810 )年7月	元長呉 三県正 堂口口	湖南・ 北、江 南・西 通邦	蘇州楓 橋鎮鉄 岭関口	無頼・ 客商	河快			20-258			
49	蘇州府示諭 楓橋米市斛 力碑	嘉慶17 (1812 )年12 月	蘇州府 正堂習	蘇州府 正堂習	蘇州府 (並楚 省)	客商・ 船戸	船戸、 牙斛					四、3. 437	
50	元長呉三県 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	嘉慶18 (1813 )年6月	元長兵 三県正 堂李・孫	呉門李 渭璜鐫	蘇州胥 門外秦 市橋	<b>秦業</b>	牙戸	蘇州8- 115		12-163	三 (一 九) 148		
51	蘇松太兵備 道為禁止牙 行留難進出 客船告示碑	道光2 (1822 )年8月 14日	江巡太兼防驛務南蘇兵管水塩的分松備海利事	泉漳会安 館、云州 衆船戸	泉潭会 館 (挂 暁)	官府・ 客商	択牙報 税、税 牙、 行		2甲- 31				
52	長機行代入足得禁測 無大人 人足得禁息 地名美国格兰 人名英国 人名英国 人名英国 人名英国 人名英国 人名英国 人名英国 人名英国	道光4 (1824 )年10 月	長洲県正堂兪	機戸沈 長観な ど	蘇州滸 墅関	機業	牙行、 奸牙、 牙牙等、 牙戸	蘇州13- 151					
53	蘇州府為燭 業東越會館 現史を庇安	道光6 (1826 )年8月	蘇州府 正堂額	東館 類 調 類 調 ラ に る 業 関 り に る き き き り る と り る り る り る り る り る り る り る り る り	蘇州三 楽湾東 越会館	官府・ 燭業	捐厘、 店捐、 行戸	蘇州10- 134		14-177			
54	上海県為商 行船集議関 山東2 場規条 日 神 神	道光7年	上海県 正堂李	発萃秀 堂	城隍廟	客商	海関、 船行、 写船		2甲- 32				
	片 具 膜 膜 膜 膜 発 性 度 性 度 管 上 下 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	道光8 (1828 )年12 月19日	呉県正 堂熊	水仙廟 公所	蘇州胥 門外水 仙廟豆 米公所	船戸・ 脚夫	脚夫、 豆行、 牙行			11-152			

56	新建靛行会館碑記	道光15 (1835 )年4月	(京聚時聚郭敬 天趙、坊成	(北 京)瑞 成坊張 適敬撰	不詳	靛業	牙用、 外牙				一 (六 )021		
57	<b>靛</b> 行規約	道光15 (1835 )年4月	靛行	合行公 立	不詳	靛業	経紀				一 (六 ) 022		
58	嘉定県為禁 止喪葬扛擡 人夫勒索告 示碑	道光21 (1841 )年4月 6日	嘉定県 楊	安亭鎮 公所	安亭鎮	脚夫	脚夫、 喪葬扛 痊、埋 葬土工		4- 210				
59	南通州永禁 銭鋪行用虚 票誆騙銀銭 碑	道光21 (1841 )年6月	南通州 直隷州 正堂海 門府王	(商 民)張 信余	南通市城隍廟	銭舗業	経紀	南通297					
60	呉県厳禁盤 戸脚夫覇持 地段滋擾米 行挑送石碑	道光22 (1842 )年11 月22日	呉県正 堂姚	商民汪 永吉な ど	不詳	脚夫	米行脚 夫、牙 戸			11-153			
61	蘇州府規定 回空漕船停 泊楓橋鎮碑	道光23 (1843 )年8月	江蘇府 正堂舒	江蘇府 正堂舒	棚橋鎮 鉄岭関 口	漕運	漕船	蘇州13- 156					
62	源公所議定	道光24 (1844 )年10 月	長洲県 正堂韓	醴源公 所	蘇州胥 門外醴 源公所	酒業	私牙、公所	蘇州8- 121		13-169	≡ (二 -) 151		
63	元和県示諭 牙戸呈報米 価碑	咸豊元 (1851 )年8月	元和県 正堂余	(領 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	官太尉 橋猛将 廟	米業	牙戸					四、3. 441	
	長永戸公頭 巧持克 八禁夥所 店為 整理匠 擅総 奇断 医氯苯基酚 名索姆 果铺立行目把	同治3 (1864 )年7月	江後政察・ 藤局・使郭	長元呉三県	蘇州呉 殿直港 宮館	無頼・ 煙業	行頭、 店総、 公所	蘇州16- 224					
65	呉県准周 大 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八	同治4 (1865 )年閏5 月6日	呉県正 堂曹	呉皇 県 豊 豊 野 野 廷 世 発 世 た き き た き た う た う た う た う た う た う た う た	胥門万 年橋将 朝側	船戸・ 無頼	駁船、 船戸	蘇州13- 157					
66	上海県為興 建大碼頭各 業自願捐繳 一年貼費告 示碑	同治 6 (1867 )年7月	上海県 正堂葉	典钱豆花、 登正行、 基本公 等公 等。	不詳	碼頭各 業	捐、碼頭、官庁		2甲- 35				
67	長洲県準徐 家匯碼頭由	同治7 (1868 )年7月 14日	長洲県 正堂銭	4 家業船 競 永 高	蘇州聚龍橋	船戸・ 無頼	埠管業 、交銭 、埠頭	蘇州13- 158					
68	江蘇布政司 永禁大典差 徭胥役擾累 商牙碑	同治9 (1870 )年4月	江南蘇 州布政 使張	木業商 牙程怡 記	蘇州娄 門外	官府・ 木業	差徭胥 役、商 牙	蘇州4- 62					
69	山西陝西河 南寓蘇運貨 南濠北貨馬 頭碑記	同治9 (1870 )年6月	山西陕 西河南 商衆	山西陕 西河南 商衆	南濠街 晋泰豫 運貨馬 頭	客商	夫脚、 碼頭	蘇州13- 159					

70	蘇州府為木 行巽正知所 照章提用入 公給示曉諭 碑	同治10 (1871 )年正 月	代理証 南蘇事鎮 府工 堂蒋	巽正公 所	斉門外 巽正公 所	木業	公所、 牙用			4-080	三 (二 三) 155			
71	長蘇為経程時牙記 三捐擬記立絲路時間 三角 11 章 率経 中原 11 章 率経 神原 11 章 率 12 章 平 12 章	同治10 (1871 )年11 月19日	蘇元・県王・塩厘正州・呉正・高運捐堂府長三堂顧、使局劉	絲業公 所	蘇州祥 符条 然所	絲業	釐, 経経行 (経経行	蘇州 1 - 20		1 - 025	三 (十 五) 141			
72	長為経約經 兵業取経経守 三議保牙紀 禁 以経経時 記	同治10 (1871 )年12 月26日	蘇元・県王・府長三堂顧	徐元圃	蘇州祥 符寺巷 絲業公 所	絲業	経紀保、 経紀 経局、 経 月 8	蘇州 1 - 21		1 - 026	三 (十 五) 142			
73	海貨業設立 永和公堂辦 理同業善挙 碑	同治12 (1872 )年正 月	蘇州府 正堂李	蘇州府 正堂李	蘇州閭門外	海貨業	厘、捐 、 行店 、 公堂			12-164				
74	江蘇布按二 司永禁紅衣 埠頭名目碑	同治12 (1872 )年2月	江政、按司 帝司蘇 (世) (京)	江政 蘇 京 武 武 武 武 禁 武 禁 武 武 武 武 武 武 武 武 武 武 世 江 察 武 世 武 世 武 世 は 、 は 、 は に は に は に は に に は に に に に に に に に に に に に に	蘇州閣門外南 碼頭	無頼	紅衣埠頭	蘇州13- 162						
75	上海県為禁 止靛業串騙 白拉及私相 授受告示碑	同治12 (1873 )年3月	上海正 堂葉	靛業公 所	南市区 蔡陽弄 靛業公 所	靛業	白拉、 行夥		3- 175					
76	- 朝索开对那	同治13 (1872 )年3月 29日	呉県正 堂高	船戸張 蕙椿な ど	蘇門 孫年 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫	船戸・ 無頼	船戸、 伕頭	蘇州13- 163						
77	元和県為猪 行公置猪落客 留宿処所成 禁地棍借端 滋擾碑	同治13 (1872 )年4月	元和県 正堂楊	猪業公 所	蘇州斉 門下塘 猪業公 所	猪業	領帖、 公所			12-165				
78	蘇州府為立民 貨業辦局 善業辦有経 費由該業城	同治13 (1874 )年8月	蘇州府正堂李	蘇州府正堂李	蘇州梵門橋44号公所	皮貨業・無頼	抽厘、捐	蘇州7- 111						
79	長洲県厳禁 席行売買草	同治13 (1874 )年11 月	欽加爾 知行 数 類 表 一 受 是 正 之 万 五 元 一 元 一 元 一 元 一 元 一 元 一 元 一 元 一 元 一 元	欽加同 知後 類長 理 原 工 変	蘇州滸墅関	草席業	搜牙、 牙戸各 牙	蘇州13- 152		10-137				
80	元和県示禁 脚夫索擾米 行碑	同治13 (1874 )年12 月24日	元和県 正堂陽	元正 和堂 牙恒 び び び び び び び び ど び と で が と が に に に に に に に に に に に に に	不詳	米業・ 脚夫	牙戸、 工手、 脚夫					四、 440	3.	陽 場 想 誤

81	呉県為江魯 公所遵照旧 章按貨提厘 給示遵守碑	光緒元 (1875 )年8月	呉県正 堂葛	江魯公 所	蘇州胥門外江	官府・ 魚業	公所、 牙行、 投行		15-194				
82	元和県厳禁 在安徽碼頭 作践滋擾碑	光緒2 (1876 )年12 月27日	元和県 陽知県	巡検張 立栄な ど	北濠楊 王廟安 徽碼頭	無頼・ 客商	安顯匪徒		18-215			陽は 楊の 誤	
83	上県土銷免出数開大工建工工程、工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作	(1877	上正、調甯堂 県沈県江正	職員姚 体仁な ど	不詳 (現在 南京博 物院)	官府・ 絲業	厘捐総 局	南京269					
84	猪業毗陵会 館平滅価銭 串用力碑	光緒3 (1877 )年5月	常州府 正堂譚	毗陵会 館	蘇州閣門外山 塘毗陵	猪業	会牙領経 領戸 軽 現 発 現 発	蘇州9- 126	12-166	三 (二 六) 159			
85	長為按理諭躍地端機同各捐匪地端人機機同各捐匪機械車業機輸遊擾主公捐善戶母勇內	(1885 )年11	長元県 三県 三県 王・馬	機業職 員管礼 銘など	蘇州祥 符寺号云 錦公所	官府・機業	厘捐局、機捐	蘇州1- 10					
86	蘇長為善定捐禁擾城元機挙毎公止碑具業経月所匪	(1885 )年12	蘇捐補州呉元県程・城局直正、呉正・馬厘候隷堂長三堂王	機 業 職 礼 ど 重	蘇州祥巷 符号公所 34号公所	官府・機業	厘捐局、機捐	蘇州1-					
87	長洲県諭禁 外来船隻硬 泊汝文彬管 業碼頭河埠 碑	光緒 15 (1889 年) 7月 7日	長洲県	碼頭管 業汝文 彬	長王、頭次 川県場場 東県場 東東県 東東県	碼頭管 業	河埠、 船戸、 碼頭		18-217				
88	元長呉三県 長呉機機 宗季記義義 宗季記義 発 統示 時 論碑	光緒15 (1889 )年9月	蘇 飛 長 県 正 学 ・ 凌	云 部 部 事 金 と ど	不詳	紗緞機業	牙厘、 厘捐局		1-034				
89	蘇州府為紗 緞機業系義塾 京養章程給 示暁諭碑	光緒15 (1889 )年10 月	江南蘇 州府正 堂魁	江南蘇 州府正 堂魁	不詳	紗緞機業	牙厘総 局		1-035				
90	蘇金牛来途業非耕痞需州公皮自経已私牛兵索府所系外由報宰禁役費為収客省厘捐本止強	(1895 )年10	蘇州府正堂桐	允金公 所	蘇州龍 興橋33 号允金	官府・ 牛皮業	部帖輸捐	蘇州7- 109					

	江甯県規定 絲経行一帖 開設一行有替 準跨開充混淆碑	光緒22 (1896 )年3月	江甯県 正堂翁	済善堂	南京長 東路四 聖堂13 号済善 堂	絲経業	頒帖、 私充、 行帖	南京273					
92	長元呉三県 為南東公所 永禁白拉兜 擾廃帖頂充 碑	光緒23 (1897 )年12 月16日	元長兵 三県正 堂李頼 汪・頼	牙行王 恒昌な ど	胥台郷 廟	南秦橙 桔業	牙行、 白拉、 納税	蘇州8- 116		12-167	三 (一 九) 149		
93	松江府為禁 船行管帮私 収埠規告示 碑	光緒26 (1900 )年正 月18 日	松江府 正堂濮	各幇業 衆姓な ど	大東門 外大媽 頭 強 が が が	船行	埠頭、 船行、 船牙、 埠役		2甲- 33				
94	常昭二県厳 禁糞行占埠 索擾農民碑	光緒28 (1902 )年9月	常・昭 二県正 堂郭・ 許	各郷鄒 聚興な ど	常熟県 西門	粪業	牙戸、 行帖			17-202			
95	常熟昭文二 県厳禁米業 行戸擅用無 烙之斛碑	光緒29 (1903 )年6月	常正 熟堂昭文 明正 県 張	米業豊 夢電和恒 を を を を を を を を を を を を を を を と と と と	豊慶堂	米行	烙印、 牙戸			11-155			
96	海上氷鮮業 敦和公所沿 革碑	柔兆執 徐 (1916 ) 年8月	天生 (根) (大) (大) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基) (基	不詳	陸家宅 路敦和 公所	氷鮮業	牙、互		3- 197			注: 注: 天虚我 生年は 年、丙	1879
97	豆米雑糧業 声叙公所縁 由重整規条 碑	民国8 (1919 )年11 月	兵県知 事温紹 梁	胥江豆 米行	水仙廟 豆米公 所	豆米雑 糧業	行棧、 牙帖			11-156		を示す執徐は年と推	柔兆 1916
98	呉県猪業公 所公議同業 規条碑	民国10 (1921 )年10 月	兵県知 事郭曽 基	毗陵会 代表陳 恒徳な ど	山塘蓮 花斗18 号毗陵 会館	猪業	領帖、 牙税、 官牙、 白拉	蘇州9- 127					

(①「碑刻名」は碑刻集の編者が付したものである。同一の碑刻ではあっても、各碑刻集には異なった名称で収録されているケースも存在する。そこで本表は各碑刻集に同一の碑刻が収録されていた場合、その碑刻が初出する碑刻集で付された名称を用いることとする。②各集の数字は分類目と通し番号を示す。③確認できない文字は「□」で示す。)

## 第七章 明清江南地域の埠頭と水運流通

#### はじめに

伝統中国の江南では長江水系と大小の河川や運河が存在し、陸上運送より格段に低いコストで大量の物資を運べるため、水上運送が活用された。その潮流の中、「埠頭」という水上運送業の支配者が現れた。埠頭は、「船戸」(船舶運送業者)と「客商」との契約を斡旋し、水上運送ネットワークの保護と管理をも行うもので、中国近世における商品流通の発展に重要な役割を担った。埠頭に注目した先行研究は、埠頭を伝統中国の商品流通構造・交易制度を理解する上での不可欠な存在と見なした。これらの研究は、唐・宋・元時代を主たる検討対象とする語源についての考察と、元・明・清期の法律や地方志、個人著書の解釈を手がかりとする、その機能についての考察とに大別される。

前者で重要なのは、日野開三郎氏の研究により解明された水上運送における仲介業者たる埠頭の名称の起源である。氏の見解によれば、埠頭の「埠」は「歩」と同じものと看做すことができる。「歩」は堤岸を切り通し、舟の乗降に便ならしめた設備をいい、南朝時代より南方の地名として存在していた。宋・元・明の間に通雅のため、歩は埠と書かれるようになった。埠頭の「頭」はそもそも馬頭の略称であり、およそ河岸に附して土を築き、木を植えた乗船用の突堤である¹。宋代以降には、「頭」は馬頭という意味のほかに、運送業者のリーダーの意味を有していたという。

後者に関する最初の研究は加藤繁氏が牽引した江蘇・浙江省の水上運送業研究である。 氏は清代中期から民国期にかけての「船行」とは船の牙行であり、それは清代初期に一旦 廃止された埠頭(官埠)の機能が受け継がれて成立したものだと主張した。また、埠頭が 客商に宿舎・倉庫を提供していたことや、船を雇入していたことなど経営内容を明らかに した²。横山英氏は湖南・江西・福建における水上輸送の「船行—船戸—船夫」という組織 構造を論じ、船行の運送契約に対する担保・賠償責任を明らかにした³。その後、斯波義信 氏は埠頭(船行)による船戸の支配を検討して、その「写船」(水運契約を斡旋すること) 業務を仲介行為と見なし、埠頭が「写船」によって商品流通の安全を保護していたことを 明らかにした⁴。また近年では、山本進氏が四川巴県の米行と結託して流通を阻害する埠頭 の情況を詳論し、江南の官役改革にともない発生した埠頭経営情況の変容についても分析 を加えている⁵。

中国における埠頭の研究も1980年代から次第に増えてくる。埠頭の経営構造を考察した

5 山本進『明清時代の商人と国家』研文出版、2002年、17、204~210頁を参照。

<sup>1</sup> 日野開三郎「中国の埠という地名とその沿革」歴史教育 8 巻 3 号、1938 年、同『日野開三郎東洋史学論集』第 12 巻、行政と財政、三一書房、1989 年、409~412 頁を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 加藤繁「清代福建江蘇の船行に就いて」『史林』14 巻 4 号、1929 年。同『支那経済史考証 下巻』東洋文庫、1952 年、585~594 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 横山英「清代江西省における運輸業の機構」『広島大学文学部紀要』18 号、1960 年。後に 同氏『中国近代化の経済構造』亜紀書房、1972 年、149~171 頁に収録。

<sup>4</sup> 斯波義信『宋代商業史研究』風間書房、1968年、120~132頁。

<sup>6</sup> 厳薇青「関於『吶喊』『彷徨』中紹興方言的注釈」『山東師院学報』社会科学版、1978年2

羅伝棟氏は、長江水上運送の発展に注目し、埠頭を「官埠」と「民埠」に分けた。その上で、官埠とは運送官役のため民船を雇用し、運費を議定する職務を持つものであり、民埠とは単純に客商と船戸との契約を仲介するものであると判断した<sup>7</sup>。邱澎生氏は明律「私充牙行埠頭」の条に基づいて、国家の埠頭に対する管理制度を分析し、牙行を一般商品の仲介組織、埠頭を水運業者の仲介組織と判断した<sup>8</sup>。また近年、林紅状氏は重慶の埠頭を対象として検討を加え、その官営的な性格を強調した<sup>9</sup>。

上述のように、先行研究では、埠頭を流通の結節点に必要とされる一種の仲介業者として理解することは共通している。それに基づいて、埠頭の商品を運送する時の組織構造や、運送契約に対応する担保・賠償責任を分析し、その商品流通を保護する役割を論じたのであった。加えて、国家の統制によってもたらされた埠頭の経営形態上の分化について明らかにし、各地域・各業務に従事する埠頭の実相を捉えようと試みた。しかし、研究の多くは各仲介業の機能分化について、とりわけ機能と呼称との対応関係への考察は未だ進んでいない。例えば、商品流通に対する埠頭と牙行との役割を同一視し、両者の経営状況上の差異を検討してはいない。水運流通ルート及び船戸の種類は多種多様であって、江南埠頭の設立情況も異なるが、それに関する検討も皆無に等しい。また、近年の研究では江南以外の地方に視野を広げてはいるが、埠頭経営の実相と国家の水運管理政策との関わりを検討することも依然課題として残されている。

上述の問題に鑑み、本章では旧来の埠頭と牙行との理解を再検討した上で、両者が国家からの統制に如何に対応したのかについて分析していく。また水運流通ルートと船戸との関係に注意しつつ埠頭の経営実相を分析し、埠頭の13世紀以来の系譜、清代の蘇州・松江府における埠頭の存在形態を碑刻史料を手がかりとして考察する。使用史料は前章でも用いた「江南碑刻」である。碑刻には知県などの地方官が告示した公文書が刻まれており、地方志などからは得られない情報が記載されていることがその利点である。本章は『江蘇省明清以来碑刻資料選集』(生活・読書・新知三聯書店、1959年)に収めるもの2件、『上海碑刻資料選輯』(上海人民出版社、1980年)に収めるもの2件、『明清蘇州工商業碑刻集』(江蘇人民出版社、1981年)に収めるもの5件、『明清以来蘇州社会史碑刻集』(蘇州大学出版社、1998年)に収めるもの5件、『明清以来蘇州社会史碑刻集』(蘇州大学出版社、1998年)に収めるもの2件、あわせて11件の碑刻を使用する。各碑刻の設置時期は、清初の康熙24年から清末の光緒26年に及んでおり、地域は蘇州府(嘉定県・元和県・長洲県・呉県・太倉州)と松江府とを含む(表1を参照)。各碑刻は欠字が多く明瞭さに欠ける部分が少なくないため、内容を全般的に解読する作業は今後の課題とする。

期。余福銘「魯迅作品中方言土語的運用」『寧夏大学学報』社会科学版、1983 年 2 期。王晝「浅説魯迅作品裡的船」『紹興師專学報』社会科学版、1984 年 2 期。張継平「何謂『河埠頭』」『語文知識』1995 年 7 期。劉荒田「水埠頭」『山花』1997 年 3 期。康忠德「釈"步""埠"」『民族語文』2010 年 5 期。

<sup>7</sup> 羅伝棟『長江航運史(古代部分)』北京、人民交通出版社、1991年、359頁。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 邱澎生「由市廛律例演変看明清政府対市場的法律規範」『史学:伝承與変遷学術研討会論 文集』1998 年。

<sup>9</sup> 林紅状「従地方文獻看清代重慶的船行埠頭」『図書館工作与研究』2012年3期。

番号	碑刻名	告示時期	告示者	立碑者	立碑処	関係部 門・業 種等	江蘇省明清 以来碑刻資 料選集	上海碑刻資 料選輯	明清蘇州工 商業碑刻集	明清以来蘇州 社会史碑刻集
1	嘉定県為禁光棍串通兵 書擾累鋪戸碑	康熙24(1685)年 5月	嘉定県正堂 聞在上	排戸陸宗卿 など	嘉定県娄塘鎮	無頼· 木 綿布業		2乙-43		
2	常熟福山港進出□貨物 捐銀条目碑	乾隆17年(1752) 8月	常熟県正堂 冷	常熟県正堂 冷	常熟福山港	官府·客商			18-206	
3	太倉州奉憲取締海埠以 安海商碑	乾隆17(1752)年 12月	太倉州正堂 宋	鎮洋県知県 福安	瀏河鎮公所	官府·船 戸				四、3.436
4	元長呉三県永禁封捉煤 炭樹柴船隻碑	嘉慶14(1809)年 4月	元長呉三県 正堂周・唐・ 石	柴炭船小甲 沈宏源、船頭 万世栄	長船湾	官府·貨 船業			14-175	
\$	元長呉三県永禁詐索商 船碑	嘉慶15(1810)年 7月	元長呉三県 正堂口口口	湖南·北、江 南·西通邦	蘇州楓橋鎮鉄 岭関口	無頼·客商			20-258	
<b>6</b>	蘇州府示諭楓橋米市斛 力碑	嘉慶17(1812)年 12月	蘇州府正堂 習	蘇州府正堂 習	蘇州府(並楚 省)	客商·船 戸				四、3.437
Ø	呉県厳禁船戸脚夫把持 阻撓糧食豆行上下貨物 碑	道光8 (1828) 年 12月19日	呉県正堂熊	水仙廟公所	蘇州胥門外水 仙廟豆米公所	船戸・脚 夫			11-152	
8	呉県准周廷桂充任万年 橋駁船頭永禁不肖船戸 冒攬撑載把持阻撓碑	同治4(1865)年 閏5月6日	呉県正堂曹	呉県正堂曹、 駁船戸周廷 桂	胥門万年橋堍 甘将軍廟側	船戸·無頼	蘇州13-157			
9	長洲県準徐家匯碼頭由 朱永高承充埠頭	同治7(1868)年7 月14日	長洲県正堂 銭	徐家匯管業 碼頭船戸朱 永高	蘇州聚龍橋	船戸·無頼	蘇州13-158			
0	長洲県諭禁外来船隻硬 泊汝文彬管業碼頭河埠 碑	光緒15(1889)年 7月7日	長洲県王知県	碼頭管業汝 文彬	長洲県王知県 、牛場頭河埠 汝文彬	碼頭管業			18-217	
0	松江府為禁船行管帮私 収埠規告示碑	光緒26(1900)年 正月18日	松江府正堂 濮	各幇業衆姓 など	大東門外大碼 頭淮揚公所	船行		2甲-33		

表1 埠頭に関わる江南碑刻リスト

(①「碑刻名」は碑刻集の編者が付したものである。同一の碑刻ではあっても、各碑刻集には異なった名称で収録されているケースも存在する。そこで本表は各碑刻集に同一の碑刻が収録されていた場合、その碑刻が初出する碑刻集で付された名称を用いることとする。 ②各集の数字は分類目と通し番号を示す。③確認できない文字は「□」で示す。)

## 第一節 牙行と埠頭との類似点・相違点

## 1 ミクロ的考察――「印信文簿」から見る――

埠頭と牙行との関連性が初めて見られるのは明初の牙行政策に関する史料である。洪武30年(1397)に頒行された『明律』巻10、戸律、市廛、「私充牙行埠頭」の条には

城市・郷村における各牙行・船埠頭は資産がある者を充当すべきである。官府は印信 文簿を牙行・船埠頭に渡して、牙行・船埠頭は印信文簿に客商・船戸の出身地・姓名・ 路引字号(パスポートナンバー)・貨物数目などの情報を記載して、官府に報告する。 私的に〔牙行を〕充当する者は杖六十、所得の牙銭を官に入れる<sup>10</sup>。

とある。この条律は国家の仲介業を支配する最初の法規として、牙行・埠頭の経営者に以下の三点を規定した。

① 充当者の経営資格(資産を有する者)を規定する。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup>原文は「凡城市郷村諸色牙行及船埠頭、並選有抵業人戸充応。官給印信文簿、附写客商、 船戸、住貫、姓名、路引、字号物貨数目、毎月赴官査照。私充者杖六十、所得牙錢入官」 とある。

明清時代の牙人・牙行研究(第七章 明清江南地域の埠頭と水運流通)

- ② 「印信文簿」を牙行・埠頭に頒給して客商・船戸の情報を記録させ、毎月報告させる。
- ③ 牙行・埠頭の経営は官府の許可を受けなければならない。私的に経営する者に対して懲罰を与え、経営所得の牙銭を没収する。

牙行と埠頭とがこのように一条の律文のもとに管理されることは、両者の共通性を示す ものといえる。また印信文簿が商品流通を管理・保護する機能を有することはつとに先学 によって指摘されているが<sup>11</sup>、それに加えて、商税の徴収に関わる機能もあるようである。 『大明律集解附例』巻 10、戸律、市廛、私充牙行埠頭の条の纂注には

官府が印信文簿を〔牙行・埠頭に〕頒給して、彼らに命じて印信文簿に客商・船戸の 居場所と出身地・姓名、及び路引字號・貨物数目を記録して、毎月文簿をもって官府 のところに赴いて検査を受ける〔ことは、〕客商が税関を越えて脱税することを防止す る意図がある<sup>12</sup>。

とある。

印信文簿がこのように流通の保護と商税の徴収との機能を果たすことは、決して「私充 牙行埠頭」条が成立したことによって始まったのではなく、より以前の時期からすでに存 在していたと考えられる。

印信文簿が徴税に有効であったという点は、国家が牙行に渡す「店暦」という帳簿と類似している。明初の洪武元年に頒行された『明令』には

客〔商を泊まらせる牙〕店では毎月、一枚の店暦を設置して、城内では兵馬司、城外では該当官府の署押(検査)を受ける。一日一日と客商の姓名・人数・出発日付を記録して、月末に〔店暦をもって〕各当該の官府に赴いて検査を受ける<sup>13</sup>。

とある。『明令』は『明律』と密接な関係を有しているから、店暦と印信文簿とを同類の帳簿と見なすことができよう<sup>14</sup>。また店暦の由来から言えば、それはさらに明代以前の時期に遡ることができる。元代の情況は不詳であるが、宋代の場合、官府が牙人に店暦と類似する帳簿を頒給したようである。すなわち(宋)李元弼『作邑自箴』巻3には

鎮(市場町)・耆(行政村落)に属する荘宅牙人はすべて官府に登籍し、手把暦を各〔牙行〕に渡して、田産の典売に立ち会う毎に、手把暦に立契の月日・銭数を記入し、十日毎に官府に税銭納付の手続きをして、官製用紙の売買文書に官府の公印の捺押(印契)を申請し、その手把暦は半月毎に県官の監査を受ける<sup>15</sup>。

<sup>11</sup> 新宮(佐藤)学「明代の牙行について――商税との関係を中心に――」『山根教授退休記念明代史論叢』汲古書院、1990年、同『明清都市商業史の研究』汲古書院、2017年、304~325頁。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup>原文は「官給印信文簿、令其附寫客商・船戸住貫・姓名、並路引字號及貨物数目、每月將 文簿赴官查考、防客商有越関匿税之意也」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 『大明令』戸令「凡客店毎月置店暦一扇、在内付兵馬司、在外付有司署押訖、逐日附写到店客商姓名人數起程月日、月終各赴所司査照」。

<sup>14</sup> 印信文簿が店暦であると見なした最初の論考は、新宮(佐藤)学「明代の牙行について―― 商税との関係を中心に――」『山根教授退休記念明代史論叢』汲古書院、1990年を参照。

<sup>15 (</sup>宋) 李元弼『作邑自箴』巻3には「応鎮耆莊宅牙人、根括置籍、各給手把暦、遇有典

とある。宋代においては、官府が「手把暦」という帳簿を牙人に頒給し、その記録にもとづき牙人に商税を課していた。このように帳簿での取引記録を通して牙人に課税するという徴税方式が明代まで継続されたかどうかは断言できないものの、国家が商税の徴収を目的として牙行に手把暦を頒給し、帳簿の定期検査を要求することは明代の店暦と同様である。これに加えて、さらに手把暦の由来は唐代の「印紙」に遡ることが出来る。『旧唐書』の食貨志の記載には

天下 [の商売は] 公と私と [を問わず]、交易を行う時、旧例では一貫の額に二十 [文の銅銭] を課したが、[これからは] 五十 [文の銅銭] に増加することはよい。…各市場の牙人に印紙を頒給して、[印紙に] 売買 [の情況] を記録する。翌日は [売買の件数] を統計した上で、課税額を計算する<sup>16</sup>。

とある。つまり、各時代の課税帳簿と頒給対象には類似する点、共通する点が少なからず存在する。だとすれば、唐代において牙人に「印紙」を頒給すること、宋代において牙人に「手把暦」を頒布すること、明代において牙行に「店暦」・「印信文簿」を頒給すること、この三者の間には継承関係や共通する歴史的潮流が存在していたと考えられるのである(各時代の課税帳簿と頒給対象について、表2を参照)。

年	頒給	帳 簿	内容	出典
代	対象	名称		
唐	牙人	印紙	市牙各給印紙、人有買売隨自署記、翌日合算之。	『旧唐書』
宋	牙人	手 把	根括置籍、各給手把曆、遇有典売田産、即時抄上立契月	『作邑自
		暦	日銭数、逐旬具典売数申県、乞催印契、其暦半月一次赴	箴』
			県過押。	
明	牙行	店曆	凡客店毎月置店暦一扇…逐日附写到店客商姓名人數起	『明令』
			程月日、月終各赴所司查照。	
		印信	官給印信文簿、令其附寫客商・船戸住貫・姓名、並路引	『大明律
		文簿	字號及貨物数目、每月將文簿赴官查考、防客商有越関匿	集解附例』
			税之意也。	

表 2 唐・宋・明代の課税の帳簿とその頒給対象(牙人・牙行)

また、印信文簿が流通を管理・保護する機能を持っていた点は、元代の「管船飯頭」が使用している「文簿」という帳簿と類似する。元代の法制史料たる『通制條格』には管船飯頭と文簿との様子を以下のように記載している。

至元三十一年二月、中書省が検討した結果によれば、今後凡そ江河に往来して商船を雇用する者は、管船飯頭らの[船戸と客商との]明白な三面説合(交渉)[を受け]、[船の雇用]契約を定立することを必要とする。船戸は自分の出身地と姓名を正確に記録すべきであり、無籍貫及び長[江・黄]河船戸などの不明な文字を書くことは許さない。[管船飯頭は]運送の担保・運送請求を受けた後、もし損害が発生したら、元担保人の飯頭らに罪を追究する。[管船飯頭は]また保[結攬]載を申請した船戸・客商の姓名・貿易の行う場所を、文簿を設けて明白に記載し、上下半月ごとに所属の官府に

売田産、即時抄上立契月日銭数、逐旬具典売数申県、乞催印契、其暦半月一次赴県過押」。 <sup>16</sup>『旧唐書』巻 49、志第 29、食貨下、建中 4(780)年 6 月戸部侍郎趙賛の条「天下公私、 給與貨易、率一貫舊算二十、益加算爲五十。…市牙各給印紙、人有買売隨自署記、翌日合算 之」。

呈示して検査を受ける17。

管船飯頭の原意ははっきりしないが、「飯頭」の「大衆の粥斎を司る者」という解釈<sup>18</sup>によれば、概ね船戸の経営を掌握していた業者であったと考えて大過あるまい。また法律が管船飯頭の賠償責任を明確化していることから推せば、商税徴収ではなく、商品流通を管理・保護する点に主眼があったとみるべきだろう。このような流通の管理・保護に役立つ業者と埠頭との関係については、明代の僱船契書式(船を雇用する時使用した契約文書の書式)が手がかりとなる。明の崇禎刊『増補較正熊寅幾先生捷用尺牘雙魚』巻7、契帖類には

僱船契。僱船契を締結する船戸某は某処の出身者である。今日は自分の一隻の船が客商某から若干の貨物を受託して、某処に運送して卸す。〔船戸・客商と〕埠頭と三者で船雇用費・運送人件費を議定し、残金は目的地に到着してから会計する<sup>19</sup>。

とある。明代において、客商と船戸とは船雇用の契約を締結する際に、埠頭の斡旋を必要としていたのである。この慣習は宋・元時代にすでに一定の型式・段階に発達しており、明清はこれを祖型として継承したのであり<sup>20</sup>、明代の埠頭は元代の管船飯頭の持っていた流通管理・保護の役割を継承していたと判断される。

元朝は内陸の貿易だけでなく、海外貿易においても流通を管理・保護する措置をとった。 『元典章』巻 22、戸部 8、市舶、市舶則法 23 條には

(至元30年8月25日)一、(市舶司では)船商が「公験」(旅行証明書)の支給を願い出ると、旧例に従って保証人たる舶牙人を召集して、某人が幾つかの同伴を集め雇い、船を下りて貨物を買い上げ、某処で商売することを申告させる<sup>21</sup>。

とある。この場合、流通を管理・保護する担保人は管船飯頭ではなく「舶牙人」(市舶司の 牙人)であった。同史料ではこの市舶則法は宋代市舶則法の旧例を参照した上で頒布した 法律であるとされるが<sup>22</sup>、宋代の史料によれば、当時の担保人が舶牙人ではないことが分か

<sup>17『</sup>通制條格』巻第 18、関市、僱船文約には「至元三十一年二月、中書省議得、今後凡江河往来僱船之人、須要経由管船飯頭人等三面説合明白、写立文約。船戸端的籍貫姓名、不得書写無籍貫並長河船戸等不明文字。及保結攬載已後、儻有踈失、元保飯頭人等亦行断罪。及將保載訖船戸、並客旅姓名、前往何処勾当、置立文簿、明白開写。上下半月、於所属官司呈押、以憑稽考」とある。すなわち官府は「管船飯頭」を用いて、長江や黄河を往来する船戸と客旅との「僱船文約」を立契させて流通を間接的に掌握しようとしている。

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 小林高四郎, 岡本敬二編『通制條格の研究訳註』国書刊行会、1975年、303 頁を参照。 <sup>19</sup> 原文には「僱船契。立僱船交契船戸〔某〕、係是〔某〕処人。今將自己民船一隻、攬載到 〔某〕客人名下、〔某〕貨若干、載至〔某〕処交卸。三面埠頭、議定船銭水脚銀若干、餘銀 到彼地結算完足」。史料原文は未見であり、陳学文『明淸時期商業書及商人書之研究』台北、 洪葉文化、1997年、158 頁を参照した(巻首題高齋主人識、金閶葉 啓元梓、雲間陳繼儒眉 公題。共九巻、日本東洋文庫收藏)。

<sup>20</sup> 詳細は斯波義信『宋代商業史研究』風間書房、1968年、124頁を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup>原文には「(至元 30 年 8 月 25 日) 一、舶商請給公験、依旧例召保舶牙人、保明某人招集 到人伴幾名、下船收買物貨、往某処経紀」とある。また『通制條格』巻 18、関市、市舶、 延祐元年七月十九日の条は類似の条文を記載している。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> 旧例について、『元典章』市舶則法 23 條の前部には「市舶司的勾当、亡宋時分限大得済来、如今壊了有…亡宋時分市舶司勾当裏行来的蛮子李晞顔小名的人、他根底教来商量呵、… 聖旨了来。那人根底教来了、衆人與理会得的毎一処商量来。如今合整治市舶司勾当的、有

## る。『宋会要輯稿』職官44-8、市舶司には

(哲宗元祐5年11月29日)商人が海上ルートで往来することは許す。外国の商人が商売を行うとき、入舶貨物の名称・数目、目的地を合わせて登録し、所在州〔の官府〕に報告する。そして地元の三人の有力者を召集して担保させ、州の官府が検査をする。通行証の牒を出航したい州の官府に発送して簿を置き、公拠の徳行(国家からの評価書と考えられる)を頒給する<sup>23</sup>。

とある。宋代において、海外貿易の担保者となる者は舶牙人ではなく「本土力戸」という者である。彼らは在地の有力者であり、必ずしも牙人などの仲介業者ではない。より重要なのは、彼らが客商を担保し、客商の情報を官府に報告するということは後代の管船飯頭・埠頭と類似しており、流通を管理・保護する制度の祖形と見なしえることである。この場合、「簿」は本土力戸ではなく官府が保管している帳簿ではあるが、その客商の情報を記録する機能から言えば、まさに元代の文簿、明代の印信文簿と同様であった(各時代の水運管理・保護帳簿とその頒給対象は表3を参照)。

年	頒給	帳簿	機能・役割	出典
代	対象	名称		
宋	本土	〔置	藩商興販、並具入舶物貨名数、所詣去処、申所在州。仍召本土力戸三人委	『宋会
	力戸	〕簿	保、州為験実。牒送願発舶州置簿、給公拠德行。	要輯稿』
元	舶牙	〔置	舶商請給公験、依旧例召保舶牙人、保明某人招集到人伴幾名、下船收買物	『元典
	人	〕簿	貨、往某処経紀。	章』
	管船	文簿	今後凡江河往来僱船之人、須要経由管船飯頭人等三面説合明白、写立文	『通 制
	飯頭		約。…及將保載訖船戸、並客旅姓名、前往何処勾当、置立文簿、明白開写。	條格』
			上下半月、於所属官司呈押、以憑稽考。	
明	埠頭	印信	官給印信文簿、附写客商、船戸、住貫、姓名、路引、字号物貨数目、毎月	『明律』
		文簿	赴官査照。	

表3 宋・元・明代の水運管理・保護帳簿とその頒給対象

上述のように、印信文簿の商税徴収、流通管理・保護の機能は「私充牙行埠頭」の条の頒行から始まったものではなく、牙行・埠頭の本来の役割と繋がっており、さらに古い時代に遡ることが出来る。また、牙行は売買斡旋・商税徴収を主要な業務としており、埠頭は商品運送・流通保護を主要な業務としているから、国家が印信文簿を頒給するということは両者共通だとしても、牙行には商税を徴収させるため、埠頭には流通を保護させるためと目的は異なっていたのではないか。結果として同じ律に規定されるとしても、その機能上の差異は等閑視できない。

## 2 マクロ的考察――国家支配政策から見る――

「私充牙行埠頭」の条が頒行されて以後、国が行った牙行への政策と埠頭への政策は大きくそれぞれ異なっていた。

二十三件勾当、商量来。奏呵…都省金將合行逐項事理、開坐前去、咨請欽依禁治施行」とあり、これによれば旧例が宋代の市舶則例を指すと見て大過ない。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 『宋会要輯稿』職官 44-8、市舶司「(哲宗元祐 5 年 11 月 29 日) 商賈許由海道往来。藩商興販、並具入舶物貨名数、所詣去処、申所在州。仍召本土力戸三人委保、州為験実。牒送願発舶州置簿、給公拠德行」。

まず、牙行について見ていこう。国家が牙行に対して取った政策とは次のようなものであった。

①無許可経営(私牙)を禁止することは明初から始まって清末まで徹底して実行されて いた。

②明代の嘉靖年間から牙行に営業許可書の「牙帖」を頒給して、牙行から営業税を徴収 し始めた<sup>24</sup>。崇禎年間から、この徴収は「牙税」として全国の牙行に普及していき<sup>25</sup>、清代 になると、営業税の上納が官府の許可を受けた牙行(即ち官牙)の重要な義務になった<sup>26</sup>。

③康熙・雍正・乾隆時期に、牙帖の頒給・牙税の徴収について改革を実行した。その改革は、牙帖に等級をつけ、牙行の経営独占・他商品仲介などの行為を禁止するものであった。同時に、牙帖頒給の制限・発行窓口の一元化を図った。これにより、全国の牙行は官府の定期的な審査を受けて、牙帖の等級によって納税するようになった<sup>27</sup>。

牙行について概略をまとめたところで埠頭へ目を移したい。

上述の情況と違い、国家は埠頭を一種の徭役として見なす傾向がある。漕運の物資運送 に関わる一例を挙げると、万暦『明会典』巻 27、戸部 14、会計 3、漕運、民運には

(万暦9年)また題准し、毎年に白糧(宮廷・貢使に供する漕米)を京師に発送する際に、必ず富裕な粮戸を選出して自ら送らせる。…〔運送用の〕船はただ糧長自ら雇用する五百料の中船のみを許す。百石毎に三十三両の銀を給付すると定め、埠頭などの役は悉く検査して革除する<sup>28</sup>。

とある。これによれば万暦9年以降に、埠頭が漕運の運送を務めることは革除されたものの、その以前には、彼らは徭役の一種として国家に見なされていたことは確かである。このように漕運を務める埠頭の存在は少なくとも嘉靖年間に遡ることが出来る。嘉靖7年から19年の間、戸部尚書であった梁材は、漕運のコストを削減するために「復議節財用疏」を上奏し、埠頭の情況を次のように描写している。『皇明経世文編』巻102、梁端肅公奏議、復議節財用疏・節財用には

一、運船を造ることについて。…調べたところ、一石の白糧〔を運送する際に〕、例と

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 新宮学「明代の牙行について――商税との関係を中心に――」『山根教授退休記念明代史 論叢』汲古書院、1990 年。

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 銭晟「明末『牙税』考――その性質と財政上の役割を中心に――」『集刊東洋学』115 号、2016 年。また、博論の第三章を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> たとえば、乾隆『清会典』巻 17、戸部、雑賦には「凡城廂衢市、山場鎮集、舟車所輳、 貨財所聚。択民之良者、授之帖以為牙儈、使弁物平価、以通貨易。而税其帖曰牙税」とあ り、牙行の牙帖を領収して牙税を徴収する義務を記載していた。

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> 詳細は呉奇衍「清代前期牙行制試述」『清史論叢』6 輯、1985 年。邱澎生「由市廛律例演変看明清政府対市場的法律規範」『史学:伝承與変遷学術研討会論文集』1998 年。山本進『明清時代の商人と国家』研文出版、2002 年。林紅状「清代前期牙行制度的演変」『蘭州学刊』2008 年 9 期などを参照。

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> 原文は「(萬曆 9 年) 又題准、每歳解京白糧、務点殷実粮戸、正身解納。…船只許令糧長 自雇五百料中船。毎百石、定給銀三十三両。埠頭等役、悉行査革」である。

して四斗の船米を〔手当として〕補う。富豪は利益を独占して、船を造って〔糧食を〕 運送する際、一隻の船の値段は一百二十両であり、埠頭が写船(水運契約を斡旋する こと)する場合、一十両の銀を抜き取り、部内の運送〔を監督する〕官員からの要求 金額はまた十両ほどに至る。…内府の十万余石の白糧を悉く…官船を造って運送する ほうがよい、合計一二年ほどの貼米(手当)を用いて、数十年の水腳(運送費)の徴 収を免じ、そこで部運・埠頭・船戸の害はひとりでに革除される<sup>29</sup>。

巡按直隸監察御史張惟恕の上奏によれば、寿州における正陽鈔関では、成化八年から 飢饉を救うために船米を徴収した。…嘉靖八年に至って、委任された徴収官員が各地に 害をなすため、すべて廃止された。現在鳳陽・臨淮などの地域の民衆は凶作を被った ため歳貢を行うことができない。…前項の鈔関は間違いなく再開すべきである。…本 [戸] 部が見たところ、…当該巡撫の上奏によれば、…必ず適切に調査した後にはじめ て再開すべきである。…鳳陽知府劉佐復が調査したところ、正陽鎮地方では…船梁頭目 はもともと定額がある。…一年の所得は約三千余両であり、…婚配死葬・生育男女など の項目の経費はすべてその所得より補う。…その四百名の埠頭は確かに人数が過多であり、削減してよい。まさに寿州の官府に命じて、本鎮から一百二十名の富裕者を選出して官府に送り、毎月十名を点呼して輪番に〔官役を務めさせて〕交替する。その 徴収を監督する委任官は、撫按官が府州県から一員の廉潔で敏腕な佐貳官を選出して 担当させ、三ヶ月毎に入れ替える。〔埠頭が〕徴収した銀を官府に送る〔際に〕、帳簿を設立し、月毎に撫按の衙門に赴いて検査・交替を受けるべきである30。

<sup>-</sup>

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 原文は「一日造運船。…査得正糧一石、例貼船米四斗。富豪擅利、造船攬載、每船一隻、官價一百二十兩、埠頭寫船抽銀一十兩、部運官需索又不下十兩矣。…合無内府白糧十萬餘石、皆…打造官船裝載、計用一二年貼之米、可免數十年水脚之徵而部運埠頭船戸之害、不禁自除矣。 …注、今白糧仍用民運、則此議定寢閣不行矣」である。

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup> 原文は「巡按直隸監察御史張惟恕題稱、壽州正陽鈔関、始於成化八年以賑濟飢民而勧収船米。…至嘉靖八年又以委官人等、多方為害、通行停革。今鳳陽臨淮之民、年穀荐荒、歳貢不辦…前項鈔関、委應照舊開設。…本部看得、…節該彼處巡撫奏開奏、…必須勘處停當、方可照舊開復。…鳳陽知府劉佐復查得、正陽鎮地方…船梁頭目自有定額。…一年所得稅銀約三千餘兩、…歳給婚配死葬等項…生育男女衣服之費、俱賴此項錢糧。…其埠頭四百名、誠為過濫、所宜裁革。合無令壽州上於本鎮精選殷實者一百二十名送府、每月預點十名輪流更替。其監收委官、須於府州県佐貳廉能官内聽撫按選委一員管理、一季一換。所收料銀解府、置立循環、按月赴撫按衙門倒換稽考」である。

この中で重要なのは、当時の正陽鈔関における400名ほどの埠頭が地方官府のため毎年3000 余両の税銀を徴収していることである。400名の埠頭は過剰であり、官員らは定員を120名 に変更しようと提案してはいるが、埠頭を通じて経過する商船から船米など名目の通過税 を徴収することはなお存続されたわけである。

このように埠頭を徭役の一種として捉えようとする政策が原則として全国に施行されている一方で、例えば江南のような商業が発達している地域においては、官府が当地の情況に従って埠頭徭役の改革を図っていた。万暦『青浦県志』巻3、役法、埠頭には

昔 [国家が] 都市内の富裕層を埠頭に充当させ、官府の公差(官役)として船隻を供出させた。東胥はそれを [収奪を行う] 絶好な機会と見なした。私埠頭が漕運船・商船から牙銭を徴収して [いたにもかかわらず、彼らを官役に充当しなかったため]、民衆は不公平と考えた。これからはもし官埠頭を私埠頭に充当させ、牙銭を [官役支出の] 公費に補助すれば、便利である<sup>31</sup>。

とある。すなわち、官府の許可を受けた埠頭(即ち官埠頭)はそもそも公務の用途に船隻を貸し出しており、それ以外にも私埠頭が存在していた。これによれば、埠頭の無許可経営(即ち私埠頭)は明代後期の万暦年間には認可されていたようである。官府がその私埠頭の経営を禁止せず、さらに官埠頭を私埠頭に充当させるというように、私埠頭の経営を推奨している。官府がこのように無許可埠頭の存在を黙認することは江南の商業流通が明初よりも盛んであったということに加えて、国家が牙行に対するのとは異なった方策で埠頭を掌握しようと試みていたことを示している。隣県の上海県では、青浦県官府の意図を具体的に実施し、さらに埠頭の経営状況をより詳細に記録した。万暦『上海県志』巻4、徭役、埠頭には

以前には官府が城内の富民を埠頭に充当させて、上級官員の巡視や公差(官役)として船隻を提供し、民衆は苦しんでいた。万暦十一年に松江府同知郝字<sup>32</sup>が上海県の事務を管理しており、曰く本県の南北の漕運糧長及び各所の客商が船隻を雇用する際に、私埠頭に牙銭を納め、官埠頭は自らに船運送の禍(負担・苦労)を受けるという。そこて隣の浦の有力者〔を埠頭〕にさせ、執照を頒給し、牙銭を徴収して公差(官役)の船雇用経費を補填することを許し、〔その制度は〕今まで続いている<sup>33</sup>。

という。これによれば、万暦11年の官埠頭が自分の所得を官府に納付する際に、領収した

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup>原文は「先是以城市富民為埠頭、供官府公差船隻。吏胥視為奇貨。而私埠頭坐取運舡商舡 牙銭、人心不平。今若以官埠頭充私埠頭、而令其即以所收牙銭補公費則便矣」とある。ま た、山本氏は「史料を忠実に官埠頭に充てられている者を新たに私埠頭に充てよと解釈さ れるなら意味が通じない」と考えて、「私埠頭を官埠頭となし、牙銭の収益で差務を支辦さ せるべし」と読み替えた(山本進「明末清初江南の牙行と国家」名古屋大学『東洋史研究 報告』21 号、1997 年を参照)。これは、山本の間違いである。

<sup>32</sup> 郝字が松江府の同知に在任する期間について、(清) 嘉慶『松江府志』(『中国地方志集成』 上海、上海書店、1991 年所収) 巻 36、職官表を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>33</sup>原文は「先年點市居富民為埠頭、供上司按臨、□公差船隻、民甚苦之。万暦十一年本府同知郝字掌県事、謂本県南北運糧長及各処客商僱船、牙銭入於私埠、而官埠獨受船禍。乃令傍浦有力者為之、而給執照、聴取牙銭補公差船費、相沿至今」とある。

のは「牙帖」ではなく、「執照」というものである<sup>34</sup>。広義には、牙帖と執照とは同じく、営業許可証を指すが、両者を単に同一なものと断ずることはできない。牙帖は牙行の経営許可証として、全国の牙行に頒給するものであり、無帖の牙行は不正の私牙として、国家に取り締まられる。これに対して、埠頭の中で執照を領収していたのは官埠頭だけであり、私埠頭の執照領収については言及されていない。しかも、青浦や上海などの地方官府は私埠頭の経営を禁止しなかっただけではなく、官埠頭を私埠頭にさせようとも推奨した。また埠頭が執照を領収する時に納めた金額も特徴的である。一例を挙げると、婁塘鎮において無頼が埠頭を自称して商民から収奪することを禁止する康熙24年(1685)の碑刻①「嘉定県為禁光棍串通兵書擾累鋪戸告示碑」(『上海碑刻資料選輯』2 乙-43)には、青浦・上海県埠頭改革後の情況について言及されており、万暦11年以後の官埠頭の情況を以下のように記載している。

婁塘鎮…の埠頭は地元の船戸より順番に充当して、船用の中で銀一両につき三分を控除して、官府が移動する時の僱船費として充当している。これは明代からの旧習である $^{35}$ 。

清代初期の船戸は埠頭に充当される時、明代の旧例に従ってその経営所得の1両毎に3%を官府に納める。官府がこの僱船費を用いて船を雇用し、人・物資などを運送させるため、埠頭を官役に充当する必要がなかった。換言すれば、埠頭に充当する者が船用を納めることによって官役の充当を避けた。これによれば、埠頭が官府に納めたのは営業税ではなく、官役を避けるための代役銀である。ゆえに、官埠頭に頒給された執照とは単なる営業許可証ではなく、官役を銀で代納することを認めた証明書という性格を持つものでもあったのである。国家が埠頭に執照を頒給して、代役銀を徴収することは、埠頭に対する管理を徭役制度の一環として捉えたこと36を示すと同時に、埠頭と牙行との管理をめぐる差異も反映している。

清初において、国家は上述のように埠頭を徭役の一環として捉え、明初のように私牙・ 私埠頭の経営を禁止しようとした<sup>37</sup>。これは「私充牙行埠頭」の条に沿って行った施策であ り、流通の保護・管理に主眼とする。同時期に、国家は江南の治安を強化するため、客商 の情報を記録して官府に報告するという制度の施行を牙行・埠頭らに再要求した。康熙 20~ 23 年に両江総督であった于成龍が提起した「弭盗安民條約」(『于清端政書』巻 7) には

江南一省は面積が広く、盗賊がいつの間にか現れている。…本部院では皇帝の命令に従って官員を派遣し…当地の言論を広範囲に採り、幾つかの条目に分ける。…すべての条

<sup>34</sup> その呼称は清代に至っても使用されている。たとえば、『福建省例』巻 23、船政、会詳添設船行並召募承充(臺湾銀行経済研究室編、1964年)には「嘉慶九年十二月十七日、奉総督部堂玉批。…至所設船行、応照律官給印信文簿、由県給與執照、不得濫給印帖」とある。 35原文は「切本邑婁塘一鎮、…埠頭一役、向於□地船戸□之中、挨輪充任、扣除紅用毎両三分、以供官府出入僱紅之用。此皆自明至清之旧制也」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup> 明代徭役制度の銀納化について、詳細は岩見宏『明代徭役制度の研究』同朋舍、1986 年 を参照

<sup>37 『</sup>清史稿』志 96、食貨 2、賦役には「総計全国賦額…一日役法。初沿明旧制…、定内外 各衙署額設吏役、…禁人民私充牙行・埠頭」とある。

目を後ろに列挙する。…一、旅館を検査する。凡そ都市や市鎮における居民では、旅店 を経営して客商を接待する場合、一帳簿を設けなければならない。毎晩に泊まる客商 の人数・姓名・出身地・目的地・目的を調査して…帳簿に記入し、翌日の朝に、客商 の去るか泊まるかを甲長に報告して検査を受ける。…一、船埠に命じる。凡そ商人・軍 民らが荷物を持って遠出する際に、必ず牙行・埠頭に投宿するのは、牙行・埠頭が船 戸の行方についてもっとも詳しいからである。…今後、各地方の船埠〔に命じて〕空白 の大帳簿を設けて、地方の官府に送って押印を受けて保存する。船戸が牙行に投宿す る時、〔牙行が〕先にその出身・船夫の姓名・年齢・容貌などの情報を確認し…帳簿に 記入し、番号を作る。客商が埠頭に投宿する時、商人とともに契約の締結日付・貨物 の情報を帳簿の中に記入し、商人の遠出に便利を与えるように、〔埠頭が〕牙票(牙行 が頒給した証明書)を複写して返却する。該埠頭はなお印簿を三ヶ月毎に地方官府に 送って、検査・更新を受ける38。

重要なのは、清初の江南において、客商の情報を記録する義務を負担する者は、牙行・埠 頭以外に旅館もあったことである。客商の情報を記録する帳簿は、治安を良くする目的で 関係の各種の商業施設に頒給されていた。ただし、旅館が客商の情報を官府ではなく甲長 に報告することは牙行・埠頭と異なっている。また「私充牙行埠頭」の条によれば牙行と 埠頭とは何れも船戸の行方などの情報を掌握しているわけであるが、当該史料ではわざわ ざ牙行に船戸の情報を記録させ、埠頭に客商の情報を記録させると強調されている。その 原因は、恐らく慣習として、牙行は売買の仲介を主要な業務とし、埠頭は運送契約の斡旋 を主要な業務とするため39、つまり前者は主に商人を取り扱う対象として、後者は主に船戸 を取り扱う対象としているためであろう。

清代の中期には、国家は埠頭に新たな任務を加えた。『皇朝通志』巻85、食貨畧5、戸口 丁中、乾隆22年の令には

保甲の法を更新する。…その内地に貿易している商民は、当地の住民とともに保甲に編 入する。その住所が確認されない客商は、客長に命じて管理する。…海に臨む漁船と内 海に作業する船は澳戸(版籍に明記された漁業関係者)の保甲(治安長)と親族・隣 人の保証を受け取る。河内の船隻では埠頭に命じて管理する。漁戸及び水辺で生活し

<sup>38</sup> 原文は「江南一省幅員遼闊、盜賊竊發。…本部院欽承簡命、…博採輿論、分別諸條。…所有 規條開列於後。…一、稽査旅店。凡城市鎮集居民開店接客、須定一簿。每晚投宿之客同行幾 人、務査問客眾姓名、係何處人氏、今往何處作何勾當生理。…——登記簿内,次早或去或住 報送甲長査閱。…一、敕船埠。凡商賈軍民人等、攜帶輜重遠行、必投牙埠寫船者、以船戸之 來蹤去迹惟牙埠知之最詳…嗣後、各地方一切船埠俱置立空白厚簿一大本、送地方官鈐記號 印存貯。凡遇船戸投牙、先登詢確實來歷籍貫、及駕船舵水男婦若干名口・姓氏・年貌…一 一填注冊內、編定字號。遇有客商投埠、即眼同該商將某年月日裝載某客人、某項貨物行李 等類、一并填入簿内、照謄牙票給商以便長行。該埠頭仍將印簿按季送地方官倒換稽核」で

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> たとえば乾隆 27 年に頒行された雑役の充当に関する規定「禁止生監充當雜役」(『皇朝文 献通考』巻 24、)には「牙行代客買賣、埠頭代人雇船雇夫」とあり、すなわち牙行が客商の ため売買を斡旋し、埠頭は人のため船隻・人夫の雇用を斡旋するという機能上の区別が清 朝に認識されている。

ている民衆は、最寄の保甲に任せて管理する40。

とある。乾隆 22 年から、国家は埠頭を保甲制度(治安維持の制度)の一環として捉え、彼らの河内船隻を管理する権力を強化した<sup>41</sup>。一方で、保甲法の諸条目から見れば牙行は船戸を管理しておらず、商人に関わる項目においても管理責任を負担してはいない。これは水運流通の保護・管理に対する埠頭の重要性を示しており、さらに国家が両者へ異なる認識を持っていたことを反映している。

以上、牙行と埠頭との差異に注目しつつ検討してきた。確かに両者には共通する部分もあるが、それ以上に異なる点も多く、両者を同質のものとは判断しがたい。見てきたように牙行は売買斡旋・商税徴収を主要な業務としており、埠頭は商品運送・流通保護を主要な業務としている。国家が双方に印信文簿を頒給する意図や、双方への支配政策(たとえば頒給物や徴収名目の性質、無許可経営への態度など)も異なる。仮に埠頭の運送契約に介在する機能(写船)を仲介と考えたとしても、それは一般の商品仲介ではなく、運送労動力の仲介であろう(牙行と埠頭との区別は表4を参照)。だとすれば埠頭を牙行と判断するのは実像からはかえって遠ざかってしまう。

名称	頒給物	徴収名目	無許可経営	経営内容
牙行	牙帖	営業税	禁止	仲介
埠頭	執照	代役銀	推奨	運送

表 4 牙行と埠頭との区別

#### 第二節 江南の水運ルート・船戸の種類と埠頭の設立条件

前節では埠頭と牙行との区別を論じたが、江南経済の展開に伴って埠頭業種の内部にも経営様態上の分化が現れた。本節ではこのことを踏まえて埠頭の設立が求められる条件を検討してゆく。

## 1 埠頭を兼業する米商人(客商)

周知のように、明清時代に至って江南地域は木棉や麻織物・製糸物(桑)・絹織物などの 原料の栽培地になり<sup>42</sup>、湖広(湖北・湖南・江西)などの地域から大量の糧食を恒常的に輸

<sup>&</sup>lt;sup>40</sup> 原文は「更定保甲之法、…其客民在内地貿易者、與土著一例順編。其商賈來往無定者、責成客長…濱海商漁船隻與内洋採捕小艇取具澳甲族鄰保結。河内船隻責成埠頭。渔船網户及水次搭棚趁食之民、歸就近保甲管東」である。

<sup>41</sup> その支配を受けた船戸らは船尾で記号としての「粉牌」を設立し、他の船戸と分別した。 『清史稿』志 95、食貨1、戸口田制には「世祖入関、有編置户口牌甲之令。…及乾隆二十二年、更定十五条…至内河船隻、於船尾設立粉牌、責令埠頭査察」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> 西嶋定生「中国初期棉業の形成とその構造」『オリエンタリカ』2号、1949年(1942年初稿)。同「中国初期棉業市場の考察」『東洋学報』31巻2号、1947年。同「明代におけるも工面の普及について」『史学雑誌』57編4・5号、1948年。同「16・17世紀を中心とする中国農村工業の考察」『歴史学研究』137号、1948年。

入していた<sup>43</sup>。これにより形成された棉布・糧食の長距離流通ルートにおいて、流通保護の 義務も客商(米商人)が代行するようになった。米商人の一例を挙げると、嘉慶 15 年 (1810) 7月の碑刻⑤「元長呉三県永禁詐索商船碑」(『明清蘇州工商業碑刻集』20-258) には、米商 の利益を守り、無頼の収奪を禁止する告示として、米商人の経営状況について以下のよう に記載されている。

我らは楚省の籍に属する。もともと自ら船・資本を用いて、米を蘇州に運んで販売する。或いは、客商と運送の契約を結び、〔客商の〕貨物を蘇州に運んでくる。これは、 米が民衆の食を援助して、貨物が国家の税収に有利となることである<sup>44</sup>。

これによれば、長江水系を利用して米を運送する商人は一般的に自ら船を持っている。彼らが自ら乗船指揮するか、船戸を雇用して運送販売を代理させるかは分からないが、自分の商品を運送する以外に、また他人と運送の契約を結ぶため、米商人が埠頭を兼業する可能性が高い。かかる埠頭兼業の商人のもと、船戸は運送業務を務めるだけではなく、労賃代払いの業務をも担当していた。嘉慶17年(1812)12月の碑刻⑥「蘇州府示論楓橋米市斛力碑」(『明清以来蘇州社会史碑刻集』四、3.437)には、楓橋鎮の斛手労賃を定める告示を載せ、船戸の新しい業務を以下のように記す。

拠洞庭会館司事文生徐昌期の報告によれば、… 〔米商が〕湖北・湖南で船戸と〔蘇州への〕運送契約を締結する時、既に五合の斛力米(斛手の労賃)を船戸に交付して〔、船戸が商人に〕代わって〔斛力米を運送業者に〕給付していた。…現在、〔斛費を〕銀八厘に改定した〔ものの〕、米商は湖北・湖南で契約を締結する時、蘇州における〔斛費支給〕規則の改定について、まだ知らなかった。また船戸に五合の米を渡して、〔船戸が客商に代わって〕斛手(米を量る・運送する業者)に〔労賃を〕に交付していた⁴。つまり、湖北・湖南での米商は船戸と蘇州への運送契約を締結する際に、斛手への労賃を先に船戸に預からせ、船戸が米商に代わって労賃の給付を代行していた。この代行慣習がいつから始まったのかは不明であるが、客商と船戸との間の信用関係を示すことは確かである。このように、客商が船戸と長期的な運送契約を結び、信頼関係を構築していたからこそ、埠頭の兼業が実現し、さらに船戸の労賃代払い業務が創出されたと思われる。

### 2 埠頭を専業とする船戸

客商(米商人)の情況と違い、牙行が船戸と締約することは相当難しい。道光8年12月19日の碑刻⑦「呉県厳禁船戸脚夫把持阻撓糧食豆行上下貨物碑」(『明清蘇州工商業碑刻集』11-152)は船戸の流通妨害を禁止する告示を掲示して、牙行と水運業者との衝突状況を描写している。

われら〔牙行〕は条律にしたがって胥門の外に牙帖を領収して糧食・豆の牙行を経営

\_

<sup>43</sup> 樊樹志 『明清江南市鎮探微』上海、復旦大学出版社、1990年。

<sup>&</sup>lt;sup>44</sup> 原文は職等籍隸楚省。…向或自船自本、販米蘇売。或攬写客載運貨來蘇。是米済民食、貨 利国用」である。

<sup>45</sup>原文は「拠洞庭会館司事文生徐昌期呈稱、…在楚写船之時、已將斛力米五合交付舟人代給。 …今改給銀八厘、米客在楚写船、未悉在蘇更易章程。仍付舟人五合、代給斛手」とある。

している。元々店鋪に来て商品を運搬する時、駁船(河川・港湾などで大型船と陸との間を往復して貨物や乗客を運ぶ小舟・はしけ)を雇用するのか、或は店鋪自ら船を備えて米を持ち帰るのかは、買い手自身で決め、平素から金品を奪う行為がない。しかし現在の駁船戸らは、貨物を運搬する時、強いて〔客商に〕高額な運賃を強要して、自らの船を備えて米を運送することを許さなかった。…われらは付近の牙行であり、日々に貨物を運搬している。駁船戸はこのように法を違反することは、将来脚夫(陸上の運搬業者)に学ばれたら、実に市場に大きな障害になる<sup>46</sup>。

駁船の構造(船幅が広く、平底)は江西の剝船<sup>47</sup>と類似しており、遠距離運送には適さないので、基本的には省内の県の間での運送を務めると考えられる。彼らが高額な運賃を強要して糧食・豆牙行の水運経営を阻害することは、前述の湖南・湖北米商人の情況と対照をなしている。埠頭は凡そ船戸から選出された者が担任する。同治4年(1865)閏5月6日の碑刻⑧「呉県准周廷桂充任万年橋駁船頭永禁不肖船戸冒攬撑載把持阻撓碑」(『江蘇省明清以来碑刻資料選集』蘇州13-157)では、官府は周廷桂という者を埠頭として、他人が周廷桂の名義で貨物を運送することを禁止する告示を載せている。その中で重要なのは、

周廷桂の報告によれば、〔彼は〕平素から駁船を経営して、下二十二図の万年橋の川辺に停泊し、各県からの銭・糧・桐油などの貨物を運送している。以前には、周廷桂が悪質な船戸の「冒載」(周廷桂と偽って貨物を運送すること=冒攬)を被って、短交(運送を経て貨物が少なくなったこと)が発生した。胥門附近の各鋪戸が周廷桂に賠償を要求した結果、〔悪質船戸の存在が暴れて〕官府に捕まり、〔官府が悪質船戸の経営を取り締まる〕禁令告示を出した。現在では、以前の告示が遺失して、〔周廷桂は〕悪質な船戸がなお〔自分の名義を〕偽称して貨物を運送することを恐れ、官府から〔埠頭に〕充当する告知文の発給、〔悪質船戸の冒載を〕禁止する告知文の掲示を申請した。〔周廷桂は〕また埠頭保証人の各承諾書・年齢・容貌リストを〔官府に〕持ってきた。このため、〔官府が〕以下の告示を船幫・埠頭保証人に知らせた。周廷桂は以前のように下二十二図の万年橋などのところの駁船頭(即ち埠頭)に充当、各銭・糧・桐油の運送を務める。胥門の銭莊・桐油などの店鋪が貨物を運送する時、悪質な船戸が〔周廷桂と〕偽称して貨物を運送すること、運送を独占・妨害することは許さない。

とある。外来の船戸が万年橋に貨物を運送する時、周廷桂という在来船戸の名義を使用し

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup>原文は「身等在治胥門外領帖開張糧食豆行。向来店鋪糴貨、或喚該処駁船裝載、或自備舟運回、応聽買主自便、向無勒索銭文。今駁船戸等、毎遇貨物上下、恃衆霸持、勒価硬索、不許自船載運。…身等係該処牙行、日有貨物上下。駁船如此不法、將来脚夫效尤、実於行市大有関礙」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> 横山英「清代江西省における運輸業の機構」『広島大学文学部紀要』18 号、1960 年。後に同氏『中国近代化の経済構造』亜紀書房、1972 年 168~171 頁を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup>原文は「拠周廷桂稟稱、向撐駁船停泊下二十二図万年橋河下、駁載各県銭糧桐油等差。前被不肖船戸冒載短交。胥門内外各莊鋪向身賠補、稟奉拿弁示禁、在案。今因前発示論□□遺失、恐有不肖船戸、仍再冒攬、投求給諭充当、出示厳禁等情、並呈埠保各結・年貌清単前來。…為此、示仰船幫埠保人等知悉、在周廷桂循旧□充下二十二図万年橋等処駁船頭、承值各錢糧桐油等差。所有胥門□□□莊桐油店鋪駁運貨物、毋許不肖船戸冒攬撐載、把持阻撓」とある。

ていた。これは周廷桂の名前を用いなければ、万年橋での運送ができなかった、言い換えれば駁船戸が排他的な経営を行っていたために起こったことである<sup>49</sup>。これは牙行の水運参入の障害ともなりうるだろう。周廷桂はそもそも店鋪が官府に納める「銭糧桐油」と言われる税・採弁品を運送しているが、埠頭に充当される時、官府に経営保証人の情報を提出した。これは駁船戸としての周廷桂が貧乏で、埠頭とされても、運送のリスクを負担できないためと考えられる。官府は周廷桂に保証人を設定させ、これにより埠頭の流通保護機能を果たさせると同時に、運送の独占権も与えたと考えられる。

# 3 埠頭管理の限界――海埠頭創設の禁止から見る――

各碑刻では、船戸が専業とする埠頭と、商人が兼業する埠頭のあり方の両者を描写していた。いずれも、埠頭が各水運通路に普通的に介在していたことを示しているが、実際には、埠頭の設立を必要としない情況も存在している。乾隆 17 年 (1752) 12 月の碑刻③「太倉州奉憲取締海埠以安海商碑」(『明清以来蘇州社会史碑刻集』四、3. 436) は瀏河口での海運埠頭を取り締まることを記載している。その主旨は以下のとおりである。

太倉州の瀏河口(瀏家港)は南北交通の要衝であり、ここを経過する商船はすべて客商自身の船であり、或いは親友や商艘を乗せる状況が多かった。[客商は]たまに他人の船を雇用・写船する時も、信用できる知り合いの船主しか選択しないため、牙行・無頼・海埠[頭]の介在を必要としなかった。思うに、内陸の河における船戸は資産がなく、船員の籍貫も考察できないので、埠頭を設立して彼らを管理しなければならなかった。それに対して、[瀏河口に往来する]商船は、すべて富裕な良民であり、隣人の保証を有していた。また、船員の年齢・容貌・住所などの情報も [商人に] 記録されていた。さらに、海関・県衙門から「牌照」を貰って、検査官員もあり、[商品流通を保護する]法律は極めて詳細なので、海埠の検査は不要であった。… [上述のため]これからは旧例に従って貿易・納税を行い、無頼らの海埠を創設して、牙用の名目を徴収することを禁止する50。

<sup>&</sup>lt;sup>49</sup>船戸の経営性格について、詳細には横山英「清代江西省における運輸業の機構」『広島大学文学部紀要』18号、1960年。後に同氏『中国近代化の経済構造』亜紀書房、1972年149~159頁。

<sup>50</sup>原文は「瀏河一口為南北通津、商等往来貿易、皆係自舡、或附載親友・商艘居多。間有僱写他舡、亦與熟識舡主交易、相信相孚、無欺無弊者六十餘年。並無牙行・地棍恣意分肥、亦無海埠橫征剝削。不意思忽有游棍江三和・許永裕・張永吉・馬合順等呈県創設海埠、勒索牙用、復私举吳県遊民馬琮培・毛硯偉充当。…伏思内河舡戸身家既難可必、水手亦無稽考、是以設立埠頭、以專責成。至於商舡、皆係身家殷実良民、取有地鄰甘保各結、舵工・水手年貌・住址・俱有著落、更有関県牌照、訊守盤査、立法已極周詳、何需海埠再有稽査。商等冒險経営、□応上完税課、下還水脚、豈容節外抽收。…海舡必須身家殷実、取具地鄰保結、方准編烙給照、給牌駕駛。非同内河舡兵隨処攬載、漫無稽查者比。且聞歷来商客船□、自行凴行僱載、任従客便、相安已久。今增設舡埠、轉恐有壟断居奇、滋擾不便之処。…当経本州檢查、各省商人航海貿易已非一日、向無逃載盜売之事。且出口商舡俱属身家殷実、而舵水人等俱有年・貌・籍貫、各有保人、由県結報、始准給照駕駛。而出入海口、又係層層盤

これによれば、内陸河川で水上運送を務める船戸は財産が少なく、船戸に所属する船夫も身分を確認できないので、埠頭の設立を必要とした。しかし、海上運送を務める船戸はそもそも富裕な人であり、その保証人もおり、船夫の年齢・容貌・籍貫などの情報も官府に登録されていた。ゆえに、埠頭・牙行を設立する必要はなかった。また、商人らが海運で商品を運送する際に、自ら船を準備する以外に、知り合いの海運船戸しか雇用しないので、商品流通の弊害も発生しなかった。まとめると、埠頭は商品流通を保護するため設立するものであり、商品流通の安全が保証されるところでは、埠頭の設立を必要としなかったのである。

上述の碑刻は埠頭の設立と船戸の運送リスクの負担との関連をも提示している。これら をあわせて考えると、船戸の経営と埠頭の設立条件とは、以下三点に纏められる。

1、碑刻③「太倉州奉憲取締海埠以安海商碑」で描写されたのは、海上の運送(海運)に 従事する船戸である。海運の海船戸には富裕な人が充当され、官府はその下の船夫の年齢・ 容貌・籍貫などの情報を掌握している。また彼らは客商と互いに密接な関係を築いていた ため、直接契約を結ぶことができ、埠頭の契約仲介・流通保護を必要としなかった。

2、碑刻⑤「元長呉三県永禁詐索商船碑」・⑥「蘇州府示諭楓橋米市斛力碑」で描写されたのは長江水系を利用して、省の間で遠隔地運送に従事する船戸である。この船戸はそもそも資産を持つ客商か、もしくは上に雇主がいて運送のリスクを負担できる者だった。そのため、客商と契約を締結した後、流通の安全を保護する責任を負担できる<sup>51</sup>。また、客商と長い間の合作を行って信頼関係を結んだ結果、船戸が運送費の代払い業務を経営するようになった。この種の船戸は客商と契約を締結する際に、埠頭の仲介を必要とし、埠頭を客商が兼業する情況をもたらした。

3、碑刻⑦「呉県厳禁船戸脚夫把持阻撓糧食豆行上下貨物碑」・⑧「呉県准周廷桂充任万年橋駁船頭永禁不肖船戸冒攬撑載把持阻撓碑」に描写されたのは省(或いは府)内(元和県・長洲県・呉県など)の間で近距離運送に従事する無産の船戸である。彼らは運送のリスクを負担する手段がなく、客商とも短期的な契約しか結ばなかった。そのため、船戸と商人との間に信用関係を構築できず、牙行や客商らが埠頭を兼営して船戸を管理することは発生しなかった。この種の船戸は経営を独占する傾向があり、客商・牙行の水上運送業への進出を阻んだ。埠頭は船戸により担われることが普遍的であった(表5を参照)。

-

詰、誠如藩憲鈞批、非同河内船隻、隨処攬載、漫無稽査者比。…嗣後仍聽循照往例、自相識 之人僱写裝載、貿易輸税。永不許奸徒・游棍籍詞創増海埠、希図扣收牙用射利、累商滋事、 各宜永久遵行」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>51</sup> 船戸の流通保護責任について、詳細は横山英『中国近代化の経済構造』亜紀書房、1972 年、159~162 頁を参照。

船戸種類	商人との関係	運送リスクに対して	埠頭の設立
海運	客商と直接に契約を結ぶ	富裕であり負担可能	不要(官府より船戸
			の情況を把握する)
江運(省際)	湖南米商と信頼関係を培い、	財産もしくは雇主があり、	商人 (米客商) の兼
	運送費の支払を代行する	負担可能	業
河運(省内)	蘇州糧食・豆牙行の水上運送	資産がなく負担不可能	船戸の専任
	業への進出を阻害する		

表 5 埠頭の設立と船戸の種類(富裕程度)との関係について

## 第三節 埠頭経営の様相と国家の水運管理政策

本節では、埠頭が清朝の水運管理政策のもとで水運ルートに如何に介在するのかという問題に分析を加える。

### 1 国家からの額外徴収

既に言及したように、国家が埠頭の経営に対して、営業税ではなく代役銀を課することは、埠頭支配政策と牙行支配政策とが異なる特徴を示すことの一例である。それ以外に、清代中期における国家の牙行・埠頭からの額外の徴収についても方式上の差異が見出される。乾隆 17 年(1752)8 月に常熟福山港で建てられた碑刻②「常熟福山港進出口貨物捐銀条目碑」(『明清蘇州工商業碑刻集」18-206)には、官府が福山塘河を浚う経費を揃えるため、各客商と牙行から捐銀を徴収することを載せている52。その明細は以下の通りである(表6を参照)。

この中で重要なのは「貨物を載せた江船は船ごとに一銭の銀を捐納して、魚行は船毎に一銭の銀を捐納し、船埠は毎月二両の銀を捐納する」という内容である。これによれば、南貨の客商と魚業の牙行と船戸とが各自に船を持っている。客商・牙行・船戸以外に、又「船埠」という業者があるが、それはおそらく一種類の商品のみを運送する業者ではなく、各商品の運送に船を提供する埠頭であろう。国家は客商や牙行に貨物の数量(船・載・包・

\_

<sup>&</sup>lt;sup>52</sup>原文は「南貨毎大船客商捐銀二銭四分。牛筋捐銀三釐。南貨中船捐銀一銭六分、下船捐銀八分。南貨裝船毎大船捐銀一銭、中船捐銀五分、下船捐銀二分。裝貨江船毎載捐銀一銭。 魚包城包毎包捐銀一釐、吊包対折。…本港本镇鋪戸作坊需用貨物毎載捐銀二分。…豆餅毎千 片牙行捐銀五分、買豆餅客船毎千片客商捐銀五分。豆麥雜糧毎石捐銀一釐。魚行毎船捐銀 一銭。…船埠毎月捐銀二両」とある。

片・石)に基づいて額外の徴収を課したが、船埠に対しての徴収は数量と関係がなく、経営の時間と関連している。つまり、牙行・客商からの額外徴収は登録税・取引税に近い形式をしており、埠頭からの額外徴収は一種の営業税と類似しているのである。

表 6 捐銀の明細

南貨毎大 <u>船</u> 客商	捐銀1銭4分(0.14両)	
牛筋(毎大船客商)	捐銀3釐(0.003両)	
南貨中船	捐銀1銭6分(0.16両)	
(南貨)下 <u>船</u>	捐銀8分 (0.08両)	
南貨装船毎大船	捐銀1銭 (0.1両)	
(南貨装船毎) 中 <u>船</u>	捐銀5分(0.05両)	
(南貨装船毎) 下 <u>船</u>	捐銀2分(0.02両)	
装貨江船毎 <u>載</u>	捐銀1銭(0.1両)	
魚包堿包毎 <u>包</u>	捐銀1釐、吊包対折(0.001両)	
鋪戸作坊需用貨物每載	捐銀2分(0.02両)	
豆餅毎 <u>千片</u>	牙行捐銀 5 分 (0.05 両)	
買豆餅客船每 <u>千片</u>	客商捐銀 5 分 (0.05 両)	
豆麥雑糧毎 <u>石</u>	捐銀1釐(0.001両)	
魚行毎 <u>船</u>	捐銀1銭 (0.1両)	
船埠毎月	捐銀2両	

#### 2 埠頭の経営の実相

埠頭は、代役銀の納付を条件として官役の運送を免じられて以後、民間船戸の支配を主要な業務としていたが、その経営情況は運送貨物の種類により異なっていた。一例をあげると、嘉慶14年(1809)4月の碑刻④「元長呉三県永禁封捉煤炭樹柴船隻碑」(『明清蘇州工商業碑刻集』14-175)は、漕米の運送を務める「埠差」が民間の煤炭樹柴船幫の船を無制限に徴発して、船幫の訴えを招いたことを記載している。その大意は以下の通りである。

船幫小甲沈宏源の訴えにより、漕米の運送に従事する埠頭などの役人が煤炭柴の運送船を封捉(徴発)することを禁止する。…兵糧埠頭に告知して、このような漕米の運送に堪えない船隻を封捉することは許さない。…このため碑刻を立てて示す。…これから、江蘇・浙江各船幫の漕船が…官府の命令に従って兵糧埠に赴き、広くて丈夫で糧食を運送できる江船隻を用いて、漕米を運送する。もし官役の埠夥が糧食運送の名目で煤炭樹柴船隻を徴発して、妨害を起こしたら、商人・牙行・船戸が〔彼らを〕指名して元和県・長洲県・呉県に報告し、〔官府の彼らを〕革除する根拠とする53。

53原文は「案照船幫小甲沈宏源呈請示禁、埠差人等毋許封捉煤炭柴(中缺)、飭県示禁等情。…

当時の船戸は運送貨物の種類によってそれぞれ「船幫<sup>54</sup>」と言われる同業組織を結成しており、各船幫の組織構造は運送貨物の性質により官運(官物の運送)・民運(官物以外の運送)に大別することが出来る。たとえば、江蘇・浙江の船幫は、官物の漕米を運送しているから、その管理者は「兵糧埠頭」と呼ばれ、そのもとで働いている船戸などの人夫は「官役埠夥」と総称された。官埠頭は康熙 24 年(1685)にはすでに代役銀を官府に納めて、官役の運送を免じられていたから、嘉慶年間の漕米運送に介在する埠頭は代役銀で雇用されたものである。彼らが官役の運送を務める時、碑文で提示したように、ほかの船幫の船を恣意的に徴発するという収奪者的な性格を示していた。一方、煤炭・樹柴などの官物ではない物資を運送する船幫は民運に属す。その管理者は「船頭」と呼ばれ、彼らの上にはまた「小甲」という者がいた。小甲はもともと里内の警察として治安維持を務める役人の意味である55から、船幫における小甲は凡そ治安維持と類似する職務、たとえば流通の保護を務めているだろう。これを踏まえて推測すれば、その職務は船頭が輪番で充当されていた可能性がある。彼らが自分の所属する船幫の利益を守るため兵糧埠頭と対立することは、その流通を保護する責任によりもたらされたものと考えられる。

## 3 埠頭機能の形骸化

前述の碑刻®「呉県准周廷桂充任万年橋駁船頭永禁不肖船戸冒攬撑載把持阻撓碑」には、 国家の埠頭充当者に対する措置(保証人の設置)が述べられていた。国家はこの措置により船戸専業の埠頭に水運ルートの管理権を与え、商品流通に対する保護を図った。しかし、 実際にはその時期の埠頭は、船戸を管理する能力が低下していた。同治7年(1868)7月 14日の碑刻⑨「長洲県準徐家匯碼頭由朱永高承充埠頭」(『江蘇省明清以来碑刻資料選集』 蘇州 13-158)には

徐家匯の埠を管理している朱永高は、そもそも船戸と租用契約を結んだ十隻の船を有して、毎月に各船から租金を徴収しているが、後に租用契約を結んだ船戸はその船をほかの船戸に譲り、実際の使用者が変った。そして、新しい使用者は租金の支払いを拒否した。また外来の商船が徐家匯に泊まり、衝突を起こした<sup>56</sup>。

とある。要するに、埠頭である朱永高は、徐家匯という港で船を管理する責任を有しているが、その職務を遂行できなかった。そもそも朱永高が握ったのは船隻の賃借権か、停泊地の賃借権かは明らかではないが、ともかく船戸間での賃借権の譲渡状況を把握できず、租金の徴収がなされなかった。同時に外来商船の管理もできず、衝突が起きた。その埠頭の職務を遂行するためには国家の庇護を必要とし、官府の告示を碑刻に載せたのである。

一面先行厳諭兵糧埠頭、不得再將此等不堪駁糧船隻、封捉滋擾。…為此碑示…自示之後、爾等江・浙各幫漕船…遵照憲飭、自投兵糧埠、僱覓寬大堅固慣裝糧食之行江船隻、駁運漕米。如有官役埠夥、藉駁糧為名、混行封捉前項煤炭樹柴船隻滋擾、許商牙船戸指稟本三県、以憑立提究革。…嘉慶十四年四月□日示。柴炭小甲沈宏源、長安炭・無錫柴船頭万世栄・華瑞鳳・朱聖章公立」とある。

<sup>54</sup> 船幫について、詳細には山本前掲『明清時代の商人と国家』60 頁を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>55</sup> 川勝守『中国封建国家の支配構造』東京大学出版会、1980 年、75 ・137 ・138 頁を参照。 <sup>56</sup>原文は「徐家匯埠管業□一□経□戸朱永高□□□□□□□□□□□十人□□□有租契共船十 隻。毎月交銭(下缺十八字)頂替更換、恃蛮抗租、又因客船占泊、遂至争論」とある。

朱永高は船の貸し出し業務を担当していていたが<sup>57</sup>、各船戸の情況を掌握していない以上、水上運送の安全も保護していたとは考えがたい。埠頭を中核とする流通保護構造になぜこうした形骸化が発生したのか、光緒 15 年 (1889) 7月7日の碑刻⑩「長洲県諭禁外来船隻硬泊汝文彬管業碼頭河埠碑」(『明清蘇州工商業碑刻集』18-217) にはその原因の一つが述べられている。

汝文彬という者の報告によれば、彼が経営している茶桟と河埠は、昌四図の方基底牛場頭にある。河埠においてもともと停泊している尖頭・淌板などの船は、外祖父の金茂昌の遺物である。道光六年、前任の水利庁官員の示論を受けて、外来船隻の強引停泊・妨害を許さなかった。金が〔息子などの〕跡継ぎがないので、私(汝文彬)により外祖父を祭祀し(財産を継承すること)、〔汝文彬が金茂昌の〕職業を執ることを〔官府に〕報告して、清糧弁賦の官役を受けた。尖頭などの船は克復(太平天国からの土地奪還)の戦争が終わった後に往来が無くなった〔ため〕、全て本茶桟の客商の商船を河埠に泊まらせた上で徴収した租金により、河埠の賦税に抵当しており、残された利子で生活している58。

この碑文は官府が汝文彬という者に命じて昌四図方基底牛場頭の河埠を管理させ、外来船の無許可の停泊を許さないことを記載している。中でも重要なことを記すと

- 1、汝文彬という者は、客商らの船を外祖父金茂昌の「河埠」に停泊させ、客商から「河埠」使用料を徴収している。客商は船を停泊させ、汝文彬所有の「茶桟」へ赴き、そこで休憩・宿泊する。
- 2、汝文彬が外祖父の後継者として河埠の管理者に充当される時、己の資産を官府に登録 した。これと「私充牙行埠頭」の条で規定された埠頭の充当要求とを合わせて考えると、 外祖父も官埠頭を経営していたと考えられる。
- 3、汝文彬が開設している茶桟において、売買の仲介を行う可能性もあるが<sup>59</sup>、彼が提起した財源はただ停泊した商貨から徴収した租金であり、仲介に関する収入には一切言及していない。ただ当時国家が牙行の経営者に高額な税金(及び付加徴収)を課している<sup>60</sup>ことから考えると、汝文彬が非合法的に仲介を行った可能性も皆無ではない。
- 4、太平天国の動乱によって、河埠での船戸らは四散し、戦争が終わった現在でも河埠に 戻らず、汝文彬は河埠を商船の駐船場として経営してきた。汝文彬は外祖父の関係で埠頭 に充当されたものの、船戸ではなかったので、水上運送に関する情報を把握できなかった のである。

-

<sup>&</sup>lt;sup>57</sup> 埠頭は一般業者の中での運輸手段貸付業者に属し、運輸労働者とともに貨物を運搬するとともに、船を小運送業者に賃貸することも一般的であった。詳細は今堀誠二『中国の社会構造』有斐閣、1953 年、198 頁を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>58</sup>原文は「拠汝文彬稟稱、身管業茶桟・河埠、坐落昌四図方基底牛場頭一帯。河埠向停尖頭 淌板等船、係外祖父金茂昌所遺。曾於道光六年稟蒙前水利廳…示論、…毋許外来船隻硬泊滋 衅…。因金無後、由身奉祀、執業報明、清糧弁賦。所有尖頭等船、克復後無従往来、全賴 本棧客商貨船停泊、收租抵賦、余息度日」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>59</sup> 「茶桟」を茶の仲介に従事する牙行と解釈することもできるかもしれないが(岡本隆司 『近代中国と海関』名古屋大学出版会、1999 年。189 頁を参照)、今回の使用史料から見れ ば証拠不足のため、暫く茶桟を休憩・宿泊を提供する宿屋と捉えたい。

<sup>60</sup> 山本進「清代江南の牙行」『東洋学報』74巻1・2号、1993年を参照。

ここまで述べてきたことをまとめておこう。清代道光時期のころより、埠頭を中核とする水運流通・保護の構造が動揺しつつあった。朱永高や汝文彬などはその具体例である。 こうした背景として、まずは太平天国の戦乱が多数ある要因の内の一つとして挙げられる。 そのほか、海外貿易による流通経路の変容などもあると思われるが、詳細な分析は将来の 課題としたい。

# 4 船行の設立――新たな管理形式として――

江南埠頭の機能が形骸化して以後、地方官府は水運流通を改めて安定させるため、「船行」という流通管理組織を新設した。光緒 26 年 (1900) 正月 18 日の碑刻⑪「松江府為禁船行管幫私收埠規告示碑」(『上海碑刻資料選輯』2 甲-33) によれば、

調査したところ、上海の各碼頭におけるすべての埠頭は、以前の丁〔日昌〕巡撫<sup>61</sup>の命令により革除された。当時の前任上海県知県たる朱鳳梯<sup>62</sup>は、上海県は繁華なところで、船運の需要が頻繁であり、もし検査・管理の人がいないなら、必ず業務の強奪・業者間の衝突が発生すると考えた。[そして朱鳳梯は上司に]詳細に説明して、[埠頭を]船行に改設する〔と提案した〕。[船行を経営する前に〕公正な郷紳が担保し、詳細に申請した上で〔官府が〕営業の執照を給付して充当させる。[船行が〕別の名目を立てて私的に徴収することは許さない。従来の悪習(陋規)について、たとえば幫差・貼捐・埠規、すべての油燭など額外の徴収名目は悉く革除する。もし衙門の役人が非法的に〔船行を〕充当するなら、直ちに逮捕して罪を追究する。…茆彦良(淮揚公所司董)らが報告した闇の徴収費用は、船牙に派遣された「管幫」が私的に徴収する埠規である。…また通瀛公所の善釐〔という名目の徴収〕は、…貧乏な体力労働者に強いて金銭を寄付させることである。…徴収した捐銭(寄付金)も使途不明であった。…この告示を出して以降に、もし衙蠹・船牙・劣董などの者が再び敢えて私的に規費・善釐などの名目で陋規を徴収したら、被収奪者は直ちに県府に赴いて訴えることを許す<sup>63</sup>。

つまり、埠頭の経営は、巡撫丁日昌の命令により禁止されたが、交通の要衝にある上海県

62 『上海県続志』巻 15、名宦、朱鳳梯の条には「朱鳳梯、字梧岡、浙江蕭山人。同治七年 摂県事」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>61</sup> 『上海県続志』(台北、成文出版社、1970年)巻 15、名宦、丁日昌の条には「丁日昌、 字禹笙、廣東豐順人。同治三年任蘇松太道。…晉江蘇巡撫」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>63</sup> 原文は「照得上海各処碼頭、所有埠頭名目、早奉丁前撫憲劄飭禁革。当由該前署県朱令、 以該県地処沖繁、需船絡繹、設無稽查約束之人、勢必攬奪構衅。詳明改船行、由公正紳者 結保、詳請給照著充。不得另立名目、私自索費。至於向来悪習、如幫差貼捐埠規、一切油 燭浮費、概行革除。如衙門官役暗地朋充、立拿重弁。…茆彦良等所稟黑費、係船牙所派管幫 私收埠規。…至於通瀛公所善釐。…是以窮苦食力之人、而強以匯済善捐之事。…而況所收捐銭、 未聞興弁何項善挙。…経此次示禁以後、倘有衙蠹・船牙・劣董人等、再敢向爾等私索規費善 釐、許被索之人立即赴県喊控。…特示。…淮揚公所司董…茆彦良…。」とある。

では、埠頭が商品の流通を保護して、船戸を管理する機能はとても重要なので、知県は埠頭の代わりに「船行」を設置して運船の斡旋業務を担わせたということである<sup>64</sup>。「船行」の新設について、重要なのは

1、船行はもっぱら船戸を管理するために設立されたものであり、またその経営は郷紳の担保を必要とした。これは前述した駁船戸埠頭の充当と類似しており、その経営者は船戸である。こうして組織された団体は船幫と類似する。

2、「黑費」という額外の徴収は船牙が管理する船幫によって私的に徴収している埠頭の 陋規である。「禁令を告示して以後、衙蠹・船牙・劣董らがなお敢えて汝(船戸)から規費 善釐を私的に徴収するなら」という記述から、官府が埠頭を撤廃して船行を創設し、額外 の徴収を廃止したものの、船牙を撤廃してはいないことがわかる。それは官府が船牙を衙 蠹や劣董などと同様に船幫の利益を収奪する悪と見なしつつも、その特有な役割を肯定的 に認めてもいることを反映している。

3、衙蠹・船牙・劣董は、本来は彼らには担うべき職務が存在していた。たとえば、衙蠹は衙役・埠役河快などの役人の内で悪事をやる者であり、衙役・埠役河快は元来、船幫の官役を管理している。劣董は紳耆の中でも悪事を働く者であり、紳耆は元来、船幫の経営を保証している。それと同じく、船牙は実際に船の雇用に仲介する業者であろう。その仲介機能は水運を保護する埠頭と異なるため、埠頭の経営が停止された後においても、その経営が継続していたと考えられる。

清朝の水運流通に対する支配も明朝後期のように形骸化していた。埠頭がもはや水運流通を管理できなくなったため、清朝は明代以来行われてきた埠頭政策を廃止し、その代わりに船行を設置したのだった。船行の充当条件や、経営方式などの面は埠頭と類似しており、いずれも埠頭と船行との継承関係を示しているといえるのである。

#### おわりに

本章では、江南の碑刻史料を中心に、埠頭と牙行との関係を再検討した。そして、水運ルート・船戸の種類と関わる埠頭の設立条件を分析し、清後期以来の埠頭の機能変遷と国家の水運管理政策に考察を加えた。その結論と展望を以下のようにまとめておきたい。

まず、牙行と埠頭との区別について。従来は、明律「私充牙行埠頭」の条に基づいて牙行と埠頭とを同一であると見なす研究が多かった。しかし、「私充牙行埠頭」の条からいえ

<sup>64</sup> 江南地域での船行設立は同治年間からのことであるが、他地域での船行設立はもっと早いである。例えば、福建省の場合、船行の設立は嘉慶9年に遡ることができる。『福建省例』 (台北、台湾銀行、1964年)巻23、船政、「会詳添設船行並召募承充」を参照。

ば、国家が両者に印信文簿を頒給する目的はそもそも異なる。したがって、牙行は売買仲介・商税徴収を、埠頭は商品運送・流通保護を主要な業務とする異なる業者と判断すべきである。明後期に入ると、国家は牙行に牙帖を頒給して、牙帖がない牙行(私牙)を取り締まる対象とし、牙帖にもとづき営業税を徴収していた。一方で、国家は埠頭を一種の徭役と捉え、官埠頭に充当する者だけに許可証の執照を頒給し、許可証を領収しない私埠頭の存在を推奨すべきものとした。国家が執照によって埠頭から徴収したのは、営業税ではなく埠頭が官役を免除するための代役銀であった。両者が上述のような様々な区別を有する以上、埠頭を一種の牙行と判断するのは、埠頭を抽象化した理解としかいえない。

次は、水運ルート・船戸の種類と埠頭の設立条件について。海運を務める船戸では、自分の財産や容貌などの個人情報を官府に報告したから、官府が船戸を管理することができた。また船戸は運送のリスクを負担する資産もあるため、埠頭の設立は必要がなかった。江運を務める船戸では、運送のリスクを負担する手段があり、長期的な雇用関係によって客商との信頼関係が強かった。この場合、客商が自らの商船を設けて埠頭を兼業するという現象が発生し、船戸が運送費の支払いを代行する業務を行うという状況も現れた。河運を務める船戸は客商との間に短期的・一時的な雇用関係を結んでいるだけであり、資産もないため、客商に信用されてはいなかった。またその船戸は経営を独占して、客商・牙行の水上運送業への進出を阻んだ。埠頭が船戸により独占されることは普遍的であった。

最後に、埠頭の機能の変遷について。埠頭は明代から現れた職業であるが、元代の管船飯頭の持つ流通保護の機能を継承していた。明代において、国家はそもそも埠頭を徭役の一環として見なし、彼らに官物運送・通過税徴収などの任務を与えた。後には、官埠頭は代役銀を納付して徭役を避け、民間で盛んになった私埠頭のように、水運労働力の雇用と水上運送を主要な業務とした。清代に至って、埠頭は当初に国家から一種の徭役と見なされ、その私営は国家に禁止された。乾隆時期に至ると、埠頭は保甲制度の一環として捉えられ、船戸を管理する機能は一層強化された。嘉慶時期に入ると、船戸らは同業組織の船幫を結成するようになっていたが、埠頭は運送貨物の性質により異なった様相を呈する。代役銀で雇用されて官物運送を務めた兵糧埠頭は、民間船幫の船を徴発する収奪者としての性格を示すが、民間船幫の埠頭は流通を保護するのみならず、小甲に充当しされ兵糧埠頭の収奪に抵抗していた。清代後期に入ると、埠頭を中核とする江南水運の流通・保護構造は動揺して形骸化してゆく。その結果、官府は埠頭を中心とする水運管理政策を撤廃し、船の同業組織たる船行を設立し、流通保護の責任をそれに与えたのだった。

以上の結論は伝統中国の水運構造研究に一石を投じると同時に、先学らの見解に一定の 修正を加えるものと思う。ただ、各論拠をより深く検討する余地も残る。たとえば、本稿 明清時代の牙人・牙行研究(第七章 明清江南地域の埠頭と水運流通)

は埠頭が官府に納める金銭を「代役銀」と見なしたが、その金銭を権利の移転によって課された「流通税」と見なすことも可能であろう。この見通しを実証するためには、埠頭が船戸の所得を如何に徴収して、如何に官府に納めたのかを具体的に分析することが不可欠である。これ以外にも残された課題は多いが、詳細は今後の課題としたい。

### 結論

本研究は、国家による仲介業への支配と、地方の商品流通に介在する仲介業の実相と二点に着目して、明清時代における牙人・牙行の経営実態を具体的に分析した。緒言でのべた課題に沿って、本研究で得られた結論を以下のように整理する。

まずは国家による仲介業者への支配について。

- ① 明末において国家は財政施策として、地方官府が非公式の内に牙行から徴収するもの(すなわち牙行の「納穀」行為)を正式の営業税へと転化させ、軍事費の支出に充てた。この施策を実施するにあたって、牙行営業税の納付行為が制度化・明文化されて、以後の清代牙税徴収制度の原形となった。この結論は牙行営業税の制度化・明文化の起源を明代と位置づけ、明清牙行制度の連続性を明らかにした(第三章)。
- ② 国家の「官牙」(官許牙人・官許牙行)への支配は時代により異なる。宋代では、経済官庁は物資を売買する際に牙人を雇用して、貨物の品質検査と価格評価を行わせたので、官牙は「経済官庁牙人」の意味を有していた。元代に入ると、官牙の経済官庁牙人としての意味は消失した。また文契を立てない売買に介在する仲介業者が国家に取り締まれた(非合法牙人と見なされた)ため、官牙は「立契牙人」の意味を持つようになった。明初に至って、国家は「私充牙行埠頭」の条律を設けて、合法の牙行をすべて「官許牙行」とした。明末に至り、商役銀納化改革が頓挫したために鋪戸層の貧困化問題が引き起こされたので、国家は鋪戸に課する買弁(官買)商役を牙人・牙行に担わせた。このような政策が存在したので、「官牙」は「官買牙行」という意味へと変化した(第四章)。
- ③ 明末には鋪戸らが買弁に充当されたことにより急速に倒産していくという状況に陥っていた。崇禎時期において、買弁及び北京の商業構造を支えていたのは牙行であり、牙行は買弁商役の負担により貨物の集荷業務を経営していた(第四章)。また、全国からの買弁物資が通恵河を経て北京城内に搬入され、牙行によって城内と城外の買弁倉庫に運送された。特に城外の場合、牙行は壩河流域、芹城水・楡河流域、潮白河・潞河流域の水上輸送ルートを用いて物資を運送しており、それによって買弁物資消費圏の物流ネットワークが構築されていたのであった(第五章)。
- ④ 国家が北直隷の各地域に課する「牙行換帖銀」の徴収額を相互に比較すると、順天府の「牙行換帖銀」徴収額が最も高く設定されている。これは、順天府の牙行を経営する人数が北直隷の他の地域より多いことを示している。「牙行換帖銀」以外にも、張家湾・崇文門の宣課司における牙行は官店・皇店に大量の経営所得を納付していた。その納付額は換帖銀の十倍以上、崇文門宣課司徴税総額の一割弱にも達した。いずれも牙行の利潤蓄積に基づいて定められたものであり、北京牙行の経営規模の大きさと発展を反映するものである(第五章)。
- ⑤ 明中期から、国営倉庫業たる「官店」は帝室の徴税機構たる「皇店」になった。それに伴って、官店で品質検査・価格算定を務める牙行は業務がなくなり、元来の「官店―

牙行」という商業構造から離脱してゆく。その後、牙行は張家湾で皇店に課税される対象 となり、崇文門で徴税を代行する代理人となった(第五章)。

次に地方の商業流通に介在する仲介業の実相について。

- ① 江南の牙人・牙行は、正規業者と非正規業者に大別することができる。正規業者は経営許可書である「牙帖」を領収した上で、仲介業を経営する。官府は牙人・牙行から「牙税」・「牙捐」と通称されるいずれかの税金を徴収し、彼らを市場管理・保護の要として支配し、商税徴収・官物調達など、額外の任務を彼らに付与した。非正規の業者は、正規の牙行に身を寄せた「経紀」と、経営が国家に認められていなかった私牙とに分けられていたが、いずれも税金の納付を必要としない者であった。また、経紀は牙帖を直接に発給されておらずでも、正規の牙行に身を寄せた結果、官府と牙行との管理を受けることとなり、経営が許可された。私牙は経営許可書を受けていない上、流通の妨害、商人への詐欺など、正規の牙行と競争を行っており、その経営は国家に禁じられていた(第六章)。
- ② 先学は水運業者のリーダーである埠頭を一種の牙行と見なしたが、実際には牙行は 売買仲介・商税徴収を主要業務とする業者であり、埠頭は商品運送・流通保護を主要業務とする業者であり、国家の両者への支配方式もそれぞれ異なっていたのである。また、埠頭の経営形態は水運業者の種類と関係がある。海運を務める水運業者は運送のリスクを負担する資産があるため、埠頭の経営が国家に禁じられた。江運(省を越える遠隔地運送)を務める水運業者は運送のリスクを負担する手段があり、客商との信頼関係も強かった。この場合、客商が自らの商船を備えて埠頭を兼業するという現象も発生した。河運(省内・府内距離など短距離運送)を務める船戸は客商・牙行の水上運送業への進出を阻み、その埠頭は船戸によって独占されていた(第七章)。

上述の結論をふまえて、明清時代における中国の商業構造の特質を次のように総括する ことができる。

従来は、中国の経済の中心地は宋代から南方へと移りはじめ、明代では江南デルタ地域を商業の中心地とする構造が形成された<sup>1</sup>。同時期に、江南デルタは食糧生産地としての立場を失い、北方の物資需要を賄う商品輸出地となったと見なされてきた<sup>2</sup>。こうした理解に基づき、先学らは北方地域が経済の発展途上地域であると見なし、当該地域における牙人・牙行について、店舗の数量が江南地域に及ばず、活動範囲も固定の市場に限られていたものと考えた<sup>3</sup>。

しかし、実際には明代において華北の北京とその周辺地方には、両京体制<sup>4</sup>の影響を受けて、安定的・長期的な物資輸入によりすでに物資の消費圏が形成されていた。とくに明末において、この物資消費圏には、同時期の江南の商業中心地域と比較しても、決して劣らない数量の牙行が存在していた。したがって、明清時代の華北がひとしなみに経済の発展

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 宮崎市定「中国専制国家財政の展開」『岩波講座世界歴史 9 中華の分裂と再生』岩波書店、1999年。

<sup>2</sup> 岡本隆司編『中国経済史』名古屋大学出版会、2013年、184~185頁。

③ 山本進『環渤海交易圏の形成と変容』東方書店、2007 年、24~33 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 詳細は新宮(佐藤)学『北京遷都の研究――近世中国の首都移転――』汲古書院、2004年を参照。

途上地域であったわけではない。少なくとも北京及びその周辺地域には国家の物資輸送政策によって物資消費圏が形成され、高度な発展がもたらされていたといえるのである。さらにその物資消費圏における牙人・牙行が明末以降、商業に重要な役割・機能を担うようになる。このことは恐らく前例のないことである。このように華北、とりわけ北京地域の商業構造を検討することは、江南地域を偏重する従来の研究を見直し、さらに新たに中国商業構造の特質を論じるうえで大きな意義を持つことであるといえる。

また、牙人・牙行のこうした経営実態は近世中国(とくに明清時代)の商業構造上、ど のように位置づけられるのであろうか。これについて近年盛んになされているグローバル・ ヒストリーの議論との関係を示しておきたい。岸本美緒の観点によれば、中国の近世とは グローバルな衝撃を受けて形成されてきた諸体制の社会であり、その時期に作られた新た な各体制が、今日につながる国家の地理的、民族的枠組みを作り出し、各地域の固有の社 会制度や慣行が確立された起点であると見なすことができるという⁵。この議論を参照しつ つ、明清時代における牙人・牙行の経営実態の変動をグローバル・ヒストリーという文脈 においてより大局的に俯瞰するとすれば、牙人・牙行は停滞する中国社会に制限されて近 代化することができず、前近代の制度及び貿易管理体制の崩壊にともなって消滅してゆく という従来の定説6を刷新することができる。すなわち、本研究により解明された牙人・牙 行の近世(明清時代)における実態の変遷は、ヨーロッパからの衝撃を受けて、既存の制 度及び貿易管理体制の崩壊・再建にともない受動的に惹起されたものではない。むしろ中 国の商業が、自らを当該期のヨーロッパを中心とする世界貿易の体制に組み入れるための 能動的な営為の産物であったと考えられる。このようにグローバルな貿易体制に接近する 意欲があるからこそ、中国において海外貿易を担う牙人・牙行では自発的に既存の貿易体 制(朝貢体制)から離れて「洋行」(十三行)や「買弁」(コンプラドール)などよりグロ ーバル的な仲介業者へと発展し、幕末日本で活躍した「売込商人」(外国人に輸出商品を売 込んだ商人)、「取引商人」(外国人と交易する商人)と類似する存在となり7、近代東アジア 商業の展開に重要な機能を果たしたのである。

しかし一方で、中国の国内取引を担っていた牙人・牙行を対象に組み込んで、グローバル・ヒストリーの議論を展開する研究は未だ存在していない。中国のみならず、同時代の日本や琉球など東アジアの他地域の仲介業をも包括して検討すれば、中国国内の牙人・牙

-

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 岸本美緒「時代区分論」『岩波講座世界歴史 1 世界史へのアプローチ』岩波書店、1998年。同「東アジア・東南アジア伝統社会の形成」『岩波講座世界歴史 13 東アジア・東南アジア伝統社会の形成 16-18世紀』岩波書店、1998年。同「中国史における「近世」概念」『歴史学研究』821号、2006年、32~35頁。同「「近世化」概念をめぐって」『歴史学研究』827号、2007年、48頁。

<sup>6</sup> 小沼正「華北農村市集の『牙行』について――とくに徴税機構として――」『和田博士還 暦記念東洋史論叢』講談社、1951 年を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 本野英一『伝統中国商業秩序の崩壊——不平等条約体制と「英語を話す中国人」——』名 古屋大学出版会、2004 年

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 例えば、村上衛が19世紀半ばの華南沿海における牙行を切り口として、中国の貿易管理体制が伝統的・朝貢貿易システムを踏まえるものから、近代的・グローバルなものに進展する経緯を論じた。村上衛『海の近代中国——福建人の活動とイギリス・清朝』名古屋大学出版会、2013年を参照。

行をグローバル・ヒストリーの文脈に議論することが可能となる。現在、とくに近世日本の仲介業に焦点を当てた研究は多くの成果を蓄積している<sup>9</sup>。各々の成果をふまえて中国の仲介業と日本の仲介業とを比較して検討することは、東アジア商業圏の生成・発展を解明する上で不可欠な作業である。本研究はその作業の基礎的な検討材料を提供したものともいえる。

#### 展望

なお、上述の考察を通観すると次の3点の課題が浮かび上がってくる。

- ① 第五章の結論は「明末各地でのかかる慣行が、清代雍正年間に至ってどのような経緯をへて制度的に確立していくのか」という、従来の研究課題に検討を加えた上で、先行研究では論及されていない流通過程に関わる牙行の経営構造と社会的機能についての考察も行った。ただ本論で提出した牙税の額外徴収の徴収形態、たとえば「捐」という形式の額外徴収方式についてなどは、今後さらなる課題としたい。
- ② 第七章は、水運業者を考察の対象として、それと仲介業者との関係を具体的に把握したが、陸運業者との関係についての考察にはなお課題もある。江南の陸運業者は水運業者に劣らない重要な役割を有していたため、それと仲介業者との関係の歴史的発展を追い、系統化することは、当時の商業流通の実相を把握する上でも不可欠である。また、第七章の結論は伝統中国の水運構造についての新たな視角を提示することはできたが、各論拠をより深く検討する余地も残る。たとえば、筆者は埠頭が官府に納める金銭を「代役銀」と見なしたが、その金銭を権利の移転によって課された「流通税」と見なすことも可能である点などである。この見通しを実証するためには、埠頭が船戸の所得を如何に徴収して、如何に官府に納めていたかを具体的に分析することが不可欠であるが、詳細は今後の課題とする。
- ③ 仲介業の経営性格について。従来の研究では、客商と鋪戸とを対象として、それぞれの経営性格を解明した。前者は、徽州商人・山西商人を代表とする。彼らは国家の支配を利用して、小生産者を圧迫する「収奪者」としての性格を有している。後者は、都市内の同業組織を代表とする。彼らは国家に組織され、官物の調達を負担する「非収奪者」としての性格を有している。しかしながら、仲介業の経営性格についてはまだ不明であった。仲介業者は業種によって経営性格が異なり、「収奪者」、「非収奪者」のほか、商品の交易・流通を阻害する「妨害者」としての性格をも有している。その見通しを踏まえて、仲介業者の経営性格を解明し、それ以上に商人経営の実相と商人社会の性格とを把握することを今後の課題としたい。

9 宮本又次『日本近世問屋制の研究』刀江書院 1971年。林玲子『江戸問屋仲間の研究―

幕藩体制下の都市商業資本―』御茶ノ水書房、1978年。同『近世の市場構造と流通』吉川 弘文館 2002年。吉田伸之『シリーズ近世の身分的周縁 4 商いの場と社会』吉川弘文館、2000年などを参照。